

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月23日

【発行者の名称】 フィリピン共和国
(Republic of the Philippines)

【代表者の役職氏名】 ロザリア・V・デ・レオン
(Rosalia V. De Leon)
フィリピン共和国財務省財務局長
(Treasurer of the Philippines)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中村 貴子
同 乙黒 亮祐

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

（注）一定の定義語及び取決め

本書中の統計情報は、本書の日付現在、公的に入手可能な最新の公式データである。本書中の財務データは、共和国の経済データの継続的な保守に伴い後日訂正される場合があるが、共和国は、その発行した証券の保有者に対し、かかる訂正されたデータの配信を行わない。本書中の「該当なし」という語句は、該当する統計データ又は財務データが得られないことを示す。

本書において、(a)「発行者」、「共和国」及び「フィリピン」はフィリピン共和国を指し、(b)「政府」はフィリピン共和国政府を指し、(c)「バンコ・セントラル」及び「BSP」はフィリピンの中央銀行であるバンコ・セントラル・フィリピネスを指す。

「GOCC」とは、その資本金の51%以上を政府が政府関係機関を通じて直接的又は間接的に所有する法人をいう。

政府の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年の12月31日に終了する。

別段の記載がない限り、本書において、「フィリピン・ペソ」及び「ペソ」はフィリピンの法定通貨を指し、「ドル」、「米ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ユーロ」は1999年1月1日に欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された通貨を指し、「日本円」及び「円」は日本の法定通貨を指す。「SDR」は、国際通貨基金（以下「IMF」という。）の特別引出権を指す。株式会社三菱UFJ銀行が2018年7月10日現在（日本時間）で提示した対顧客直物電信売買相場の仲値は、それぞれ1フィリピン・ペソ＝2.10円（電信買相場（TTB）は参考相場）及び1米ドル＝111.06円であった。本書におけるフィリピン・ペソ又は米ドルから日本円への換算額は、

読者の便宜のためにのみ記載するものであり、フィリピン・ペソ額又は米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

本書において、ペソ金額の一部は、読者の便宜のため米ドル金額に換算されている。別段の記載がない限り、かかる換算には、バンコ・セントラルの財務部（Treasury Department）により当該日に公表されるバンコ・セントラル参照為替レート速報（Reference Exchange Rate Bulletin）に掲載される為替レートを用いている。但し、当該ペソ金額が実際に当該米ドル金額に相当すること、又は当該ペソ金額を表示レート若しくはある特定のレートで米ドルに交換できたはずであること、あるいはともかくもかかる交換が可能 نبودであったことを表明するものではない。

エコノミストは、国内総生産（以下「GDP」という。）及び国民総所得（以下「GNI」という。）を名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にして生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪んだ影響を排除している。2011年度第1四半期中、GDP及びGNI（2011年度の改定以前は国民総生産と称されていた。）の計算のためのフィリピンの国民経済計算システム（以下「PSNA」という。）に基づく基準が改定され、実質市場価格ベースでの算出の基準年度が1985年から2000年に変更された。GDP及びGNIに関する基準年度の改定は、PSNA手法のいくつかの変更の一部であり、かかる変更には、共和国の分類システム並びに経済カテゴリー及びサブカテゴリーの指定の変更も含まれていた。下記「第二部 発行情報 - 第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - （2）経済 - GDP及び主な財務指標」を参照のこと。本書において別段の記載がない限り、データは2011年度に改定されたPSNA基準に基づいて表示されており、2011年度の改定前の年度に関する実質GDP及び実質GNIの一定の数値は、2000年を基準年度として修正再表示されている。そのため、これらの数値は、共和国が過去に報告したデータと異なる場合がある。別段の記載がない限り、本書中のGDP及びGNIの数値は、それぞれ2000年12月31日終了年度を基準年度として用いた実質GDP及び実質GNIの数値である。別段の記載がない限り、本書中のGDP及びGNIの成長率は、それぞれ2000年12月31日終了年度を基準年度として用いた実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較である。

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計は、国家統計局（以下「NSO」という。）（現フィリピン統計局（以下「PSA」という。））が集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、NSOにより報告された商品貿易の統計は、バンコ・セントラルにより調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。この調整は、国際収支の結果をIMFの国際収支マニュアル第5版（以下「BPM5」という。）に沿ったものにすることを意図したものである。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するIMFの国際収支マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）の枠組みを2011年度以降分から採用し、財産所得及び費用勘定の修正を行った。このBPM5の方式からBPM6の方式への移行に伴い修正再表示された国際収支統計の主な変更点は、（ ）加工用財貨及びその他の委託された品目の、商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、（ ）財貨の修理の、商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、（ ）仲介貿易商品の、サービス貿易収支から商品貿易収支への再分類、（ ）間接的に計測される金融仲介サービスの、第一次所得収支からサービス貿易収支への再分類、（ ）移民送金による移転収支の、資本収支からの除外、（ ）金融収支の計算方法の、「負債 - 資産」から「資産 - 負債」への変更、並びに（ ）従前のアプローチでは、直接投資は対外直接投資又は対内直接投資として表示されていたのに対し、投資が資産と負債のいずれに関するものであるかを基準として直接投資収支のデータを整理するようになったことである。

別段の記載がない限り、本書中の国際収支統計は、BPM6ベースで表示されている。したがって、これらの統計は、共和国が過去に報告したデータと異なる場合がある。

2013年5月、国家統計調整委員会（以下「NSCB」という。）は、2010年度以降のGNI及び海外からの純要素所得の数値を修正した。これらの修正は、新たなデータ、とりわけ報酬の流入（在外フィリピン人労働者（以下「在外労働者」という。）からの給与の送金を含む。）に関するフィリピン海外雇用庁からの最新データに対応した、共和国の国民所得勘定のNSCBによる定期的な更新の一環でなされたものである。したがって、本書に表示されているGNI及び海外からの純要素所得の見積値は、2010年度より前の年度に関して過去に報告されたGNI及び海外からの純要素所得の数値と同じ基準で表示されているものではない。

2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂において国際的に最良な慣行への準拠の一環として、標準報告様式（以下「SRF」という。）フォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利

息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

本書の表中の数値とそれらの合計が一致しない場合は、四捨五入した数値を表示していることによるものである。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

本書に記載されているとおり、フィリピン共和国（以下「発行者」という。）は、5本の債券を起債する予定であるが、本債券の需要状況を勘案したうえで、その一本または複数本について、本書の効力発生の当日までの間に募集を取り止める可能性がある。

< 第8回フィリピン共和国円貨債券（2018） >

以下は、第8回フィリピン共和国円貨債券（2018）（以下「本債券」という。）について記載されており、「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

本< 第8回フィリピン共和国円貨債券（2018） >における本債券の未定事項または予定事項は2018年8月上旬頃に決定される予定である。

1 発行主体

本債券は、発行者により、共和国法第245号（その後の改正を含む。）（以下「共和国法第245号」という。）に基づいて発行される。

共和国法第245号に基づき発行される発行者の債券の発行限度額に関する法令上の制限は存在しない。

発行者による日本における本債券の発行および募集に関するバンコ・セントラルの通貨理事会（Monetary Board）による原則的承認は2018年6月8日になされた。なお、発行者による日本における本債券の発行および募集に関する承認は、本債券の発行日より前に本債券の最終条件に基づくバンコ・セントラルの通貨理事会の最終的承認を取得することにより完了する。フィリピン共和国には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

2 募集要項

債券の名称	第8回フィリピン共和国円貨債券（2018）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2021年8月13日(注4)	申込期間	2018年8月8日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2018年8月15日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

(注2) 上記の券面総額および発行価額の総額は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2018年8月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000（予定）

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

債券の管理会社

本債券について債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行うする代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

本債券の財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

発行者は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）が有効に任命されるまで在職する。かかる変更の場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

機構が発行者に対し、財務代理人について発行代理人または支払代理人の指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）を任命し、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地

位を承継し、前任の財務代理人と代替し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 機構という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他 - (3)」を参照のこと。

その他

(a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2018年7月23日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からBBB+の予備格付を付与されており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、JCRから本格付を取得できる予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、本書提出日現在、発行者の非劣後無担保長期債務は、S&PによりBBB、またムーディーズによりBaa2と格付けされている。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&Pおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 利息支払の方法

本債券の利息は、2018年8月16日（同日を含む。）からこれを付し、毎年2月15日および8月15日の年2回、各々その日（同日を含む。）までの6か月分を支払う。ただし、最終の利息は2021年8月13日に、2021年2月16日（同日を含む。）から2021年8月13日（同日を含む。）までの期間について支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を以下「利払期日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年を365日とする日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、機構の業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の未払の元金額について当該償還期日（同日を含まない。）から本債券の償還が実際に行われた日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、上記に定める利率による経過利息（1年を365日とする日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者（下記「5 元利金支払場所」に定義する。）に配分した日を超えない。ただし、機構の業務規程のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えない。

4 償還の方法

(1) 満期償還

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2021年8月13日に本債券の金額と同額で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金および利息の全部または一部を支払期日前に償還しまたは支払うことはできない。

(2) 買入消却

発行者は、市場等において本債券を任意の価格で随時買入れることができ、また、適用ある法律および機構の業務規程に別段の定めがある場合を除き、買入れたかかる本債券をその選択により消却することができる。

5 元利金支払場所

本債券の元金および利息は、振替法および機構の業務規程に従い、支払代理人により、関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、または、本債権者に対し直接、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元金および利息の支払に必要な資金を、本債券の振替を行うため機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「関連機構加入者」という。）に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額をかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に実務上可及的速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、その旨ならびに支払方法および支払日を本債権者に対し公告する。かかる金額を受領した時点で、かかる支払方法もしくは支払日のいずれか（またはその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、かかる金額の受領ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および／または支払日を公告し、また、その後かかる金額の支払方法および／または支払日が確定した場合には、速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、本債権者に対し、かかる支払方法および／または支払日を公告する。かかる公告に関する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本債券の元金または利息の支払期日が営業日（以下に定義する。）でない場合は、本債権者は支払期日の到来したかかる金額の支払を翌営業日まで受領する権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求する権利を有さない。

本「5 元利金支払場所」において、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が通常業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

6 担保又は保証に関する事項

(1) 本債券の地位

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ一般債務である。本債券は、本債券相互において優先劣後することなく、また発行者の現在および将来のその他のすべての無担保かつ非劣後の対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）と同順位である。本「6 担保又は保証に関する事項 - (1)」は、本債券に基づく支払を、その他の対外債務に基づいてなされる支払と比例的に行うことを発行者に求めるものとして解釈されてはならないことが了解されている。

フィリピン法に基づき、支払不能状態または清算中の借主の無担保債務（債務保証を含む。）であって、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書に記載されたものは、かかる公的文書に記載のない無担保債務に優先する。債務は、フィリピン共和国において公証人または宣誓を執行する権限を有する者の面前で確認された場合には、公的文書に記載されたものとして扱われる。政府は、発行者の債務は、債務者たる発行者自らによる確認がない限り、第2244条第(14)号に基づき付与される優先権の対象とならず、また公的文書に記載された債務となり得ないと考えている。しかしながら、フィリピンの裁判所がこの争点を検討したことはなく、発行者のペソ建てまたは非ペソ建ての債務（対外債務を含む。）を証する書類が、発行者の参加なく公証された場合に、公的文書に記載された債務とされるか否かは不確かである。仮に、かかる債務が公的文書に記載されたものとされれば、発行者がその債務一般を履行することができない場合には、かかる債務は本債券に優先することになる。

発行者は、いかなる対外債務についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書の作成、締結または提出を行っていない旨、元引受契約において表明する。また発行者は、かかる公的文書の作成または提

出に同意しておらず、かかる作成または提出を補助していない。さらに発行者は、債券の要項第2項(2)において、いかなる譲渡性対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に基づく優先権を設定しないことに同意する（発行者により、本債券に基づいて支払われるべき金額が、それと同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除く。）。

(2) 担保設定制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、()発行者が本債券に基づいて支払われるすべての金額が同等かつ比例的に担保されるようにしている場合を除き、いずれかの譲渡性対外債務（以下に定義する。）を担保するために、その資産または収入の全部または一部に対していかなる抵当権、担保目的信託、負担、質権、先取特権もしくはその他の担保権または担保権を構成する実質的効果を有する優先的取決め（本債券の発行日において効力を有しているか、またはその後効力を有することになるかは問わない。）（以下「担保権」と総称する。）をも設定せずまたはその存在を許容せず、また()本債券に基づいて支払われる金額が同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除き、公証された譲渡性対外債務について優先権を規定するフィリピン共和国民法典第2244条第(14)号またはフィリピン共和国の継承法に基づいて、発行者のその他の譲渡性対外債務についていかなる優先権をも付与せずまたはその存在を許容しない。

上記にかかわらず、発行者は、以下のいずれかの場合には担保権を設定しまたはその設定を許容することができる。

- ()財産または資産（またはそのいずれかの持分）の購入、改良、建設、開発または再開発の時点においてこれらに対して、当該財産または資産の購入、改良、建設、開発または再開発の費用の支払の担保としてのみ行われる場合
- ()譲渡性対外債務を担保するために通常の銀行取引において発生するもので、当該譲渡性対外債務の期限が発生日から1年以内である場合
- ()財産または資産の取得に関して、その取得時にかかる財産または資産に存在しているか、または当該取得より前に締結された契約義務により、かかる取得の後に発生するもので、当該取得を見越したものでない場合、またかかる担保権の延長および更新で、当該担保権が当初の担保財産または資産に限定されており、かつ当初の担保金融の延長または更新を担保する場合
- ()上記()の規定により担保権の設定が許容される譲渡性対外債務の延長、更新または切替から生じる場合（ただし、そのように担保される譲渡性対外債務の元本金額が増加しないときに限る。）
- ()(A)担保権が差押え、留置または裁判所の手続に関連して生じる類似の法的手続により発生する場合（ただし、その執行またはその他の実行が有効に停止されており、かつ被担保債権が適切な手続により誠実に争われているときに限る。）、あるいは(B)上記(A)に記載する担保権の解除に関連して与えられる保証証券に基づく求償義務を担保する場合（ただし、(A)および(B)のそれぞれにおいて、当該担保権がその設定日から1年以内に解除されまたは消滅するときに限る。）
- ()法律上発生する場合（ただし、いかなるかかる担保権も譲渡性対外債務を担保することを目的として発行者により設定され、またはその設定が許容される場合を除く。）

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「対外債務」とは、フィリピン共和国の法定通貨以外の通貨で、表示されまたはその条項によりもしくはその債権者の選択により支払われる債務をいう。本定義において用いられている「債務」とは、借入金債務または借入金債務の保証をいう。

「譲渡性対外債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート、その他類似の証書もしくはその他有価証券の形態によるかまたはこれらにより表章される対外債務で、証券取引所、自動売買システム（ATS）、店頭（OTC）またはその他証券市場で、建値され、上場されもしくは通常売買されているか、またはそのような適格性があるものをいう。なお、疑義を避けるために付言すると、本債券を含め、発行者により発行される無券面の債券による対外債務で、振替制度のもとで取引が行われるものは、本定義の要件を満たす。

発行者は、支払代理人が本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者に配分した時点で、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める義務から免除される。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に従って発行者が本債権者に対して担保を提供する場合、発行者は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い、かかる本債券の担保の設定に必要な一切の手続（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）を行うか、または行わしめる。当該手続（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されな

い。)が完了した場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件が具備された旨を記載した公告を行う。かかる担保の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

バンコ・セントラルの国際通貨準備高は、発行者の公的な国際通貨準備高の実質上全部に相当する。発行者およびバンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが独立の主体であることから、上記の担保設定制限条項はバンコ・セントラルの国際通貨準備高には適用されないと考えている。したがって、バンコ・セントラルは、本債券に基づいて支払われるべき金額に担保を付すことなく、国際通貨準備高を担保として対外債務を負うことが可能となりえる。

7 債券の管理会社の職務

本債券について債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、その営業時間中に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを自らの費用により謄写することができる。

8 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

発行者は、その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上を保有する本債権者が共同または単独で、債権者集会の目的として本債権者の利害に関する事項および招集の理由を開示することにより、発行者を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において書面により請求を行った場合（ただし、かかる本債権者の請求には証明書（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）を添付する。）、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催日の21日前までに行う。ただし、かかる修正については、本債権者の権利放棄を除き、発行者の同意を必要とする。また、発行者は、財務代理人に対して債権者集会の開催予定日の35日前までに書面による通知を行うことにより、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会を招集することができる。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催予定日の21日前までに行うか、または行わしめる。発行者は、発行者を代理する財務代理人が、債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本債権者は、自ら出席または代理人により債権者集会に出席することができる。発行者は、その代表者を当該集会に出席させて、その意見を述べさせることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面によりまたは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、発行者または発行者を代理する財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者は本債券のその保有金額に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに証明書を財務代理人の本店において財務代理人に提示しなければならない。なお、本債権者は、交付を受けた証明書をかかる本債権者に関連する直近上位機関（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

適用ある法律により認められる限度において、債権者集会の決議は、かかる集会に出席した本債権者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、()すべての本債券に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解（ただし、下記()に記載される事項を除く。）、()すべての本債券に関してなされる訴訟手続または破産手続その他同様の手続に関するすべての行為、ならびに()債権者集会において決議をする事項についての決定を行うために債権者集会の決議により任命および授權されることのある本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、かかる各代表者は（その時点で未償還の）本債券の総額の1,000分の1以上を保有していなければならない。）（以下「代表本債権者」という。）または債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議により任命および授權されることのある執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任または上

記の者に委任されたいずれかの事項の変更に関する決議は、当該債権者集会に出席した本債権者の議決権の3分の2以上をもってこれをなすが、かかる3分の2以上の議決権は、その時点で未償還の本債券の総額の5分の1以上に当たるものでなければならない。かかる決議は、適用ある法律により認められる限度において、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、すべての本債権者を拘束し、また、かかる決議は代表本債権者または決議執行者（場合により）により執行される。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、（ ）代理人、書面または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、（ ）発行者または公的部門機関がその時点で保有する本債券は、これを除外し、未償還でないものとみなし、また、（ ）「公的部門機関」とは、フィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）、発行者の省庁もしくは機関、または発行者もしくはこれらのいずれかが、その過半を所有し、かつ支配する法人、信託、金融機関その他の主体をいい、「支配」とは、直接または間接に、議決権付証券その他の所有持分の所有等を通じて、法人、信託、金融機関その他の主体の取締役会、これに代わる機関、もしくはこれに追加される機関の運営を指揮する権能、またはその取締役、取締役に代わり同様の職務を遂行する者、もしくは取締役に加えて同様の職務を遂行する者の過半数を選任もしくは任命する権能をいう。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」の手続に要する一切の合理的な費用は、発行者の負担とする。

9 課税上の取扱い

(1) 税制変更による追加額の支払

発行者は、本債券の元金および利息の一切の支払について、フィリピン共和国によりもしくはそのために、またはその下部行政主体もしくはこれらの域内の課税権を有する当局によりもしくはこれらにおいて、賦課または徴収される現在または将来のいかなる租税、公課、賦課金またはその他あらゆる性質の公租公課（以下「フィリピン租税」という。）にかかるまたはそれら事由による控除または源泉徴収をすることなく、これを行う。ただし、かかるフィリピン租税の控除または源泉徴収が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、これがなければ元金および利息（もしあれば）に関して受領されるはずであった金額の支払が本債権者に対して行われることになるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本債権者によりまたはそのために保有される本債券については支払われない。

- （ ）当該本債権者が本債券の単なる保有またはこれに関する元金もしくは利息の受領以外にフィリピン共和国（またはその下部行政主体）と関連性を有することを理由としてかかる本債券に関してフィリピン租税に服する場合
- （ ）当該本債権者が国籍、住所、身元またはフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局もしくはこれらの域内の課税当局との関連性に関する合理的な証明、特定またはその他の報告要件の遵守を怠らなければ、当該控除または源泉徴収について義務を負わず、またこれらの対象とならなかった場合（ただし、かかる遵守がフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局またはこれらの域内の課税当局の法令または類似の政府行為により当該控除または源泉徴収の免除の前提条件として要求されている場合で、かかる遵守のための手続が機構の業務規程に基づき実施されており、かつ機構により運営される一般債振替制度のもとで当該本債権者が利用できる場合に限る。）

本「第1 募集債券に関する基本事項<第8回フィリピン共和国円貨債券（2018）>」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額が含まれるものとみなす。

(2) フィリピン共和国の租税

以下の記載は、本債券に投資した場合に投資家に関連する可能性があるフィリピンに関する考慮事項の概要である。かかる概要は、現在効力を有する法令、判決および決定に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性がある。いかなる改正・変更も遡及的に適用される可能性があり、かかる概要の継続的な有効性に影響を及ぼす可能性がある。

かかる概要では、特に税制上の特別ルール適用を受ける場合、投資家や投資家の状況に関連する可能性のある税務上の考慮事項のすべてを記述しているわけではない。投資家は、下記の考慮事項ならびに国税、地方税その他の税法の投資家の特定の状況との関連性を含め、本債券を保有することの税務上の影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

フィリピンの税制

以下は、本債券の保有および処分に関連して、本債券の非フィリピン人保有者に関連する可能性のあるフィリピンの税務上の影響の概要である。共和国は、「非フィリピン人保有者」という用語について、（ ）フィリピンの市民でもなく、フィリピン国内で商業もしくは事業に従事してもいないフィリピンの非居住者、または（ ）フィリピン国内で商業もしくは事業に従事していない非フィリピン法人を意味するものとして用いている。

本概要は、本書提出日現在効力を有するフィリピンの法律、規則および規制に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性があり、遡及適用される可能性がある。本概要は、非フィリピン人保有者による本債券の受領、保有または処分に関するフィリピンの法律に基づく税務上の影響の完全な分析を構成するものではなく、また、共和国の市民または居住者に適用される税務上の影響について記述するものではない。

非フィリピン人保有者ではない投資家においては、本債券を保有することによる影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

本債券保有の効力

共和国による本債券の元利金の支払にあたり、当該非フィリピン人保有者は、本債券の保有または本債券に関する元利金の受領のみを理由として、フィリピンにおける課税の対象とはならない。

本債券の利息に対する課税

共和国が投資家に本債券の非フィリピン保有者として元利金の支払を行う場合、フィリピンまたはその下部行政組織もしくは税務当局により、課税、課徴、源泉徴収または評価されるあらゆる種類の税金のために、当該支払からいかなる金額も源泉徴収されない。

キャピタル・ゲイン課税

本債券の非フィリピン人保有者は、本債券の売却、交換または償還に関連して、フィリピン国外で当該売却、交換もしくは償還が行われた場合、またはフィリピンと非フィリピン保有者の居住国との間で有効な租税条約に基づき免除が認められている場合には、フィリピンの所得税または源泉徴収税の課税対象とはならない。本債券の償還期限が発行日から5年を超える場合、本債券保有者が実現した利益は、フィリピンの税法上、フィリピンの所得税の課税対象とはならない。

文書印紙税

本債券の譲渡には、文書印紙税は課されない。本債券の発行価額200.00ペソ当たり2.00ペソの税率による文書印紙税が、本債券の発行時に支払われなければならない、かかる税は共和国の勘定で支払われる。

遺産税および贈与税

非フィリピン人保有者が死亡した場合における相続による本債券の譲渡には、純遺産の価値に基づく6%の固定税率でフィリピンの遺産税が課せられる。

個人への贈与による本債券の譲渡は、通常、贈与者の受贈者との関係にかかわらず、1暦年中に行われた250,000ペソを超える贈与の総額に基づき、6%の固定税率でフィリピンの贈与税が課せられる。

上記規定は、保有者が非フィリピン人保有者であっても適用される。ただし、共和国は、死亡時の死亡者または贈与時の贈与者が、フィリピンの市民に一定の相互的権利を提供する外国（以下「互惠国」という。）の市民および居住者である場合、贈与または相続による本債券の譲渡に関する遺産税および贈与税を徴収しない。これらの目的において、互惠国とは、死亡または贈与の時点で、（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民の無形動産に関し、いかなる性質の譲渡税も課さなかった外国、または（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民が所有する無形動産に関し、あらゆる性質または名称の譲渡または死亡にかかる税について同様の免除を認めた外国をいう。

(3) 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。内国法人は、2018年12月31日以前に開始する事業年度において支払を受ける本債券の利息につき、現行法令の許容する範囲でみなし外国税額控除を利用しうる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自らの税務顧問に相談すべきである。

10 準拠法及び管轄裁判所

（ ）本債券の発行に関する発行者による授權（これはフィリピン共和国法の定めるところに従う。）ならびに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める担保の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびにこれに基づいて生ずる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従い、日本国の法律に従って解釈される。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する発行者またはその財産、資産もしくは収入に対するいかなる訴訟、訴えまたは手続（以下「関連手続」という。）についても、発行者は、東京地方裁判所またはフィリピン共和国の管轄裁判所（以下「指定裁判所」という。）の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、裁判地、居住地もしくは住所を理由とするか、または関連手続が不便宜な法廷地に提起されたことを理由とするかどうかにかかわらず、適用される法律に基づいて許容される最大の限度で、かかる裁判所における関連手続に対するいかなる異議をも放棄する。発行者は、いずれかのかかる関連手続における最終の上訴不能判決（以下「関連判決」という。）が、自らに対して最終的かつ拘束力を有すること、およびかかる判決に基づく手続によりいずれかの指定裁判所または発行者が管轄権に服しもしくはその可能性があるその他の裁判所（以下「その他裁判所」という。）において執行できること（ただし、かかる判決が外国判決でその承認執行がフィリピン共和国の裁判所において求められる場合は、本「10 準拠法及び管轄裁判所」の最終段落の直前の段落に規定する要件の充足を条件とする。）に合意する。

いずれかの指定裁判所が所在し、いずれかの関連手続が発行者もしくはその収入、資産もしくは財産のいずれかに対していずれかの時点で提起されることがあるいかなる法域においても、またはいずれかの訴訟、訴えもしくは手続がいずれかの関連判決を強制しもしくは執行するためにのみいずれかの時点で提起されることがあるいずれかの指定裁判所もしくはその他裁判所が所在するいかなる法域においても、発行者またはその収入、資産もしくは財産のいずれかが、訴訟、かかる裁判所の管轄、相殺、仮差押え、差押え、判決の執行またはその他法的もしくは司法手続もしくは救済からの何らかの免除特権を有する範囲で、かつかかる法域においてかかる免除特権が付与される限り、発行者はかかる免除特権を主張しないことを取消不能の形で合意し、またかかる法域の法律により認められる最大の限度でこれを取消不能な形で放棄する。ただし、かかる合意および放棄は、指定裁判所が所在する法域以外のいずれかの法域に係る限り、本債権者が関連判決を強制または執行することを可能にする目的のためだけに行われる。債券の要項でいう免除特権の放棄は、本債券および債券の要項の目的のための限定的かつ特定の放棄を構成するだけであり、いかなる状況においても、これを発行者の一般的な放棄としてまたは本債券もしくは債券の要項とは関係のない手続に関する放棄として解釈してはならない。発行者は、自らの（ ）フィリピン共和国の外交もしくは領事使節団により使用されるその財産および資産（ただし、訴状送達を実施するのに必要な場合を除く。）、（ ）軍事的性質のもしくは軍当局もしくは防衛機関の支配下にある財産および資産、または（ ）フィリピン共和国に所在し、かつ公共もしくは政府の用に供される財産（私的財産もしくは営利的な用に供されている財産とは区別されるもの）に関するかかる免除特権を放棄するものでない。

発行者は、本債券または債券の要項に起因して生じるまたはこれらに基づいて、東京地方裁判所において提起されることがある訴訟において訴状送達を受けることができる発行者の権限ある代理人（以下「授權代理人」という。）として現在日本国〒106-8537東京都港区六本木五丁目15番5号所在の日本国東京都のフィリピン共和国大使館の総領事を任命している。かかる任命は、本債券に関するすべての金額が発行者により機構の業務規程に従いまたは本債権者に直接支払われるまで、あるいは発行者が承継者を授權された代理人として任命し、かかる承継者がかかる任命を受諾するまで取消不能である。発行者は、上記に定める、かかる送達を受領する授權された代理人を常時設置しておくことに合意する。授權代理人が発行者に対して訴状送達にかかる通知を怠ったとしても、かかる懈怠は当該送達に基づくいかなる手続またはこれに基づいて得られたいかなる判決の有効性にも影響しない。発行者は、上述のかかる任命の完全な効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の提出を含む。）を行う。授權代理人に対する本「10 準拠法及び管轄裁判所」に記載する住所または当該送達時における授權代理人の事務所の日本国東京都におけるその他の住所宛の訴状送達は、あらゆる点において発行者に対する有効な訴状送達であるとみなされる。かかる訴状送達の受領により、授權代理人は発行者に対して自らがこれを受領した旨をファクシミリにより速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知を行わない場合でも、いかなる当該送達の有効性または適時性もその影響を受けない。

免除特権のかかる放棄により、発行者はフィリピン共和国における管轄裁判所における手続に服することになる。本債券および債券の要項に基づいて発行者が支払うべきいずれかの金額に関していずれかの外国の裁判所において得られた発行者に対する判決は、（ ）かかる判決が通謀または詐欺により取得されたものでないこと、（ ）かかる判決を下した外国の裁判所が当該事件に対する管轄権を有していたこと、（ ）発行者が外国の裁判所の手続について適切な通知を受けていたこと、および（ ）かかる判決が法または事実の明白な錯誤に基づいていなかったことのすべてを満たす場合、事件の争点の再審理をすることなくかかる判決の執行をするために開始された手続においてフィリピン共和国の裁判所により承認され、執行されることになる。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められているその他の方法で送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される日本語の一般日刊新聞に1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。債券の要項に基づき発行者が行うすべての公告は、発行者の請求に基づき、財務代理人が行う。本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担する。

12 その他

(1) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が、振替法で定められた例外的な場合に本債券の債券の発行を請求できる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを発行者の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元金および利息の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使、本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点での日本国の一般的な市場慣行が適用される。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法律および規則ならびに市場慣行が優先する。発行者は、実務上可能な限りかつ遅滞なく、上記「11 公告の方法」に従い上記の事項を公告する。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債務不履行事由

以下に掲げる各事由は、本債券についての債務不履行事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 発行者がいずれかの本債券の利息の支払を怠り、かかる不履行が30日間継続する場合
- (b) 発行者が本債券（債券の要項を含む。）におけるその他の義務の履行を懈怠し、かかる不履行が治癒可能なときには、いずれかの本債権者によりその旨の書面による通知（当該通知には、機構または関連する本債権者が本債券を記録させるために口座を開設している関連する口座管理機関（かかる資格における機構および関連する口座管理機関を以下「直近上位機関」と総称する。）が発行する関連する本債券の保有を証する証明書（以下「証明書」という。）を添付する。）が財務代理人の本店において発行者に対して行われた後60日間かかる不履行が継続する場合
- (c) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）のいずれかの譲渡性対外債務の期限の利益喪失（任意または強制期限前弁済または償還以外によるもの）をもたらす事由または条件が発生する場合
- (d) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者のいずれかの譲渡性対外債務の元本、プレミアム、期限前弁済補償金（もしあれば）または利息の支払が、その期限の到来時に不履行となり、かかる不履行が当初適用ある支払猶予期間（もしあれば）を超えて継続する場合
- (e) 本債券または財務代理契約の有効性が、発行者またはフィリピン共和国の立法、行政もしくは司法上の機関もしくは公職者（いずれの場合も、法律により認められており、かつ単独または他の機関もしくは公職者と共同で、本債券または財務代理契約が無効であることまたはこれらに履行強制力がないことを宣言する法的権能と権限を有している機関または公職者に限る。）により争われる場合、発行者が本債券または財務代理契約に基づくその義務のいずれかを否認する場合（支払の一般的停止もしくは債務支払のモラトリアムまたはその他であるかを問わない。）、あるいはフィリピン共和国の憲法規定、条約、協定、法律、規則、公式声明、決定、法令もしくは政策またはフィリピン共和国の管轄裁判所によるいずれかの最終かつ上訴不能の決定により、本債券もしくは財務代理契約のいずれかの規定が無効であるもしくはこれ

に履行強制力がないと判断される、または発行者によるこれらに基づくその義務のいずれかの履行もしくは遵守が妨げられるもしくは遅延させられる場合

- (f) 発行者が本債券または財務代理契約に基づく義務を構成または履行するために、またはこれらの有効性もしくは履行強制力のために必要な、憲法規定、条約、協定、法律、規則、法令、決定、同意、認可、免許またはその他の権能が、更新されることなく失効し、留保され、取消され、解除されもしくはその他効力を喪失し、または本債権者の権利に重大な不利益となるような態様で修正される場合
 - (g) フィリピン共和国が、発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）の対外債務の返済に関してゼネラル・モラトリアムを宣言する場合
 - (h) フィリピン共和国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国でなくなる場合またはIMFの一般資金を利用する資格を失う場合
 - (i) 発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）が、フィリピン共和国の国際通貨資産（以下に定義する。）の完全な所有、権限および支配を常時行使できなくなる場合
- 上記(a)ないし(i)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生し、継続している場合、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行者に対し書面により通知（当該通知には、証明書を添付する。）することにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券についても直ちに期限の利益の喪失を宣言することができ、また、当該書面による通知の受領前に当該債務不履行事由のすべてが治癒、放棄または救済されない限り、当該本債券は、直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額の100%で経過利息を付して支払われる。

本「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「国際通貨資産」とは、すべての（ ）金、（ ）特別引出権（SDR）、（ ）IMFリザーブ・ポジションおよび（ ）外国為替をいう。

「特別引出権」、「IMFリザーブ・ポジション」および「外国為替」とは、含まれる資産の種類について、「国際金融統計」と題するIMFの公刊物においてこれらに与えられた意味またはIMFがその時々において正式に採用するその他の意味を有する。

債務不履行事由または時の経過、通知もしくはその双方により債務不履行事由となる事態が発生した場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、直ちにその旨を公告するかまたは公告せしめる。

いずれかの本債券が本「12 その他 - (3)」に従い支払期日前に支払われることになる場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、遅滞なくその旨を公告するかまたは公告せしめる。

本「12 その他 - (3)」の債務不履行事由にかかる手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、発行者に代わり財務代理人がこれを作成し、財務代理人が管理し、その本店に備え置く。

(5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息またはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、（ ）かかる判決または命令（またはその一部）のために日本円による表示額が当該他の通貨に換算された（または換算されたものとみなされた）日と（ ）かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律により認められる限度において、上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々本債権者が支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令（またはその一部）にもかかわりなく完全に有効に存続するものである。

(6) 言語

債券の要項は日本語および英語で作成され、日本語版および英語版はともに拘束力を有する。ただし、日本語版および英語版との間に意味または意図について争いまたは相違が生じる場合、あらゆる点（債券の要項の解釈を含むが、これに限定されない。）において日本語版が優先する。

<第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）>

以下は、第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）（以下「本債券」という。）について記載されており、「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

本＜第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）＞における本債券の未定事項または予定事項は2018年8月上旬頃に決定される予定である。

1 発行主体

本債券は、発行者により、共和国法第245号（その後の改正を含む。）（以下「共和国法第245号」という。）に基づいて発行される。

共和国法第245号に基づき発行される発行者の債券の発行限度額に関する法令上の制限は存在しない。

発行者による日本における本債券の発行および募集に関するバンコ・セントラルの通貨理事会（Monetary Board）による原則的承認は2018年6月8日になされた。なお、発行者による日本における本債券の発行および募集に関する承認は、本債券の発行日より前に本債券の最終条件に基づくバンコ・セントラルの通貨理事会の最終的承認を取得することにより完了する。フィリピン共和国には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

2 募集要項

債券の名称	第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利 率	年（未定）％ （年（未定）％～（未定）％を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2023年8月15日(注4)	申込期間	2018年8月8日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2018年8月15日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および支店		

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

(注2) 上記の券面総額および発行価額の総額は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2018年8月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「共同主幹会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000（予定）

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

債券の管理会社

本債券について債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

本債券の財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

発行者は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）が有効に任命されるまで在職する。かかる変更の場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

機構が発行者に対し、財務代理人について発行代理人または支払代理人の指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）を任命し、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 機構という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他 - (3)」を参照のこと。

その他

(a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2018年7月23日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からBBB+の予備格付を付与されており、

本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、JCRから本格付を取得できる予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、本書提出日現在、発行者の非劣後無担保長期債務は、S&PによりBBB、またムーディーズによりBaa2と格付けされている。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&Pおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 利息支払の方法

本債券の利息は、2018年8月16日（同日を含む。）からこれを付し、毎年2月15日および8月15日の年2回、各々その日（同日を含む。）までの6か月分を支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を以下「利払期日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年を365日とする日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、機構の業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の未払の元金額について当該償還期日（同日を含まない。）から本債券の償還が実際に行われた日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、上記に定める利率による経過利息（1年を365日とする日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者（下記「5 元利金支払場所」に定義する。）に配分した日を超えない。ただし、機構の業務規程のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えない。

4 償還の方法

(1) 満期償還

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年8月15日に本債券の金額と同額で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金および利息の全部または一部を支払期日前に償還しまたは支払うことはできない。

(2) 買入消却

発行者は、市場等において本債券を任意の価格で随時買入れることができ、また、適用ある法律および機構の業務規程に別段の定めがある場合を除き、買入れたかかる本債券をその選択により消却することができる。

5 元利金支払場所

本債券の元金および利息は、振替法および機構の業務規程に従い、支払代理人により、関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、または、本債権者に対し直接、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元金および利息の支払に必要な資金を、本債券の振替を行うため機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「関連機構加入者」という。）に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額をかかると支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に実務上可及的速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、その旨ならびに支払方法および支払日を本債権者に対し公告する。かかる金額を受領した時点で、かかる支払方法もしくは支払日のいずれか（またはその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、かかる金額の受領ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および／または支払日を公告し、また、その後かかる金額の支払方法および／または支払日が確定した場合には、速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、本債権者に対し、かかる支払方法および／または支払日を公告する。かかる公告に関する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本債券の元金または利息の支払期日が営業日（以下に定義する。）でない場合は、本債権者は支払期日の到来したかかる金額の支払を翌営業日まで受領する権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求する権利を有さない。

本「5 元利金支払場所」において、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が通常業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

6 担保又は保証に関する事項

(1) 本債券の地位

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ一般債務である。本債券は、本債券相互において優先劣後することなく、また発行者の現在および将来のその他のすべての無担保かつ非劣後の対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）と同順位である。本「6 担保又は保証に関する事項 - (1)」は、本債券に基づく支払を、その他の対外債務に基づいてなされる支払と比例的に行うことを発行者に求めるものとして解釈されてはならないことが了解されている。

フィリピン法に基づき、支払不能状態または清算中の借主の無担保債務（債務保証を含む。）であって、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書に記載されたものは、かかる公的文書に記載のない無担保債務に優先する。債務は、フィリピン共和国において公証人または宣誓を執行する権限を有する者の面前で確認された場合には、公的文書に記載されたものとして扱われる。政府は、発行者の債務は、債務者たる発行者自らによる確認がない限り、第2244条第(14)号に基づき付与される優先権の対象とならず、また公的文書に記載された債務となり得ないと考えている。しかしながら、フィリピンの裁判所がこの争点を検討したことはなく、発行者のペソ建てまたは非ペソ建ての債務（対外債務を含む。）を証する書類が、発行者の参加なく公証された場合に、公的文書に記載された債務とされるか否かは不確かである。仮に、かかる債務が公的文書に記載されたものとされれば、発行者がその債務一般を履行することができない場合には、かかる債務は本債券に優先することになる。

発行者は、いかなる対外債務についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書の作成、締結または提出を行っていない旨、元引受契約において表明する。また発行者は、かかる公的文書の作成または提出に同意しておらず、かかる作成または提出を補助していない。さらに発行者は、債券の要項第2項(2)において、いかなる譲渡性対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に基づく優先権を設定しないことに同意する（発行者により、本債券に基づいて支払われるべき金額が、それと同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除く。）。

(2) 担保設定制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、（ ）発行者が本債券に基づいて支払われるすべての金額が同等かつ比例的に担保されるようにしている場合を除き、いずれかの譲渡性対外債務（以下に定義する。）を担保するために、その資産または収入の全部または一部に対していかなる抵当権、担保目的信託、負担、質権、先取特権もしくはその他の担保権または担保権を構成する実際の効果を有する優先的取決め（本債券の発行日において効力を有しているか、またはその後効力を有することになるかは問わない。）（以下「担保権」と総称する。）をも設定せずまたはその存在を許容せず、また（ ）本債券に基づいて支払われる金額が同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除き、公証された譲渡性対外債務について優先権を規定するフィリピン共和国民法典第2244条第(14)号またはフィリピン共和国の継承法に基づいて、発行者のその他の譲渡性対外債務についていかなる優先権をも付与せずまたはその存在を許容しない。

上記にかかわらず、発行者は、以下のいずれかの場合には担保権を設定しまたはその設定を許容することができる。

- () 財産または資産（またはそのいずれかの持分）の購入、改良、建設、開発または再開発の時点においてこれらに対して、当該財産または資産の購入、改良、建設、開発または再開発の費用の支払の担保としてのみ行われる場合
- () 譲渡性対外債務を担保するために通常の銀行取引において発生するもので、当該譲渡性対外債務の期限が発生日から1年以内である場合
- () 財産または資産の取得に関して、その取得時にかかる財産または資産に存在しているか、または当該取得より前に締結された契約義務により、かかる取得の後に発生するもので、当該取得を見越したものでない場合、またかかる担保権の延長および更新で、当該担保権が当初の担保財産または資産に限定されており、かつ当初の担保金融の延長または更新を担保する場合
- () 上記()の規定により担保権の設定が許容される譲渡性対外債務の延長、更新または切替から生じる場合（ただし、そのように担保される譲渡性対外債務の元本金額が増加しないときに限る。）
- () (A)担保権が差押え、留置または裁判所の手続に関連して生じる類似の法的手続により発生する場合（ただし、その執行またはその他の実行が有効に停止されており、かつ被担保債権が適切な手続により誠実に争われているときに限る。）、あるいは(B)上記(A)に記載する担保権の解除に関連して与えられる保証証券に基づく求償義務を担保する場合（ただし、(A)および(B)のそれぞれにおいて、当該担保権がその設定日から1年以内に解除されまたは消滅するときに限る。）

()法律上発生する場合（ただし、いかなるかかる担保権も譲渡性対外債務を担保することを目的として発行者により設定され、またはその設定が許容される場合を除く。）

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「対外債務」とは、フィリピン共和国の法定通貨以外の通貨で、表示されまたはその条項によりもしくはその債権者の選択により支払われる債務をいう。本定義において用いられている「債務」とは、借入金債務または借入金債務の保証をいう。

「譲渡性対外債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート、その他類似の証書もしくはその他有価証券の形態によるかまたはこれらにより表章される対外債務で、証券取引所、自動売買システム（ATS）、店頭（OTC）またはその他証券市場で、建値され、上場されもしくは通常売買されているか、またはそのような適格性があるものをいう。なお、疑義を避けるために付言すると、本債券を含め、発行者により発行される無券面の債券による対外債務で、振替制度のもとで取引が行われるものは、本定義の要件を満たす。

発行者は、支払代理人が本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者に配分した時点で、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める義務から免除される。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に従って発行者が本債権者に対して担保を提供する場合、発行者は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い、かかる本債券の担保の設定に必要な一切の手續（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）を行うか、または行わしめる。当該手續（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）が完了した場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件が具備された旨を記載した公告を行う。かかる担保の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

バンコ・セントラルの国際通貨準備高は、発行者の公的な国際通貨準備高の実質上全部に相当する。発行者およびバンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが独立の主体であることから、上記の担保設定制限条項はバンコ・セントラルの国際通貨準備高には適用されないと考えている。したがって、バンコ・セントラルは、本債券に基づいて支払われるべき金額に担保を付すことなく、国際通貨準備高を担保として対外債務を負うことが可能となりえる。

7 債券の管理会社の職務

本債券について債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、その営業時間中に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを自らの費用により謄写することができる。

8 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

発行者は、その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上を保有する本債権者が共同または単独で、債権者集会の目的として本債権者の利害に関する事項および招集の理由を開示することにより、発行者を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において書面により請求を行った場合（ただし、かかる本債権者の請求には証明書（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）を添付する。）、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催日の21日前までに行う。ただし、かかる修正については、本債権者の権利放棄を除き、発行者の同意を必要とする。また、発行者は、財務代理人に対して債権者集会の開催予定日の35日前までに書面による通知を行うことにより、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会を招集することができる。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該

債権者集会の招集公告を開催予定日の21日前までに行うか、または行わしめる。発行者は、発行者を代理する財務代理人が、債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手順をとるようにさせる。

本債権者は、自ら出席または代理人により債権者集会に出席することができる。発行者は、その代表者を当該集会に出席させて、その意見を述べさせることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面によりまたは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、発行者または発行者を代理する財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者は本債券のその保有金額に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに証明書を財務代理人の本店において財務代理人に提示しなければならない。かつ、当該債権者集会の開催日にかかる集会において発行者または財務代理人に対し提示しなければならない。なお、本債権者は、交付を受けた証明書をかかる本債権者に関連する直近上位機関（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

適用ある法律により認められる限度において、債権者集会の決議は、かかる集会に出席した本債権者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、（ ）すべての本債券に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解（ただし、下記（ ）に記載される事項を除く。）、（ ）すべての本債券に関してなされる訴訟手続または破産手続その他同様の手続に関するすべての行為、ならびに（ ）債権者集会において決議をする事項についての決定を行うために債権者集会の決議により任命および授權されることのある本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、かかる各代表者は（その時点で未償還の）本債券の総額の1,000分の1以上を保有していなければならない。）（以下「代表本債権者」という。）または債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議により任命および授權されることのある執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任または上記の者に委任されたいずれかの事項の変更に関する決議は、当該債権者集会に出席した本債権者の議決権の3分の2以上をもってこれをなすが、かかる3分の2以上の議決権は、その時点で未償還の本債券の総額の5分の1以上に当たるものでなければならない。かかる決議は、適用ある法律により認められる限度において、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、すべての本債権者を拘束し、また、かかる決議は代表本債権者または決議執行者（場合により）により執行される。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、（ ）代理人、書面または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、（ ）発行者または公的部門機関がその時点で保有する本債券は、これを除外し、未償還でないものとみなし、また、（ ）「公的部門機関」とは、フィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）、発行者の省庁もしくは機関、または発行者もしくはこれらのいずれかが、その過半を所有し、かつ支配する法人、信託、金融機関その他の主体をいい、「支配」とは、直接または間接に、議決権付証券その他の所有持分の所有等を通じて、法人、信託、金融機関その他の主体の取締役会、これに代わる機関、もしくはこれに追加される機関の運営を指揮する権能、またはその取締役、取締役に代わり同様の職務を遂行する者、もしくは取締役に加えて同様の職務を遂行する者の過半数を選任もしくは任命する権能をいう。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」の手続に要する一切の合理的な費用は、発行者の負担とする。

9 課税上の取扱い

(1) 税制変更による追加額の支払

発行者は、本債券の元金および利息の一切の支払について、フィリピン共和国によりもしくはそのために、またはその下部行政主体もしくはこれらの域内の課税権を有する当局によりもしくはこれらにおいて、賦課または徴収される現在または将来のいかなる租税、公課、賦課金またはその他あらゆる性質の公租公課（以下「フィリピン租税」という。）にかかるまたはそれら事由による控除または源泉徴収をすることなく、これを行う。ただし、かかるフィリピン租税の控除または源泉徴収が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、これがなければ元金および利息（もしあれば）に関して受領されるはずであった金額の支払が本債権者に対して行われることになるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本債権者によりまたはそのために保有される本債券については支払われない。

- () 当該本債権者が本債券の単なる保有またはこれに関する元金もしくは利息の受領以外にフィリピン共和国（またはその下部行政主体）と関連性を有することを理由としてかかる本債券に関してフィリピン租税に服する場合

()当該本債権者が国籍、住所、身元またはフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局もしくはこれらの域内の課税当局との関連性に関する合理的な証明、特定またはその他の報告要件の遵守を怠らなければ、当該控除または源泉徴収について義務を負わず、またこれらの対象とならなかった場合（ただし、かかる遵守がフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局またはこれらの域内の課税当局の法令または類似の政府行為により当該控除または源泉徴収の免除の前提条件として要求されている場合で、かかる遵守のための手続が機構の業務規程に基づき実施されており、かつ機構により運営される一般債振替制度のもとで当該本債権者が利用できる場合に限る。）

本「第1 募集債券に関する基本事項＜第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）＞」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額が含まれるものとみなす。

(2) フィリピン共和国の租税

以下の記載は、本債券に投資した場合に投資家に関連する可能性があるフィリピンに関する考慮事項の概要である。かかる概要は、現在効力を有する法令、判決および決定に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性がある。いかなる改正・変更も遡及的に適用される可能性があり、かかる概要の継続的な有効性に影響を及ぼす可能性がある。

かかる概要では、特に税制上の特別ルール適用を受ける場合、投資家や投資家の状況に関連する可能性のある税務上の考慮事項のすべてを記述しているわけではない。投資家は、下記の考慮事項ならびに国税、地方税その他の税法の投資家の特定の状況との関連性を含め、本債券を保有することの税務上の影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

フィリピンの税制

以下は、本債券の保有および処分に関連して、本債券の非フィリピン人保有者に関連する可能性のあるフィリピンの税務上の影響の概要である。共和国は、「非フィリピン人保有者」という用語について、（ ）フィリピンの市民でもなく、フィリピン国内で商業もしくは事業に従事してもいないフィリピンの非居住者、または（ ）フィリピン国内で商業もしくは事業に従事していない非フィリピン法人を意味するものとして用いている。

本概要は、本書提出日現在効力を有するフィリピンの法律、規則および規制に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性があり、遡及適用される可能性がある。本概要は、非フィリピン人保有者による本債券の受領、保有または処分に関するフィリピンの法律に基づく税務上の影響の完全な分析を構成するものではなく、また、共和国の市民または居住者に適用される税務上の影響について記述するものではない。

非フィリピン人保有者ではない投資家においては、本債券を保有することによる影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

本債券保有の効力

共和国による本債券の元利金の支払にあたり、当該非フィリピン人保有者は、本債券の保有または本債券に関する元利金の受領のみを理由として、フィリピンにおける課税の対象とはならない。

本債券の利息に対する課税

共和国が投資家に本債券の非フィリピン保有者として元利金の支払を行う場合、フィリピンまたはその下部行政組織もしくは税務当局により、課税、課徴、源泉徴収または評価されるあらゆる種類の税金のために、当該支払からいかなる金額も源泉徴収されない。

キャピタル・ゲイン課税

本債券の非フィリピン人保有者は、本債券の売却、交換または償還に関連して、フィリピン国外で当該売却、交換もしくは償還が行われた場合、またはフィリピンと非フィリピン保有者の居住国との間で有効な租税条約に基づき免除が認められている場合には、フィリピンの所得税または源泉徴収税の課税対象とはならない。本債券の償還期限が発行日から5年を超える場合、本債券保有者が実現した利益は、フィリピンの税法上、フィリピンの所得税の課税対象とはならない。

文書印紙税

本債券の譲渡には、文書印紙税は課されない。本債券の発行価額200.00ペソ当たり2.00ペソの税率による文書印紙税が、本債券の発行時に支払われなければならない、かかる税は共和国の勘定で支払われる。

遺産税および贈与税

非フィリピン人保有者が死亡した場合における相続による本債券の譲渡には、純遺産の価値に基づく6%の固定税率でフィリピンの遺産税が課せられる。

個人への贈与による本債券の譲渡は、通常、贈与者の受贈者との関係にかかわらず、1暦年中に行われた250,000ペソを超える贈与の総額に基づき、6%の固定税率でフィリピンの贈与税が課せられる。

上記規定は、保有者が非フィリピン人保有者であっても適用される。ただし、共和国は、死亡時の死亡者または贈与時の贈与者が、フィリピンの市民に一定の相互的権利を提供する外国（以下「互惠国」という。）の市民および居住者である場合、贈与または相続による本債券の譲渡に関する遺産税および贈与税を徴収しない。これらの目的において、互惠国とは、死亡または贈与の時点で、（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民の無形動産に関し、いかなる性質の譲渡税も課さなかった外国、または（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民が所有する無形動産に関し、あらゆる性質または名称の譲渡または死亡にかかる税について同様の免除を認めた外国をいう。

(3) 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。内国法人は、2018年12月31日以前に開始する事業年度において支払を受ける本債券の利息につき、現行法令の許容する範囲でみなし外国税額控除を利用しうる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自らの税務顧問に相談すべきである。

10 準拠法及び管轄裁判所

()本債券の発行に関する発行者による授権（これはフィリピン共和国法の定めるところに従う。）ならびに()上記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める担保の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびにこれに基づいて生ずる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従い、日本国の法律に従って解釈される。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する発行者またはその財産、資産もしくは収入に対するいかなる訴訟、訴えまたは手続（以下「関連手続」という。）についても、発行者は、東京地方裁判所またはフィリピン共和国の管轄裁判所（以下「指定裁判所」という。）の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、裁判地、居住地もしくは住所を理由とするか、または関連手続が不便宜な法廷地に提起されたことを理由とするかどうかにかかわらず、適用される法律に基づいて許容される最大の限度で、かかる裁判所における関連手続に対するいかなる異議をも放棄する。発行者は、いずれかのかかる関連手続における最終の上訴不能判決（以下「関連判決」という。）が、自らに対して最終的かつ拘束力を有すること、およびかかる判決に基づく手続によりいずれかの指定裁判所または発行者が管轄権に服しもしくはその可能性があるその他の裁判所（以下「その他裁判所」という。）において執行できること（ただし、かかる判決が外国判決でその承認執行がフィリピン共和国の裁判所において求められる場合は、本「10 準拠法及び管轄裁判所」の最終段落の直前の段落に規定する要件の充足を条件とする。）に合意する。

いずれかの指定裁判所が所在し、いずれかの関連手続が発行者もしくはその収入、資産もしくは財産のいずれかに対していずれかの時点で提起されることがあるいかなる法域においても、またはいずれかの訴訟、訴えもしくは手続がいずれかの関連判決を強制しもしくは執行するためにのみいずれかの時点で提起されることがあるいずれかの指定裁判所もしくはその他裁判所が所在するいかなる法域においても、発行者またはその収入、資産もしくは財産のいずれかが、訴訟、かかる裁判所の管轄、相殺、仮差押え、差押え、判決の執行またはその他法的もしくは司法手続もしくは救済からの何らかの免除特権を有する範囲で、かつかかる法域においてかかる免除特権が付与される限り、発行者はかかる免除特権を主張しないことを取消不能の形で合意し、またかかる法域の法律により認められる最大の限度でこれを取消不能な形で放棄する。ただし、かかる合意および放棄は、指定裁判所が所在する法域以外のいずれかの法域に係る限り、本債権者が関連判決を強制または執行することを可能にする目的のためだけに行われる。債券の要項でいう免除特権の放棄は、本債券および債券の要項の目的のための限定的かつ特定の放棄を構成するだけであり、いかなる状況においても、これを発行者の一般的な放棄としてまたは本債券もしくは債券の要項とは関係のない手続に関する放棄として解釈してはならない。発行者は、自らの()フィリピン共和国の外交もしくは領事使節団により使用されるその財産および資産（ただし、訴状送達を実施するのに必要な場合を除く。）、()軍事的性質のもしくは軍当局もしくは防衛機関の支配下にある財産および資産、または()フィリピン共和国に所在し、かつ公共もしくは政府の用に供される財産（私的財産もしくは営利的な用に供されている財産とは区別されるもの）に関するかかる免除特権を放棄するものでない。

発行者は、本債券または債券の要項に起因して生じるまたはこれらに基づいて、東京地方裁判所において提起されることがある訴訟において訴状送達を受けることができる発行者の権限ある代理人（以下「授権代理人」という。）として現在日本国〒106-8537東京都港区六本木五丁目15番5号所在の日本国東京都のフィリピン共和国大使館の総領事を任命している。かかる任命は、本債券に関するすべての金額が発行者により機構の業務規程に従いま

たは本債権者に直接支払われるまで、あるいは発行者が承継者を授権された代理人として任命し、かかる承継者がかかる任命を受諾するまで取消不能である。発行者は、上記に定める、かかる送達を受領する授権された代理人を常時設置しておくことに合意する。授権代理人が発行者に対して訴状送達にかかる通知を怠ったとしても、かかる懈怠は当該送達に基づくいかなる手続またはこれに基づいて得られたいかなる判決の有効性にも影響しない。発行者は、上述のかかる任命の完全な効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の提出を含む。）を行う。授権代理人に対する本「10 準拠法及び管轄裁判所」に記載する住所または当該送達時における授権代理人の事務所の日本国東京都におけるその他の住所宛での訴状送達は、あらゆる点において発行者に対する有効な訴状送達であるとみなされる。かかる訴状送達を受領により、授権代理人は発行者に対して自らがこれを受領した旨をファクシミリにより速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知を行わない場合でも、いかなる当該送達の有効性または適時性もその影響を受けない。

免除特権のかかる放棄により、発行者はフィリピン共和国における管轄裁判所における手続に服することになる。本債券および債券の要項に基づいて発行者が支払うべきいずれかの金額に関していずれかの外国の裁判所において得られた発行者に対する判決は、（ ）かかる判決が通謀または詐欺により取得されたものでないこと、（ ）かかる判決を下した外国の裁判所が当該事件に対する管轄権を有していたこと、（ ）発行者が外国の裁判所の手続について適切な通知を受けていたこと、および（ ）かかる判決が法または事実の明白な錯誤に基づいていなかったことのすべてを満たす場合、事件の争点の再審理をすることなくかかる判決の執行をするために開始された手続においてフィリピン共和国の裁判所により承認され、執行されることになる。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められているその他の方法で送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11 公告の方法

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される日本語の一般日刊新聞に1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。債券の要項に基づき発行者が行うすべての公告は、発行者の請求に基づき、財務代理人がこれを行う。本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担する。

12 その他

(1) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が、振替法で定められた例外的な場合に本債券の債券の発行を請求できる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを発行者の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元金および利息の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使、本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点での日本国の一般的な市場慣行が適用される。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法律および規則ならびに市場慣行が優先する。発行者は、実務上可能な限りかつ遅滞なく、上記「11 公告の方法」に従い上記の事項を公告する。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債務不履行事由

以下に掲げる各事由は、本債券についての債務不履行事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 発行者がいずれかの本債券の利息の支払を怠り、かかる不履行が30日間継続する場合
- (b) 発行者が本債券（債券の要項を含む。）におけるその他の義務の履行を懈怠し、かかる不履行が治癒可能なときには、いずれかの本債権者によりその旨の書面による通知（当該通知には、機構または関連する本債権者が本債券を記録させるために口座を開設している関連する口座管理機関（かかる資格における機構および関連する口座管理機関を以下「直近上位機関」と総称する。）が発行する関連する本債券の保有を

証する証明書（以下「証明書」という。）を添付する。）が財務代理人の本店において発行者に対して行われた後60日間かかる不履行が継続する場合

- (c) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）のいずれかの譲渡性対外債務の期限の利益喪失（任意または強制期限前弁済または償還以外によるもの）をもたらす事由または条件が発生する場合
 - (d) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者のいずれかの譲渡性対外債務の元本、プレミアム、期限前弁済補償金（もしあれば）または利息の支払が、その期限の到来時に不履行となり、かかる不履行が当初適用ある支払猶予期間（もしあれば）を超えて継続する場合
 - (e) 本債券または財務代理契約の有効性が、発行者またはフィリピン共和国の立法、行政もしくは司法上の機関もしくは公職者（いずれの場合も、法律により認められており、かつ単独でまたは他の機関もしくは公職者と共同で、本債券または財務代理契約が無効であることまたはこれらに履行強制力がないことを宣言する法的権能と権限を有している機関または公職者に限る。）により争われる場合、発行者が本債券または財務代理契約に基づくその義務のいずれかを否認する場合（支払の一般的停止もしくは債務支払のモラトリアムまたはその他であるかを問わない。）、あるいはフィリピン共和国の憲法規定、条約、協定、法律、規則、公式声明、決定、法令もしくは政策またはフィリピン共和国の管轄裁判所によるいずれかの最終かつ上訴不能の決定により、本債券もしくは財務代理契約のいずれかの規定が無効であるもしくはこれに履行強制力がないと判断される、または発行者によるこれらに基づくその義務のいずれかの履行もしくは遵守が妨げられるもしくは遅延させられる場合
 - (f) 発行者が本債券または財務代理契約に基づく義務を構成または履行するために、またはこれらの有効性もしくは履行強制力のために必要な、憲法規定、条約、協定、法律、規則、法令、決定、同意、認可、免許またはその他の権能が、更新されることなく失効し、留保され、取消され、解除されもしくはその他効力を喪失し、または本債権者の権利に重大な不利益となるような態様で修正される場合
 - (g) フィリピン共和国が、発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）の対外債務の返済に関してゼネラル・モラトリアムを宣言する場合
 - (h) フィリピン共和国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国でなくなる場合またはIMFの一般資金を利用する資格を失う場合
 - (i) 発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）が、フィリピン共和国の国際通貨資産（以下に定義する。）の完全な所有、権限および支配を常時行使できなくなる場合
- 上記(a)ないし(i)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生し、継続している場合、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行者に対し書面により通知（当該通知には、証明書を添付する。）することにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券についても直ちに期限の利益の喪失を宣言することができ、また、当該書面による通知の受領前に当該債務不履行事由のすべてが治癒、放棄または救済されない限り、当該本債券は、直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額の100%で経過利息を付して支払われる。

本「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「国際通貨資産」とは、すべての（ ）金、（ ）特別引出権（SDR）、（ ）IMFリザーブ・ポジションおよび（ ）外国為替をいう。

「特別引出権」、「IMFリザーブ・ポジション」および「外国為替」とは、含まれる資産の種類について、「国際金融統計」と題するIMFの公刊物においてこれらに与えられた意味またはIMFがその時々において正式に採用するその他の意味を有する。

債務不履行事由または時の経過、通知もしくはその双方により債務不履行事由となる事態が発生した場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、直ちにその旨を公告するかまたは公告せしめる。

いずれかの本債券が本「12 その他 - (3)」に従い支払期日前に支払われることになる場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、遅滞なくその旨を公告するかまたは公告せしめる。

本「12 その他 - (3)」の債務不履行事由にかかる手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、発行者に代わり財務代理人がこれを作成し、財務代理人が管理し、その本店に備え置く。

(5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息またはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、()かかる判決または命令（またはその一部）のために日本円による表示額が当該他の通貨に換算された（または換算されたものとみなされた）日と()かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律により認められる限度において、上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本債権者が支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令（またはその一部）にもかかわりなく完全に有効に存続するものである。

(6) 言語

債券の要項は日本語および英語で作成され、日本語版および英語版はともに拘束力を有する。ただし、日本語版および英語版との間に意味または意図について争いまたは相違が生じる場合、あらゆる点（債券の要項の解釈を含むが、これに限定されない。）において日本語版が優先する。

< 第10回フィリピン共和国円貨債券（2018） >

以下は、第10回フィリピン共和国円貨債券（2018）（以下「本債券」という。）について記載されており、「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

本< 第10回フィリピン共和国円貨債券（2018） >における本債券の未定事項または予定事項は2018年8月上旬頃に決定される予定である。

1 発行主体

本債券は、発行者により、共和国法第245号（その後の改正を含む。）（以下「共和国法第245号」という。）に基づいて発行される。

共和国法第245号に基づき発行される発行者の債券の発行限度額に関する法令上の制限は存在しない。

発行者による日本における本債券の発行および募集に関するバンコ・セントラルの通貨理事会（Monetary Board）による原則的承認は2018年6月8日になされた。なお、発行者による日本における本債券の発行および募集に関する承認は、本債券の発行日より前に本債券の最終条件に基づくバンコ・セントラルの通貨理事会の最終的承認を取得することにより完了する。フィリピン共和国には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

2 募集要項

債券の名称	第10回フィリピン共和国円貨債券（2018）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2025年8月15日(注4)	申込期間	2018年8月8日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2018年8月15日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

(注2) 上記の券面総額および発行価額の総額は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2018年8月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000（予定）

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

債券の管理会社

本債券について債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

本債券の財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

発行者は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）が有効に任命されるまで在職する。かかる変更の場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

機構が発行者に対し、財務代理人について発行代理人または支払代理人の指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）を任命し、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 機構という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他 - (3)」を参照のこと。

その他

(a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2018年7月23日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からBBB+の予備格付を付与されており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、JCRから本格付を取得できる予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、本書提出日現在、発行者の非劣後無担保長期債務は、S&PによりBBB、またムーディーズによりBaa2と格付けされている。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&Pおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録

格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 利息支払の方法

本債券の利息は、2018年8月16日（同日を含む。）からこれを付し、毎年2月15日および8月15日の年2回、各々その日（同日を含む。）までの6か月分を支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を以下「利払期日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年を365日とする日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、機構の業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の未払の元金額について当該償還期日（同日を含まない。）から本債券の償還が実際に行われた日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、上記に定める利率による経過利息（1年を365日とする日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者（下記「5 元利金支払場所」に定義する。）に配分した日を超えない。ただし、機構の業務規程のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えない。

4 償還の方法

(1) 満期償還

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2025年8月15日に本債券の金額と同額で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金および利息の全部または一部を支払期日前に償還しまたは支払うことはできない。

(2) 買入消却

発行者は、市場等において本債券を任意の価格で随時買入れることができ、また、適用ある法律および機構の業務規程に別段の定めがある場合を除き、買入れたかかる本債券をその選択により消却することができる。

5 元利金支払場所

本債券の元金および利息は、振替法および機構の業務規程に従い、支払代理人により、関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、または、本債権者に対し直接、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元金および利息の支払に必要な資金を、本債券の振替を行うため機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「関連機構加入者」という。）に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額をかかると支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に実務上可及的速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、その旨ならびに支払方法および支払日を本債権者に対し公告する。かかる金額を受領した時点で、かかる支払方法もしくは支払日のいずれか（またはその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、かかる金額の受領ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および／または支払日を公告し、また、その後かかる金額の支払方法および／または支払日が確定した場合には、速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、本債権者に対し、かかる支払方法および／または支払日を公告する。かかる公告に関する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本債券の元金または利息の支払期日が営業日（以下に定義する。）でない場合は、本債権者は支払期日の到来したかかる金額の支払を翌営業日まで受領する権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求する権利を有さない。

本「5 元金支払場所」において、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が通常業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

6 担保又は保証に関する事項

(1) 本債券の地位

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ一般債務である。本債券は、本債券相互において優先劣後することなく、また発行者の現在および将来のその他のすべての無担保かつ非劣後の対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）と同順位である。本「6 担保又は保証に関する事項 - (1)」は、本債券に基づく支払を、その他の対外債務に基づいてなされる支払と比例的に行うことを発行者に求めるものとして解釈されてはならないことが了解されている。

フィリピン法に基づき、支払不能状態または清算中の借主の無担保債務（債務保証を含む。）であって、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書に記載されたものは、かかる公的文書に記載のない無担保債務に優先する。債務は、フィリピン共和国において公証人または宣誓を執行する権限を有する者の面前で確認された場合には、公的文書に記載されたものとして扱われる。政府は、発行者の債務は、債務者たる発行者自らによる確認がない限り、第2244条第(14)号に基づき付与される優先権の対象とならず、また公的文書に記載された債務となり得ないと考えている。しかしながら、フィリピンの裁判所がこの争点を検討したことはなく、発行者のペソ建てまたは非ペソ建ての債務（対外債務を含む。）を証する書類が、発行者の参加なく公証された場合に、公的文書に記載された債務とされるか否かは不確かである。仮に、かかる債務が公的文書に記載されたものとされれば、発行者がその債務一般を履行することができない場合には、かかる債務は本債券に優先することになる。

発行者は、いかなる対外債務についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書の作成、締結または提出を行っていない旨、元引受契約において表明する。また発行者は、かかる公的文書の作成または提出に同意しておらず、かかる作成または提出を補助していない。さらに発行者は、債券の要項第2項(2)において、いかなる譲渡性対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に基づく優先権を設定しないことに同意する（発行者により、本債券に基づいて支払われるべき金額が、それと同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除く。）。

(2) 担保設定制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、()発行者が本債券に基づいて支払われるすべての金額が同等かつ比例的に担保されるようにしている場合を除き、いずれかの譲渡性対外債務（以下に定義する。）を担保するために、その資産または収入の全部または一部に対していかなる抵当権、担保目的信託、負担、質権、先取特権もしくはその他の担保権または担保権を構成する実際の効果を有する優先的取決め（本債券の発行日において効力を有しているか、またはその後効力を有することになるかは問わない。）（以下「担保権」と総称する。）をも設定せずまたはその存在を許容せず、また()本債券に基づいて支払われる金額が同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除き、公証された譲渡性対外債務について優先権を規定するフィリピン共和国民法典第2244条第(14)号またはフィリピン共和国の継承法に基づいて、発行者のその他の譲渡性対外債務についていかなる優先権をも付与せずまたはその存在を許容しない。

上記にかかわらず、発行者は、以下のいずれかの場合には担保権を設定しまたはその設定を許容することができる。

- ()財産または資産（またはそのいずれかの持分）の購入、改良、建設、開発または再開発の時点においてこれらに対して、当該財産または資産の購入、改良、建設、開発または再開発の費用の支払の担保としてのみ行われる場合
- ()譲渡性対外債務を担保するために通常の銀行取引において発生するもので、当該譲渡性対外債務の期限が発生日から1年以内である場合
- ()財産または資産の取得に関して、その取得時にかかる財産または資産に存在しているか、または当該取得より前に締結された契約義務により、かかる取得の後に発生するもので、当該取得を見越したものでない場合、またかかる担保権の延長および更新で、当該担保権が当初の担保財産または資産に限定されており、かつ当初の担保金融の延長または更新を担保する場合

- () 上記()の規定により担保権の設定が許容される譲渡性対外債務の延長、更新または切替から生じる場合（ただし、そのように担保される譲渡性対外債務の元本金額が増加しないときに限る。）
- () (A)担保権が差押え、留置または裁判所の手続に関連して生じる類似の法的手続により発生する場合（ただし、その執行またはその他の実行が有効に停止されており、かつ被担保債権が適切な手続により誠実に争われているときに限る。）、あるいは(B)上記(A)に記載する担保権の解除に関連して与えられる保証証券に基づく求償義務を担保する場合（ただし、(A)および(B)のそれぞれにおいて、当該担保権がその設定日から1年以内に解除されまたは消滅するときに限る。）
- () 法律上発生する場合（ただし、いかなるかかる担保権も譲渡性対外債務を担保することを目的として発行者により設定され、またはその設定が許容される場合を除く。）

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「対外債務」とは、フィリピン共和国の法定通貨以外の通貨で、表示されまたはその条項によりもしくはその債権者の選択により支払われる債務をいう。本定義において用いられている「債務」とは、借入金債務または借入金債務の保証をいう。

「譲渡性対外債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート、その他類似の証書もしくはその他有価証券の形態によるかまたはこれらにより表章される対外債務で、証券取引所、自動売買システム（ATS）、店頭（OTC）またはその他証券市場で、建値され、上場されもしくは通常売買されているか、またはそのような適格性があるものをいう。なお、疑義を避けるために付言すると、本債券を含め、発行者により発行される無券面の債券による対外債務で、振替制度のもとで取引が行われるものは、本定義の要件を満たす。

発行者は、支払代理人が本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者に配分した時点で、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める義務から免除される。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に従って発行者が本債権者に対して担保を提供する場合、発行者は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い、かかる本債券の担保の設定に必要な一切の手続（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）を行うか、または行わしめる。当該手続（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）が完了した場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件が具備された旨を記載した公告を行う。かかる担保の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

バンコ・セントラルの国際通貨準備高は、発行者の公的な国際通貨準備高の実質上全部に相当する。発行者およびバンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが独立の主体であることから、上記の担保設定制限条項はバンコ・セントラルの国際通貨準備高には適用されないと考えている。したがって、バンコ・セントラルは、本債券に基づいて支払われるべき金額に担保を付すことなく、国際通貨準備高を担保として対外債務を負うことが可能となりえる。

7 債券の管理会社の職務

本債券について債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、その営業時間中に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを自らの費用により謄写することができる。

8 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

発行者は、その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上を保有する本債権者が共同または単独で、債権者集会の目的として本債権者の利害に関する事項および招集の理由を開示することにより、発行者を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において書面により請求を行った場合（ただし、かかる本債権者の請求には証明書（下

記「12 その他 - (3)」に定義する。)を添付する。)、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催日の21日前までに行う。ただし、かかる修正については、本債権者の権利放棄を除き、発行者の同意を必要とする。また、発行者は、財務代理人に対して債権者集会の開催予定日の35日前までに書面による通知を行うことにより、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会を招集することができる。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催予定日の21日前までに行うか、または行わしめる。発行者は、発行者を代理する財務代理人が、債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本債権者は、自ら出席または代理人により債権者集会に出席することができる。発行者は、その代表者を当該集会に出席させて、その意見を述べさせることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面によりまたは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、発行者または発行者を代理する財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者は本債券のその保有金額に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに証明書を財務代理人の本店において財務代理人に提示しなければならず、かつ、当該債権者集会の開催日にかかる集会において発行者または財務代理人に対し提示しなければならない。なお、本債権者は、交付を受けた証明書をかかる本債権者に関連する直近上位機関（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

適用ある法律により認められる限度において、債権者集会の決議は、かかる集会に出席した本債権者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、()すべての本債券に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解（ただし、下記()に記載される事項を除く。）、()すべての本債券に関してなされる訴訟手続または破産手続その他同様の手続に関するすべての行為、ならびに()債権者集会において決議をする事項についての決定を行うために債権者集会の決議により任命および授權されることのある本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、かかる各代表者は（その時点で未償還の）本債券の総額の1,000分の1以上を保有していなければならない。）（以下「代表本債権者」という。）または債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議により任命および授權されることのある執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任または上記の者に委任されたいずれかの事項の変更に関する決議は、当該債権者集会に出席した本債権者の議決権の3分の2以上をもってこれをなすが、かかる3分の2以上の議決権は、その時点で未償還の本債券の総額の5分の1以上に当たるものでなければならない。かかる決議は、適用ある法律により認められる限度において、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、すべての本債権者を拘束し、また、かかる決議は代表本債権者または決議執行者（場合により）により執行される。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、()代理人、書面または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、()発行者または公的部門機関がその時点で保有する本債券は、これを除外し、未償還でないものとみなし、また、()「公的部門機関」とは、フィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）、発行者の省庁もしくは機関、または発行者もしくはこれらのいずれかが、その過半を所有し、かつ支配する法人、信託、金融機関その他の主体をいい、「支配」とは、直接または間接に、議決権付証券その他の所有持分の所有等を通じて、法人、信託、金融機関その他の主体の取締役会、これに代わる機関、もしくはこれに追加される機関の運営を指揮する権能、またはその取締役、取締役に代わり同様の職務を遂行する者、もしくは取締役に加えて同様の職務を遂行する者の過半数を選任もしくは任命する権能をいう。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」の手続に要する一切の合理的な費用は、発行者の負担とする。

9 課税上の取扱い

(1) 税制変更による追加額の支払

発行者は、本債券の元金および利息の一切の支払について、フィリピン共和国によりもしくはそのために、またはその下部行政主体もしくはこれらの域内の課税権を有する当局によりもしくはこれらにおいて、賦課または徴収される現在または将来のいかなる租税、公課、賦課金またはその他あらゆる性質の公租公課（以下「フィリピン租税」という。）にかかるまたはそれら事由による控除または源泉徴収をすることなく、これを行う。ただし、かかるフィリピン租税の控除または源泉徴収が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、これがなければ元金および利息（もしあれば）に関して受領されるはずであった金額の支払が本債権者に対して行

われることになるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本債権者によりまたはそのために保有される本債券については支払われない。

- （ ）当該本債権者が本債券の単なる保有またはこれに関する元金もしくは利息の受領以外にフィリピン共和国（またはその下部行政主体）と関連性を有することを理由としてかかる本債券に関してフィリピン租税に服する場合
- （ ）当該本債権者が国籍、住所、身元またはフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局もしくはこれらの域内の課税当局との関連性に関する合理的な証明、特定またはその他の報告要件の遵守を怠らなければ、当該控除または源泉徴収について義務を負わず、またこれらの対象とならなかった場合（ただし、かかる遵守がフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局またはこれらの域内の課税当局の法令または類似の政府行為により当該控除または源泉徴収の免除の前提条件として要求されている場合で、かかる遵守のための手続が機構の業務規程に基づき実施されており、かつ機構により運営される一般債振替制度のもとで当該本債権者が利用できる場合に限る。）

本「第1 募集債券に関する基本事項<第10回フィリピン共和国円貨債券（2018）>」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額が含まれるものとみなす。

（2）フィリピン共和国の租税

以下の記載は、本債券に投資した場合に投資家に関連する可能性があるフィリピンに関する考慮事項の概要である。かかる概要は、現在効力を有する法令、判決および決定に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性がある。いかなる改正・変更も遡及的に適用される可能性があり、かかる概要の継続的な有効性に影響を及ぼす可能性がある。

かかる概要では、特に税制上の特別ルールの適用を受ける場合、投資家や投資家の状況に関連する可能性のある税務上の考慮事項のすべてを記述しているわけではない。投資家は、下記の考慮事項ならびに国税、地方税その他の税法の投資家の特定の状況との関連性を含め、本債券を保有することの税務上の影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

フィリピンの税制

以下は、本債券の保有および処分に関連して、本債券の非フィリピン人保有者に関連する可能性のあるフィリピンの税務上の影響の概要である。共和国は、「非フィリピン人保有者」という用語について、（ ）フィリピンの市民でもなく、フィリピン国内で商業もしくは事業に従事してもいないフィリピンの非居住者、または（ ）フィリピン国内で商業もしくは事業に従事していない非フィリピン法人を意味するものとして用いている。

本概要は、本書提出日現在効力を有するフィリピンの法律、規則および規制に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性があり、遡及適用される可能性がある。本概要は、非フィリピン人保有者による本債券の受領、保有または処分に関するフィリピンの法律に基づく税務上の影響の完全な分析を構成するものではなく、また、共和国の市民または居住者に適用される税務上の影響について記述するものではない。

非フィリピン人保有者ではない投資家においては、本債券を保有することによる影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

本債券保有の効力

共和国による本債券の元利金の支払にあたり、当該非フィリピン人保有者は、本債券の保有または本債券に関する元利金の受領のみを理由として、フィリピンにおける課税の対象とはならない。

本債券の利息に対する課税

共和国が投資家に本債券の非フィリピン保有者として元利金の支払を行う場合、フィリピンまたはその下部行政組織もしくは税務当局により、課税、課徴、源泉徴収または評価されるあらゆる種類の税金のために、当該支払からいかなる金額も源泉徴収されない。

キャピタル・ゲイン課税

本債券の非フィリピン人保有者は、本債券の売却、交換または償還に関連して、フィリピン国外で当該売却、交換もしくは償還が行われた場合、またはフィリピンと非フィリピン保有者の居住国との間で有効な租税条約に基づき免除が認められている場合には、フィリピンの所得税または源泉徴収税の課税対象とはならない。本債券の償還

期限が発行日から5年を超える場合、本債券保有者が実現した利益は、フィリピンの税法上、フィリピンの所得税の課税対象とはならない。

文書印紙税

本債券の譲渡には、文書印紙税は課されない。本債券の発行価額200.00ペソ当たり2.00ペソの税率による文書印紙税が、本債券の発行時に支払われなければならない、かかる税は共和国の勘定で支払われる。

遺産税および贈与税

非フィリピン人保有者が死亡した場合における相続による本債券の譲渡には、純遺産の価値に基づく6%の固定税率でフィリピンの遺産税が課せられる。

個人への贈与による本債券の譲渡は、通常、贈与者の受贈者との関係にかかわらず、1暦年中に行われた250,000ペソを超える贈与の総額に基づき、6%の固定税率でフィリピンの贈与税が課せられる。

上記規定は、保有者が非フィリピン人保有者であっても適用される。ただし、共和国は、死亡時の死亡者または贈与時の贈与者が、フィリピンの市民に一定の相互的権利を提供する外国（以下「互惠国」という。）の市民および居住者である場合、贈与または相続による本債券の譲渡に関する遺産税および贈与税を徴収しない。これらの目的において、互惠国とは、死亡または贈与の時点で、（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民の無形動産に関し、いかなる性質の譲渡税も課さなかった外国、または（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民が所有する無形動産に関し、あらゆる性質または名称の譲渡または死亡にかかる税について同様の免除を認めた外国をいう。

(3) 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。内国法人は、2018年12月31日以前に開始する事業年度において支払を受ける本債券の利息につき、現行法令の許容する範囲でみなし外国税額控除を利用しうる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自らの税務顧問に相談すべきである。

10 準拠法及び管轄裁判所

（ ）本債券の発行に関する発行者による授權（これはフィリピン共和国法の定めるところに従う。）ならびに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める担保の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびにこれに基づいて生ずる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従い、日本国の法律に従って解釈される。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する発行者またはその財産、資産もしくは収入に対するいかなる訴訟、訴えまたは手続（以下「関連手続」という。）についても、発行者は、東京地方裁判所またはフィリピン共和国の管轄裁判所（以下「指定裁判所」という。）の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、裁判地、居住地もしくは住所を理由とするか、または関連手続が不便宜な法廷地に提起されたことを理由とするかどうかにかかわらず、適用される法律に基づいて許容される最大の限度で、かかる裁判所における関連手続に対するいかなる異議をも放棄する。発行者は、いずれかのかかる関連手続における最終の上訴不能判決（以下「関連判決」という。）が、自らに対して最終的かつ拘束力を有すること、およびかかる判決に基づく手続によりいずれかの指定裁判所または発行者が管轄権に服しもしくはその可能性があるその他の裁判所（以下「その他裁判所」という。）において執行できること（ただし、かかる判決が外国判決でその承認執行がフィリピン共和国の裁判所において求められる場合は、本「10 準拠法及び管轄裁判所」の最終段落の直前の段落に規定する要件の充足を条件とする。）に合意する。

いずれかの指定裁判所が所在し、いずれかの関連手続が発行者もしくはその収入、資産もしくは財産のいずれかに対していずれかの時点で提起されることがあるいかなる法域においても、またはいずれかの訴訟、訴えもしくは手続がいずれかの関連判決を強制しもしくは執行するためにのみいずれかの時点で提起されることがあるいずれかの指定裁判所もしくはその他裁判所が所在するいかなる法域においても、発行者またはその収入、資産もしくは財産のいずれかが、訴訟、かかる裁判所の管轄、相殺、仮差押え、差押え、判決の執行またはその他法的もしくは司法手続もしくは救済からの何らかの免除特権を有する範囲で、かつかかる法域においてかかる免除特権が付与される限り、発行者はかかる免除特権を主張しないことを取消不能の形で合意し、またかかる法域の法律により認められる最大の限度でこれを取消不能な形で放棄する。ただし、かかる合意および放棄は、指定裁判所が所在する法域以外のいずれかの法域に関係する限り、本債権者が関連判決を強制または執行することを可能にする目的のためだけに行われる。債券の要項でいう免除特権の放棄は、本債券および債券の要項の目的のための限定的かつ特定の放棄を構成するだけであり、いかなる状況においても、これを発行者の一般的な放棄としてまたは本債券もしくは債券の要項とは関係のない手続に関する放棄として解釈してはならない。発行者は、自らの（ ）フィリピン共和国の外交もしくは領事使節団により使用されるその財産および資産（ただし、訴状送達を実施するのに必要な場合を除く。）、（ ）軍事的性質のもしくは軍当局もしくは防衛機関の支配下にある財産および資産、または（ ）フィリピン共和国に所在し、かつ公共もしくは政府の用に供される財産（私的財産もしくは営利的な用に供されている財産とは区別されるもの）に関するかかる免除特権を放棄するものでない。

発行者は、本債券または債券の要項に起因して生じるまたはこれらに基づいて、東京地方裁判所において提起されることがある訴訟において訴状送達を受けることができる発行者の権限ある代理人（以下「授權代理人」という。）として現在日本国〒106-8537東京都港区六本木五丁目15番5号所在の日本国東京都のフィリピン共和国大使館の総領事を任命している。かかる任命は、本債券に関するすべての金額が発行者により機構の業務規程に従いまたは本債権者に直接支払われるまで、あるいは発行者が承継者を授權された代理人として任命し、かかる承継者がかかる任命を受諾するまで取消不能である。発行者は、上記に定める、かかる送達を受領する授權された代理人を常時設置しておくことに合意する。授權代理人が発行者に対して訴状送達にかかる通知を怠ったとしても、かかる懈怠は当該送達に基づくいかなる手続またはこれに基づいて得られたいかなる判決の有効性にも影響しない。発行者は、上述のかかる任命の完全な効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の提出を含む。）を行う。授權代理人に対する本「10 準拠法及び管轄裁判所」に記載する住所または当該送達時における授權代理人の事務所の日本国東京都におけるその他の住所宛の訴状送達は、あらゆる点において発行者に対する有効な訴状送達であるとみなされる。かかる訴状送達を受領により、授權代理人は発行者に対して自らがこれを受領した旨をファクシミリにより速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知を行わない場合でも、いかなる当該送達の有効性または適時性もその影響を受けない。

免除特権のかかる放棄により、発行者はフィリピン共和国における管轄裁判所における手続に服することになる。本債券および債券の要項に基づいて発行者が支払うべきいずれかの金額に関していずれかの外国の裁判所において得られた発行者に対する判決は、（ ）かかる判決が通謀または詐欺により取得されたものでないこと、（ ）かかる判決を下した外国の裁判所が当該事件に対する管轄権を有していたこと、（ ）発行者が外国の裁判所の手続について適切な通知を受けていたこと、および（ ）かかる判決が法または事実の明白な錯誤に基づいていなかったことのすべてを満たす場合、事件の争点の再審理をすることなくかかる判決の執行をするために開始された手続においてフィリピン共和国の裁判所により承認され、執行されることになる。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められているその他の方法で送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11 公告の方法

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される日本語の一般日刊新聞に1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。債券の要項に基づき発行者が行うすべての公告は、発行者の請求に基づき、財務代理人がこれを行う。本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担する。

12 その他

(1) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が、振替法で定められた例外的な場合に本債券の債券の発行を請求できる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費

用はこれを発行者の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元金および利息の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使、本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点での日本国の一般的な市場慣行が適用される。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法律および規則ならびに市場慣行が優先する。発行者は、実務上可能な限りかつ遅滞なく、上記「11 公告の方法」に従い上記の事項を公告する。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債務不履行事由

以下に掲げる各事由は、本債券についての債務不履行事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 発行者がいずれかの本債券の利息の支払を怠り、かかる不履行が30日間継続する場合
- (b) 発行者が本債券（債券の要項を含む。）におけるその他の義務の履行を懈怠し、かかる不履行が治癒可能などときには、いずれかの本債権者によりその旨の書面による通知（当該通知には、機構または関連する本債権者が本債券を記録させるために口座を開設している関連する口座管理機関（かかる資格における機構および関連する口座管理機関を以下「直近上位機関」と総称する。）が発行する関連する本債券の保有を証する証明書（以下「証明書」という。）を添付する。）が財務代理人の本店において発行者に対して行われた後60日間かかる不履行が継続する場合
- (c) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）のいずれかの譲渡性対外債務の期限の利益喪失（任意または強制期限前弁済または償還以外によるもの）をもたらす事由または条件が発生する場合
- (d) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者のいずれかの譲渡性対外債務の元本、プレミアム、期限前弁済補償金（もしあれば）または利息の支払が、その期限の到来時に不履行となり、かかる不履行が当初適用ある支払猶予期間（もしあれば）を超えて継続する場合
- (e) 本債券または財務代理契約の有効性が、発行者またはフィリピン共和国の立法、行政もしくは司法上の機関もしくは公職者（いずれの場合も、法律により認められており、かつ単独または他の機関もしくは公職者と共同で、本債券または財務代理契約が無効であることまたはこれらに履行強制力がないことを宣言する法的権能と権限を有している機関または公職者に限る。）により争われる場合、発行者が本債券または財務代理契約に基づくその義務のいずれかを否認する場合（支払の一般的停止もしくは債務支払のモラトリアムまたはその他であるかを問わない。）、あるいはフィリピン共和国の憲法規定、条約、協定、法律、規則、公式声明、決定、法令もしくは政策またはフィリピン共和国の管轄裁判所によるいずれかの最終かつ上訴不能の決定により、本債券もしくは財務代理契約のいずれかの規定が無効であるもしくはこれに履行強制力がないと判断される、または発行者によるこれらに基づくその義務のいずれかの履行もしくは遵守が妨げられるもしくは遅延させられる場合
- (f) 発行者が本債券または財務代理契約に基づく義務を構成または履行するために、またはこれらの有効性もしくは履行強制力のために必要な、憲法規定、条約、協定、法律、規則、法令、決定、同意、認可、免許またはその他の権能が、更新されることなく失効し、留保され、取消され、解除されもしくはその他効力を喪失し、または本債権者の権利に重大な不利益となるような態様で修正される場合
- (g) フィリピン共和国が、発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）の対外債務の返済に関してゼネラル・モラトリアムを宣言する場合
- (h) フィリピン共和国が国際通貨基金（以下「IMF」という。）の加盟国でなくなる場合またはIMFの一般資金を利用する資格を失う場合

(i) 発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）が、フィリピン共和国の国際通貨資産（以下に定義する。）の完全な所有、権限および支配を常時行使できなくなる場合
上記(a)ないし(i)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生し、継続している場合、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行者に対し書面により通知（当該通知には、証明書を添付する。）することにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券についても直ちに期限の利益の喪失を宣言することができ、また、当該書面による通知の受領前に当該債務不履行事由のすべてが治癒、放棄または救済されない限り、当該本債券は、直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額の100%で経過利息を付して支払われる。

本「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「国際通貨資産」とは、すべての（ ）金、（ ）特別引出権（SDR）、（ ）IMFリザーブ・ポジションおよび（ ）外国為替をいう。

「特別引出権」、「IMFリザーブ・ポジション」および「外国為替」とは、含まれる資産の種類について、「国際金融統計」と題するIMFの公刊物においてこれらに与えられた意味またはIMFがその時々において正式に採用するその他の意味を有する。

債務不履行事由または時の経過、通知もしくはその双方により債務不履行事由となる事態が発生した場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、直ちにその旨を公告するかまたは公告せしめる。

いずれかの本債券が本「12 その他 - (3)」に従い支払期日前に支払われることになる場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、遅滞なくその旨を公告するかまたは公告せしめる。

本「12 その他 - (3)」の債務不履行事由にかかる手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、発行者に代わり財務代理人がこれを作成し、財務代理人が管理し、その本店に備え置く。

(5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息またはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、（ ）かかる判決または命令（またはその一部）のために日本円による表示額が当該他の通貨に換算された（または換算されたものとみなされた）日と（ ）かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律により認められる限度において、上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々本債権者が支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令（またはその一部）にもかかわりなく完全に有効に存続するものである。

(6) 言語

債券の要項は日本語および英語で作成され、日本語版および英語版はともに拘束力を有する。ただし、日本語版および英語版との間に意味または意図について争いまたは相違が生じる場合、あらゆる点（債券の要項の解釈を含むが、これに限定されない。）において日本語版が優先する。

<第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）>

以下は、第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）（以下「本債券」という。）について記載されており、「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

本<第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）>における本債券の未定事項または予定事項は2018年8月上旬頃に決定される予定である。

1 発行主体

本債券は、発行者により、共和国法第245号（その後の改正を含む。）（以下「共和国法第245号」という。）に基づいて発行される。

共和国法第245号に基づき発行される発行者の債券の発行限度額に関する法令上の制限は存在しない。

発行者による日本における本債券の発行および募集に関するバンコ・セントラルの通貨理事会（Monetary Board）による原則的承認は2018年6月8日になされた。なお、発行者による日本における本債券の発行および募集

に関する承認は、本債券の発行日より前に本債券の最終条件に基づくバンコ・セントラルの通貨理事会の最終的承認を取得することにより完了する。フィリピン共和国には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

2 募集要項

債券の名称	第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2028年8月15日(注4)	申込期間	2018年8月8日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2018年8月15日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

(注2) 上記の券面総額および発行価額の総額は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2018年8月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「共同主幹事会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000（予定）

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

債券の管理会社

本債券について債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

本債券の財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

発行者は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）が有効に任命されるまで在職する。かかる変更の場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

機構が発行者に対し、財務代理人について発行代理人または支払代理人の指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）を任命し、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 機構という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他 - (3)」を参照のこと。

その他

(a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2018年7月23日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からBBB+の予備格付を付与されており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、JCRから本格付を取得できる予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、本書提出日現在、発行者の非劣後無担保長期債務は、S&PによりBBB、またムーディーズによりBaa2と格付けされている。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&Pおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 利息支払の方法

本債券の利息は、2018年8月16日（同日を含む。）からこれを付し、毎年2月15日および8月15日の年2回、各々その日（同日を含む。）までの6か月分を支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を以下「利払期日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年を365日とする日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、機構の業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の未払の元金額について当該償還期日（同日を含まない。）から本債券の償還が実際に行われた日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、上記に定める利率による経過利息（1年を365日とする日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支

払代理人」という。)が、その受領した本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者(下記「5 元利金支払場所」に定義する。)に配分した日を超えない。ただし、機構の業務規程のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えない。

4 償還の方法

(1) 満期償還

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年8月15日に本債券の金額と同額で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金および利息の全部または一部を支払期日前に償還しまたは支払うことはできない。

(2) 買入消却

発行者は、市場等において本債券を任意の価格で随時買入れることができ、また、適用ある法律および機構の業務規程に別段の定めがある場合を除き、買入れたかかる本債券をその選択により消却することができる。

5 元利金支払場所

本債券の元金および利息は、振替法および機構の業務規程に従い、支払代理人により、関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を介して、または、本債権者に対し直接、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元金および利息の支払に必要な資金を、本債券の振替を行うため機構に口座を開設している関連する機構加入者(以下「関連機構加入者」という。)に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額をかかると支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に実務上可及的速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、その旨ならびに支払方法および支払日を本債権者に対し公告する。かかる金額を受領した時点で、かかる支払方法もしくは支払日のいずれか(またはその両方)を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、かかる金額の受領ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および/または支払日を公告し、また、その後かかる金額の支払方法および/または支払日が確定した場合には、速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、本債権者に対し、かかる支払方法および/または支払日を公告する。かかる公告に関する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本債券の元金または利息の支払期日が営業日(以下に定義する。)でない場合は、本債権者は支払期日の到来したかかる金額の支払を翌営業日まで受領する権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求する権利を有さない。

本「5 元利金支払場所」において、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が通常業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を行う日をいう。

6 担保又は保証に関する事項

(1) 本債券の地位

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ一般債務である。本債券は、本債券相互において優先劣後することなく、また発行者の現在および将来のその他のすべての無担保かつ非劣後の対外債務(下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。)と同順位である。本「6 担保又は保証に関する事項 - (1)」は、本債券に基づく支払を、その他の対外債務に基づいてなされる支払と比例的に行うことを発行者に求めるものとして解釈されてはならないことが了解されている。

フィリピン法に基づき、支払不能状態または清算中の借主の無担保債務(債務保証を含む。)であって、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書に記載されたものは、かかる公的文書に記載のない無担保債務に優先する。債務は、フィリピン共和国において公証人または宣誓を執行する権限を有する者の面前で確認された場合には、公的文書に記載されたものとして扱われる。政府は、発行者の債務は、債務者たる発行者自らによる確認がない限り、第2244条第(14)号に基づき付与される優先権の対象とならず、また公的文書に記載された債務となり得ないと考えている。しかしながら、フィリピンの裁判所がこの争点を検討したことはなく、発行者のペソ建

てまたは非ペソ建ての債務（対外債務を含む。）を証する書類が、発行者の参加なく公証された場合に、公的文書に記載された債務とされるか否かは不確かである。仮に、かかる債務が公的文書に記載されたものとされれば、発行者がその債務一般を履行することができない場合には、かかる債務は本債券に優先することになる。

発行者は、いかなる対外債務についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書の作成、締結または提出を行っていない旨、元引受契約において表明する。また発行者は、かかる公的文書の作成または提出に同意しておらず、かかる作成または提出を補助していない。さらに発行者は、債券の要項第2項(2)において、いかなる譲渡性対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に基づく優先権を設定しないことに同意する（発行者により、本債券に基づいて支払われるべき金額が、それと同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除く。）。

(2) 担保設定制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、（ ）発行者が本債券に基づいて支払われるすべての金額が同等かつ比例的に担保されるようにしている場合を除き、いずれかの譲渡性対外債務（以下に定義する。）を担保するために、その資産または収入の全部または一部に対していかなる抵当権、担保目的信託、負担、質権、先取特権もしくはその他の担保権または担保権を構成する実際の効果を有する優先的取決め（本債券の発行日において効力を有しているか、またはその後効力を有することになるかは問わない。）（以下「担保権」と総称する。）をも設定せずまたはその存在を許容せず、また（ ）本債券に基づいて支払われる金額が同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除き、公証された譲渡性対外債務について優先権を規定するフィリピン共和国民法典第2244条第(14)号またはフィリピン共和国の継承法に基づいて、発行者のその他の譲渡性対外債務についていかなる優先権をも付与せずまたはその存在を許容しない。

上記にかかわらず、発行者は、以下のいずれかの場合には担保権を設定しまたはその設定を許容することができる。

- () 財産または資産（またはそのいずれかの持分）の購入、改良、建設、開発または再開発の時点においてこれらに対して、当該財産または資産の購入、改良、建設、開発または再開発の費用の支払の担保としてのみ行われる場合
- () 譲渡性対外債務を担保するために通常の銀行取引において発生するもので、当該譲渡性対外債務の期限が発生日から1年以内である場合
- () 財産または資産の取得に関して、その取得時にかかる財産または資産に存在しているか、または当該取得より前に締結された契約義務により、かかる取得の後に発生するもので、当該取得を見越したものでない場合、またかかる担保権の延長および更新で、当該担保権が当初の担保財産または資産に限定されており、かつ当初の担保金融の延長または更新を担保する場合
- () 上記()の規定により担保権の設定が許容される譲渡性対外債務の延長、更新または切替から生じる場合（ただし、そのように担保される譲渡性対外債務の元本金額が増加しないときに限る。）
- () (A)担保権が差押え、留置または裁判所の手続に関連して生じる類似の法的手続により発生する場合（ただし、その執行またはその他の実行が有効に停止されており、かつ被担保債権が適切な手続により誠実に争われているときに限る。）、あるいは(B)上記(A)に記載する担保権の解除に関連して与えられる保証証券に基づく求償義務を担保する場合（ただし、(A)および(B)のそれぞれにおいて、当該担保権がその設定日から1年以内に解除されまたは消滅するときに限る。）
- () 法律上発生する場合（ただし、いかなるかかる担保権も譲渡性対外債務を担保することを目的として発行者により設定され、またはその設定が許容される場合を除く。）

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「対外債務」とは、フィリピン共和国の法定通貨以外の通貨で、表示されまたはその条項によりもしくはその債権者の選択により支払われる債務をいう。本定義において用いられている「債務」とは、借入金債務または借入金債務の保証をいう。

「譲渡性対外債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート、その他類似の証書もしくはその他有価証券の形態によるかまたはこれらにより表章される対外債務で、証券取引所、自動売買システム（ATS）、店頭（OTC）またはその他証券市場で、建値され、上場されもしくは通常売買されているか、またはそのような適格性があるものをいう。なお、疑義を避けるために付言すると、本債券を含め、発行者により発行される無券面の債券による対外債務で、振替制度のもとで取引が行われるものは、本定義の要件を満たす。

発行者は、支払代理人が本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者に配分した時点で、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める義務から免除される。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に従って発行者が本債権者に対して担保を提供する場合、発行者は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い、かかる本債券の担保の設定に必要な一切の手續（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）を行うか、または行わしめる。当該手續（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）が完了した場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件が具備された旨を記載した公告を行う。かかる担保の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

バンコ・セントラルの国際通貨準備高は、発行者の公的な国際通貨準備高の実質上全部に相当する。発行者およびバンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが独立の主体であることから、上記の担保設定制限条項はバンコ・セントラルの国際通貨準備高には適用されないと考えている。したがって、バンコ・セントラルは、本債券に基づいて支払われるべき金額に担保を付すことなく、国際通貨準備高を担保として対外債務を負うことが可能となりえる。

7 債券の管理会社の職務

本債券について債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、その営業時間中に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを自らの費用により謄写することができる。

8 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

発行者は、その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上を保有する本債権者が共同または単独で、債権者集会の目的として本債権者の利害に関する事項および招集の理由を開示することにより、発行者を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において書面により請求を行った場合（ただし、かかる本債権者の請求には証明書（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）を添付する。）、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催日の21日前までに行う。ただし、かかる修正については、本債権者の権利放棄を除き、発行者の同意を必要とする。また、発行者は、財務代理人に対して債権者集会の開催予定日の35日前までに書面による通知を行うことにより、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会を招集することができる。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催予定日の21日前までに行うか、または行わしめる。発行者は、発行者を代理する財務代理人が、債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本債権者は、自ら出席または代理人により債権者集会に出席することができる。発行者は、その代表者を当該集会に出席させて、その意見を述べさせることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面によりまたは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、発行者または発行者を代理する財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者は本債券のその保有金額に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに証明書を財務代理人の本店において財務代理人に提示しなければならない。なお、本債権者は、交付を受けた証明書をかかる本債権者に関連する直近上位機関（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

適用ある法律により認められる限度において、債権者集会の決議は、かかる集会に出席した本債権者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、（ ）すべての本債券に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じ

た責任の免除または和解（ただし、下記（ ）に記載される事項を除く。）、（ ）すべての本債券に関してなされる訴訟手続または破産手続その他同様の手続に関するすべての行為、ならびに（ ）債権者集会において決議をする事項についての決定を行うために債権者集会の決議により任命および授權されることのある本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、かかる各代表者は（その時点で未償還の）本債券の総額の1,000分の1以上を保有していなければならない。）（以下「代表本債権者」という。）または債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議により任命および授權されることのある執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任または上記の者に委任されたいずれかの事項の変更に関する決議は、当該債権者集会に出席した本債権者の議決権の3分の2以上をもってこれをなすが、かかる3分の2以上の議決権は、その時点で未償還の本債券の総額の5分の1以上に当たるものでなければならない。かかる決議は、適用ある法律により認められる限度において、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、すべての本債権者を拘束し、また、かかる決議は代表本債権者または決議執行者（場合により）により執行される。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、（ ）代理人、書面または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、（ ）発行者または公的部門機関がその時点で保有する本債券は、これを除外し、未償還でないものとみなし、また、（ ）「公的部門機関」とは、フィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）、発行者の省庁もしくは機関、または発行者もしくはこれらのいずれかが、その過半を所有し、かつ支配する法人、信託、金融機関その他の主体をいい、「支配」とは、直接または間接に、議決権付証券その他の所有持分の所有等を通じて、法人、信託、金融機関その他の主体の取締役会、これに代わる機関、もしくはこれに追加される機関の運営を指揮する権能、またはその取締役、取締役に代わり同様の職務を遂行する者、もしくは取締役に加えて同様の職務を遂行する者の過半数を選任もしくは任命する権能をいう。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」の手続に要する一切の合理的な費用は、発行者の負担とする。

9 課税上の取扱い

(1) 税制変更による追加額の支払

発行者は、本債券の元金および利息の一切の支払について、フィリピン共和国によりもしくはそのために、またはその下部行政主体もしくはこれらの域内の課税権を有する当局によりもしくはこれらにおいて、賦課または徴収される現在または将来のいかなる租税、公課、賦課金またはその他あらゆる性質の公租公課（以下「フィリピン租税」という。）にかかるまたはそれら事由による控除または源泉徴収をすることなく、これを行う。ただし、かかるフィリピン租税の控除または源泉徴収が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、これがなければ元金および利息（もしあれば）に関して受領されるはずであった金額の支払が本債権者に対して行われることになるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本債権者によりまたはそのために保有される本債券については支払われない。

- （ ）当該本債権者が本債券の単なる保有またはこれに関する元金もしくは利息の受領以外にフィリピン共和国（またはその下部行政主体）と関連性を有することを理由としてかかる本債券に関してフィリピン租税に服する場合
- （ ）当該本債権者が国籍、住所、身元またはフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局もしくはこれらの域内の課税当局との関連性に関する合理的な証明、特定またはその他の報告要件の遵守を怠らなければ、当該控除または源泉徴収について義務を負わず、またこれらの対象とならなかった場合（ただし、かかる遵守がフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局またはこれらの域内の課税当局の法令または類似の政府行為により当該控除または源泉徴収の免除の前提条件として要求されている場合で、かかる遵守のための手続が機構の業務規程に基づき実施されており、かつ機構により運営される一般債振替制度のもとで当該本債権者が利用できる場合に限る。）

本「第1 募集債券に関する基本事項＜第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）＞」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額が含まれるものとみなす。

(2) フィリピン共和国の租税

以下の記載は、本債券に投資した場合に投資家に関連する可能性があるフィリピンに関する考慮事項の概要である。かかる概要は、現在効力を有する法令、判決および決定に基づくものであり、これらはすべて改正・変更され

る可能性がある。いかなる改正・変更も遡及的に適用される可能性があり、かかる概要の継続的な有効性に影響を及ぼす可能性がある。

かかる概要では、特に税制上の特別ルールの適用を受ける場合、投資家や投資家の状況に関連する可能性のある税務上の考慮事項のすべてを記述しているわけではない。投資家は、下記の考慮事項ならびに国税、地方税その他の税法の投資家の特定の状況との関連性を含め、本債券を保有することの税務上の影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

フィリピンの税制

以下は、本債券の保有および処分に関連して、本債券の非フィリピン人保有者に関連する可能性のあるフィリピンの税務上の影響の概要である。共和国は、「非フィリピン人保有者」という用語について、（ ）フィリピンの市民でもなく、フィリピン国内で商業もしくは事業に従事してもいないフィリピンの非居住者、または（ ）フィリピン国内で商業もしくは事業に従事していない非フィリピン法人を意味するものとして用いている。

本概要は、本書提出日現在効力を有するフィリピンの法律、規則および規制に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性があり、遡及適用される可能性がある。本概要は、非フィリピン人保有者による本債券の受領、保有または処分に関するフィリピンの法律に基づく税務上の影響の完全な分析を構成するものではなく、また、共和国の市民または居住者に適用される税務上の影響について記述するものではない。

非フィリピン人保有者ではない投資家においては、本債券を保有することによる影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

本債券保有の効力

共和国による本債券の元利金の支払にあたり、当該非フィリピン人保有者は、本債券の保有または本債券に関する元利金の受領のみを理由として、フィリピンにおける課税の対象とはならない。

本債券の利息に対する課税

共和国が投資家に本債券の非フィリピン保有者として元利金の支払を行う場合、フィリピンまたはその下部行政組織もしくは税務当局により、課税、課徴、源泉徴収または評価されるあらゆる種類の税金のために、当該支払からいかなる金額も源泉徴収されない。

キャピタル・ゲイン課税

本債券の非フィリピン人保有者は、本債券の売却、交換または償還に関連して、フィリピン国外で当該売却、交換もしくは償還が行われた場合、またはフィリピンと非フィリピン保有者の居住国との間で有効な租税条約に基づき免除が認められている場合には、フィリピンの所得税または源泉徴収税の課税対象とはならない。本債券の償還期限が発行日から5年を超える場合、本債券保有者が実現した利益は、フィリピンの税法上、フィリピンの所得税の課税対象とはならない。

文書印紙税

本債券の譲渡には、文書印紙税は課されない。本債券の発行価額200.00ペソ当たり2.00ペソの税率による文書印紙税が、本債券の発行時に支払われなければならない、かかる税は共和国の勘定で支払われる。

遺産税および贈与税

非フィリピン人保有者が死亡した場合における相続による本債券の譲渡には、純遺産の価値に基づく6%の固定税率でフィリピンの遺産税が課せられる。

個人への贈与による本債券の譲渡は、通常、贈与者の受贈者との関係にかかわらず、1暦年中に行われた250,000ペソを超える贈与の総額に基づき、6%の固定税率でフィリピンの贈与税が課せられる。

上記規定は、保有者が非フィリピン人保有者であっても適用される。ただし、共和国は、死亡時の死亡者または贈与時の贈与者が、フィリピンの市民に一定の相互的権利を提供する外国（以下「互恵国」という。）の市民および居住者である場合、贈与または相続による本債券の譲渡に関する遺産税および贈与税を徴収しない。これらの目的において、互恵国とは、死亡または贈与の時点で、（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民の無形動産に関し、いかなる性質の譲渡税も課さなかった外国、または（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民が所有する無形動産に関し、あらゆる性質または名称の譲渡または死亡にかかる税について同様の免除を認めた外国をいう。

(3) 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。内国法人は、2018年12月31日以前に開始する事業年度において支払を受ける本債券の利息につき、現行法令の許容する範囲でみなし外国税額控除を利用しうる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自らの税務顧問に相談すべきである。

10 準拠法及び管轄裁判所

()本債券の発行に関する発行者による授権（これはフィリピン共和国法の定めるところに従う。）ならびに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める担保の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびにこれに基づいて生ずる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従い、日本国の法律に従って解釈される。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する発行者またはその財産、資産もしくは収入に対するいかなる訴訟、訴えまたは手続（以下「関連手続」という。）についても、発行者は、東京地方裁判所またはフィリピン共和国の管轄裁判所（以下「指定裁判所」という。）の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、裁判地、居住地もしくは住所を理由とするか、または関連手続が不便宜な法廷地に提起されたことを理由とするかどうかにかかわらず、適用される法律に基づいて許容される最大の限度で、かかる裁判所における関連手続に対するいかなる異議をも放棄する。発行者は、いずれかのかかる関連手続における最終の上訴不能判決（以下「関連判決」という。）が、自らに対して最終的かつ拘束力を有すること、およびかかる判決に基づく手続によりいずれかの指定裁判所または発行者が管轄権に服しもしくはその可能性があるその他の裁判所（以下「その他裁判所」という。）において執行できること（ただし、かかる判決が外国判決でその承認執行がフィリピン共和国の裁判所において求められる場合は、本「10 準拠法及び管轄裁判所」の最終段落の直前の段落に規定する要件の充足を条件とする。）に合意する。

いずれかの指定裁判所が所在し、いずれかの関連手続が発行者もしくはその収入、資産もしくは財産のいずれかに対していずれかの時点で提起されることがあるいかなる法域においても、またはいずれかの訴訟、訴えもしくは手続がいずれかの関連判決を強制しもしくは執行するためにのみいずれかの時点で提起されることがあるいずれかの指定裁判所もしくはその他裁判所が所在するいかなる法域においても、発行者またはその収入、資産もしくは財産のいずれかが、訴訟、かかる裁判所の管轄、相殺、仮差押え、差押え、判決の執行またはその他法制的もしくは司法手続もしくは救済からの何らかの免除特権を有する範囲で、かつかかる法域においてかかる免除特権が付与される限り、発行者はかかる免除特権を主張しないことを取消不能の形で合意し、またかかる法域の法律により認められる最大の限度でこれを取消不能な形で放棄する。ただし、かかる合意および放棄は、指定裁判所が所在する法域以外のいずれかの法域に関係する限り、本債権者が関連判決を強制または執行することを可能にする目的のためだけに行われる。債券の要項でいう免除特権の放棄は、本債券および債券の要項の目的のための限定的かつ特定の放棄を構成するだけであり、いかなる状況においても、これを発行者の一般的な放棄としてまたは本債券もしくは債券の要項とは関係のない手続に関する放棄として解釈してはならない。発行者は、自らの（ ）フィリピン共和国の外交もしくは領事使節団により使用されるその財産および資産（ただし、訴状送達を実施するのに必要な場合を除く。）、（ ）軍事的性質のもしくは軍当局もしくは防衛機関の支配下にある財産および資産、または（ ）フィリピン共和国に所在し、かつ公共もしくは政府の用に供される財産（私的財産もしくは営利的な用に供されている財産とは区別されるもの）に関するかかる免除特権を放棄するものでない。

発行者は、本債券または債券の要項に起因して生じるまたはこれらに基づいて、東京地方裁判所において提起されることがある訴訟において訴状送達を受けることができる発行者の権限ある代理人（以下「授権代理人」という。）として現在日本国〒106-8537東京都港区六本木五丁目15番5号所在の日本国東京都のフィリピン共和国大使館の総領事を任命している。かかる任命は、本債券に関するすべての金額が発行者により機構の業務規程に従いまたは本債権者に直接支払われるまで、あるいは発行者が承継者を授権された代理人として任命し、かかる承継者がかかる任命を受諾するまで取消不能である。発行者は、上記に定める、かかる送達を受領する授権された代理人を常時設置しておくことに合意する。授権代理人が発行者に対して訴状送達にかかる通知を怠ったとしても、かかる懈怠は当該送達に基づくいかなる手続またはこれに基づいて得られたいかなる判決の有効性にも影響しない。発行者は、上述のかかる任命の完全な効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の提出を含む。）を行う。授権代理人に対する本「10 準拠法及び管轄裁判所」に記載する住所または当該送達時における授権代理人の事務所の日本国東京都におけるその他の住所宛ての訴状送達は、あらゆる点において発行者に対する有効な訴状送達であるとみなされる。かかる訴状送達を受領により、授権代理人は発行者に対して自らがこれを受領した旨をファクシミリにより速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知を行わない場合でも、いかなる当該送達の有効性または適時性もその影響を受けない。

免除特権のかかる放棄により、発行者はフィリピン共和国における管轄裁判所における手続に服することになる。本債券および債券の要項に基づいて発行者が支払うべきいずれかの金額に関していずれかの外国の裁判所において得られた発行者に対する判決は、（ ）かかる判決が通謀または詐欺により取得されたものでないこと、（ ）かかる判決を下した外国の裁判所が当該事件に対する管轄権を有していたこと、（ ）発行者が外国の裁判所の手続に

ついて適切な通知を受けていたこと、および()かかる判決が法または事実の明白な錯誤に基づいていなかったことのすべてを満たす場合、事件の争点の再審理をすることなくかかる判決の執行をするために開始された手続においてフィリピン共和国の裁判所により承認され、執行されることになる。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められているその他の方法で送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11 公告の方法

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される日本語の一般日刊新聞に1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。債券の要項に基づき発行者が行うすべての公告は、発行者の請求に基づき、財務代理人がこれを行う。本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担する。

12 その他

(1) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が、振替法で定められた例外的な場合に本債券の債券の発行を請求できる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを発行者の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元金および利息の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使、本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点での日本国の一般的な市場慣行が適用される。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法律および規則ならびに市場慣行が優先する。発行者は、実務上可能な限りかつ遅滞なく、上記「11 公告の方法」に従い上記の事項を公告する。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債務不履行事由

以下に掲げる各事由は、本債券についての債務不履行事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 発行者がいずれかの本債券の利息の支払を怠り、かかる不履行が30日間継続する場合
- (b) 発行者が本債券（債券の要項を含む。）におけるその他の義務の履行を懈怠し、かかる不履行が治癒可能なときには、いずれかの本債権者によりその旨の書面による通知（当該通知には、機構または関連する本債権者が本債券を記録させるために口座を開設している関連する口座管理機関（かかる資格における機構および関連する口座管理機関を以下「直近上位機関」と総称する。）が発行する関連する本債券の保有を証する証明書（以下「証明書」という。）を添付する。）が財務代理人の本店において発行者に対して行われた後60日間かかる不履行が継続する場合
- (c) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）のいずれかの譲渡性対外債務の期限の利益喪失（任意または強制期限前弁済または償還以外によるもの）をもたらす事由または条件が発生する場合
- (d) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者のいずれかの譲渡性対外債務の元本、プレミアム、期限前弁済補償金（もしあれば）または利息の支払が、その期限の到来時に不履行となり、かかる不履行が当初適用ある支払猶予期間（もしあれば）を超えて継続する場合
- (e) 本債券または財務代理契約の有効性が、発行者またはフィリピン共和国の立法、行政もしくは司法上の機関もしくは公職者（いずれの場合も、法律により認められており、かつ単独でまたは他の機関もしくは公

職者と共同で、本債券または財務代理契約が無効であることまたはこれらに履行強制力がないことを宣言する法的権能と権限を有している機関または公職者に限る。)により争われる場合、発行者が本債券または財務代理契約に基づくその義務のいずれかを否認する場合(支払の一般的停止もしくは債務支払のモラトリアムまたはその他であるかを問わない。)、あるいはフィリピン共和国の憲法規定、条約、協定、法律、規則、公式声明、決定、法令もしくは政策またはフィリピン共和国の管轄裁判所によるいずれかの最終かつ上訴不能の決定により、本債券もしくは財務代理契約のいずれかの規定が無効であるもしくはこれに履行強制力がないと判断される、または発行者によるこれらに基づくその義務のいずれかの履行もしくは遵守が妨げられるもしくは遅延させられる場合

- (f) 発行者が本債券または財務代理契約に基づく義務を構成または履行するために、またはこれらの有効性もしくは履行強制力のために必要な、憲法規定、条約、協定、法律、規則、法令、決定、同意、認可、免許またはその他の権能が、更新されることなく失効し、留保され、取消され、解除されもしくはその他効力を喪失し、または本債権者の権利に重大な不利益となるような態様で修正される場合
- (g) フィリピン共和国が、発行者またはフィリピン共和国の中央銀行(本債券の発行日現在、バンコ・セントラル)の対外債務の返済に関してゼネラル・モラトリアムを宣言する場合
- (h) フィリピン共和国が国際通貨基金(以下「IMF」という。)の加盟国でなくなる場合またはIMFの一般資金を利用する資格を失う場合
- (i) 発行者またはフィリピン共和国の中央銀行(本債券の発行日現在、バンコ・セントラル)が、フィリピン共和国の国際通貨資産(以下に定義する。)の完全な所有、権限および支配を常時行使できなくなる場合

上記(a)ないし(i)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生し、継続している場合、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行者に対し書面により通知(当該通知には、証明書を添付する。)することにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券についても直ちに期限の利益の喪失を宣言することができ、また、当該書面による通知の受領前に当該債務不履行事由のすべてが治癒、放棄または救済されない限り、当該本債券は、直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額の100%で経過利息を付して支払われる。

本「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「国際通貨資産」とは、すべての()金、()特別引出権(SDR)、()IMFリザーブ・ポジションおよび()外国為替をいう。

「特別引出権」、「IMFリザーブ・ポジション」および「外国為替」とは、含まれる資産の種類について、「国際金融統計」と題するIMFの公刊物においてこれらに与えられた意味またはIMFがその時々において正式に採用するその他の意味を有する。

債務不履行事由または時の経過、通知もしくはその双方により債務不履行事由となる事態が発生した場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、直ちにその旨を公告するかまたは公告せしめる。

いずれかの本債券が本「12 その他 - (3)」に従い支払期日前に支払われることになる場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、遅滞なくその旨を公告するかまたは公告せしめる。

本「12 その他 - (3)」の債務不履行事由にかかる手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、発行者に代わり財務代理人がこれを作成し、財務代理人が管理し、その本店に備え置く。

(5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息またはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、()かかる判決または命令(またはその一部)のために日本円による表示額が当該他の通貨に換算された(または換算されたものとみなされた)日と()かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律により認められる限度において、上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本債権者が支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令(またはその一部)にもかかわりなく完全に有効に存続するものである。

(6) 言語

債券の要項は日本語および英語で作成され、日本語版および英語版はともに拘束力を有する。ただし、日本語版および英語版との間に意味または意図について争いまたは相違が生じる場合、あらゆる点（債券の要項の解釈を含むが、これに限定されない。）において日本語版が優先する。

< 第12回フィリピン共和国円貨債券（2018） >

以下は、第12回フィリピン共和国円貨債券（2018）（以下「本債券」という。）について記載されており、「本債権者」とは、本債券の債権者を指す。

本< 第12回フィリピン共和国円貨債券（2018） >における本債券の未定事項または予定事項は2018年8月上旬頃に決定される予定である。

1 発行主体

本債券は、発行者により、共和国法第245号（その後の改正を含む。）（以下「共和国法第245号」という。）に基づいて発行される。

共和国法第245号に基づき発行される発行者の債券の発行限度額に関する法令上の制限は存在しない。

発行者による日本における本債券の発行および募集に関するバンコ・セントラルの通貨理事会（Monetary Board）による原則的承認は2018年6月8日になされた。なお、発行者による日本における本債券の発行および募集に関する承認は、本債券の発行日より前に本債券の最終条件に基づくバンコ・セントラルの通貨理事会の最終的承認を取得することにより完了する。フィリピン共和国には、本債券の発行に関する特別の会計は存在しない。

2 募集要項

債券の名称	第12回フィリピン共和国円貨債券（2018）		
記名・無記名の別	該当なし(注1)	券面総額	50億円（予定）(注2)
各債券の金額	1億円	発行価格	各債券の金額100円につき100円
発行価額の総額	50億円（予定）(注2)	利 率	年（未定）％ （年（未定）％～（未定）％を 仮条件とする。）(注3)
償還期限	2038年8月13日(注4)	申込期間	2018年8月8日(注5)
申込証拠金	なし	払込期日	2018年8月15日(注6)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および支店		

(注1) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用される振替債として、無券面の形態で発行され、振替機関（振替法に定義される。）として行為する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）により、振替法に基づく社債等の振替に関する業務に関連する業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って取扱われる。

(注2) 上記の券面総額および発行価額の総額は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される券面総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2018年8月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2018年8月上旬頃に決定される予定である。

(注4) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。償還期限が変更された場合、下記「3 利息支払の方法」に定める利払期日も変更される可能性がある。

(注5) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注6) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

引受けの契約の内容

元引受契約を締結する金融商品取引業者 （以下「共同主幹会社」という。）		引受金額 （百万円）
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
合計		5,000（予定）

元引受けの条件

本債券の発行総額は、発行者と共同主幹事会社との間で本債券の条件決定日に調印される予定の元引受契約証書（以下「元引受契約」という。）に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。上記以外の元引受けの条件は未定であるが、本債券の条件決定日に、発行条件とともに決定される予定である。

債券の管理会社

本債券について債券の管理会社は設置されない。

発行者は、本債券に関する一定の管理業務を日本における本債券の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の義務および職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、発行者と財務代理人との間で本債券の条件決定日に調印される予定の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

本債券の財務代理人は下記のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

発行者は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）が有効に任命されるまで在職する。かかる変更の場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、事前にその旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

機構が発行者に対し、財務代理人について発行代理人または支払代理人の指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行者は遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、機構の業務規程に基づき発行代理人および支払代理人としての資格を有する者でなければならない。）を任命し、下記「11 公告の方法」に従い、その旨を本債権者に対し公告するかまたは公告せしめる。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

振替機関

本債券の振替機関は以下のとおりである。

振替機関の名称	住 所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 機構という場合、主務大臣が振替法に従って今後指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

担保設定制限条項については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照のこと。

債務不履行による期限の利益喪失については、下記「12 その他 - (3)」を参照のこと。

その他

(a) 信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、2018年7月23日現在、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社日本格付研究所（登録番号：金融庁長官（格付）第1号）（以下「JCR」という。）からBBB+の予備格付を付与されており、

本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、JCRから本格付を取得できる予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(b) 無登録信用格付業者による信用格付

本債券について、発行者は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。）に依頼しており、本債券の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本債券の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、本書提出日現在、発行者の非劣後無担保長期債務は、S&PによりBBB、またムーディーズによりBaa2と格付けされている。

（注） 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）を有しており、S&Pおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。S&Pおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 利息支払の方法

本債券の利息は、2018年8月16日（同日を含む。）からこれを付し、毎年2月15日および8月15日の年2回、各々その日（同日を含む。）までの6か月分を支払う。ただし、最終の利息は2038年8月13日に、2038年2月16日（同日を含む。）から2038年8月13日（同日を含む。）までの期間について支払う。本「3 利息支払の方法」に定める各利払日を以下「利払期日」という。

6か月以外の期間の利息については、1年を365日とする日割計算によりかかる期間中の実日数について支払われる。

本債権者のそれぞれに支払われる利息の総額は、機構の業務規程に従って計算される。

本債券の利息は償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行者が償還期日に債券の要項に従った本債券の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本債券の未払の元金額について当該償還期日（同日を含まない。）から本債券の償還が実際に行われた日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、上記に定める利率による経過利息（1年を365日とする日割計算による。）を日本円で支払う。ただし、その期間は、機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者（下記「5 元利金支払場所」に定義する。）に配分した日を超えない。ただし、機構の業務規程のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は下記「5 元利金支払場所」第2段落に従い、財務代理人が最終の公告を行った日から14日を超えない。

4 償還の方法

(1) 満期償還

本債券は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2038年8月13日に本債券の金額と同額で償還される。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、発行者は本債券の元金および利息の全部または一部を支払期日前に償還しまたは支払うことはできない。

(2) 買入消却

発行者は、市場等において本債券を任意の価格で随時買入れることができ、また、適用ある法律および機構の業務規程に別段の定めがある場合を除き、買入れたかかる本債券をその選択により消却することができる。

5 元利金支払場所

本債券の元金および利息は、振替法および機構の業務規程に従い、支払代理人により、関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を介して、または、本債権者に対し直接、日本円で支払われる。上記にかかわらず、支払代理人が発行者から受領した本債券の元金および利息の支払に必要な資金を、本債券の振替を行うため機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「関連機構加入者」という。）に配分した時点で、発行者は、債券の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額をかかると支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人がかかる金額を受領した後14日以内に実務上可及的速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、その旨ならびに支払方法および支払日を本債権者に対し公告する。かかる金額を受領した時点で、かかる支払方法もしくは支払日のいずれか（またはその両方）を確定することができない場合、財務代理人は、本債権者に対し、かかる金額の受領ならびにその時点で確定している限度でかかる金額の支払方法および／または支払日を公告し、また、その後かかる金額の支払方法および／または支払日が確定した場合には、速やかに、下記「11 公告の方法」に従い、本債権者に対し、かかる支払方法および／または支払日を公告する。かかる公告に関する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

本債券の元金または利息の支払期日が営業日（以下に定義する。）でない場合は、本債権者は支払期日の到来したかかる金額の支払を翌営業日まで受領する権利を有さず、また、かかる支払の繰延べに関して追加利息その他の支払を請求する権利を有さない。

本「5 元利金支払場所」において、「営業日」とは、日本国東京都において商業銀行が通常業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行う日をいう。

6 担保又は保証に関する事項

(1) 本債券の地位

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ一般債務である。本債券は、本債券相互において優先劣後することなく、また発行者の現在および将来のその他のすべての無担保かつ非劣後の対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）と同順位である。本「6 担保又は保証に関する事項 - (1)」は、本債券に基づく支払を、その他の対外債務に基づいてなされる支払と比例的に行うことを発行者に求めるものとして解釈されてはならないことが了解されている。

フィリピン法に基づき、支払不能状態または清算中の借主の無担保債務（債務保証を含む。）であって、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書に記載されたものは、かかる公的文書に記載のない無担保債務に優先する。債務は、フィリピン共和国において公証人または宣誓を執行する権限を有する者の面前で確認された場合には、公的文書に記載されたものとして扱われる。政府は、発行者の債務は、債務者たる発行者自らによる確認がない限り、第2244条第(14)号に基づき付与される優先権の対象とならず、また公的文書に記載された債務となり得ないと考えている。しかしながら、フィリピンの裁判所がこの争点を検討したことはなく、発行者のペソ建てまたは非ペソ建ての債務（対外債務を含む。）を証する書類が、発行者の参加なく公証された場合に、公的文書に記載された債務とされるか否かは不確かである。仮に、かかる債務が公的文書に記載されたものとされれば、発行者がその債務一般を履行することができない場合には、かかる債務は本債券に優先することになる。

発行者は、いかなる対外債務についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に定める公的文書の作成、締結または提出を行っていない旨、元引受契約において表明する。また発行者は、かかる公的文書の作成または提出に同意しておらず、かかる作成または提出を補助していない。さらに発行者は、債券の要項第2項(2)において、いかなる譲渡性対外債務（下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定義する。）についても、フィリピン共和国民法典第2244条第(14)号に基づく優先権を設定しないことに同意する（発行者により、本債券に基づいて支払われるべき金額が、それと同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除く。）。

(2) 担保設定制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、（ ）発行者が本債券に基づいて支払われるすべての金額が同等かつ比例的に担保されるようにしている場合を除き、いずれかの譲渡性対外債務（以下に定義する。）を担保するために、その資産または収入の全部または一部に対していかなる抵当権、担保目的信託、負担、質権、先取特権もしくはその他の担保権または担保権を構成する実質的効果を有する優先的取決め（本債券の発行日において効力を有しているか、またはその後効力を有することになるかは問わない。）（以下「担保権」と総称する。）をも設定せずまたはその存在を許容せず、また（ ）本債券に基づいて支払われる金額が同等かつ比例的に優先権を付与される場合を除き、公証された譲渡性対外債務について優先権を規定するフィリピン共和国民法典第2244条第(14)号またはフィリピン共和国の継承法に基づいて、発行者のその他の譲渡性対外債務についていかなる優先権をも付与せずまたはその存在を許容しない。

上記にかかわらず、発行者は、以下のいずれかの場合には担保権を設定しまたはその設定を許容することができる。

- () 財産または資産（またはそのいずれかの持分）の購入、改良、建設、開発または再開発の時点においてこれらに対して、当該財産または資産の購入、改良、建設、開発または再開発の費用の支払の担保としてのみ行われる場合
- () 譲渡性対外債務を担保するために通常の銀行取引において発生するもので、当該譲渡性対外債務の期限が発生日から1年以内である場合
- () 財産または資産の取得に関して、その取得時にかかる財産または資産に存在しているか、または当該取得より前に締結された契約義務により、かかる取得の後に発生するもので、当該取得を見越したものでない場合、またかかる担保権の延長および更新で、当該担保権が当初の担保財産または資産に限定されており、かつ当初の担保金融の延長または更新を担保する場合
- () 上記()の規定により担保権の設定が許容される譲渡性対外債務の延長、更新または切替から生じる場合（ただし、そのように担保される譲渡性対外債務の元本金額が増加しないときに限る。）
- () (A)担保権が差押え、留置または裁判所の手続に関連して生じる類似の法的手続により発生する場合（ただし、その執行またはその他の実行が有効に停止されており、かつ被担保債権が適切な手続により誠実に争われているときに限る。）、あるいは(B)上記(A)に記載する担保権の解除に関連して与えられる保証証券に基

づく求償義務を担保する場合（ただし、(A)および(B)のそれぞれにおいて、当該担保権がその設定日から1年以内に解除されまたは消滅するときに限る。）

()法律上発生する場合（ただし、いかなるかかる担保権も譲渡性対外債務を担保することを目的として発行者により設定され、またはその設定が許容される場合を除く。）

本「6 担保又は保証に関する事項」および下記「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「対外債務」とは、フィリピン共和国の法定通貨以外の通貨で、表示されまたはその条項によりもしくはその債権者の選択により支払われる債務をいう。本定義において用いられている「債務」とは、借入金債務または借入金債務の保証をいう。

「譲渡性対外債務」とは、債券、ディベンチャー、ノート、その他類似の証書もしくはその他有価証券の形態によるかまたはこれらにより表章される対外債務で、証券取引所、自動売買システム（ATS）、店頭（OTC）またはその他証券市場で、建値され、上場されもしくは通常売買されているか、またはそのような適格性があるものをいう。なお、疑義を避けるために付言すると、本債券を含め、発行者により発行される無券面の債券による対外債務で、振替制度のもとで取引が行われるものは、本定義の要件を満たす。

発行者は、支払代理人が本債券の全額償還のために必要な資金を関連機構加入者に配分した時点で、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める義務から免除される。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に従って発行者が本債権者に対して担保を提供する場合、発行者は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い、かかる本債券の担保の設定に必要な一切の手續（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）を行うか、または行わしめる。当該手續（かかる担保の適法かつ有効な設定および対抗要件具備を含むが、これらに限定されない。）が完了した場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用法令に従い適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件が具備された旨を記載した公告を行う。かかる担保の設定、対抗要件具備、維持および実行に関して発生する一切の費用は、これを発行者の負担とする。

バンコ・セントラルの国際通貨準備高は、発行者の公的な国際通貨準備高の実質上全部に相当する。発行者およびバンコ・セントラルは、バンコ・セントラルが独立の主体であることから、上記の担保設定制限条項はバンコ・セントラルの国際通貨準備高には適用されないと考えている。したがって、バンコ・セントラルは、本債券に基づいて支払われるべき金額に担保を付すことなく、国際通貨準備高を担保として対外債務を負うことが可能となりえる。

7 債券の管理会社の職務

本債券について債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める職務を行う。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負担せず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもない。財務代理契約（債券の要項が添付される。）の写しは、財務代理人の本店に備え置かれ、その営業時間中に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを自らの費用により謄写することができる。

8 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する事項は、債券の要項に規定されている。かかる規定の内容は、以下のとおりである。

発行者は、その時点で未償還の本債券の総額の10分の1以上を保有する本債権者が共同または単独で、債権者集会の目的として本債権者の利害に関する事項および招集の理由を開示することにより、発行者を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において書面により請求を行った場合（ただし、かかる本債権者の請求には証明書（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）を添付する。）、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会の招集を行う。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催日の21日前までに行う。ただし、かかる修正については、本債権者の権利放棄を除き、発行者の同意を必要とする。また、発行者は、財務代理人に対して債権者集会の開催予定日の35日前までに書面による通知を行うことにより、債券の要項の変更または本債権者の利害に重大な影響を及ぼすその他の事項を議題とする債権者集会を招集することができる。この場合、発行者は、下記「11 公告の方法」に従い、当該債権者集会の招集公告を開催予定日の21日前までに行うか、または行わしめる。発行者は、発行者を代理する財務代理人が、債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

本債権者は、自ら出席または代理人により債権者集会に出席することができる。発行者は、その代表者を当該集会に出席させて、その意見を述べさせることができる。自らもまた代理人によっても債権者集会に出席しない本債権者は、書面によりまたは（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により、発行者または発行者を代理する財務代理人が定める規則に従い議決権を行使することができる。当該集会においては、各本債権者は本債券のその保有金額に応じて議決権を有する。ただし、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに証明書を財務代理人の本店において財務代理人に提示しなければならない。かつ、当該債権者集会の開催日にかかる集会において発行者または財務代理人に対し提示しなければならない。なお、本債権者は、交付を受けた証明書をかかる本債権者に関連する直近上位機関（下記「12 その他 - (3)」に定義する。）に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をしないものとする。

適用ある法律により認められる限度において、債権者集会の決議は、かかる集会に出席した本債権者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、（ ）すべての本債券に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解（ただし、下記（ ）に記載される事項を除く。）、（ ）すべての本債券に関してなされる訴訟手続または破産手続その他同様の手続に関するすべての行為、ならびに（ ）債権者集会において決議をする事項についての決定を行うために債権者集会の決議により任命および授權されることがある本債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、かかる各代表者は（その時点で未償還の）本債券の総額の1,000分の1以上を保有していなければならない。）（以下「代表本債権者」という。）または債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議により任命および授權されることがある執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任または上記の者に委任されたいずれかの事項の変更に関する決議は、当該債権者集会に出席した本債権者の議決権の3分の2以上をもってこれをなすが、かかる3分の2以上の議決権は、その時点で未償還の本債券の総額の5分の1以上に当たるものでなければならない。かかる決議は、適用ある法律により認められる限度において、債権者集会に出席したか欠席したかにかかわらず、すべての本債権者を拘束し、また、かかる決議は代表本債権者または決議執行者（場合により）により執行される。

本「8 債権者集会に関する事項」の適用に関しては、（ ）代理人、書面または（発行者が電磁的方法による議決権の行使を認める場合は）電磁的方法により議決権を行使した本債権者は、債権者集会に出席し、また議決権を行使したものとみなし、（ ）発行者または公的部門機関がその時点で保有する本債券は、これを除外し、未償還でないものとみなし、また、（ ）「公的部門機関」とは、フィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）、発行者の省庁もしくは機関、または発行者もしくはこれらのいずれかが、その過半を所有し、

かつ支配する法人、信託、金融機関その他の主体をいい、「支配」とは、直接または間接に、議決権付証券その他の所有持分の所有等を通じて、法人、信託、金融機関その他の主体の取締役会、これに代わる機関、もしくはこれに追加される機関の運営を指揮する権能、またはその取締役、取締役に代わり同様の職務を遂行する者、もしくは取締役に加えて同様の職務を遂行する者の過半数を選任もしくは任命する権能をいう。

債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本「8 債権者集会に関する事項」の手續に要する一切の合理的な費用は、発行者の負担とする。

9 課税上の取扱い

(1) 税制変更による追加額の支払

発行者は、本債券の元金および利息の一切の支払について、フィリピン共和国によりもしくはそのために、またはその下部行政主体もしくはこれらの域内の課税権を有する当局によりもしくはこれらにおいて、賦課または徴収される現在または将来のいかなる租税、公課、賦課金またはその他あらゆる性質の公租公課（以下「フィリピン租税」という。）にかかるまたはそれら事由による控除または源泉徴収をすることなく、これを行う。ただし、かかるフィリピン租税の控除または源泉徴収が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、これがなければ元金および利息（もしあれば）に関して受領されるはずであった金額の支払が本債権者に対して行われることになるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本債権者によりまたはそのために保有される本債券については支払われない。

- () 当該本債権者が本債券の単なる保有またはこれに関する元金もしくは利息の受領以外にフィリピン共和国（またはその下部行政主体）と関連性を有することを理由としてかかる本債券に関してフィリピン租税に服する場合
- () 当該本債権者が国籍、住所、身元またはフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局もしくはこれらの域内の課税当局との関連性に関する合理的な証明、特定またはその他の報告要件の遵守を怠らなければ、当該控除または源泉徴収について義務を負わず、またこれらの対象とならなかった場合（ただし、かかる遵守がフィリピン共和国、その下部行政主体、これらの課税当局またはこれらの域内の課税当局の法令または類似の政府行為により当該控除または源泉徴収の免除の前提条件として要求されている場合で、かかる遵守のための手続が機構の業務規程に基づき実施されており、かつ機構により運営される一般債振替制度のもとで当該本債権者が利用できる場合に限る。）

本「第1 募集債券に関する基本事項<第12回フィリピン共和国円貨債券（2018）>」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある本債券にかかる追加額が含まれるものとみなす。

(2) フィリピン共和国の租税

以下の記載は、本債券に投資した場合に投資家に関連する可能性があるフィリピンに関する考慮事項の概要である。かかる概要は、現在効力を有する法令、判決および決定に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性がある。いかなる改正・変更も遡及的に適用される可能性があり、かかる概要の継続的な有効性に影響を及ぼす可能性がある。

かかる概要では、特に税制上の特別ルール適用を受ける場合、投資家や投資家の状況に関連する可能性のある税務上の考慮事項のすべてを記述しているわけではない。投資家は、下記の考慮事項ならびに国税、地方税その他の税法の投資家の特定の状況との関連性を含め、本債券を保有することの税務上の影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

フィリピンの税制

以下は、本債券の保有および処分に関連して、本債券の非フィリピン人保有者に関連する可能性のあるフィリピンの税務上の影響の概要である。共和国は、「非フィリピン人保有者」という用語について、() フィリピンの市民でもなく、フィリピン国内で商業もしくは事業に従事していてもいないフィリピンの非居住者、または() フィリピン国内で商業もしくは事業に従事していない非フィリピン法人を意味するものとして用いている。

本概要は、本書提出日現在効力を有するフィリピンの法律、規則および規制に基づくものであり、これらはすべて改正・変更される可能性があり、遡及適用される可能性がある。本概要は、非フィリピン人保有者による本債券の受領、保有または処分に関するフィリピンの法律に基づく税務上の影響の完全な分析を構成するものではなく、また、共和国の市民または居住者に適用される税務上の影響について記述するものではない。

非フィリピン人保有者ではない投資家においては、本債券を保有することによる影響について、自らの税務顧問に相談すべきである。

本債券保有の効力

共和国による本債券の元利金の支払にあたり、当該非フィリピン人保有者は、本債券の保有または本債券に関する元利金の受領のみを理由として、フィリピンにおける課税の対象とはならない。

本債券の利息に対する課税

共和国が投資家に本債券の非フィリピン保有者として元利金の支払を行う場合、フィリピンまたはその下部行政組織もしくは税務当局により、課税、課徴、源泉徴収または評価されるあらゆる種類の税金のために、当該支払からいかなる金額も源泉徴収されない。

キャピタル・ゲイン課税

本債券の非フィリピン人保有者は、本債券の売却、交換または償還に関連して、フィリピン国外で当該売却、交換もしくは償還が行われた場合、またはフィリピンと非フィリピン保有者の居住国との間で有効な租税条約に基づき免除が認められている場合には、フィリピンの所得税または源泉徴収税の課税対象とはならない。本債券の償還期限が発行日から5年を超える場合、本債券保有者が実現した利益は、フィリピンの税法上、フィリピンの所得税の課税対象とはならない。

文書印紙税

本債券の譲渡には、文書印紙税は課されない。本債券の発行価額200.00ペソ当たり2.00ペソの税率による文書印紙税が、本債券の発行時に支払われなければならない、かかる税は共和国の勘定で支払われる。

遺産税および贈与税

非フィリピン人保有者が死亡した場合における相続による本債券の譲渡には、純遺産の価値に基づく6%の固定税率でフィリピンの遺産税が課せられる。

個人への贈与による本債券の譲渡は、通常、贈与者の受贈者との関係にかかわらず、1暦年中に行われた250,000ペソを超える贈与の総額に基づき、6%の固定税率でフィリピンの贈与税が課せられる。

上記規定は、保有者が非フィリピン人保有者であっても適用される。ただし、共和国は、死亡時の死亡者または贈与時の贈与者が、フィリピンの市民に一定の相互的権利を提供する外国（以下「互惠国」という。）の市民および居住者である場合、贈与または相続による本債券の譲渡に関する遺産税および贈与税を徴収しない。これらの目的において、互惠国とは、死亡または贈与の時点で、（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民の無形動産に関し、いかなる性質の譲渡税も課さなかった外国、または（ ）当該外国に居住していないフィリピン市民が所有する無形動産に関し、あらゆる性質または名称の譲渡または死亡にかかる税について同様の免除を認めた外国をいう。

(3) 日本国の租税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。内国法人は、2018年12月31日以前に開始する事業年度において支払を受ける本債券の利息につき、現行法令の許容する範囲でみなし外国税額控除を利用しうる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本債券への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本債券への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自らの税務顧問に相談すべきである。

10 準拠法及び管轄裁判所

()本債券の発行に関する発行者による授權（これはフィリピン共和国法の定めるところに従う。）ならびに（ ）上記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に定める担保の設定、効力および実行に関する事項を除き、本債券ならびにこれに基づいて生ずる本債権者を含む全当事者の一切の権利および義務は、すべて日本国の法律の定めるところに従い、日本国の法律に従って解釈される。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に関する発行者またはその財産、資産もしくは収入に対するいかなる訴訟、訴えまたは手続（以下「関連手続」という。）についても、発行者は、東京地方裁判所またはフィリピン共和国の管轄裁判所（以下「指定裁判所」という。）の管轄権に取消不能の形で服する。発行者は、裁判地、居住地もしくは住所を理由とするか、または関連手続が不便宜な法廷地に提起されたことを理由とするかどうかにかかわらず、適用される法律に基づいて許容される最大の限度で、かかる裁判所における関連手続に対するいかなる異議をも放棄する。発行者は、いずれかのかかる関連手続における最終の上訴不能判決（以下「関連判決」という。）が、自らに対して最終的かつ拘束力を有すること、およびかかる判決に基づく手続によりいずれかの指定裁判所または発行者が管轄権に服しもしくはその可能性があるその他の裁判所（以下「その他裁判所」という。）において執行できること（ただし、かかる判決が外国判決でその承認執行がフィリピン共和国の裁判所において求められる場合は、本「10 準拠法及び管轄裁判所」の最終段落の直前の段落に規定する要件の充足を条件とする。）に合意する。

いずれかの指定裁判所が所在し、いずれかの関連手続が発行者もしくはその収入、資産もしくは財産のいずれかに対していずれかの時点で提起されることがあるいかなる法域においても、またはいずれかの訴訟、訴えもしくは手続がいずれかの関連判決を強制しもしくは執行するためにのみいずれかの時点で提起されることがあるいずれかの指定裁判所もしくはその他裁判所が所在するいかなる法域においても、発行者またはその収入、資産もしくは財産のいずれかが、訴訟、かかる裁判所の管轄、相殺、仮差押え、差押え、判決の執行またはその他法制的もしくは司法手続もしくは救済からの何らかの免除特権を有する範囲で、かつかかる法域においてかかる免除特権が付与される限り、発行者はかかる免除特権を主張しないことを取消不能の形で合意し、またかかる法域の法律により認められる最大の限度でこれを取消不能な形で放棄する。ただし、かかる合意および放棄は、指定裁判所が所在する法域以外のいずれかの法域に関係する限り、本債権者が関連判決を強制または執行することを可能にする目的のためだけに行われる。債券の要項でいう免除特権の放棄は、本債券および債券の要項の目的のための限定的かつ特定の放棄を構成するだけであり、いかなる状況においても、これを発行者の一般的な放棄としてまたは本債券もしくは債券の要項とは関係のない手続に関する放棄として解釈してはならない。発行者は、自らの（ ）フィリピン共和国の外交もしくは領事使節団により使用されるその財産および資産（ただし、訴状送達を実施するのに必要な場合を除く。）、（ ）軍事的性質のもしくは軍当局もしくは防衛機関の支配下にある財産および資産、または（ ）フィリピン共和国に所在し、かつ公共もしくは政府の用に供される財産（私的財産もしくは営利的な用に供されている財産とは区別されるもの）に関するかかる免除特権を放棄するものでない。

発行者は、本債券または債券の要項に起因して生じるまたはこれらに基づいて、東京地方裁判所において提起されることがある訴訟において訴状送達を受けることができる発行者の権限ある代理人（以下「授權代理人」という。）として現在日本国〒106-8537東京都港区六本木五丁目15番5号所在の日本国東京都のフィリピン共和国大使館の総領事を任命している。かかる任命は、本債券に関するすべての金額が発行者により機構の業務規程に従いまたは本債権者に直接支払われるまで、あるいは発行者が承継者を授權された代理人として任命し、かかる承継者がかかる任命を受諾するまで取消不能である。発行者は、上記に定める、かかる送達を受領する授權された代理人を常時設置しておくことに合意する。授權代理人が発行者に対して訴状送達にかかる通知を怠ったとしても、かかる懈怠は当該送達に基づくいかなる手続またはこれに基づいて得られたいかなる判決の有効性にも影響しない。発行者は、上述のかかる任命の完全な効力を維持させるために必要な一切の行為（一切の書類および証書の提出を含む。）を行う。授權代理人に対する本「10 準拠法及び管轄裁判所」に記載する住所または当該送達時における授權代理人の事務所の日本国東京都におけるその他の住所宛ての訴状送達は、あらゆる点において発行者に対する有効な訴状送達であるとみなされる。かかる訴状送達を受領により、授權代理人は発行者に対して自らがこれを受領した旨をファクシミリにより速やかに通知しなければならない。ただし、かかる通知を行わない場合でも、いかなる当該送達の有効性または適時性もその影響を受けない。

免除特権のかかる放棄により、発行者はフィリピン共和国における管轄裁判所における手続に服することになる。本債券および債券の要項に基づいて発行者が支払うべきいずれかの金額に関していずれかの外国の裁判所において得られた発行者に対する判決は、（ ）かかる判決が通謀または詐欺により取得されたものでないこと、（ ）かかる判決を下した外国の裁判所が当該事件に対する管轄権を有していたこと、（ ）発行者が外国の裁判所の手続に

ついて適切な通知を受けていたこと、および()かかる判決が法または事実の明白な錯誤に基づいていなかったことのすべてを満たす場合、事件の争点の再審理をすることなくかかる判決の執行をするために開始された手続においてフィリピン共和国の裁判所により承認され、執行されることになる。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が適用ある法律により認められているその他の方法で送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

11 公告の方法

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される日本語の一般日刊新聞に1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。債券の要項に基づき発行者が行うすべての公告は、発行者の請求に基づき、財務代理人がこれを行う。本「11 公告の方法」に基づく手続に要する一切の費用は、発行者が負担する。

12 その他

(1) 本債券の債券

本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）は、本債権者が、振替法で定められた例外的な場合に本債券の債券の発行を請求できる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを発行者の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。本債券の債券が発行される場合、本債券の元金および利息の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使、本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点での日本国の一般的な市場慣行が適用される。債券の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法律および規則ならびにその時点の日本国の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法律および規則ならびに市場慣行が優先する。発行者は、実務上可能な限りかつ遅滞なく、上記「11 公告の方法」に従い上記の事項を公告する。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債務不履行事由

以下に掲げる各事由は、本債券についての債務不履行事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）を構成する。

- (a) 発行者がいずれかの本債券の利息の支払を怠り、かかる不履行が30日間継続する場合
- (b) 発行者が本債券（債券の要項を含む。）におけるその他の義務の履行を懈怠し、かかる不履行が治癒可能なときには、いずれかの本債権者によりその旨の書面による通知（当該通知には、機構または関連する本債権者が本債券を記録させるために口座を開設している関連する口座管理機関（かかる資格における機構および関連する口座管理機関を以下「直近上位機関」と総称する。）が発行する関連する本債券の保有を証する証明書（以下「証明書」という。）を添付する。）が財務代理人の本店において発行者に対して行われた後60日間かかる不履行が継続する場合
- (c) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者またはフィリピン共和国の中央銀行（本債券の発行日現在、バンコ・セントラル）のいずれかの譲渡性対外債務の期限の利益喪失（任意または強制期限前弁済または償還以外によるもの）をもたらす事由または条件が発生する場合
- (d) 25,000,000米ドルまたは一もしくは複数の通貨によるその相当額（決定する日に財務代理人が建値する米ドルに対する当該通貨の直物レートの仲値に基づいて決定する。）以上の元金総額を有する発行者のいずれかの譲渡性対外債務の元本、プレミアム、期限前弁済補償金（もしあれば）または利息の支払が、その期限の到来時に不履行となり、かかる不履行が当初適用ある支払猶予期間（もしあれば）を超えて継続する場合
- (e) 本債券または財務代理契約の有効性が、発行者またはフィリピン共和国の立法、行政もしくは司法上の機関もしくは公職者（いずれの場合も、法律により認められており、かつ単独でまたは他の機関もしくは公

職者と共同で、本債券または財務代理契約が無効であることまたはこれらに履行強制力がないことを宣言する法的権能と権限を有している機関または公職者に限る。)により争われる場合、発行者が本債券または財務代理契約に基づくその義務のいずれかを否認する場合(支払の一般的停止もしくは債務支払のモラトリアムまたはその他であるかを問わない。)、あるいはフィリピン共和国の憲法規定、条約、協定、法律、規則、公式声明、決定、法令もしくは政策またはフィリピン共和国の管轄裁判所によるいずれかの最終かつ上訴不能の決定により、本債券もしくは財務代理契約のいずれかの規定が無効であるもしくはこれに履行強制力がないと判断される、または発行者によるこれらに基づくその義務のいずれかの履行もしくは遵守が妨げられるもしくは遅延させられる場合

- (f) 発行者が本債券または財務代理契約に基づく義務を構成または履行するために、またはこれらの有効性もしくは履行強制力のために必要な、憲法規定、条約、協定、法律、規則、法令、決定、同意、認可、免許またはその他の権能が、更新されることなく失効し、留保され、取消され、解除されもしくはその他効力を喪失し、または本債権者の権利に重大な不利益となるような態様で修正される場合
- (g) フィリピン共和国が、発行者またはフィリピン共和国の中央銀行(本債券の発行日現在、バンコ・セントラル)の対外債務の返済に関してゼネラル・モラトリアムを宣言する場合
- (h) フィリピン共和国が国際通貨基金(以下「IMF」という。)の加盟国でなくなる場合またはIMFの一般資金を利用する資格を失う場合
- (i) 発行者またはフィリピン共和国の中央銀行(本債券の発行日現在、バンコ・セントラル)が、フィリピン共和国の国際通貨資産(以下に定義する。)の完全な所有、権限および支配を常時行使できなくなる場合

上記(a)ないし(i)に掲げる債務不履行事由のいずれかが発生し、継続している場合、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行者に対し書面により通知(当該通知には、証明書を添付する。)することにより、当該本債権者が保有するいずれの本債券についても直ちに期限の利益の喪失を宣言することができ、また、当該書面による通知の受領前に当該債務不履行事由のすべてが治癒、放棄または救済されない限り、当該本債券は、直ちに期限の利益を喪失し、本債券の金額の100%で経過利息を付して支払われる。

本「12 その他 - (3)」において、次の用語は以下に定める意味を有する。

「国際通貨資産」とは、すべての()金、()特別引出権(SDR)、()IMFリザーブ・ポジションおよび()外国為替をいう。

「特別引出権」、「IMFリザーブ・ポジション」および「外国為替」とは、含まれる資産の種類について、「国際金融統計」と題するIMFの公刊物においてこれらに与えられた意味またはIMFがその時々において正式に採用するその他の意味を有する。

債務不履行事由または時の経過、通知もしくはその双方により債務不履行事由となる事態が発生した場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、直ちにその旨を公告するかまたは公告せしめる。

いずれかの本債券が本「12 その他 - (3)」に従い支払期日前に支払われることになる場合、発行者は、上記「11 公告の方法」に従い、遅滞なくその旨を公告するかまたは公告せしめる。

本「12 その他 - (3)」の債務不履行事由にかかる手続に要する一切の費用は、発行者の負担とする。

(4) 債券原簿

本債券の債券原簿は、発行者に代わり財務代理人がこれを作成し、財務代理人が管理し、その本店に備え置く。

(5) 通貨の補償

本債券の元金もしくは利息またはその他本債券に基づいて支払われるべき金員の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所でなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、発行者は本債権者に対し、()かかる判決または命令(またはその一部)のために日本円による表示額が当該他の通貨に換算された(または換算されたものとみなされた)日と()かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律により認められる限度において、上記の約束は、発行者の他の義務から独立した別個の債務であり、発行者に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本債権者が支払を猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令(またはその一部)にもかかわりなく完全に有効に存続するものである。

(6) 言語

債券の要項は日本語および英語で作成され、日本語版および英語版はともに拘束力を有する。ただし、日本語版および英語版との間に意味または意図について争いまたは相違が生じる場合、あらゆる点（債券の要項の解釈を含むが、これに限定されない。）において日本語版が優先する。

第2【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

本資金調達は、予算の支援および政府の借入金の一部返済を含む発行者の一般目的のために行われる。本債券の純手取金は、実際に支出されるまでバンコ・セントラルに預けられ、2018年度の政府の一般資金需要のために使用される予定である。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本債券に関連する投資家の情報開示について

本債券の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社およびSMB C日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行者に開示、提供および共有される予定である。なお、発行者は当該情報について、本債券の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

第4【法律意見】

フィリピン共和国の司法大臣であるメナルド・I・ゲバラより、次の趣旨の法律意見書が提供されている。

- (a) バンコ・セントラルの通貨理事会による原則的承認および最終的承認を除き、発行者による本債券の発生および交付は、発行者のすべての必要な行為により適式に授權されている。
- (b) 元引受契約に基づき適式に発行された場合、本債券は有効にして、法的拘束力を有する強制履行可能な発行者の債務を構成する。
- (c) 本書に記載されている本債券の発行および募集は、フィリピン共和国法上適法である。

第5【その他の記載事項】

債券発行届出目論見書の表紙に発行者の名称および国章、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

債券発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本債券に関し、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しない場合などには、本債券の元利金の支払を受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行うものとし、本債権者に対していかなる義務も負担しませんし、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。」

第二部【発行者情報】

第1【募集（売出）債券の状況】

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

（1）【概要】

歴史、国土及び国民

歴史

フィリピンは、1521年から1898年までスペインにより植民地として統治されていた。1898年6月12日、フィリピン人らは米西戦争中に独立を宣言した。しかし、米国は、米西戦争を終結させた1898年パリ講和条約に基づきフィリピンの統治権を主張し、フィリピンがコモンウェルス（自治政府）となる1935年まで、フィリピンを植民地として統治した。1946年7月4日、フィリピンは独立共和国となった。

地理及び一般情報

フィリピン諸島は東南アジアに位置し、7,000を超える島々で構成される。その総陸地面積は、約300,000平方キロメートルである。共和国は、これらの島々を3つの地理的地域に区分している。各地域の総面積は、北部のルソン地域が141,395平方キロメートル、中央部のビサヤ地域が56,606平方キロメートル及び南部のミンダナオ地域が総面積101,999平方キロメートルである。また、共和国は、17の行政管区に分かれている。



注：西フィリピン海のいくつかの島の領有権に関する紛争については、下記「西フィリピン海をめぐる領海紛争」を参照のこと。

2016年度において、保全森林地の面積はフィリピン国土の約52.7%に当たる15.8百万ヘクタールで、国土の約47.3%は農耕地であった。2017年度の就業人口の約25.4%が農業部門の被用者であった。農業・狩猟・林業及び水産業は、2016年度及び2017年度における共和国の輸出所得（農業ベースの製品の輸出を含む。）のそれぞれ約6.7%及び6.99%を占めていた。共和国は一定の農作物の主要輸出国であるが、工業製品は共和国の輸出品中で最も重要な品目であり、2017年度における共和国の輸出額の84.23%を占めていた。電子機器、機械製品、輸送機器、衣料品及び木工製品は従来、共和国の主要な輸出工業品であった。

2015年度の人口及び住居に関する国勢調査（以下「2015年度国勢調査」という。）

2015年度国勢調査によると、共和国の人口は101.0百万人であった。これは、2010年度の人口及び住居に関する国勢調査時から9.4%（8.6百万人）の増加、また2000年度の人口及び住居に関する国勢調査時から32.0%（24.5百万人）の増加に当たる。共和国の人口は、2010年から2015年にかけて年平均で1.7%増加したが、この率は、2000年から2010年にかけての年平均増加率である1.9%を下回った。2015年において共和国の18行政区のうち人口が最大であったのは、人口14.4百万人の管区IV-A（カラバルソン）で、12.9百万人のマニラ首都圏及び11.2百万人の管区III（中部ルソン）がこれに続いた。これら3管区の合計人口は、2015年における共和国の人口の約38.1%を占めた。2010年から2015年にかけての人口増加率が最も高かったのは、ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下「ARMM」という。）で、年平均にして2.9%の増加率であった。2015年において共和国の81州のうち人口が最大であったのは、人口3.7百万人のカピテで、3.3百万人のブラカン及び3.0百万人のラグナがこれに続いた。人口が1.0百万人を超えていたのは、計27州であった。共和国の人口構成は、比較的若年比率が高く、2015年度国勢調査によると、20歳未満の人口が全人口の40%超を占め、中位年齢は24.3歳であった。

下表は、2015年度国勢調査に基づく共和国の年齢層別人口を示している。

2015年度の年齢層別人口

年齢層	年齢層別人口 (人)	全人口に対する割合
1歳未満	2,075,441	2.1%
1 - 4歳	8,740,557	8.7%
5 - 9歳	10,838,875	10.8%
10 - 14歳	10,480,412	10.4%
15 - 19歳	10,120,312	10.1%
20 - 24歳	9,396,155	9.3%
25 - 29歳	8,304,461	8.3%
30 - 34歳	7,290,536	7.2%
35 - 39歳	6,704,923	6.7%
40 - 44歳	5,813,169	5.8%
45 - 49歳	5,262,005	5.2%
50 - 54歳	4,415,193	4.4%
55 - 59歳	3,597,370	3.6%
60 - 64歳	2,755,608	2.7%
65 - 69歳	1,912,908	1.9%
70 - 74歳	1,218,065	1.2%
75 - 79歳	857,534	0.9%
80歳以上	790,191	0.8%
合計	100,573,715	100.0%
中位年齢	24.3歳	

出典：PSA、2015年度国勢調査

フィリピン国民の過半数は、マレー系民族である。フィリピン文化は、スペイン、中国及び米国の影響も強く受けている。国語はフィリピン語であるが、ビジネス、政府及び教育において主に用いられる言語は英語である。その他、国民によって80を超える方言及び言語が使用されており、中国語及びスペイン語もそれに含まれる。2015年現在、共和国の識字率はアジアでもトップクラスの98.3%であった。

フィリピンにおいて優勢な宗教は、キリスト教で、中でもローマカトリックが大勢を占める。ミンダナオには、相当数のムスリム少数派が居住している。

政府

政府機構

共和国は、立憲共和制を敷いており、1935年以来3つの憲法を制定している。共和国は、市民の暴動に端を発した、20年間続いたフェルディナンド・マルコス政権の崩壊とコラソン・アキノ（1986年の大統領選挙におけるマルコスの対立候補）の大統領就任の翌1987年2月、国民投票による承認を得て現行憲法（以下「憲法」という。）を採択した。新しい憲法は、行政、立法及び司法の3つの府からなる大統領制の政府を復活させた。

各府の特徴は以下のとおりである。

- 行政 - 普通選挙により選出された任期6年（再選不可）の大統領が行政権を行使する。大統領の死亡、恒久的障害、解任又は辞任の場合には、副大統領がその残りの任期の間、大統領の職務を代行する。副大統領が任務を務めることができない場合は上院議長が、上院議長が任務を務めることができない場合は下院議長が、新大統領又は副大統領の選出及び資格付与まで大統領の職務を代行する。前任大統領の残りの任期の間の代行者が選出された場合は、同人は大統領として6年間の任期を務めることができる。ドゥテルテ大統領の現在の6年間の任期は、2016年7月1日に開始しており、2022年6月30日に終了する。
- 立法 - 上院及び下院で構成される議会は、共和国の立法権を行使する。憲法は、24人の議員からなる上院及び250人以下（各派の代表者を除く。）の議員からなる下院に権限を付与している。議員はいずれも普通選挙により選出される。上院議員の任期は6年間で、下院議員の任期は3年間である。上院議員及び下院議員は

再選可能であるが、それぞれ2期連続及び3期連続を上限とする。2013年5月、上院議員12人及び全下院議員の選挙が行われた。この選挙で選出された議員と、改選対象外であった12人の上院議員が共和国第16回議会を構成した。第16回議会の会期は、2016年6月30日に終了した。2016年5月、共和国第17回議会を構成することとなる上院議員12人及び全下院議員の選挙が行われた。

- ・ 司法 - 最高裁判所、及び法律により設置される下級裁判所が共和国の司法権を行使する。共和国の裁判所は、最高裁判所及び控訴裁判所等の一般的管轄権を有する裁判所の重層的システムである。その下位には、地域裁判所、首都圏裁判所、自治体裁判所及び自治体巡回裁判所が置かれているが、これらはすべて第一審裁判所である。

特別裁判所、行政裁判所及び裁判所に準ずる機関も司法権を行使する。このカテゴリーに含まれるのは、憲法委員会、公務員特別裁判所（*Sandiganbayan*）（政府の不正利得及び汚職に関する刑事・民事事件を管轄する特別裁判所）、租税裁判所、シャリーア裁判所（イスラム法準拠事項を取り扱う。）及び労使関係や証券規制等の専門分野を扱う行政機関である。

最高裁判所は、長官1名と判事14名で構成され、すべての下級裁判所及びその職員を監督する。最高裁判事は、定年である70歳まで在職することができる。最高裁判所及び控訴裁判所は、下級裁判所及び裁判所に準ずる機関の決定及び判決を再審査することができる。最高裁判所、控訴裁判所及び下級裁判所の裁判官は、法曹協議会（*Judicial and Bar Council*）により指名された少なくとも3名の候補者から大統領が任命する。

国政選挙

2016年5月9日、共和国大統領・副大統領選挙、及び上院議員のうち12人と全下院議員の選挙を含む国政選挙及び地方選挙がフィリピン全土で行われた。大統領には、フィリピン民主党 - 民衆の力（以下「PDP - ラバン党」という。）のロドリゴ・ドゥテルテ候補（元ミンダナオ島ダバオ市長）が16,601,997票（得票率39.0%）を得て当選し、副大統領には自由党のマリア・レオノール・ロブレド候補が14,418,817票（得票率35.1%）を得て当選した。上院の改選12議席のうち4議席は自由党員が、3議席は独立候補が、2議席は民族主義者国民連合のメンバーが獲得し、PDP - ラバン党、CIBAC及びアクバヤンは各1議席を得た。選挙後は、PDP - ラバン党が議席数97の下院第1党となり、次いで民族主義者国民連合、自由党及びナショナリスト党がそれぞれ38議席、35議席及び21議席を確保し、残りの議席はその他の政党が分け合った。2016年7月1日、ドゥテルテ大統領及びロブレド副大統領が就任して共和国第17回議会が開会し、前大統領ベニグノ・S・アキノ3世の6年間の任期が終了した。

最近の政治の展開

2011年11月18日、アロヨ元大統領が2007年の上院議員選挙に関する選挙妨害の容疑で逮捕された。アロヨは、逮捕時には希少骨疾患を発症したとして入院していた。2011年11月15日、アロヨは、同氏に出国の権利を付与した最高裁判所の決定があるとして、海外での治療を理由にフィリピンを出国しようとした。しかしながら、政府の職員らは、ウォッチリストオーダーに基づき、同氏の出国を阻止した。2011年11月18日、アロヨが2007年の上院選の正式な開票結果の大がかりな不正操作を命じ、もって同氏支持者の一人による上院議席獲得を助けたとしてフィリピン選挙管理委員会がアロヨを告発したのを受け、下級裁判所により逮捕状が発付された。アロヨは当初、告発の適法性に異議を申し立てたが、2013年7月23日、最高裁判所は異議申立を却下した。2012年7月16日、アロヨはさらに、大統領在任中にフィリピン国家慈善宝くじ事務局の基金を不正使用したとして、行政監察院により不正蓄財の疑いで告発された。2012年7月25日に保釈金を支払って保釈されたアロヨは、告発が係属中であったにもかかわらず、2013年5月13日に下院議員として2期目の当選を果たした。2013年10月、アロヨは、国の宝くじ基金を流用した容疑で再び逮捕された。2015年10月、国際連合の恣意的拘禁作業部会は、アロヨの継続的な拘禁は、作業部会が認定した恣意性のカテゴリーに基づき恣意的なものであり、よって国際法に違反すると判断した。2016年7月、最高裁判所は、不正蓄財についてアロヨを無罪とし、同氏は病院内での拘束を解かれた。

2011年12月12日、下院はコロナ最高裁判所長官を弾劾した。この弾劾は、アロヨ元大統領の医療目的でのフィリピン出国を阻止しようとする政府の試みを妨げた最高裁判所の一連の決定を受けてなされたものである。弾劾請求は、アロヨに対しフィリピンを出国することを許可した決定を含め、アロヨに有利な決定を不当に行なったことを特に理由としてコロナを弾劾対象とした。また全公職者に対してその資産、負債及び純資産の申告を義務付けた規則に違反して、コロナがその全財産の公開を怠ったことも弾劾の根拠とした。2012年5月29日、上院は、投票によりコロナを有罪とした。2012年8月24日、アキノ前大統領はセレノ最高裁判事を新長官に任命した。セレノ最高裁判所長官は、同職に就いた初の女性であり、定年の70歳に達するまで18年間在任することができる。2017年11月23日、下院司法委員会は、セレノ最高裁判所長官が自らの財務状態について虚偽申告を行い、他の判事が発した立入

制限命令を改竄し、法曹協議会の指名手続を操作したこと等を根拠とする同氏の弾劾の申立てについての審理を開始した。

2014年6月及び同年7月、3名の上院議員が何十億ペソにも上る議会の資金を不正に使用し流用したとして、不正蓄財及び不正利得の疑いで告発された。ファン・ボンセ・エンリレ、ラモン・レヴィラ・ジュニア及びホセ・エストラダの3上院議員は、違法なキックバックのスキームを通じて資金を蓄積したことが判明した。ファン・ボンセ・エンリレの罪状認否手続では、無罪の答弁が記録され、その後2015年8月、最高裁判所の決定に基づき、同人は人道上の理由により保釈金を支払って釈放された。2016年1月、公務員特別裁判所の特別第5部はホセ・エストラダの保釈申立を拒否した。しかしながら、2017年9月15日、同裁判所は、エストラダがアロヨの不正蓄財に係る告発を却下した最高裁判所の決定を引用した申立を行った後、同氏に対して保釈金を支払うことを認めた。

2014年8月12日、フィリピン国軍（以下「AFP」という。）は、左派団体とのつながりがあるとされる2人の学生活動家の失踪に関連してホビト・パルパラン元将軍を逮捕した。

2015年1月25日、フィリピン国家警察（以下「PNP」という。）の特殊部隊（以下「SAF」という。）の44人の隊員を含む67人のフィリピン人がテロリスト2名の逮捕作戦の実行中にマギンダナオのママサパノにおいて死亡した。この作戦は、PNPと、フィリピン南部に拠点を置く反体制グループであるバンサモロ・イスラム自由戦士及びモロ・イスラム解放戦線（以下「 MILF」という。）のメンバーらとの間の戦闘を伴うものであった。PNP長官は事件の2週間後に辞任した。下記「反政府組織との国内紛争 - モロ・イスラム解放戦線」も参照のこと。

2016年7月1日に就任して以来、ドゥテルテ大統領は、違法薬物取引との戦いを同政権の重点事項としている。ドゥテルテ大統領は、政権発足の第1週に、共和国における複数の違法薬物シンジケートの首謀者とされる人物3名を名指しした。うち2名がニュー・ビリビッド刑務所に収監されているが、一定数の公務員を協力者として引き続き刑務所内からそれぞれのシンジケートを動かしているとされる。2016年8月25日、フィリピン薬物取締庁（以下「PDEA」という。）及びPNPの捜査に基づき、ドゥテルテ大統領は、ニュー・ビリビッド刑務所を司令部として行われているとされる違法薬物取引の概要を示す人物相関図を公表し、元司法省次官のフランシスコ・バラーン3世、PNP管区Iの管区ディレクターのフランクリン・ブカヨ、元司法大臣のレイラ・デ・リマ上院議員、デ・リマ上院議員の元運転手兼ボディガードのロニー・ダヤン、及び元パンガシナン州知事のアマド・エスピノ・ジュニア下院議員等の関係を示した。2016年9月27日、ドゥテルテ大統領は、エスピノ下院議員及びその他の一定の者について、不正の嫌疑が晴れたことを発表したが、ニュー・ビリビッド刑務所における薬物取引に関係しているとされるその他の公人に対する取調べは、上院倫理委員会及び下院司法委員会による調査を含め、いまだ継続中である。

ドゥテルテ政権は、積極的な違法薬物取締作戦も開始した。2017年8月29日現在、PNPは、2016年7月1日のドゥテルテ大統領就任以来、PNPの麻薬取締作戦により3,811人が死亡し、107,156人が逮捕されたと推計している。PNPの2017年7月26日現在の推計では、2016年7月1日以来、1,308,078人が投降した。いくつかの国際団体及び外国（国際連合人権高等弁務官事務所及び米国を含む。）の代表者が、これらの作戦に関連する共和国における超法規的殺害に関する報道を受けて懸念を表明した。2016年9月24日、当時の共和国外務大臣であったペルフェクト・ヤサイは、国際連合総会での演説において、ドゥテルテ大統領が法の支配及び適正手続の尊重を約束し、同政権のフィリピンからの違法薬物一掃運動がフィリピン憲法、国際規範及び人権条約に厳密に従って実行されるであろうことを強調した。2016年10月、政府は、超法規的殺害の疑いの調査にあたらせるべく、国際連合特別報告者を招聘したが、2016年12月14日、当時のヤサイ大臣は、報告者の訪問の条件について合意に至らなかったため派遣は行われない旨発表した。2017年9月、ジュネーブで行われた国際連合人権理事会の第36回会期中に米国を含む39ヶ国が、報道されている薬物がらみの殺害を特に踏まえ、フィリピンの状況について共同声明を通じ懸念を表明した。

ドゥテルテ大統領は、就任のおよそ15ヶ月後の2017年10月10日、違法薬物撲滅作戦からの撤退をPNP、AFPその他の機関に対して指示する通達を発し、PDEAにこれを担当させた。しかしながら、PNPが10月に作戦から手を引いて以来、違法薬物取引の増加が見られたことから、2017年12月5日、ドゥテルテ大統領はPNP、AFPその他の機関に対し、PDEAの違法薬物捜査活動を支援することを指示する新たな通達を発令した。

2017年8月23日、当時の選挙管理委員会委員長アンドレス・パウチスタに対する弾劾が請求された。当該請求は、同氏が自己の資産、負債及び純資産の計算書において不実表示を行ったほか、何百万人もの有権者のデータを流出させた2016年のハッキング事件を防止できなかったことにより国民の信頼を裏切ったとした。パウチスタは、同年の残りの期間は引き続き在任することを意図して、2017年10月11日に辞表を提出した。しかしながら、2017年10月23日、サルバドル・メディアルデア官房長官は、パウチスタの辞任を即時発効する形で受理した。2017年11月22日、ドゥテルテ大統領は、パウチスタが務めるはずであった2022年2月2日までの任期の残り期間の委員長として、シェリフ・アバス選挙管理委員会委員を任命した。

2011年、アキノ前大統領政権は、他のプログラムの中断又は中止及び効率向上策の実施により浮いた金銭、未払報酬並びに使途未定資金を利用して、影響度及び優先度の高いプログラム及びプロジェクトを支援する仕組みとして支出促進プログラムを導入した。これにより、政府が経済成長の促進のため公的支出を増額することが可能となった。

2013年12月、アキノ前大統領は支出促進プログラムを終了した。2014年7月1日、最高裁判所は、支出促進プログラムは違憲であると裁判官全員一致の意見で判決した。資金の充当が議会によって当初から認められたものではないプロジェクトに未承認の政府資金を充当することは、憲法第6節第25条第5項及び行政部門と立法部門の権能の分離の法理に違反するというのがその根拠であった。2014年7月、大統領府は再審申立を行ったが、2015年2月3日、最高裁判所は判決を維持した。

2015年9月30日、行政監察院の实地調査室は、2011年度から2012年度にかけての支出促進プログラムの資金の使途についての調査を完了した。予算管理省のフロレンシオ「ブッチ」アバド大臣及びマリオ・レランパゴス次官は、未承認使途による公金流用及び行政犯罪の疑いにより予備捜査を受けた。未承認使途による公金流用に係る告発は、2017年3月7日に却下された。

2016年7月8日、アキノ前大統領の任期終了後まもなく、非政府組織の新民族主義者同盟（*Bagong Alyansang Makabayan*）等の左派活動家らが、支出促進プログラムに関連してアキノ前大統領及びフロレンシオ・アバド予算管理大臣による公金私消、権限の不正行使及び不正利得があったとして、行政監察院に対し訴えを提起した。

2017年3月7日、アキノ前大統領に対する行政犯罪の告発がアキノの大統領任期終了後に行われたことにより、管轄権が存在しないとして却下された。レランパゴス次官に対する行政犯罪の告発は、法的根拠がないとして却下された。しかしながら、行政監察官は、立法権の不正行使によりアバドを起訴できると思われる根拠があると認めた。2017年3月13日、行政監察官に対して再審申立がなされた。

本書の日付現在、行政監察官の捜査が進行中である。2017年11月23日、ヴィタリアノ・アギレ2世司法大臣は、支出促進プログラムの捜査担当特別部会の設置を国家捜査局に対して承認する2つの省令に署名した。

行政組織

2018年3月31日現在、共和国には17の行政区及び43,759の地方行政単位が存在した。地方行政単位は、81の州、145の市、1,489の町（州の下部組織）及び42,044のバランガイで構成されていた。高度に都市化された市は州から独立して機能するが、その他の各市は、その位置する州の行政監督下に置かれている。

政府は、その多様なプログラム及びプロジェクトを実施する、行政部門の様々な省及び省同格機関を中心として組織されている。省及び省同格機関は、次の5つの部門に分けられる。

部門	主な省庁
社会サービス	保健省、教育省、労働雇用省、社会福祉開発省
経済サービス	農業省、農地改革省、エネルギー省、環境天然資源省、観光省、貿易産業省、公共事業道路省、運輸通信省、科学技術省
防衛	国防省
一般公共サービス	外務省、財務省、予算管理省、内務自治省、司法省、国家経済開発庁、広報業務担当大臣官房、ムスリム・ミンダナオ自治地域、コルディリエラ行政区
憲法に基づく諸機関	一般公共サービス（選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、公序安全委員会、行政監察院）、社会サービス（人権委員会）

政府系企業（GOCC）

政府は、経済の成長及び発展を促すため、必要不可欠な物品及びサービスを公衆に提供し、民間部門と協力する多数の法人を所有又は支配している。GOCCの事業内容は、当初は基本的な公的サービス及び国家独占事業に限定されており、1930年代には13社であったのが、1984年までに301社に増加した。

2017年12月14日現在、子会社を含め、業務を行っているGOCCが137社であった。これらの企業には、27社の政府系金融機関（以下「GFI」という。その内訳は、銀行機関8社、ノンバンク13社及び社会保障機関6社であった。）、GOCCガバナンス委員会（以下「ガバナンス委員会」という。）により監督される14の機関（貯蓄投資企業、不動産土地開発企業、化学・エネルギー企業等）、その他の機関が含まれていた。

現在のところ、公的部門の対内債務及び対外債務の相当部分がGFIを含むGOCCの債務で占められている。政府は、公共政策を支援する形で企業に融資するGFI3社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを緊密にモニタリングしている。これらGFI3社とその事業内容は以下のとおりである。

政府系金融機関

事業内容

銀行機関：

- | | |
|--|--|
| フィリピン開発銀行（以下「DBP」という。） ⁽¹⁾⁽²⁾ | とりわけ農村地域における中小規模の農工業企業の中長期的なニーズに応える銀行サービスの提供 |
| フィリピン土地銀行（以下「LBP」という。） ⁽¹⁾⁽³⁾ | 農業及び共和国の農業改革プログラムのあらゆる局面に対する金融支援 |

ノンバンク機関：

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 貿易投資開発公社 ⁽⁴⁾ | 輸出業者及び請負業者に対する外貨建貸付の保証 |
|-------------------------|------------------------|

注：

- (1) DBP及びLBPは、ユニバーサル・バンクとしての営業も行っている。DBP及びLBPに関するさらなる記載については、下記「（４）通貨・金融制度 - フィリピンの金融システム - 金融システムの構造」を参照のこと。
- (2) DBPには、その子会社であるDBPデータ・センター・インクが含まれる。
- (3) LBPには、その子会社であるランド・バンク・カントリーサイド・ディベロプメント・ファウンデーション・インク及びLBPリソース・アンド・ディベロプメント・コーポレーションが含まれる。
- (4) 旧フィリピン輸出・外国融資保証公社。

監査済財務書類によると、2016年12月31日現在、GFI28社の対内負債及び対外負債は合計約2.12兆ペソであり、全GOCCの負債合計の51.7%を占めていた。また対GDP比では、2015年度末及び2014年度末にはそれぞれ14.3%及び13.4%であったのに対し、2016年度末には14.7%に上昇した。2016年度末現在、上記の緊密なモニタリングの対象であるGFI3社の対内負債及び対外負債の合計額は約1.80兆ペソで、全GFIの負債合計の84.9%及び全GOCCの負債合計の48.8%を占めていた。

2016年12月31日現在、銀行機関の対内負債及び対外負債は合計1.81兆ペソであり、全GFIの対内負債及び対外負債合計額の85.1%を占めていた。一方、ノンバンク機関及び社会保障機関の占める割合は、それぞれ8.0%及び6.9%であった。LBPの負債額は1,309.5十億ペソで、全GFIの負債合計の72.7%及び全GOCCの負債合計の35.4%と、それぞれの最大部分を占めていた。DBPの負債額は491.7十億ペソで、全GFIの負債合計の27.3%（構成率第2位）を、また全GOCCの負債合計の13.3%（構成率第3位）を占めていた。2017年12月31日現在のGFI全体の負債合計は、各社の未監査財務書類によると、2016年12月31日から14.39%増加した。GFI全体の債務総額は、2016年度末に比べ1.75%減少したが、その一方で保証付債務は1.27%、すなわち1.01十億ペソ増加した。

政府は、また、様々な重要事業活動に携わっている14社の主要なGOCCについては、各社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを記録することにより、緊密なモニタリングを行っている。これらの14法人（以下「主要GOCC14社」という。）とその事業内容は以下のとおりである。

政府系企業	事業内容
国家電力公社（以下「NPC」という。） ⁽¹⁾	オフグリッド（自家発電）及び離島向けグリッド発電・送電
国家送電公社（以下「送電公社」という。） ⁽¹⁾	送電インフラの所有
電力部門資産負債管理公社（以下「PSALM」という。） ⁽¹⁾	発電及びNPCのレガシー資産の民有化
国家電化公社	電気組合に対する貸付
マニラ首都圏上下水道公社	上下水道（マニラ首都圏及び隣接州）、民間受託業者（コンセッショネア）の規制
地方水道公社	水道事業者に対する貸付
フィリピン経済区庁	地区開発
国家食糧庁	農業
国家灌漑公社	農業
フィリピン国有鉄道	運輸
軽量鉄道公社	運輸
フィリピン港湾公社	運輸
国家開発公社 ⁽²⁾	金融／投資
フィリピン国家石油公社 ⁽³⁾	エネルギー探査・開発
国家住宅公社	住宅供給
住宅保証公社 ⁽²⁾	住宅保険

注：

(1) 2001年電力産業改革法（以下「EPIRA」という。）に従い、政府は電力部門をNPCと2つの新会社、すなわちPSALM及びTranscoに再編成した。PSALMは、残存しているNPCの発電資産の民有化を実施している。PSALMの完全子会社である送電公社は、送電システムの民有化を担っている。一定の財務モニタリング目的のため、これらの3法人は、まとめて1つの主体として扱われる。EPIRA及びNPCの資産の民有化のより詳細な解説については、下記「（２）経済 - 最近の経済指標 - 電力産業の再編」を参照のこと。

(2) 国家開発公社及び住宅保証公社もまたGFIである。

(3) フィリピン国家石油公社には、その子会社であるPNOCエネルギー開発公社、PNOC探査公社及びPNOC船舶運輸公社が含まれる。

監査済財務書類によると、2016年12月31日現在、上記の主要GOCC14社の対内債務及び対外債務は合計約1.38兆ペソであり、全GOCCの負債合計の37.5%を占めていた。また対GDP比では、2015年度末には10.9%であったのに対し、2016年度末には9.6%に低下した。2016年度末のPSALMの負債額は722.6十億ペソで、主要GOCC14社の負債合計の52.2%とその最大部分を占め、また全GOCCの負債合計の19.6%（構成率第2位）を占めていた。

近年、政府は、その財政健全化への取組み、公正さ、公的サービスの効率的・効果的な提供、持続可能性、透明性及び説明責任に対するGOCCの適切な貢献を奨励することにより、これらのGOCCのコーポレート・ガバナンス及び財務成績を向上させるという一般政策を実施している。政府は、その民営化戦略のほか、GOCCを自立させるという政策目標に沿って、他のGOCCの事業への介入を控える方針を採っている。但し、政府は一定の場合には、法により許容される範囲で債務保証その他必要とみなす支援を行うことにより、これらの企業の取引を支援している。

2011年6月6日、アキノ前大統領は、2011年GOCCガバナンス法として知られる共和国法第10149号（以下「GOCC法」という。）の法案に署名し、同法を成立させた。同法はとりわけ、GOCCの役員及び従業員の給与及び給付の標準化及び合理化を規定するものである。GOCC法の主要規定の1つにより、関連政府機関及び民間部門から任命され

る5名の委員で構成されるガバナンス委員会が創設された。ガバナンス委員会の主な機能の1つは、どのGOCCについて再編成、合併、合理化、廃止又は民営化を行うかの検討及び決定である。この検討は進行中であり、いくつかのGOCCは2014年度及び2015年度中に既に廃止又は民営化された。GOCC法は、ガバナンス委員会を創設したほか、GOCCの取締役、役員及び従業員の任用・雇用についてより厳格な基準を適用している。例えば、GOCCの全取締役に対して、再任される場合はその度に、各々の業務成績を基準とする適格性審査を受けた上で1年間の再任可能な任期を務めることを要求している。GOCC法は、GOCCが規制機能を実施することを禁じている。

2016年度においては、GOCC54社が2016年度中に得た所得及び前会計年度以前の利益に係る未払金について、総額30.46十億ペソの入金があった。2017年度の入金額は、2016年度の入金総額27.74十億ペソに比べ9.83%増に相当する。2018年6月1日現在、GOCC45社から財務省財務局に送金された配当は、総額27.03十億ペソであった。

2017年12月14日現在、GOCC27社がガバナンス委員会によって廃止済みであった。ガバナンス委員会は、さらに26社のGOCCを遊休状態又は営業休止状態に分類し、GOCC1社を民営化その他処分とした。

ドゥテルテ政権の政策

ドゥテルテ大統領は、2016年7月26日に行った初めての施政方針演説で、その6年間の任期における政策課題を発表した。大統領は、徹底的かつ持続的に犯罪、違法薬物及び汚職と戦うとした就任演説での約束を繰り返し、PNP、バランガイ議長、市長、知事及びその他の公人らに対し、ともに戦うよう呼びかけた。また、この取組みを進めるにあたり、違法薬物との戦いに向けた努力の結集や政府各省庁の提携強化を支援すべく、違法薬物に関する省庁をまたぐ委員会の創設を約束した。さらに、全国で治療・更生施設を増設し、違法薬物使用者の更生を優先することを約束した。

ドゥテルテ大統領は、医療・保健、教育、適切な食と住、環境保護及び文化の尊重の各分野でフィリピン国民の福祉を向上させる政策についても述べた。特に強調したのは、安全、開発、意思決定への公平なアクセス及びアイデンティティの受容に対する全フィリピン国民の基本的ニーズを充足することにより、テロリズムや無法行為と戦うことの重要性であった。ドゥテルテ大統領は、高い経済成長率をより良い雇用の創出及び貧困削減につなげる一助となるように、アキノ前大統領政権のマクロ経済政策、すなわち慎重な財政金融政策を継続したいと表明した。

インフラについては、ドゥテルテ大統領は、全体的な経済成長及び観光業の振興のため、また灌漑技術の改良や、損失を最小限に抑える近代的な収穫施設及び収穫後施設による農業の近代化の促進のため、道路開発プロジェクトを増加させるという目標を掲げた。環境規制の面では、共和国の天然資源を荒廃させる違法伐採、違法採鉱その他の破壊行為との戦いへの援護任務を強化するように軍に指示した。

最後に、ドゥテルテ大統領は、透明性が高く汚職のない政権運営を行うと約束し、とりわけPNPが責任を持ってその業務を遂行し、権限乱用を慎むよう訓令した。これに関連して、大統領は、警察官の不正行為に関する報告を効率的に捜査し、裁定すること、またフィリピンにおける違法薬物取引とのドゥテルテ政権の戦いでの貴重な協力者としてPNPを活用することを国家警察委員会に対して指示した。

近年の施政方針演説

2012年7月23日、アキノ前大統領は3回目の施政方針演説を行い、改革によって、汚職にまみれたプロジェクトへの無駄な支出を削減し、違反者に自己の行為の責任を取らせたことを強調した。また、近時に共和国の信用格付の上方修正が8件あり、フィリピン証券取引所指数が最高値を44回更新したことを取り上げた。さらに貧困、医療及び教育の各分野での改善を強調し、失業率が着実に低下していることも指摘した。失業率低下の要因としては、2011年度中にフィリピン経済に対し11十億ドル相当の貢献をしたビジネス・プロセス・アウトソーシング（以下「BPO」という。）部門における雇用の創出を挙げた。空港及び道路のインフラ整備や観光産業の成長もまた、失業率の低下に貢献した。前大統領は、農業の成長と発展が共和国の優先課題であると力説した。共和国は、コメの不足量を2010年度の1.3百万トンから2012年度には500,000トンに予測を引き下げた後、2013年度にはコメの純輸出国となることを目指した。

アキノ前大統領は、第3回施政方針演説において、犯罪率の低下も取り上げた。記録上の犯罪件数は、2009年度には500,000件を超えていたのに対し、2011年度は246,958件であった。前大統領は、政府が警察部隊用に74,600丁の銃器を調達中であることを公表した。それ以前は、警察部隊員の45%は銃器を所持していなかった。政府は、新たな装備による国防軍の近代化及び軍人向け住宅プログラムの実施にも着手した。さらに前大統領は、MILFとの和平交渉の進展を強調した。

2013年7月22日、アキノ前大統領は4回目の施政方針演説を行い、農業、保健、教育、防災、腐敗防止の取組み等の多くの分野における共和国の進歩や、進行中のバンサモロ和平プロセスを取り上げた。前大統領はとりわけ、バンサモロ基本法の制定を目的とする移行委員会の設立に言及し、2014年度末前にバンサモロ基本法案を可決するこ

とを議会に呼びかけた。前大統領は、2013年5月の選挙、特に初めて国政選挙と同日実施となったARMMの選挙が平和的に行われたことも注目に値するとした。

アキノ前大統領は、政府の効率性の向上及びGOCCの慎重な経営の確保という継続的な目標に焦点を当てた。また、世界経済フォーラムの国際競争力指数が2年連続で10位分上昇したこと（2009年には87位であったのが、2013年には59位に上昇）や、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（現S&Pグローバル・レーティング）（以下「スタンダード&プアーズ」という。）及びフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）の各社から投資適格格付を取得したことを含め、共和国の経済面での成果を強調した。前大統領は、2012年度末までにコメの自給率が94%に達したことから、共和国がコメの完全自給という目標を達成することはまだ可能であると政府が考えていることも述べた。2013年10月、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（現ムーディーズ・インベスターズ・サービス）（以下「ムーディーズ」という。）もまた、フィリピンを投資適格に格上げした。

2014年7月28日、アキノ前大統領は5回目の施政方針演説を行った。前大統領は、貧困率が2012年度上半期から2013年度上半期にかけて27.9%から24.9%に低下したことをはじめとするフィリピンの経済開発におけるいくつかの重要な展開を注目事項とした。また前大統領は、同政権が政府職員の権限乱用に対処すべく行っている良好なガバナンスに向けての取組みを強調し、その一例として関税局（以下「BOC」という。）内の著しい変化を挙げた。同年2月、政府は台風「ヨランダ」（別名台風「ハイエン」）の直後に、コメの緩衝在庫の補充のため、800,000トンの輸入を承認した。同年7月、政府はさらに500,000トンの輸入を承認した。また、将来の自然災害がコメの収穫高及び価格に与える影響への対策として、さらに500,000トンの輸入を行う継続的な権限を国家食糧庁に付与した。

アキノ前大統領は、インフラ投資予算が2011年度の200.3十億ペソから2014年度には404.3十億ペソへと2倍以上増加したことを指摘した。また前大統領は、共和国がその債務管理の改善に注力した結果、2014年5月にムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチがそれぞれ共和国の信用格付を上方修正したことも指摘した。これらの格上げにより、政府は借入コストをさらに削減し、投資を呼び込むことができた。共和国に対する投資家の信頼が増したことは、2011年12月から2014年6月までの間に総額62.6十億ペソに上る合計7件の官民パートナーシップ・プロジェクトに投資家らが参加したことに表れている。

2015年7月27日、アキノ前大統領は、6回目の最後となる施政方針演説を行った。前大統領は、共和国が2010年度から2014年度にかけて、平均GDP成長率6.2%という過去40年間で最速の経済成長を遂げたことを強調した。前大統領は、同政権の過去5年間の腐敗行為との戦いで講じられた対策について詳しく述べた。これには、レナート・コロナ最高裁判所長官を弾劾し、マリア・ローデス・セレノ最高裁判事を同氏の後任の新最高裁長官に充てたこと、また前最高裁判事のコンチータ・カルピオ・モラレスを行政監察官に、グレース・プリド・タンを監査委員会委員長に、キム・ヘナレスを内国歳入局（以下「BIR」という。）局長に、レイラ・デ・リマを司法省大臣にそれぞれ任命したことも含まれる。前大統領は、アキノ政権下で承認された初の官民パートナーシップであり、その種のプロジェクトとしては初めて民間に開放されたモンテンルパ - カビテ高速道路が数ヶ月前に開通したことを官民パートナーシップ構想の成功例として挙げた。また前大統領は、橋梁、車道、航路改良、治水等のその他の過去数年間に成功したインフラ・プロジェクトに言及した。

アキノ前大統領は、GOCCについては、その数の削減、政府への配当額の増加及びより責任ある経営に向けた継続的な努力も注目点であるとした。前大統領は、その政権下でのBIRによる歳入徴収の増加に言及し、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチの各社による共和国の投資信用格付の上方修正を評価した。また、製造業サブセクターの成長率、2014年度には失業率が過去10年間で最低レベルの6.8%に低下したこと、及び国際標準である12年間の基礎教育期間の実施等、同政権下で教育改革が進展したことに言及した。アキノ前大統領は、共和国が救援活動をより効率的に行い、将来的に自国の防衛をより万全なものとするために過去数年間に実施されたAFP及びPNPの装備の様々な性能強化についても述べた。最後に、前大統領は、ARMMの継続的な発展を確実にするため、パンサモロ基本法案を可決することを議会に求めた。

2016年7月26日、ドゥテルテ大統領は、初めての施政方針演説を行い、その6年間の任期における政策課題を発表した。大統領は、徹底的かつ持続的に犯罪、違法薬物及び汚職と戦うとした就任演説での約束を繰り返し、PNP、バランガイ議長、市長、知事及びその他の公人らに対し、ともに戦うよう呼びかけた。また、この取組みを進めるにあたり、違法薬物との戦いに向けた努力の結集や政府各省庁の連携強化を支援すべく、違法薬物に関する省庁をまたぐ委員会の創設を約束した。さらに、全国で治療・更生施設を増設し、違法薬物使用者の更生を優先することを約束した。

2017年7月24日、ドゥテルテ大統領は2回目の施政方針演説を行った。大統領は、前回同様、反違法薬物運動での戦いを継続すると誓い、違法薬物、汚職及び犯罪に対する断固たる措置に加わるよう国民に訴えた。また違法薬物

取引をはじめとする凶悪犯罪に対する死刑を復活させるように議会に求め、AFPの防衛能力を増強し、テロリズム、犯罪その他の脅威に対する抑止力とするため、より多くの資源をAFPに提供することを宣言した。ドゥテルテ大統領は、環境問題への懸念も表明し、環境保護を優先課題とすると述べた。とりわけ、採鉱業者らが環境を破壊し、虚偽の所得税申告書を提出し、適正な税金の支払いを逃れているとして批判した。地理的な移動を容易にし、地点間の接続性を向上させるインフラ改善のため、2017年度においては対GDP比5%であった政府のインフラ支出を2022年度までに7%に引き上げることで、全国レベルでの公平な発展及び成長を促進することを目標としていると述べた。また、包括的税制改革プログラムの支持を上院に呼びかけ、2017年12月19日、関連法案がドゥテルテ大統領の署名により共和国法第10963号として成立した。

包括的税制改革プログラム

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領が税制改革法（Tax Reform for Acceleration and Inclusion）（以下「TRAIN」という。）案に署名し、共和国法第10963号が成立した。TRAINは、共和国では20数年ぶりの包括的税制改革プログラムである。

TRAINの主な内容は、(i)個人所得税率の引下げ、(ii)遺産税及び贈与税の簡素化、(iii)付加価値税の税基盤の拡大、(iv)石油製品物品税率の引上げ、(v)自動車税率の引上げ、並びに(vi)砂糖入り飲料税率の引上げの導入である。特筆すべき点としては、TRAINの下では、年間課税所得が250,000ペソ以下の者には個人所得税が課されない。年間課税所得が250,000ペソ超である者についても、より低い税率区分に該当するように調整されている。最高税率35%は、年間所得が8.0百万ペソ超である者に対してのみ適用される。

TRAINの実施は、官報において必要な公表が完了した後、2018年1月に開始した。政府は、この法により5年間で786十億ペソを超える税収を得ることを見込んでいる。この税収は、大統領が優先課題としている社会・インフラ計画の原資となる予定である。

フィリピン開発計画

2011年5月28日、国家経済開発庁（以下「NEDA」という。）は、2011年度から2016年度にかけての政府のフィリピン開発計画を発表した。この計画は、良好なガバナンス・腐敗防止、人材開発・貧困削減、経済発展、セキュリティ・正義・平和、及び気候変動への適応・変動の緩和という5つの主要成果分野に重点を置いた、社会のあらゆる層を包摂した持続可能な成長を図るための目標及び戦略を掲げている。同計画は、これらの成果を挙げるため、インフラ投資、政府の透明性及び問題に対応するガバナンス、社会サービス及び社会保障の向上、雇用創出のための競争力強化、並びに資金調達手段の改善を重要課題としている。

政府は、同計画の政策目標の多くの実現に向けて前進している。インフラ投資の増額については、アキノ前大統領政権の前半期（2010年6月30日から2013年6月30日まで）に、NEDAの投資調整委員会が、官民パートナーシップを通じて開発される予定の総額222.8十億ペソの13件のインフラ・プロジェクト、及び資金の一部が政府からの譲許的融資により提供される、いわゆる「ハイブリッド」官民パートナーシップを通じて開発される予定の総額66.3十億ペソの2件のインフラ・プロジェクトを承認した。さらに、アキノ前大統領政権は、政策環境が潜在的民間投資家により資するものとなるように、建設・運営・所有権移転法の諸施行規則のいくつかの修正に同意した。議会は、透明性を高めるべく、GOCCに対して財政規律を要求するGOCC法を可決した。

また政府は、初等教育の就学率及び修了率の向上に取り組み、ユニバーサル・ヘルスケア・プログラムの加入率を引き上げ、低所得者向け公的住宅の供給を増やし、フィリピンにおける貧困の撲滅を目指すプログラムを主導することで社会サービスを改善した。

政府は、農業部門におけるフィリピンの競争力の強化のため、灌漑設備、農事相談事業、サービスセンター及び農産物マーケティング・プログラムの提供を通じて農業支援を行い、主要必需作物の十分な収量確保のため主食充足プログラムを実施した。これには、2010年度には15.8百万トンであったコメの生産量を2016年度までに22.7百万トンに増加させるプログラムが含まれていた。政府は、産業・サービス部門においては、高性能商号登録システム、事業許可・免許システム、フィリピン事業登録ファシリティ及び高性能自動貨物移送システムを構築した。

最後に、アキノ前大統領政権は、成長中の零細企業及び小企業に対する融資の拡大を目指す様々な取り組みを含め、フィリピンにおける資金調達手段を改善するいくつかの施策を実行した。2014年度中、NEDAは、アキノ前大統領政権の残り期間に係る修正された目標を反映したフィリピン開発計画の中期改定を公表した。この改定は、2011年度から2014年度にかけて実施されたフィリピン開発計画の成果に基づき、同計画の政策及び戦略にいくつかの修正を加えるものであった。調整後の政策及び戦略は、貧困世帯数、貧困率及び地域住民の脆弱性を考慮の上、脆弱な州及びそのニーズを重点的な対象とした。これらの政策目標に照らして成果を測定するため、貧困及び雇用に関する目標の範囲を拡大し、貧困に関する目標のほか、雇用創出データだけでなく失業及び不完全雇用のデータも含

めることとなった。改定後のフィリピン開発計画は、2016年度まで年平均経済成長率を7%から8%とすること、また2016年度までに失業率を6.5%から6.7%の間に、不完全雇用率を17%に、所得貧困率を18%から20%の間にそれぞれ引き下げることを具体的な目標とした。

2016年10月11日、ドゥテルテ大統領は、フィリピンの開発計画の指針として25年間の長期ビジョン「*AmBisyon Natin 2040*」を承認及び採択する2016年行政命令第5号に署名した。2017 - 2022年度フィリピン開発計画（2017年2月20日、その最終版がNEDAにより承認された。）は、この長期的な国家ビジョンを基に立案された初めての中期計画である。この計画は、*AmBisyon Natin 2040*に記されたビジョンの実現を目指し、社会のあらゆる層を包摂した成長、信頼性の高い社会及び国際競争力のある経済のためのより強固な基盤を築くことを目標とする。2017 - 2022年度フィリピン開発計画は、農業従事者及び貧困発生率の高い地域の住民の貧困に的を絞り、2015年度には21.6%であった貧困率を2022年度までに14.0%に引き下げることを目標としている。

2017 - 2022年度フィリピン開発計画は、現政権の下での国家開発の道筋となるものである。この計画は、0-10項目の社会経済アジェンダから生じたもので、フィリピン国民が切望する「快適で安全な安定した暮らし」を実現することができるように、社会のあらゆる層を包摂した成長、強靱な信頼性の高い社会、及び国際競争力のある知識経済のより強固な基盤を築くことを狙いとしている。

フィリピン開発計画は、政府が2022年度までに達成しようとしている目標 — 高中所得国となり、7~8%のGDP成長率を達成し、貧困発生率を14%に引き下げること等 — を設定している。これらの目標達成の指針となるように、同計画には介入のあり方や戦略も組み込まれている。

大統領は、同計画の実行の一助となるように、2017年5月16日に行政命令第24号に署名し、フィリピン開発計画に沿ったロードマップの作成を全閣僚クラスターに対して指示した。

また大統領は、2017年6月1日に行政命令第27号に署名し、すべての政府機関及び部局（地方自治体を含む。）に対して、その予算プログラム及び部局あるいは法人としてのプログラムを、フィリピン開発計画において特定された戦略及び活動と連携させるように指示した。

政策と各プログラムの整合性を確保し、またフィリピン開発計画の実施にあたり省庁間調整が効率的に行われるようにするため、社会経済計画庁長官は2018年3月20日に通達第1号に署名し、改定された閣僚クラスター制度をフィリピン開発計画の調整メカニズムに組み込んだ。通達第1号は、フィリピン開発計画の各章に明記された同計画の成果の達成については、それを管轄する特定のNEDA理事会委員会、閣僚クラスター及びその他の省庁をまたぐ委員会に第一義的な責任を負わせるものである。

NEDAは、フィリピン開発計画に明記された結果及び成果に関する政府の達成度を評価するため、2017年度社会経済報告書を作成した。同報告書には、2017年度中に行われた主な基礎作業、近い将来に発生することが予想される問題並びに2018年度及び2019年度において優先的に実行されるべき推奨戦略が記載されている。

格付の上方修正

2014年12月、ムーディーズは共和国の信用格付をBaa2に引き上げた。同社は、この格上げ決定の主要因として、財政管理の改善、好調な経済成長の引き続き明るい見通し、及び新興市場共通のリスクに対する脆弱性が限定的であることに助けられた債務の継続的な圧縮を挙げた。ムーディーズはまた、共和国の外国通貨建発行登録格付も(P)Baa2に引き上げた。2017年6月、ムーディーズは、民間部門に大きく牽引されたフィリピンの力強い成長の見通しに言及し、同国政府の信用格付をBaa2で据え置いた。しかしながら、ムーディーズは、マラウイにおける武力衝突及びその後ミンダナオに敷かれた戒厳令等の近時の政治的展開に触れ、格付レポートの日付現在、それらが直ちに懸念材料とはなるとは思われないものの、フィリピンの体制を弱体化させ、経済実績を悪化させる潜在的要因であるとした。

2017年12月、フィッチは共和国の信用格付をBBBに引き上げ、健全な政策に裏打ちされた好調かつ着実なマクロ経済実績をその要因として挙げた。フィッチは、フィリピンにおける違法薬物取引取締運動に関連する暴力事件の報道が投資家の信頼を損なったという証拠はないと述べた。

2018年3月、スタンダード・&・プアーズは、共和国のソブリン格付のアウトルックを「安定的」から「ポジティブ」に変更し、同国の格付をBBBで維持した。

反政府組織との国内紛争

40年以上にわたって、共和国における各種の反政府組織が定期的に政府軍と戦闘を繰り返している。これらの反政府組織の多くの目的は、ミンダナオの伝統的なイスラム地域を共和国から分離することを実現することとされている。しかしながら、その他フィリピン共産党（以下「CPP」という。）等の組織は、表面上、領土的野心よりもむしろイデオロギー上の目的に重点を置いている。

当初のイスラム分離主義組織であったモロ民族解放戦線（以下「MNLF」という。）は、少なくとも1970年代初頭から存在し、2度の分裂により、1976年にはMILF（本書の日付現在、フィリピンにおいて最大のイスラム分離主義組織）、1991年にはアブ・サヤフが結成された。この分裂にもかかわらず、当初のMNLFは、現在まで存続している。

2010年7月、アキノ前大統領の政権において、MILFとの和平交渉を継続するために、政府和平交渉委員団が組織・任命された。2011年1月1日、「*Oplan Bayanihan*」（「団結の精神」を意味する。）と呼ばれるAFPの新安全保障計画が施行された。*Bayanihan*が、2002年に開始されていた「*Oplan Bantay Laya*」（「自由防衛作戦」を意味する。）に代わった。新たなキャンペーンは、各種の反政府組織との和平交渉及びAFPからフィリピン国家警察への国内安全保障機能の移行を追求する一方で、貧困その他の反乱の原因を排除することを目標とした非戦闘作戦に重点を置いている。当該計画は、2016年まで効力を維持した。

2017年1月6日、AFPは、「*Oplan Bayanihan*」に代わる新たな開発支援・安全保障計画である「*Oplan Kapayapaan*」（「平和」を意味する。）を発表した。新計画の下で、AFPの優先事項は、テロ組織アブ・サヤフその他の現地及び外国のテロ組織の壊滅となる。また、AFPは、ドゥテルテ大統領により策定された和平プロセス（大統領による麻薬戦争を含む。）への支援に尽力する予定である。

モロ・イスラム解放戦線

2012年4月、政府とMILFは、将来の本質的な交渉議題の指針となり、政府と権限を分担する新たな自治的な政治組織の設立に向けて取り組むための一連の方針に合意した。2012年7月19日、政府は、MILFとの29回目の予備的な和平交渉を終結した。3日間にわたる交渉において、ARMMに代わる新たな自治的な政治組織の実現について双方が協議した。双方は、2012年8月にさらなる協議を行うことに合意した。2012年8月7日から同月11日まで開催された予備的な交渉において、政府及びMILFの双方がそれぞれの権限分担及び富の分有に関する技術作業部会を組織した。技術作業部会は、権限分担、収益創造及び富の創造に関する特定の争点について、合意に達した。枠組み合意の協議における進展について、双方が認識し、さらなる協議開催に合意した。

2012年10月7日、政府とMILFは、32回目の予備的な和平交渉を終結し、和平枠組み合意案（以下「枠組み合意」という。）を発表した。枠組み合意は、ARMMに代えて、新たな自治的な政治組織であるバンサモロを設立するための枠組みを定めている。バンサモロは、ミンダナオの伝統的なイスラム地域の歴史的名称である。枠組み合意は、新組織であるバンサモロの権限及び構造を定義しており、政府とバンサモロの関係を形成する原則、プロセス及びメカニズムを定めている。枠組み合意は、新組織が、一定の制限を受けつつ、その管轄内において、徴税、外国及び国内の貸付人からの借入れ並びに天然資源開発による収益の共有を行う権限を有することを定めている。枠組み合意は、防衛及び安全保障、外交政策、金融政策及び貨幣鑄造、国籍及び帰化に関する権限については、その権限を政府に留保している。政府とMILFは、2012年10月15日に枠組み合意に調印した。

2012年12月17日、アキノ前大統領は、バンサモロ基本法の起草を職務とする移行委員会の設立を定めた行政命令に署名した。2013年2月27日、政府とMILFとの35回目の予備的な和平交渉の過程で、バンサモロを設立するための計画の概要を記載した文書である「移行時の取決め及び様式に関する付属文書」に調印した。また、2013年に調印したのは、「収益創造及び富の分有に関する付属文書」（2013年7月13日調印。）並びに「権限分担に関する付属文書」（2013年12月8日調印。）であった。

2013年全体において、MILFとの和平交渉によって、マレーシア主導の国際監視団の派遣は2014年3月まで、特別共同行動グループ（州及び非政府組織から構成される。）の派遣は2014年2月まで、任期延長となった。政府とMILFは、2013年10月31日に、マレーシアのクアラルンプールにおいて、41回目の予備的な和平交渉を行い、バンサモロの創設に関連して、権限分担の取決めの残りの争点について大幅な進展があった。

政府とMILFは、2014年1月25日に、枠組み合意の4つの付属文書のうちの最後の「正常化に関する付属文書」、並びにバンサモロ協力水域・地域に関する付属文書に調印した。正常化に関する付属文書は、自治的な政治組織バンサモロに関する安全保障の取決めを定めたものであり、特に、バンサモロにおける警察、MILFのバンサモロ・イスラム軍の解体及びバンサモロにおけるAFPの再配備に関する合意が含まれる。

2014年3月27日、バンサモロ包括的合意（以下「包括的合意」という。）が、政府とMILFにより調印された。包括的合意は、12個の文書から構成され、以前に合意された枠組み合意、当該合意の4つの付属文書、バンサモロ協力水域・地域に関する付属文書及び政府とMILFとの間の従前の約束が含まれる。包括的合意は、国際監視団により推進され、特別共同行動グループにより支援された17年間にわたる和平プロセスの結果である。政府は、和平プロセスの完了によって、バンサモロにおける現地インフラ開発と政府能力とのギャップに対して資金を提供することにより重点を置くことができることから、バンサモロ及び共和国にとって重大な恩恵がもたらされることを期待している。

包括的合意の完了後、移行委員会は、2014年4月に、同委員会が起草したバンサモロ基本法案を、正式に大統領府に提出し、検討及び修正を受けて、2014年9月10日に移行委員会から議会へ提出された。政府及びMILFの和平委員会は、マレーシアでの特別会議において、2014年11月24日に、バンサモロ移行局への移行のための調整チームと呼ばれる組織を設立することに合意した。同委員会により署名された付託事項によれば、調整チームは、バンサモロ移行局の設置に至る移行に備えて、必要な措置が講じられることを確保するために、両当事者と関係機関の間の調整のための主要なメカニズムとして役割を果たす。両当事者により署名されたロードマップによれば、バンサモロ基本法が批准されてバンサモロ移行局が設立された場合、ARMMは廃止される。バンサモロ移行局は、バンサモロ基本法の批准とバンサモロ議会の選出メンバーの就任の間の期間において、バンサモロの暫定政府としての役割を果たす。その付託事項によれば、調整チームは、バンサモロ移行局への移行に関する必要な情報（バンサモロ移行局に引き継がれる人員、プログラム、財産、資産及び債権の目録を含むが、これらに限定されない。）の作成及び共有を促進する。

政府及び世界銀行の支援を受けたMILFのイニシアティブであるバンサモロ開発計画は、バンサモロの復興及び開発のための短期、中期及び長期的な展望及び戦略を定義している。バンサモロ開発計画は、3つの段階、すなわち、移行期の開発計画（ARMMから移行委員会への円滑な移行を推進するための、2016年半ばまでの政府の既存及び計画された即効性のある介入のための指示を定義している。）、中期的な開発計画（2016年半ばから2022年までの包括的成長を促進する戦略的介入及び投資に重点を置いている。）並びに長期的な開発計画（将来における持続可能な経済成長の達成に重点を置いている。）から構成されている。バンサモロ開発計画は、経済・生計、インフラ、社会福祉、環境・天然資源、文化・アイデンティティ、政治・司法及び安全保障・正常化の7つの重点分野をめぐって構成されている。

また、包括的合意に基づき、共和国とMILFは、「正常化」（包括的合意において、紛争の影響を受けた地域社会が「自らが望む生活の質（持続可能な生活の追求及び平和で思慮分別のある社会における政治参加を含む。）を達成することができる条件に復帰する」ことができるプロセスとして定義されている。）に関する取組みに重点を置くことにも合意している。正常化プロセスには、紛争の影響を受けた地域の復興、再建及び開発、特にMILFの武装勢力の解体されたメンバー、国内の難民及び貧困に苦しむ地域社会の要求に応じるためのプログラムの策定が含まれる。かかる重点事項を支援するために、政府は、特に、バンサモロのための適切な警察力の配備の推奨、当該地域における歴史的な不満及び人権侵害に対処するためのメカニズムの推奨、MILFの武装勢力の解体プロセスの監視、並びに安全保障の調整を行うための数多くの諮問機関を設置している。同様に、AFPは、様々な正常化諮問機関への人員の配置、及び様々な共同和平・安全保障チームにおけるAFP人員の雇用を通じて、正常化プロセスを支援している。

2015年1月25日、PNPのSAFは、ミンダナオ島マギンダナオ州のピムバルカンとママサパノとのバランガイ境沿いにおいて、テロ組織ジェマ・イスラミアのリーダーで「マルワン」の別名を持つズルキフリ・ビン・イール及び現地の爆弾犯であるアブドゥルバシット・ウスマンの2名のテロリストに対し、法執行作戦を実施した。当該作戦において、SAFは、ママサパノにおいてMILFの武装勢力と遭遇した。SAFとMILFとの間において、事前に調整はなかった。この遭遇が武力衝突となり、SAFのメンバーに死者44名、負傷者12名を出した。MILFは、当該武力衝突においてMILFのメンバー18名が死亡、14名が負傷したと報告した。双方の組織が「共同停戦危機対応チーム（Joint Ceasefire Crisis Team）」を設置することにより停戦を実現すべく努力したにもかかわらず、停戦の通信が各組織に発信された後も、終日にわたって銃声が響いた。事件後、司法省は、合同国家捜査局・国家訴追特別捜査チームを通じて、当該事件の捜査を実施し、当該チームは、殺人を伴う直接的な襲撃について、MILFの少なくとも90名のメンバーを起訴することを提言した。当該事件後、議会におけるバンサモロ基本法に関する委員会レベルの審議が一時的に停止された。

包括的合意の調印から1周年にあたる2015年3月27日に、バンサモロ基本法案を検討するために、多様な指導者のグループで構成される和平委員会が設置された。2015年4月27日、和平委員会は、その最終報告書を発表し、その後、議会における同法に関する公聴会に参加した。

バンサモロ基本法に関する審議再開後、下院の特別委員会は、バンサモロ基本法を定めるために、2015年5月20日に法案を提案し、2015年6月1日に正式な質疑が開始された。上院では、2015年8月10日に地方政府委員会がバンサモロ基本法案に関する報告書を提出し、2015年8月24日に正式な質疑が開始された。

政府とMILFは、2016年5月29日及び同月30日に、マレーシアのクアラルンプールにおいて、2日間の特別会談を開催した。政府とMILFは、バンサモロ和平プロセスにおける政府とMILFとの間のパートナーシップの継続性に関する宣言に調印した。継続性に関する宣言において、両当事者は、2014年の包括的合意に基づきなされた各自の約束を、相互に、またバンサモロ住民に対して再確認した。両当事者は、第16回議会がバンサモロ基本法を可決できなかったものの、包括的合意は、武装交戦の永久的停止及びバンサモロにおける重要な自治の確立に向けた明確かつ

合理的なロードマップで依然としてあり続けることに合意した。両当事者は、包括的合意の実施に関して具体的な目標期日を設定し、過去数年間の交渉を通じて達成されてきた事項を踏まえることを約束した。さらに、両当事者は、パンサモ口基本法の可決を引き続き追求することを約束した。また、両当事者は、2012年の枠組み合意及び2014年の正常化に関する付属文書において構想されていたマルチドナー信託基金である、パンサモ口正常化信託基金の設立のための付託事項に調印した。

2016年7月18日、ドゥテルテ大統領は、新たな6項目の和平・開発議題を承認したが、当該議題は、特に、すべての調印された和平合意及び関連法令の施行に関する政府の約束を再確認するものであった。

2016年8月13日、政府とMILFは、再びクアラルンプールで会談し、包括的合意のための委員会の導入をそれぞれ開始することとなった。政府の代表には、特に、ドゥテルテ政権の和平プロセス担当大統領顧問であるヘスス・G・ドゥレーザがいた。両当事者は、和平及び開発のロードマップの重要事項について合意した。両当事者は、包括的合意の包括的実施を確保するためには、移行委員会を増員して、11名がMILFにより指名され、10名が政府により指名されるべきであると提言した。最後に、包括的合意の効率的かつ効果的な実施を確保するために、両当事者は、定期的にフィリピン国内で会談を行うことに合意した。2016年11月8日、ドゥテルテ大統領は、枠組み合意に基づき設置された移行委員会の人数を15名から21名に増員し、そのうち11名をMILFの被指名者から選出し、10名を政府の被指名者から選出する（MNLFのために留保された3議席を含む。）こととする提言を実施する行政命令に署名した。

2017年5月29日、ドゥテルテ大統領は、マラウィ市の紛争地域から逃避する高齢者、女性、子供その他の者のための安全な経路として、共和国とMILFが共同で実施する「平和回廊」の設置を承認した。マラウィにおける紛争のさらなる詳細については、下記「アブ・サヤフ」を参照のこと。平和回廊は、2017年6月4日に利用開始となった。

2017年7月17日、パンサモ口基本法の最終案が移行委員会からドゥテルテ大統領に正式に提出された。大統領は同法への支持を確認した。2017年8月14日、パンサモ口基本法案が再び議会で提出された。2017年9月20日、ドゥテルテ大統領は、第3回立法行政開発諮問評議会において、パンサモ口基本法案を緊急認定することに合意し、議会に対し、パンサモ口基本法案の可決を早めるよう要請した。パンサモ口基本法案の可決の目標期日は、2018年度第1四半期である。

2018年5月30日、下院及び上院は、議会在2018年6月1日に休会して2018年7月23日に会期を再開する前に、パンサモ口基本法案の第3読会を行うことを承認した。下院は、下院の代替法案である下院法案第6475号の第3読会を行い、賛成227票、反対11票、棄権2票により承認された。上院は、上院の代替法案である上院法案第1717号の最終読会を行い、賛成21票、反対0票により承認された。両院は、ドゥテルテ大統領が下院法案第6475号及び上院法案第1717号の即時成立を承認した翌日、現行のARMMを新たなパンサモ口政治組織に置き換えることを目指した各院の措置を認証した。

モロ民族解放戦線

1996年、政府は、ARMMの創設のための枠組みを素描した、MNLFとの最終和平合意に調印した。2010年4月20日、政府及びMNLF間の1996年最終和平合意の実施に引き続き取り組むための了解覚書が、リビアのトリポリにおいて調印された。同了解覚書に基づき、すべての関係当事者は、1996年の和平合意の実施並びに紛争の影響を受けた地域における安全保障、統治及び経済活動（社会福祉の提供を含む。）を監視するためのプロセスに着手することに合意した。

2010年6月2日及び同月3日、政府及びMNLF間の予備的会談が、和平交渉のための継続性に関する宣言の調印をもって終結した。共同宣言には、包括的協定に達することを目標とした、和平プロセスに関する政府及びMNLFの委員会による継続的な関与に関する重要事項が含まれた。2011年2月22日及び同月23日、ARMMの完全な設立を妨げている残りの問題を解決するための方法を模索するために、サウジアラビアにおいて会談が開催された。2012年6月、インドネシアのソロ市における会談において、MNLFは、政府によるARMMの統治改革に参加することに合意した。

2012年8月、ヌル・ミスアリMNLF議長は、一方的に独立パンサモ口共和国を宣言し、自身を大統領に任命したことにより、緊張が高まった。ソロ市での会談から2012年初頭まで、ARMMにおいてMNLFが関与した散発的な暴力行為があったが、その大半は部族抗争に限定されていた。このような展開にもかかわらず、政府は引き続き、同地域における開発プログラムを実施した。

2013年8月、カガヤン・デ・オロ及びコタバト市の各都市並びにミンダナオ島のマギンダナオ州及び北コタバト州のその他の地域において、一連の爆破事件が発生した。MNLFの一派閥が当該爆破事件の一部について犯行声明を出したが、当局は、未だ犯罪実行者の身元を確認しておらず、爆破事件の間の関係（もしあれば）について断定もしていない。

2013年9月9日、ミスアリ議長及びカービル・マリク司令官は、ミンダナオ島サンボアンガ市に対する攻撃において、MNLFの一派閥を率いた。当該事件において、数百人の一般市民がMNLFの武装勢力に人質に取られた。政府軍は、当該攻撃を終結させたが、195名の人質が救出され、394名が退去、少なくとも245名が殺害（一般市民13名、政府軍24名及びMNLF工作員208名を含む。）され、426名が負傷（一般市民72名、政府軍192名及びMNLF工作員162名を含む。）、銃器類236個が回収され、ミスアリ議長忠誠派24名が降伏、その他のMNLF工作員269名が捕獲又は逮捕された。政府は、2013年9月28日に危機終結を宣言し、現地警察及び軍当局者からの提言を受けて、サンボアンガ市危機管理委員会は、2013年12月2日に外出禁止令の解除を承認した。

2014年1月27日、MILFとの連携作戦において、AFP及びPNPは、正常化に関する付属文書の調印から2日後、バンサモロ・イスラム自由戦士として知られているMNLFの派閥に対して作戦を開始した。当該作戦において、バンサモロ・イスラム自由戦士のメンバー37名が殺害された。

2014年2月3日、アブドゥル・カイル・アロントが、ミスアリ議長の失踪後、MNLF議長に選出された。ミスアリ議長は、サンボアンガ市の包囲及び一時的占拠の結果として、同議長の逮捕状の発行を受けて潜伏していると考えられている。アロントの議長選出後、MNLFは、和平プロセス及びバンサモロの独立の確立という約束を再確認した。

2014年10月13日の会談において、MNLFとMILFは、バンサモロ調整フォーラム（以下「BCF」という。）を正式に発足した。当該会談にはエジプト大使マムード・モスタファ（イスラム協力機構（以下「OIC」という。）のフィリピン南部和平委員会の議長）、OIC少数民族・地域社会局のハッサン・アブデイン、大統領府和平担当顧問室次官ホセ・ロレナ、国家安全保障会議次長ゼノニダ・プロサス及び外務省次官補ジュリウス・トレスが出席した。2014年10月の会談の当事者により調印された付託事項においては、バンサモロ住民の直面している問題及び懸念について協議する場、持続的な和平の達成に向けたMILF及びMNLFの努力を統合するための当該努力の調整、並びにバンサモロ社会のその他の部門（ウラマー等）との協議が要求されている。BCFは、20名のメンバーから構成され、MILF及びMNLFのそれぞれから10名ずつの代表が平等に選出され、3ヶ月ごとに会議を行う。BCFの第1回会議は、2014年10月13日及び同月14日にマニラで開催され、第2回会議は、2014年11月12日から同月14日まで開催された。2015年4月、MNLF及びMILFの指導者は、各組織が政府との間で別途調印した和平合意について協議するために、BCFを通じて、OIC事務総長との会談を別途開催した。

2015年9月、政府とMNLFは会談を行い、バンサモロによるARMMの置き換え、バンサモロ基本法による1996年最終和平合意、それ以前の1976年和平合意その他政府及びMNLF間のすべての従前の和平協定の置き換えについて協議した。当該置き換えにもかかわらず、アキノ政権は、1996年最終和平合意に基づき、政府、MNLF及びOIC間の三者間レビュー・プロセスを完了する旨の公約を繰り返した。2016年1月25日、大臣レベルの三者間会談がサウジアラビアのジッダにあるOIC本部において開催され、2016年1月26日、政府、MNLF及びOICは、三者間レビュー・プロセスの終結を示した共同声明に正式に調印した。共同声明に基づき、当事者らは、バンサモロ開発支援基金の設立、戦略鉱物の共同運営に関する合意の実施、移行委員会へのMNLFの参加、並びに上記の実施を監視するための三者間実施監視委員会の設置を約束した。

また、包括的合意に基づくMILFとの正常化プロセス同様、かつ当該プロセスと同時に、政府は、特に、銃器類の供給を削減し、弾力的かつ経済的に発展した共同体を建設するために、戦略的なMNLF共同体において、バンサモロ内外を問わず、共同体安全保障運営を確立し、社会的保護サービス（健康保険及び奨学金を含む。）を提供し、道路、橋梁、倉庫、給水設備、保健所、地域治安センター及び灌漑システムを新設することにより、MNLFとの正常化も追求している。

2016年10月27日、パシッグ地方裁判所は、2013年にサンボアンガ市の包囲及び占拠に関与したとされるMNLF元議長ヌル・ミスアリについて、法廷審問及び逮捕状の執行を停止した。2016年11月4日、ミスアリは、MNLFの和平プロセスへの参加の一環として、ドゥテルテ大統領と会談し、ドゥテルテ大統領の反麻薬政策への支援を表明した。

2016年11月10日、ドゥレーザ・和平プロセス担当大統領顧問は、MNLFの問題はMILFとの和平プロセスとは別に処理されることを発表した。具体的には、ミスアリの信奉者は、1996年最終和平合意に基づく残りの約束の完了に取り組むように政府と協働するために、自ら5名で構成される委員会を設置する予定である。ミスアリ委員会からの意見は議会に提出され、移行委員会により提案された授權法との間で調整がなされる。

2017年6月、ドゥテルテ大統領は、MNLFメンバー2,000名をマラウィ市におけるイスラム国と関連のあるテロリストとの戦闘に参加させる旨のMNLFの申し出を受諾した。さらなる詳細については、下記「アブ・サヤフ」を参照のこと。

2017年7月18日、MNLF議長は、ドゥテルテ大統領と会談し、ARMMを強化させるための自らの改正法案をもはや提出するつもりはなく、その代わりに連邦主義を推進することを宣言した。パルカシオ和平実施委員会議長は、これが1996年最終和平合意を放棄したことを意味するものではなく、当該和平合意を他の和平合意、特にジッダ合意との関係で調整しようとするものであることを明らかにした。

2017年11月12日、MNLFメンバーが反政府組織のメンバーを銃撃・殺害後、MILF及びMNLFの戦闘員がマタラム村において衝突した。戦闘員4名が負傷した。衝突は、両組織のリーダーが介入し、停戦を宣言して終結した。

2018年1月9日、MILF及びMNLFは、中部ミンダナオ地方のイスラム国に触発された武装集団に抵抗することを目的とした同盟に調印したことを発表した。

2018年1月9日現在、親イスラム国組織であるバンサモロ・イスラム自由戦士とフィリピン治安部隊との間の休日における戦闘により、20名以上の死者（戦闘員、治安部隊及びテデュレイ部族の指導者1名を含む。）が出た。テデュレイ原住民約5,000名が戦闘のため村内に閉じ込められている。

アブ・サヤフ

2002年、米国及び欧州連合は、アブ・サヤフを「外国テロ組織」のリストに加えた。さらに、米国は、過去に、アブ・サヤフとの戦闘においてAFPを支援するために軍隊及び軍事顧問を派遣している。2002年7月、米国と共和国は、フィリピン及び米国の両国の兵士による年次訓練演習を定めた継続的軍事協力協定を締結した。2005年7月、米軍及びフィリピン軍は、アブ・サヤフのリーダーを捕獲するためのミンダナオ島での合同作戦を開始した。2007年12月6日、アブ・サヤフのメンバー14名が、2001年の誘拐事件における米国人宣教師夫妻及びその他18名の誘拐並びに米国人宣教師1名の殺害に関して、地方裁判所の有罪判決を受けた。

近年、アブ・サヤフは、そのイデオロギー的本質を放棄し、金銭上の利益を求めて身代金誘拐、強奪その他の活動に従事する純粋な犯罪集団となったようである。2009年9月29日、アブ・サヤフが過去に活動していた地域であるミンダナオ・ホロ島のフィリピン南部スルー州における爆破事件により、米国人兵士2名及びフィリピン人兵士1名が殺害された。2011年1月12日、ミンダナオ島バシラン州において、アブ・サヤフ戦闘員の容疑者による待ち伏せを受けて、旅商人4名及びガイド1名が殺害された。アキノ前大統領の政権は、アブ・サヤフを含むテロ組織との交渉に応じないとの政府方針を繰り返し、継続的なAFP作戦により引き続き当該組織の弱体化を進めている。2011年全体を通して、AFP及びPNP合同の治安維持の取組みによって、アブ・サヤフのメンバー106名が制圧された（戦闘中の死者54名、戦闘中の逮捕者4名、検問所での逮捕者その他逮捕状を送達された者48名を含む。）。政府は、アブ・サヤフが伝統的に安全逃避所としてきた地域における当該組織の支援ネットワークを根絶することを目的とした社会的イニシアティブによって、政府の軍事作戦を補完した。これらの民軍合同の取組みには、軍隊リテラシー・パトロール・システム、社会福祉を通じた地域社会支援及び地域社会強化、並びに開発のための地域社会の組織化に関する軍隊の関与の各イニシアティブ等のプログラムが含まれている。

これらの成功にもかかわらず、AFPとアブ・サヤフとの間で散発的な戦闘が続いている。2011年度から2015年度第3四半期までの間に、AFPは、アブ・サヤフに対して合計約200,000の戦闘作戦を実行した結果、アブ・サヤフの戦闘員481名が制圧され、銃器類103個が押収された。しかしながら、政府の記録によれば、アブ・サヤフのメンバー及び武器の数は、2010年度から2015年度第3四半期までの間に、新兵補充、誘拐及び強奪活動により、わずかに増加している。

2012年1月18日、政府軍がバシラン州においてアブ・サヤフの戦闘員と衝突し、兵士1名が殺害された。2012年7月12日、バシラン州タマフボンにおいてアブ・サヤフの武装戦闘員の待ち伏せを受けて、ゴム樹液採取者6名が殺害され、その他27名が負傷した。さらに、2012年の残りの期間におけるアブ・サヤフに対するAFPの作戦により、さらに55名のアブ・サヤフ戦闘員が制圧された。2013年度上半期、AFPは、さらに18名のアブ・サヤフ戦闘員を制圧した（2013年5月26日における、2012年及び2013年に誘拐された捕虜6名を救出するためのAFPによる救出作戦において、複数のフィリピン海兵隊及びアブ・サヤフ戦闘員の殺害を含む。）。

2013年9月初旬、AFPは、バシラン州ラミタン村において、アブ・サヤフ及びバンサモロ・イスラム自由戦士として知られるMNLFの分派の戦闘員と交戦した。この戦闘は、同時期に起こったミスアリ議長の信奉者によるサンボアンガ市における攻撃とは無関係であったが、約150名の戦闘員が関与し、反政府勢力3名が死亡した。

2014年6月11日、アブ・サヤフのリーダーであるカイル・ムンドスが、殺人を含む複数の罪で南マニラにおいて逮捕された。また、米国政府は、テロ資金調達活動に関連して、ムンドスの行方を追っていた。2014年6月19日、アブ・サヤフのメンバーとの戦闘において、AFP兵士7名が死亡、その他24名が負傷した。2014年7月28日、アブ・サヤフは、正常化に関する付属文書の調印に反対して、イード（断食明けの祭典）に向かう途中の約50名の集団に発砲し、少なくとも21名が死亡、13名が負傷した。2014年11月1日、バシラン州の道路建設計画を警備していたAFPのメンバー少なくとも6名が、アブ・サヤフの武装メンバー20名に遭遇後、殺害された。

2015年2月、AFPの報告によれば、スルー州の1週間にわたる作戦において、アブ・サヤフのメンバー24名が政府軍により殺害された。政府軍兵士2名が死亡、26名が負傷した。2015年8月19日、AFPがアブ・サヤフにより誘拐された人々を救出する作戦を実行中に、政府軍兵士とアブ・サヤフとの間で銃撃戦が勃発した。兵士7名が負傷、アブ・サヤフのメンバー19名が死亡した。

2015年10月初旬、アブ・サヤフは、ミンダナオ島ダバオ市の高級マリーナから、フィリピン人1名、カナダ人2名及びノルウェー人1名を含む4名を誘拐し、同年10月12日、人質4名を写した動画をオンラインで発信し、当該組織に影響を与えている政府の軍事作戦の終了を要求した。

2016年3月、アブ・サヤフは、フィリピン海域で拿捕したタグボートからインドネシア人船員10名を誘拐し、運搬中の石炭はしけを拿捕した。アブ・サヤフの代表者は、当該船舶を所有するインドネシア企業に対し、捕えられた船員10名を解放するための身代金を要求した。2016年4月1日の同様の事件においても、マレーシア人船員4名が捕えられた。2016年5月1日、インドネシア人船員10名が解放され、2016年6月8日、マレーシア人船員が解放された。

2016年4月9日、ミンダナオ島バシラン州ティポティボ近郊においてアブ・サヤフのメンバーを討伐していたAFP兵士の一団がアブ・サヤフに襲撃された。この銃撃戦は約10時間続き、兵士18名が死亡した。政府がミンダナオ島スルー州におけるAFP軍を強化する中で、2016年8月、アブ・サヤフとのさらなる一連の衝突において、さらに15名のAFP兵士が死亡した。

2016年10月21日、タウィタウィ州ボンガオ沖において、アブ・サヤフの戦闘員10名が韓国行きの船舶であるMV Dongbang Gianを襲撃し、韓国人船長1名及びフィリピン人船員1名を誘拐した。MNLFの支援により、人質2名は2017年1月14日に解放された。

2016年11月6日、サバ州タンジュン・ルーク・ビスク沖において、ドイツ人女性観光客が銃殺され、同伴していた男性がアブ・サヤフの戦闘員によりヨットから誘拐された。

2016年11月11日、バシラン州近海において、船員19名が乗船するベトナムの船舶がアブ・サヤフにより襲撃され、船員6名が誘拐され、1名が負傷した。残された船員13名は解放された。

2016年11月20日、ラハダトゥ沖において、インドネシア人の漁師2名がアブ・サヤフの武装勢力5名により誘拐された。

2016年12月10日、マレーシア治安部隊がサバ州における銃撃戦においてアブ・サヤフの重要な司令官を殺害した。また、アブ・サヤフのメンバー2名が逮捕された。同日、スルー州パティクルにおいて、アブ・サヤフ戦闘員と衝突後、兵士3名が死亡、その他17名が負傷した。また、少なくともアブ・サヤフ戦闘員10名が死亡した。

2017年2月7日、スルー州オマー近海のキャプアル島におけるフィリピン海兵隊との武装衝突において、アブ・サヤフ戦闘員5名が死亡した。2017年2月9日、タウィタウィ州ボンガオにおけるPNP及びAFPによる合同作戦の結果、アブ・サヤフの下位集団のリーダー1名その他戦闘員1名を殺害した。

2017年3月2日、スルー州インダナンにおける政府軍との遭遇後、アブ・サヤフ戦闘員5名が殺害された。イスラム勢力に対する攻撃は、同月後半まで続いた。2017年3月27日、バシラン州ムハンマド・アドジュル（Muhammad Adjul）における軍事作戦において、アブ・サヤフ戦闘員により誘拐された1名が救出された。同日、アブ・サヤフの反政府勢力により捕えられていたマレーシア人3名が救出された。2017年4月11日、ボホール島において、フィリピン軍兵士がアブ・サヤフ戦闘員と衝突し、反政府勢力5名が死亡した。さらに、2017年4月23日にボホール島で発生した2回目の衝突において、さらに4名のメンバーが死亡した。ボホール島の残りの2名のアブ・サヤフのメンバーのうち1名は、2017年5月15日の作戦において死亡した。

2017年11月、政府治安部隊は、アブ・サヤフにより捕えられている人質を救出するための複数の作戦を主導した。2017年11月10日、ベトナム人の人質3名がタウィタウィ州において政府軍により救出された。2017年11月20日、同年10月にアブ・サヤフのメンバーの容疑者らにより誘拐されたとされるフィリピン人漁師5名が、タウィタウィ州において政府軍により救出された。当該テロ集団は、依然としてフィリピン人10名及び外国人7名を捕虜にしている。2017年11月22日、政府治安部隊は、アブ・サヤフのメンバーの容疑者8名を逮捕した。そのうち1名は、軍隊が積極的に搜索していた悪名高い殺人容疑者であることが判明した。

2017年11月26日、スルー州における各地方自治体の参加を統合することにより、残り的人質をアブ・サヤフから取り戻すことを目的とした作戦を強化した。

マラウィの戦い

2017年5月23日、アブ・サヤフのフィリピン人リーダーであり、東南アジアにおけるイラクとシリアのイスラム国（以下「ISIS」という。）の指定司令官であるイスニロン・ハピロンを捕えるためのマラウィ市における軍事的進攻によって、同市をめぐる約6ヶ月間にわたる攻囲があった。イスニロン・ハピロンが捕えられると、ISISへの忠誠を誓う現地のイスラム戦闘組織であるマウテ・グループのメンバーからの援軍がマラウィ市に流れ込んだ。マラウィ市において、100名以上の殺害、建物の放火、人質及び政府軍との路上での戦闘等、大規模な暴力行為が発生した。同市の大規模な避難が命じられ、同市全体が閉鎖された。同日、ドゥテルテ大統領は、ミンダナオ島における戒厳令を発令する宣言第216号に署名した。国防省は、ドゥテルテ大統領による戒厳令の発令が絶対的なもの

であると述べ、同地域における安全保障上の問題を解決することが必要であると強調した。1987年憲法に基づき、戒厳令は当初、2017年7月22日まで60日間続いた。マラウィ市における危機以降、共和国は、救出の取組みの一環として、MILFとともに「平和回廊」を設置している（上記「モロ・イスラム解放戦線」を参照のこと。）。共和国は、危機に対応するために、様々なイニシアティブ（問題の特定及び転居した家族への支援提供のためのフォーカス・グループ、協議プラットフォーム及びプログラムの組織化を含む。）に着手している。

2017年7月22日、上院及び下院は、宣言第216号の2017年12月31日までの延長を承認するために、両院合同会議を招集し、当該延長が公共の安全を維持し、マラウィ市の復興、再建及び復旧に関する作業を継続するために必要であるものと主張した。

2017年10月17日、ドゥテルテ大統領は、マラウィ市が「テロリストの影響から解放された」ことを宣言した。大統領の宣言は、前日のテロ主導者イスニロン・ハピロン及びオマル・マウテ死亡の報告を受けてなされたものである。しかしながら、大統領は、戒厳令解除の時期については言及しなかった。2017年10月23日、大統領報道官は、マラウィ危機の終了、並びにマラウィ市の復興、再建及び復旧の膨大かつ困難な任務への注力を発表した。

2017年11月17日、AFP報道官は、2017年10月のISIS系組織からのマラウィ市解放後、脅威組織に対して続いている作戦を考慮すると、軍がミンダナオ島の戒厳令の延長を検討する可能性があることを宣言した。2017年11月26日、モロ・コンセンサス・グループは、同地域における戒厳令の解除が、影響を受けた住民の帰還を促進するものであるとして、当該解除の必要性を主張した。

2017年12月、議会は、武装組織との戦闘のために、ミンダナオ島の戒厳令をもう1年延長するというドゥテルテ大統領の要求を承認した。2017年5月から同年12月までに、マラウィ市において1,200名以上が死亡し、ドゥテルテ大統領が2016年に就任して以来、共和国に対する最大の安全保障上の脅威が発生していた。

2018年1月10日現在、数ヶ月間に及び攻囲による政府側の死者数は、168名と計算されている。2018年5月30日、マラウィ市における復旧の取組みの責任者は、当該戦闘による損失及び物資不足が58.3十億ペソを超えたことを述べた。政府は、同市の再建を計画当中である。

共産党員及び関連組織

フィリピンは、40年間以上にわたり共産主義叛乱を経験している。2002年、米国及び欧州連合は、CPP及びCPPの軍事関連組織である新人民軍（以下「NPA」という。）を、その「外国テロ組織」のリストに加えた。その結果、米国及び欧州各国の政府は、これらの組織に関連する金融口座を凍結し、米国及び欧州連合域内におけるCPP及びNPAメンバーの移動を制限している。政府と、CPP及びNPAと密接な協力関係にある政治組織である民族民主戦線（以下「NDF」という。）は、2004年2月から同年8月までの間に、ノルウェーのオスロにおいて3回の和平交渉を開催した。しかしながら、NPAとAFPとの間で散発的な戦闘が続いている。

共産党系組織との公式の和平交渉は2004年8月以降停止されているが、和平プロセスは、両当事者が非公式に発言をすることを認めるように設計された、事前に合意された議事のない「非公式合意」を通じて進行している。2008年5月13日から同月15日及び2008年11月28日から同月30日までに行われた非公式会談の結果、政府、NDF及びNPAは、公式会談の再開に向けて努力することに合意した。政府は、NPAのメンバーがノルウェーで2009年8月に予定されている会談に向けて準備することを認めるために、2009年7月17日に安全及び免責の保証に関する共同合意の停止を解除した。しかしながら、これらの会談は、会談再開のための追加のNDFの条件をめぐり、当事者間で意見の相違があったためキャンセルされた。

2010年12月14日、ビサヤ諸島北サマル州におけるNPAメンバーの容疑者による襲撃において、AFPの兵士10名が殺害された。また、AFPは、NPAメンバーが、2010年12月16日から2011年1月3日まで政府とNPAとの間で効力を有するものとされていた停戦合意に違反して、2010年12月23日にAFP軍に対し発砲したと述べた。NPA報道官は、AFPの主張に反論し、AFP軍が停戦に違反して自ら攻撃を仕掛けたものと非難した。

NPAが関与したこれら及びその他の散発的事件が発生したにもかかわらず、アキノ前大統領の政権は、2011年2月15日から同月21日まで、ノルウェーのオスロにおいて、NPA及びCPPとの公式の和平交渉を再開した。双方は、6年以上にわたる敵対行為の後交渉を再開し、会談において進展があり、また2012年までに公式の和平合意を達成するという目標をもって協議及び交渉を継続することに合意したことを発表した。NDFの諜報員18名全員が政府の拘留から解放されない場合には、NDFはさらなる交渉を行わないことを一方的に告げたため、交渉は2011年6月に再び暗礁に乗り上げた。その一方で、2011年10月下旬においてAFP兵士3名が死亡したNPAにより設置されたとされる地雷の爆発、AFP兵士5名が死亡した2011年12月16日の銃撃戦等、断続的な衝突が続いている。

2011年12月19日、CPPは、2011年12月31日から2012年1月2日までの停戦を宣言し、当該期間中、CPPは、AFP兵士に対するさらなる攻撃を差し控えることを誓った。政府はそれより前に、2011年12月16日から2012年1月2日までの停戦を宣言していた。2012年12月、両当事者は、2012年12月20日から2013年1月15日までの停戦実施に合意した。

2013年4月24日、イフガオ州において、NPAのゲリラが軍の護衛隊を襲撃し、少なくとも兵士11名及び一般市民1名を殺害した。

2014年3月22日、AFPは、NPA議長であるベニート・ティアムソンを共産党高官の妻とともに逮捕した。ティアムソン及びその妻は、複数の殺人を含む、人道に対する罪で逮捕された。逮捕後、NDFは、政府との和平交渉再開及びアキノ前大統領との会談を申し出た。2014年10月26日、オランダ・ユトレヒトにおいて、政府及びNDFの双方の和平委員団が会談し、和平交渉再開の可能性について協議した。会談中、CPP設立者であり、NDF最高政治顧問であるホセ・マリア・シソンは、2014年12月開催予定の正式交渉の議題の基礎となる可能性がある、「和平交渉に関する公式交渉再開に関する共同合意」の草稿に関する覚書を送付した。本書の日付現在まで、両当事者による協議は、和平交渉再開の可能性に関する詳細の確定に向けて継続中である。

2015年10月19日、NPAの報道官は、ミンダナオ島南アグサン州のロレト市長とその息子がNPAにより拉致され、各種の人道に対する罪、戦争犯罪その他の犯罪について起訴され、処刑されたことを発表した。また、NPAは、当該拉致において、各種の武器及び25,000ペソを強奪した。

政府は、政府の関係機関と協力する大統領府和平担当顧問室を通じて、反政府組織により提起される問題に取り組むための代替的な方法を追求している。具体的には、紛争の影響を受けた地域社会において、紛争の根本原因に対処するための和平及び開発プロジェクトの実施、紛争に関連した人権侵害への対処、原住民に関する公式なアジェンダの実施、国内避難民の状況への対処、反政府勢力が社会に復帰するための再統合プログラムの強化、ARMMにおける望ましい統治のための行政的枠組みの構築などが挙げられる。政府は、紛争の影響を受けた地域社会の多くの状況を改善するため、農場から市場に向かう道路、校舎、電気・水道施設を建設している。また、政府は、2013年4月に「AFP平和のための銃プログラム」を立ち上げた。これは、旧武装勢力が、地方自治体からの即時現金援助のために武器を売買することを認め、また、技術教育技能開発庁の技能・生活プログラム等の特定の政府プログラムに参加する機会を与えるものである。また、AFPは、影響を受けた州又は地方自治体から、NDF、NPA又はCPPによる住民の安全と福利に対する脅威を一掃するために、AFP、PNP及び地方組織が協力して、NDF、NPA及びCPPの影響を受けた地域の正常化に焦点を当てている。

2016年6月15日、ノルウェーのオスロにおいて、当時就任前のドゥテルテ次期大統領の政権とCPP、NPA及びNDFとの和平交渉再開に関する予備協議が行われた。その直後の2016年7月25日、ドゥテルテ大統領は、第1回施政方針演説において、和平交渉再開に向けた環境整備のため、CPP、NPA及びNDFとの間で一方的な停戦を発表した。また、大統領は、NPAやNDFに対し同様の対応を促し、7月30日、NDFはこれに対応する停戦を発表した。ドゥテルテ大統領の6項目の平和と開発に関するアジェンダには、CPP、NPA及びNDFとの和平交渉の前倒しが含まれている。

2016年8月22日、政府は、社会・経済・政治改革に根ざした政治的解決の案出を目指し、NDFとの和平に向けた正式な交渉を再開した。ドゥテルテ大統領の閣僚2名が率いる5名の政府委員団は、オスロでNDFの最高指導者と会談したが、その中には拘束されていたが交渉のために保釈されたNDFの顧問も含まれていた。

交渉の結果、政府とNDFとの間で事前に調印された合意が再確認され、当該合意に沿って正式な交渉及び協議を行うことが決議された。また、当事者は、和平プロセスを加速し、社会経済改革、政治・憲法改革、敵対行為の終結を含む残りの重要議題の完了のためのスケジュールを設定することで合意した。最終的には、AFP、CPP、NPA及びNDFの全当事者が無期限の停戦を約束することで合意した。

2016年10月6日から同月10日まで、オスロにおいて、特に社会経済改革に関する包括的合意（以下、「CASER」という。）の交渉に焦点を当てた第2回正式交渉会合が開催された。両当事者は、CASERの目的として、(i)食料自給を達成するための農村の平等及び開発、(ii)主権的、自立的かつ工業化された国民経済、(iii)被災した住民及び持続可能な開発のための正当な補償を伴う環境の保護及び再生、(iv)労働者の社会的、経済的及び文化的権利の維持並びに差別の撤廃、(v)すべての人に対する持続可能な生活所得、(vi)手頃で、利用し易く、質の高い社会サービス及び公共施設、(vii)農村開発及び国家工業化を支援する主権的な外国経済政策及び貿易関係、(viii)国家開発を支援するための金融及び財政政策について、合意した。

和平交渉の一環として、大統領府和平担当顧問室は、ドゥテルテ大統領に対し、400名以上の政治犯を対象とする恩赦宣言案を提出した。それ以降、共和国はNDFの顧問22名を含む政治犯を釈放した。政府は、共和国とNDFとの間の更なる和平交渉の過程で、より多くの政治犯の釈放を予定している。

2017年1月19日から同月25日まで、ローマ市において、政府とNDFの交渉委員団が第3回公式協議を開催した。NDFは、一定の保障措置が実施されることを条件として、ドゥテルテ大統領による、連邦政府の形式をとる提案を承認した。政府とNDFは、ハーグ共同宣言に規定された4項目の重要議題に従い、両当事者が署名した最初の主要な合意である、人権及び国際人道法の尊重に関する包括的合意を厳格に遵守することに合意した。また、NDFの停戦委員会は、政府とNDFの間における敵対行為の暫定的な双方向的停止に関する合意の政府停戦委員会による草稿の受領を

正式に認めた。NDFは、この提案を真剣に検討し、コメントを提出し、自らの暫定的な二者間停戦合意案の最新版を提出することができると述べた。

ブキドノンにおいて、NPAの一方的停戦の終了日にNPAが兵士3名を殺害したことを受け、ドゥテルテ大統領は、2017年2月6日、CPP、NPA及びNDFをもはや共産主義組織ではなく、テロ組織とみなし、和平交渉を中断すると述べた。

2017年3月3日、ドゥテルテ大統領は、和平を目指し、CPP、NPA及びNDFとの和平交渉を再開する用意があると宣言したが、いかなる双方の停戦も武装勢力により尊重されるべきであり、これに応じて必要な指針とメカニズムを両当事者が決定すべきであると主張した。大統領は、和平交渉のための計画には、人質の解放、革命税の停止及び優遇措置の停止という3つの要請が含まれると述べた。

2017年4月2日から同月6日まで、オスロで第4回正式交渉が開催され、人権及び国際人道法に関する包括的合意の実施、CASER草案及び政治・憲法改革に関する包括的合意案の統一、並びに双方の停戦の見通しに焦点が当てられた。また、政府とNDFは、和平交渉に対する信用と信頼を高めるような暫定的な共同停戦合意を策定することで合意した。

2017年5月27日から同年6月1日まで、オランダのノールトウェイクにおいて、CASER草案の作成を主たる目的として、第5回和平交渉が開催される予定であった。しかしながら、交渉開始前に政府の交渉委員団は、大統領によるミンダナオ島での戒厳令発令を理由として、政府に対する攻撃を加速・強化するとのCPPの最新の公式発表を踏まえ、参加しないことを表明した。

現地の和平交渉が複数行われており、特にダバオ市では、NPAの現地勢力と交渉するためのダバオ市和平委員会が設置され、また東ビサヤ地方では、フィリピン陸軍第8歩兵師団が展開されている。しかしながら、2017年11月2日、CPPは、NPAはCPPの中央指導部の下に団結しており、意図した革命勢力の分裂は失敗するとして、現地の和平交渉を拒否した。

NPAは、2017年11月に北ミンダナオ地方における27件の襲撃事件に対する犯行声明を発表し、約13名が死亡、その他12名が負傷した。2017年11月23日、ドゥテルテ大統領は、NDF、CPP及びNPAとのすべての和平交渉の終了を宣言した布告第360号を發布した。

政府は、従来、休暇シーズン中はNPAに対する軍事作戦の停止を宣言している。2017年12月20日、ドゥテルテ大統領は、NDF、CPP及びNPAとの和平交渉をすべて打ち切ることを宣言したが、同大統領は、2017年12月24日から2018年1月2日までの間、軍事行動の停止を行うと発表した。NPAも休暇シーズン前後の停戦を宣言した。

国際関係

フィリピンは、各国の政策目標と経済発展の水準を尊重する原則とルール多国間の枠組みを通じて、世界貿易の拡大を重視している。共和国は、世界貿易機関、IMF、世界銀行、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）等、様々な国際機関に参加することで、貿易及び投資の自由化を促進し、共和国の経済に影響を及ぼす地球規模の課題について議論することができる。

以下の表は、主要な国際金融機関に対する共和国の資本参加及び当該機関からの融資額を示している。

国際金融機関への加盟

組織名	加盟日	出資額	出資持分	払込資本	融資残高
(単位：％を除き、百万単位)					
国際通貨基金 ⁽¹⁾	1945年12月27日	SDR2,042.9	0.43%	-	-
国際復興開発銀行 ⁽²⁾	1945年12月27日	\$990.3	0.43%	\$115.1	\$4,849.22 ⁽³⁾
アジア開発銀行 ⁽⁴⁾	1966年12月22日	\$3,600.0	2.383%	\$180.11	\$5,568.5

出典：IMF、世界銀行、ADB及び財務局（以下「BTr」という。）

注：

(1) 2018年5月30日現在。

(2) 別段の記載がない限り、2018年3月16日現在。

(3) 2018年3月31日現在。

(4) 2018年3月31日現在。

また、フィリピンは、以下の地域機関への加盟を通じ、経済権益の増進にも努めている。

- ・ 東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）
- ・ ASEAN自由貿易地域
- ・ 東南アジア、ニュージーランド、オーストラリア中央銀行
- ・ 東南アジア中央銀行
- ・ アジア太平洋経済協力
- ・ 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議

IMFとの関係

IMFは、過去において、定期的なIMFプログラム監視アレンジメントとそれに続くプログラム後の監視アレンジメントにおいて、共和国との関係を維持してきた。定期的なプログラム監視アレンジメントの下で、IMFは安定化プログラムと構造調整プログラムを通じて、共和国の財政政策に影響を及ぼすことが可能であった。これに対して、プログラム後の監視アレンジメントでは、特定の定量目標の達成ではなく、経済発展や政策の定期的な見直しに基づくプログラム評価が行われ、資金調達の要素は含まれていない。

2012年2月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書では、共和国の目先の経済環境全体が概ね良好であることが明らかになった。これは、堅調な回復と景況感の向上に寄与した賢明な政策の結果でもある。

2012年7月、IMF職員が共和国を訪問した。代表団は、政府職員及び民間セクターの代表者と一連の会合を行い、最近の経済発展に焦点を当てた。この訪問の終了時に、IMF幹部は、共和国のマクロ経済状況は引き続き概ね健全であると指摘した。

2013年3月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。協議に関するIMFの報告書において、IMFは共和国の政策を称賛し、世界的な不確実性、不安定な資本流入、及び資産価格が過大となる可能性に伴うリスクにもかかわらず、好調なマクロ経済的成果を上げ、近い将来に好ましい経済見通しのための準備を整えたと指摘した。

2013年9月、IMF職員が共和国を訪問した。この訪問では、政府関係者との会合を重ね、2013年の同国の経済情勢及び2014年の見通しに焦点を当てた。IMFは、好調な経常収支、純債権国であること、公的債務の着実な削減、政府証券市場への参加の少なさ等、共和国のマクロ経済の強いファンダメンタルズを認識した。また、IMFは、パンコ・セントラルが銀行セクターを監督する積極的なアプローチ、特に国内銀行の不動産エクスポージャーに重点を置くようになったことも指摘した。IMFは、成長のリスクとして、生産部門に流動性を振り向けることの失敗や、信用力の利用可能性を拡大する機会を活用して不動産に対する需要を増大させることなどが挙げられ、これが経済に強い景気増幅的な効果を与える可能性があるとして指摘した。

2014年7月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書では、フィリピン経済は2013年も引き続き堅調に推移したとの見解を示した。IMFは、共和国の強いマクロ経済のファンダメンタルズ、金融セクターのバッファー及び柔軟な政策対応が、不安定な資本フローの影響を緩和し、国内の金融・財政状況は今や極めて緩和的であると指摘した。IMFは、共和国のマクロ経済の見通しが引き続き良好であり、台風「ヨランダ」からの復興、インフラ支出及び送金により刺激される民間消費がGDPの持続的成長を支えると予想した。IMFの見通しに対するリスクとしては、海外での金融政策の引締め、中国やその他の新興市場の減速、不動産セクターへの資金の不均衡な流入などがあり、ボラティリティを高める可能性がある。IMFは共和国に対し、投資とフォーマ

ル・セクター雇用のボトルネックをさらに減らし、生産構造を多様化し、国内の雇用機会を改善するよう求めた。また、IMFは、インフレの可能性や一般化された金融安定性リスクに対処し、安定した収入源の動員に焦点を当てるため、引き続き積極的に金融引き締めを行うことを奨励した。

2015年3月、IMF職員が共和国を訪問した。代表団は、政府職員及び民間セクターの代表者と一連の会合を行い、最近の経済発展に焦点を当てた。この訪問の終了時に、IMF幹部は、2014年も実質GDPは引き続き活発に成長し、失業率が低下したと指摘した。IMFは、フィリピンの今後の見通しに対するリスクとして、先進国における非同時的な金融政策、先進国や主要新興国市場からの外需の減少等が挙げられると指摘した。最後に、IMFは共和国に対し、GDPの2%という財政赤字目標に向けて前進することを奨励した。

2015年8月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書では、IMFは共和国の賢明なマクロ経済運営を称賛した。IMFは、インフラ投資と社会支出を増加させ、GDPの2%という中期財政赤字目標に戻るとする政府の計画を歓迎した。IMFは、過熱を防ぐための継続的な警戒を奨励しつつ、インフレ率が低く、信用成長が緩和され、バランスがとれたものとなり、経済活動が緩和されるという観点から、共和国の現行の金融政策が適切であるとの見解を示した。IMFは、過度のボラティリティを平準化するため、為替レートの柔軟性を持続することを強調した。最後に、IMFは、金融システムは依然として健全であるが、将来、システムミック・リスクが発生した場合には、より厳格な規制が必要となる可能性があるとして指摘した。IMFは、共和国に対し、インフラ支出を引き続き引き上げ、官民パートナーシップを促進し、ビジネス環境を改善し、貧困層のための人的資本及び社会福祉を強化することを奨励した。

2016年2月、IMF職員が共和国を訪問した。代表団は、バンコ・セントラル総裁、政府高官、民間セクター代表及び金融界の代表者と一連の会合を行った。IMFは、フィリピン経済は、2015年を通じて民間投資や公共建設が大幅に増加したことを特に指摘し、2015年の外部環境の悪化と世界的な金融混乱に直面する中で、著しく好調であったと指摘した。IMFは、2016年も堅調な内需が続く、純輸出の減少を相殺すると見込んでいる。また、IMFは、2015年のペソの対米ドル相場は、他の地域通貨と比べて下落幅が小さかったと指摘した。フィリピンについて、IMFは好調な経済見通しを維持したが、中国と当該地域の成長率の低下、世界的な金融不安、資本流出、天候関連の混乱などのリスクを挙げた。IMFは、共和国に対し、成長を支援するための構造改革を引き続き実施することを奨励した。

2016年9月、IMF理事会は共和国との第4条協議を終了した。この協議に関するIMFの報告書において、IMFは、共和国において、堅調な成長とインフレ率の低下を伴った強固なマクロ経済運営が続いていることを称賛した。IMFは、フィリピン経済が引き続き堅調に推移していると指摘した。消費、投資ともに急速に伸びたが、純輸出は外需の低迷により抑制された。また、IMFは、雇用創出は堅調であり、コモディティ価格の下落によりインフレは緩やかなままであり、バンコ・セントラルの目標水準を下回っていると指摘した。共和国の対外・財政状況は依然として堅調である。フィリピン経済の見通しは、国外からの逆風にもかかわらず、引き続き良好に推移した。共和国のマクロ経済の好調が、それに応じた貧困削減、不平等及び失業の改善に結びついていないこと、及びドゥテルテ新政権は、経済をより高く公平な成長軌道に乗せることに焦点を当てるべきであることが指摘された。IMFは、インフラ及び人的資本への投資を増加させ、社会支出の目標設定を改善し、競争力及び対外直接投資を強化し、金融システムをより深く包括的なものとするための努力を奨励した。

2017年8月、IMF職員は2017年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。2017年10月、IMF理事会はフィリピンとの第4条協議を終了し、会合を開催することなく職員による評価を検討し、承認した。評価では、急速な経済成長と低インフレを背景に、同国経済の堅調なパフォーマンスが続いていると結論付けた。経済は堅調な内需に支えられ、高成長が続く一方、インフレは目標圏の中心付近にとどまると予想される。評価では、信用の伸びが加速しており、これまでほとんどの指標で信用拡張の兆候は見られなかったものの、一部の指標では、信用格差が2017年から2018年にかけて早期警戒水準に近づく可能性が示唆されていることが指摘された。見通しに対するリスクは、主に外部から発生する。同職員の評価によれば、対外セクターは、ファンダメンタルズや望ましい政策によって保証されるよりも、依然としてやや力強い。外貨準備は依然として大きい。同職員は、同国の自然災害へのエクスポージャーと資本フローの不安定性によって、このことは概ね正当化されると考えている。この評価は、生産的インフラを徐々に拡大し、対象を絞った社会支出を目指す一方、概ね中立的な財政政策を維持するという当局の計画を支持した。同職員の評価は、追加的な財政余地を創出することを目的とした最初の税制改革案を歓迎し、当局に対し、追加的な歳入措置の検討を奨励した。

同職員の評価によると、金融安定性に対する主要なシステムミック・リスクは、高い信用成長と集中である。評価によれば、金融安定性に対するシステムミック・リスクに対処するために、マクロ・プルーデンス政策が用いられるべきである。評価では、BSP憲章の改定が勧告された。その内容は、(i)金融安定化の権限の導入、(ii)監督範囲の拡大、(iii)監督当局の法的保護の確立、(iv)BSPの資本増強、(v)BSPによる自己証券の発行の許可である。同職員

は、貧困削減と人口配当の最大化を目指す継続的な改革を支援した。最後に、評価では、カジノを含む2001年マネーロンダリング防止法（AMLA）の改正を歓迎した。

世界銀行による包括的援助

2010年10月22日、ワシントンD.C.で開催された世界銀行とIMFの年次会議の終結を受け、フィリピンの世界銀行カントリー・ディレクターであるパート・ホフマンは、アキノ政権の貧困緩和イニシアティブに言及しつつ、世界銀行が2011年に計画されている包括的援助を650百万ドルから、約1.3十億ドルから1.5十億ドルの間に倍増することを発表した。政府の条件付き現金給付プログラムを支援するため、世界銀行は、14歳以下の子ども及び／又は妊婦がいる貧困世帯を対象とする医療助成金、並びに6歳から14歳までの子どもがいる貧困世帯を対象とする教育助成金のためのフィリピン家庭架け橋プログラムを承認した。包括的援助の拡大は、2009年から2013年にかけて約36万世帯を対象とすることを旨とした当該プログラムの展開の第1段階を支援した。

世界銀行は、2013年の共和国に対する包括的支援をさらに20億ドルまで増額し、6件の進行中のプロジェクトを対象とした。世界銀行が支援するこれらのプロジェクトには、読解力と数学の技能、貧しい地方自治体や都市部の地域社会、土地管理・運営システム、農村所得の増加と農業・漁業生産性の強化、開発政策融資、台風「ヨランダ」の余波を受けた台風後の復興のための補完融資等がある。

2014年、世界銀行は、学習・公平性・説明責任プログラムの開発を支援するプロジェクト、対象となる地方自治体へのサービスを改善し、台風後の復興を支援する国家コミュニティ推進開発プロジェクト等、総額1.2十億ドルを超えるフィリピンにおける3つの進行中のプロジェクトにコミットした。また、世界銀行は、コミットメント総額が20億ドルを超える7件の将来のパイプライン・プロジェクトにもコミットした。これらのプロジェクトには、公衆衛生強化プロジェクト、収穫プロジェクト、社会福祉開発・改革プロジェクト、災害リスク管理開発プロジェクト、洪水管理プロジェクト、農業開発のための包括的パートナーシップが含まれる。

2014年11月13日、貧困と闘うための団結・社会サービスの包括的かつ統合的な提供・国家コミュニティ主導型開発プログラムに関する世界銀行及びADBの第二次実施支援ミッションが開始された。このコミュニティ主導の開発ミッションは2つの部分から構成されている。第一に、都市貧困コミュニティに対する所得創出活動と機会の提供に焦点を当てた、脆弱な都市コミュニティのための生計機会として、日本社会開発基金からの3百万ドルの助成金、第二に、都市貧困コミュニティの貧困を引き起こす又は悪化させる問題に対処する世界銀行追加融資の一部の実施である。

2015年、世界銀行はフィリピンで4件の進行中のプロジェクト（総額924百万ドル超）にコミットした。その中にはセブ・バス高速輸送の開発プロジェクトやフィリピン農村開発プロジェクトが含まれる。また、世界銀行は、コミットメント総額が20億ドルを超える7件の将来のパイプライン・プロジェクトにもコミットした。プロジェクトには、公衆衛生システムの開発、福祉開発と改革、洪水管理、農業競争力のための開発が含まれる。

2016年、世界銀行は、フィリピンにおいて、2016年から2019年にかけての保健・教育分野における共和国の資金調達に貢献する、第2次社会福祉開発・改革プロジェクトと、災害リスクと自然災害の経済・財政的影響の管理における技術的・財政的能力の向上を支援する、第2次災害リスク管理開発政策融資を含む総額約950百万ドルの進行中のプロジェクト2件にコミットした。さらに、世界銀行は、6件の将来のパイプライン・プロジェクトにもコミットしており、コミットメント総額は700百万ドルを超えている。コミットメント額は、主にマニラの洪水管理プロジェクトと開発政策融資に関連している。

本書の日付現在、世界銀行は、フィリピンにおいて、総額約307百万ドルの3件の活動中のプロジェクトを実施した。これらのプロジェクトには、アジアインフラ投資銀行と共同で資金を提供し、メトロ・マニラの特定地域における洪水管理の改善を目指すメトロ・マニラ洪水管理プロジェクト、市場へのアクセスを改善し、対象とする農地改革コミュニティ・クラスターにおける小規模農家の競争力を強化することを目的とした農業競争力のための包括的パートナーシップ、並びに気候回復力のためのフィリピン・プログラム、リスク回復力・持続可能性プログラムに対する技術協力が含まれる。

ADBの包括的援助

2012年12月、ADBは共和国に対する2件の融資、天然資源及び環境管理プロジェクトに対する101百万ドルの融資、並びにエネルギー効率の良い電気自動車の導入に対する300百万ドルの融資を承認した。

2014年、ADBは、K-12教育改革のための融資、包括的な成長と貧困削減のための支援、フィリピン開発計画、台風「ヨランダ」の被害を受けた地域への緊急支援、国家コミュニティ主導の開発プロジェクト等、共和国に対する5件で総額1.8十億ドルのパイプライン融資を承認した。

2015年、ADBは、共和国に対する総額30億ドルを超える4件のパイプライン融資を承認した。その内訳は、(i)公共交通の近代化プログラムやインフラに対する公共セクター投資の支援強化プログラムを含む各種プログラムに対する2件で総額約1.1百万ドルのプログラム融資、並びに(ii)北イロコス州の風力発電所建設・運営プロジェクトを含む各種プロジェクトに対する2件で総額約2.8十億ドルのプロジェクト融資、及び初のペソ建てのグリーン・プロジェクト債の発行のための共和国に対するプロジェクト融資を実行するイニシアティブである。

2016年、ADBは、総額1.4十億ドルを超える7件の進行中のプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i)中等教育支援プログラムに1.3百万ドル、(ii)教育、保健、公共セクター管理セクターに焦点を当てた社会保障支援プロジェクトに対する約850百万ドルの追加融資、(iii)アンガット地区の送水改善プロジェクトに対する123百万ドルのプロジェクト融資、(iv)マニラ首都圏以外の給水システムの拡張・修復のための63百万ドル、(v)住宅、保険、中小企業金融・リースのための資金調達プロジェクトに対する600,000ドル、(vi)共和国における税務・財政政策開発に対する2百万ドル、並びに(vii)地方自治体資金調達プログラムに対する400百万ドルである。

2017年、ADBは1件の進行中のプロジェクトにコミットし、共和国に対する3件のパイプライン融資（総額700百万ドル超）を承認した。2017年5月、ADBは、フィリピンの若者が有利な雇用を獲得できるよう支援するサービスの政府による展開を支援するため、300百万ドルの支援提供を約束した。2017年10月、ADBは、主要アジア民間インフラ基金からの負債による資金調達210百万ドル超、及びインフラ整備・イノベーション・ファシリティに関する融資100百万ドルの2件のプロジェクトを承認した。これは、政府が質の高い公共インフラ・プロジェクトの提供を加速することを支援するものである。

2018年1月、ADBは、ミンダナオと国際貿易との関係を改善することを目的として、フィリピンとの間で380百万ドルの融資契約を締結した。また、フィリピンとADBは、資本市場改革を目的としたプログラムに対し、300百万ドルの融資契約を正式に締結した。

国際協力機構による包括的援助

2017年、日本の国際協力機構（以下「JICA」という。）は、マニラ首都圏の一部地域における洪水管理の改善を目指すマニラ首都圏洪水管理プロジェクトに対し、総額約208百万ドルの積極的なプログラム融資を約束した。JICAと共和国は、2018年に総額50億ドルを超える追加のパイプライン・プログラム融資を締結する予定である。

2018年3月16日、JICAと共和国は、マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）のために最大104.53十億円のODA融資を提供する貸付契約を締結した。

フィリピン・日本両国のインフラ及び経済開発に関する合同委員会

2017年1月12日から13日までの安倍総理大臣のフィリピン公式訪問において、安倍総理大臣は、インフラ事業を中心にフィリピンに対し1兆円（約90億米ドル）の融資を行うことを約束した。フィリピン・日本両国の政府関係者は、インフラ開発及び経済協力に関する合同委員会の設立を通じ、インフラ開発に関する協力のための可能なプロジェクトに緊密に協力することを約束した。

2018年2月12日、フィリピン・日本両国のインフラ開発及び経済協力に関する合同委員会は、セブで第4回ハイレベル会合を開催し、両国が主要なインフラ・プロジェクトのプロジェクト及び貸付処理を迅速化するためにとった措置を提示した。

チェンマイ・イニシアティブの多国間化

2010年3月24日、東南アジア地域の短期的な流動性困難に対処し、既存の国際的な資金調達を補完するための準備金プーリング協定である、チェンマイ・イニシアティブの多国間化（以下「CMIM」という。）が発効した。CMIMの下では、ASEAN加盟国、中華人民共和国（以下「中国」という。）、香港特别行政区（以下「香港」という。）、日本及び韓国（以下、ASEANと共に「ASEAN+3」という。）は、拠出額の一定割合を上限としてCMIMの準備金を引き出すことができ、小国ではより高い割合を引き出すことができる。CMIMは当初、1997年のアジア金融危機の影響を緩和し、将来の同様の危機を回避する上でASEAN+3を支援するために2000年に設立された二国間通貨スワップ協定であるチェンマイ・イニシアティブと並行して、概念化された。当初のCMIMの総額は120.0十億ドルで、中国、日本、韓国及び香港が約96.0十億ドル、その他のASEAN諸国が総額約24.0十億ドルを拠出した。

2012年5月3日、マニラにおいて第15回ASEAN+3会議が開催され、ASEAN+3各国の財務大臣は、CMIM協定の改定を承認した。その内容は、(1)CMIMの準備金の規模を120.0十億ドルから240.0十億ドルに倍増すること、(2)IMF拠出の非連結部分を増額すること、(3)満期期間を延長すること、(4)「CMIM予防ライン」と呼ばれる加盟国に対する危機予防融資を導入すること、及び(5)CMIMの閣僚級意思決定機関にASEAN+3各国の中央銀行総裁を含めることである。

共和国は、バンコ・セントラルを通じて、CMIMに9.1十億ドルを拠出した。CMIMの下では、共和国はCMIMに対する拠出額の最大2.5倍（22.8十億ドル）を借入することができる。改正CMIM協定は、2014年7月17日に発効した。

ASEAN

2017年、共和国はASEAN議長国を務め、6つの優先課題を追求した。すなわち、人民中心のASEAN、地域の平和と安定、海洋の安全保障と協力、包括的かつ革新的な成長、強靱なASEAN、そして地域主義とグローバルプレーヤーのモデルとしてのASEANである。2017年4月に第30回ASEAN首脳会議、11月には第31回ASEAN首脳会議がそれぞれマニラにおいて開催された。東南アジア諸国首脳をはじめとする世界各国首脳が出席し、ビジネス・投資機会、貿易問題、東南アジア諸国の方向性、その他移民労働者、テロ、北朝鮮の核ミサイル計画等の話し合いが行われた。

西フィリピン海をめぐる領海紛争

2011年度の最初の8ヶ月間において、共和国、その他の東南アジア諸国（ベトナム、マレーシア及びブルネイを含む。）及び中国間の西フィリピン海（別名「南シナ海」）における一定の諸島をめぐる長期にわたる領海紛争との関連で緊張が高まった。緊張の高まりは、一部の諸国がこれらの紛争において自国の領有権を主張してより積極的な措置を講じているという申し立てがきっかけであった。2011年7月に領有権主張国の代表者らが他のASEAN諸国とともにインドネシアのバリで会談を行い、競合する領有権をめぐる交渉の進め方について協議を行った。中国を含むこれらの諸国は同会談で、2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施するための行動規範の起草のための基本ガイドラインについて合意した。共和国は、紛争対象領海に対する同国の領有権は、「1982年国連海洋法条約」（以下「UNCLOS」という。）に基づく認知された国際法原則を裏付けとしてしていると主張している。

共和国は2011年11月に、中国、米国及びアジア数ヶ国の代表者らが出席した、インドネシアのバリで開催されたASEAN及び東アジア首脳会議において自国の立場を繰り返し表明した。また「平和、自由、友好と協力地帯」と名付けた係争水域のための新たな和平プランを提案した。同プランは当該地域における異なる諸国の領海をめぐる領有権を明確に定めて、一部の諸国が議論の余地がない領有権を有する地域については協力し合い、領海紛争が後に解決することを目指したものである。同プランの実施についてはいかなる合意も行われていない。

2012年4月8日にフィリピン海軍の偵察機はその定期的な海上哨戒中に、中国籍の漁船8隻がスカボロー礁の内側及び周辺部に停泊しているのを確認した。スカボロー礁は共和国が自国領土の不可欠な一部を成すとみなすザンパレス州マジンロック市に所在する。同地域はザンパレス州の西側124カイリに位置し、共和国の200カイリ排他的経済水域及びフィリピン大陸棚内に位置する。2012年4月10日にBRPグレゴリオ・デル・ピラルが調査チームを派遣したところ、漁船のコンパートメント内に不法に収集された珊瑚礁、ハマグリ及び鮫が大量に発見されたとの報告があった。中国の海洋監視船が到着したことにより膠着状態となった。

2013年1月22日に共和国は、西フィリピン海をめぐる紛争に平和的解決を実現する目的で、UNCLOS第287条及び付属書類VIIに従ってハーグ仲裁裁判所に対して「中国に対する通知及び要請書」を提出した。同手続には参加しないという中国の決定にもかかわらず、5ヶ国による仲裁廷が構成された（以下「本件裁判所」という。）。2013年8月27日に本件裁判所は、中国及び共和国の各自による書面による主張の提出のための日程を定めた、「手続及び仲裁廷命令規則第1号」を発表した。共和国は、同紛争の管轄権、許容性及び本案に関する事項に言及した書面による主張を2014年3月30日に提出した。2015年3月16日に共和国は、本件裁判所のフィリピン領有権に対する管轄権及び同国の本案に関する事項について本件裁判所が提起した質問に対する回答として補足書を提出した。2015年7月7日から13日まで共和国は自らの中国に対する領有権をめぐる本件裁判所の管轄権及び許容性についての口頭審理に参加し、2015年7月23日に同審理で本件裁判所が提起した質問に対する回答書を提出した。直近では2015年10月29日に本件裁判所は、本件裁判所が共和国の領有権を検討するための管轄権を有し、かつ当該領有権について仲裁が認められるとする判決を満場一致で下した。また本件裁判所は、同手続に参加しないという決定は本件裁判所の管轄権を剥奪するものではなく、かつ仲裁を一方的に開始するという中国の決定はUNCLOSの紛争解決手続の濫用とはならないとする判決を下した。さらに共和国は、仲裁手続の補足的アプローチとして2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施する目的で、行動規範の終結を引き続き追求している。

2013年5月10日に共和国は、2013年5月8日に又はその前後に別の紛争地域であるセカンド・トーマス礁において漁船30隻の船団を護衛して到着した船舶に関して、中国に対して正式な抗議を行った。セカンド・トーマス礁は資源豊富な島、小島、珊瑚礁の連なりで、中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、台湾及びベトナムの各国がその一部又は全部の領有権を主張している南沙諸島に近い。

2013年5月から同年8月にかけて中国は、一時的な境界線を設けることにより、西フィリピン海の北部地域（スカボロー礁を含む。）について3ヶ月の漁業禁止を一方的に課した。2013年度上半期において中国海上監視及び漁業

法執行機関の船舶は同地域への滞在を続けた。中国はさらに2013年7月に統一沿岸警備機関（Unified Coast Guard Agency）を設立後、2013年8月から南シナ海（西フィリピン海における区域を含む。）に中国海警局の船舶の配備を開始した。中国沿岸警備船は同地域内における中国の存在を維持する目的で中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶の業務を引き継いだ。

2013年11月より中国は西フィリピン海における自国の領有権を主張するために一定の一方的な措置を講じた。これらの措置には以下が含まれる。(i)年間漁業禁止の実施及び南沙諸島における漁業を許可する「南沙特別漁業許可（Nansha Special Fishing Permits）」の発行、(ii)中国以外の漁船が西フィリピン海内で漁業又は調査を行う前に中国政府当局から承認を取得するように要求する、新たな漁業規制の発行、(iii)西フィリピン海における軍事演習及び巡回の頻繁な実施、(iv)セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン人員に食糧の補給を行うフィリピン船舶の封鎖、(v)ベトナムの大陸棚沖における石油採掘装置の配備、並びに(vi)ジョンソン礁、クアテロン礁、マッケナン／ヒューズ礁、ガベン礁及びファイアリー・クロス礁における大規模な干拓活動。

2014年3月30日にフィリピンはこれらの措置について本件裁判所に請願書を提出し、本件裁判所は2014年12月15日を中国による答弁書提出の期限に設定した。2014年12月16日に中国外務省のスポークスマンは中国は同仲裁には参加しないと発表した。また2014年4月4日にフィリピン外務省はこれらの措置について中国に対して抗議を行った。共和国はさらに2014年5月にミャンマーで開催されたASEANサミットでこれらの問題を取り上げた。

2014年8月に共和国は、西フィリピン海における緊張を高め得る措置に猶予を求める一方で、西フィリピン海における行動規範の迅速な終結を求めて国際法に基づく仲裁を通じた紛争解決を促進する、「トリプル・アクション・プラン」を提案した。

2015年度を通じて共和国は中国籍船（貨物船、中国海警局の船舶及び石油掘削作業の意図を有する可能性のある船舶を含む。）がフィリピンの排他的経済水域内で探査及びその他の活動を行うのを監視した。2015年5月28日に中国海軍はフィリピン空軍の航空機に対して挑発行為を行った。

2015年10月9日に中国交通運輸部は西フィリピン海における干拓活動の一環として、紛争地域において灯台2基を完成したことを発表した。ファイアリー・クロス礁、ミスチーフ礁、スピ礁では中国が現在滑走路を建設中である。米国及び共和国は、中国の同地域における土地干拓プロジェクトはその他の領有権主張国を威嚇する目的で軍用機及び海軍船を基地に配備するのに利用されるおそれがあるとの懸念を表明している。2015年10月27日に米国は「航行の自由」作戦の巡回において、中国による西フィリピン海における干拓プロジェクトの一環として建設された人工島の1つの周辺において、中国が領有権を主張する領海線から12カイリ内で、誘導ミサイル駆逐艦を航行した。この行為は中国により批判されている。米国はかかる巡回中に、ベトナム及び共和国が領有権を主張する諸島付近でこれに類似する巡回を行った。2015年11月3日に米国太平洋軍事司令部指揮官は、米国は西フィリピン海においてこのような行動を継続すると述べた。

2016年7月12日に本件裁判所は、UNCLOSに基づき確立された紛争解決手続に従って決定を下した。本件裁判所は、比中間においてはUNCLOSは西フィリピン海における海洋に関わる権利の範囲を定め、当該権利は其中で課された制限を超えて拡大することはできないと決定した。これに基づき本件裁判所は、南シナ海の該当沿岸区域についての中国の歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に対する中国の主張はUNCLOSに反するものであり、UNCLOSが定める中国の海洋に関わる権利の地理上の及び実質的な制限を超える場合は合法の効力を持たないと決定した。本件裁判所は、UNCLOSは、自らが課す制限を超える歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に優先するという結論を下した。

本件裁判所は、満潮及び干潮時の自然条件に基づいて西フィリピン海における砂洲及び珊瑚礁を分類した。スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、マッケナン礁及び南沙諸島はすべて、満潮時に水面上に現れる地物を持っているが、こうした満潮時地物は人の居住や経済的生活の維持に適しておらず、このためUNCLOSが定める排他的経済水域又は大陸棚の資格を有しないと決定された。同様に、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はいずれも自らの海上区域を発生させない干潮時のみ水面上に現れる陸地であると決定された。この決定に従うと、前記については、中国は海上区域に対していかなる権利も有することはできない。最後に、本件裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はいずれもパラワン島上のフィリピン沿岸から200カイリ内に位置しており、中国が領有権を主張する海上の地物が生み出す権利とは重複しないと決定した。よってミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁はフィリピンの排他的経済水域及び大陸棚の一部を成す。

共和国における排他的経済水域への干渉について、本件裁判所は、中国は、海上監視船の運航により、フィリピンの大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第77条に違反しており、また、西フィリピン海における漁業に関する猶予を2012年に公布することにより、フィリピンの排他的経済水域内に位置する西フィリピン海の区域について例外なく中国籍船舶の運航を制限しないことにより、フィリピンの排他的経済水域の生物資源に対する国権に関するUNCLOS第56条に違反していると判断した。同様に、本件裁判所は、中国は、2013年5月にミスチーフ礁及びセカン

ド・トーマス礁での中国籍船舶による漁業を阻止することができず、また、中国の漁業船がスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及び南沙諸島のその他の地物において有害な捕獲活動に従事するのを阻止できなかったことにより、UNCLOS第58(3)条、第192条及び第194(5)条に定めるその義務に違反したと判断した。また同裁判所は、中国が、2012年5月以降にフィリピン人漁師がスカボロー礁で従来の漁業に従事するのを違法に阻止したと判断した。

クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スビ礁及びミスチーフ礁での中国による諸島建設についても、本件裁判所は、中国は海洋環境の保護及び保全を怠ったとして、UNCLOS第192条、第194(1)条、第194(5)条、第197条、第123条及び第206条に違反したと判断した。さらに本件裁判所は、フィリピンの承認なくミスチーフ礁に軍事施設及び人工島を建設する点について、中国は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第60条及び第80条に違反したと判断した。

最後に、西フィリピン海における中国及びフィリピンの船舶の衝突について本件裁判所は、中国は中国法施行船舶がスカボロー礁付近で行った行為により、フィリピン船舶及び人員に対して衝突及び危険の深刻なリスクを発生させたと判断した。本件裁判所は、中国は国際海上衝突予防規則に関する条約第2条、第6条、第7条、第8条、第15条及び第16条に違反しており、その結果UNCLOS第94条に違反していると判断した。

共和国は、同区域内における平和及び安定性を促進及び強化する目的のため、仲裁判断後直ちに、平和的解決及び紛争管理を追求しようという不変の確約を繰り返し表明した。2016年7月12日に発表した声明において、中国は同仲裁判断が無効でありかつ拘束力を有しないとみなしていると宣言した。中国は、共和国が主導した仲裁は、交渉を通じて西フィリピン海における関連の紛争を解決するという両国間の過去の合意に違反するものであり、かつ本件裁判所は当該紛争につきいずれの管轄権も有さないという自国の立場を繰り返し表明した。

2016年10月18日から同月21日までドゥテルテ大統領は中国を公式訪問した。訪問中には特に西フィリピン海の問題が協議された。同訪問後に出された共同声明で、両国は、UNCLOSを含む世界の中で認知されている国際法原則に従って西フィリピン海における緊急の事件並びに人道上及び環境上の懸念に取り組むために、両国の沿岸警備間で協力を強化することを約束した。両国は、議論の多い問題は比中の2国間関係の総体的結果ではないことを確認し、かつ威嚇又は威力に訴えることなく、直接関わる領有権主張国家による友好的な協議及び交渉を通じて、西フィリピン海における及び同海上空における航行の平和、安定性、自由を維持及び促進し、平和的手段によりその領海及び管轄上の紛争に取り組む重要性を再確認した。さらに両国は、「2002年南シナ海に関する関係国の行動宣言」の完全なるかつ効果的な実施、並びに総意に基づき「西フィリピン海における行動規範」の早期終結に実質的に働きかけることを約束した。

2017年8月に第50回ASEAN外相会議がマニラで開催され、西フィリピン海について共同声明が出された。共同声明は領有権主張国及びその他すべての国家によるあらゆる活動の実施において非軍事化及び自制の重要性を強調した。さらに行動規範の枠組みの採択を含む、ASEAN諸国及び中国間の協力改善を奨励した。

2017年11月にベトナムで開催された会談で、ドゥテルテ大統領及び中国の習近平国家主席は、西フィリピン海の実態を2国間協議を通じて対応することに合意し、西フィリピン海における和平の重要性を再確認した。数日後、第31回ASEANサミット及び第20回ASEAN・中国首脳会談にてASEAN加盟国及び中国は、2017年8月に署名した交渉の枠組みに基づいて両当事者の行動に関する2002年ASEAN・中国宣言を実施するために、西フィリピン海における行動規範について協議を開始することに合意したと発表した。

2018年1月9日、デルフィン・ロレンザ国防相は、中国政府が島を軍事化しないと約束したにもかかわらず、空軍基地に変容しつつあるように思われる、西フィリピン海におけるある人工島をめぐる、フィリピンは中国に対して外交抗議を行うと述べた。

西フィリピン海における領海紛争が過熱化又は継続すると、共和国の漁業、貿易及び沖合における掘削の利権は悪影響を受ける可能性がある。西フィリピン海は南沙諸島は海洋資源及びエネルギー資源が豊富であり、食糧、生計手段及び外貨収入の重要な収入源である。同地域の商業区域に石油及び天然ガスが発見されたことも、共和国のエネルギー需要を支える上で重要であった。共和国が行った既存の石油サービス契約29件のうち1件は同地域に所在している。このサービス契約により合計約88万ヘクタールがカバーされている。このサービス契約の目的は天然ガス約1.4 - 4.6兆立方フィートを開発することである。

さらに、中国との緊張が西フィリピン海における紛争又はその他の事由により高まれば、両国間の取引量は悪影響を受ける可能性がある。共和国は中国からの鉄鋼製品輸入に関しては相当量の輸入要件を満たしており、このため共和国が入手できる鉄鋼の供給量は減少する可能性があり、特に共和国のインフラ開発に影響が及ぶ可能性がある。

2016年10月にドゥテルテ大統領が公式訪中に設立された比中二国間協議メカニズム（BCM）も両国が連絡及び交流を継続して行うことを可能にするものである。BCMは2017年5月19日に中国で初回の会合を行った後、2018年2月13日にはフィリピンが第2回目の会合を主催した。両国は、海難の管理及び防止方法、海上問題についての対話

及び協力の推進並びに相互信用及び信頼の向上を含む、南シナ海における諸問題について率直かつ誠意ある意見の交換を行った。

比中の二国間貿易は2010年度から2014年度まで着実に増加した。2015年度には二国間貿易は17.6十億ドルと、2014年度の18.3十億ドルから3.8%と若干減少した。2015年度から2017年度までに二国間の取引額は再び着実な増加に転じた。2017年には比中の二国間貿易は23.8十億ドルに達した。これは2016年度の水準である21.9十億ドルから8.6%の増加である。2017年度において中国はフィリピンの最大の貿易相手国であった。

共和国は、威嚇又は威力によらずに、かつ国際法、具体的にはUNCLOSに従い、平和的及び規則に基づく手段、並びに外交的解決策を通じて、西フィリピン海における紛争解決に取り組んでいる。

マニラ人質事件

2010年8月23日に、25名（そのほとんどが香港からの観光客であった。）が、免職されたPNP元警官によりマニラのリサール公園内の観光バス上で人質に取られた。同事件により香港市民8人及び人質犯が死亡した。この事件を受けて香港政府はフィリピンを「危険（black）」渡航先に指定し、「いかなる旅行も行わない」ように香港市民に対して忠告を行った。これは香港政府による渡航警告制度の最上位警告に当たる。

2013年11月6日、同事件に関する正式な謝罪、生存者及び遺族に補償及び、人質解放を試みた役人の責任を問うことをアキノ政権が拒絶したことを受けて、香港の国会議員らはフィリピンに対する経済制裁を要求する、拘束力を持たない動議を通過させた。

2014年4月22日にフィリピン及び香港の両政府は、紛争解決を発表する共同声明を出した。香港政府によるフィリピンへの経済制裁、及び同事件後すぐに課された「危険」渡航先の指定は、共同声明が出されると直ちに解除された。

EDCA

2014年4月28日にフィリピン及び米国は、相互運用性の推進、AFPの近代化に向けた能力構築、対外防衛、海上警備、海上領域認識並びに人道支援のためのAFPの強化及び災害対応を通じ米比相互防衛条約の実施を進める目的で、防衛協力強化に関する協定（以下「EDCA」という。）に署名した。2015年に米国は、軍事部隊、航空機及び船舶を交代させる目的で軍事基地8ヶ所へのアクセスを要求した。この要求は、EDCAの合憲性をめぐる最高裁判決の結果を待つために延期された。2015年1月12日に最高裁はEDCAの合憲性を支持した。

2016年7月1日の大統領就任以来、ドゥテルテ大統領は米国との一部の相互防衛協定及び合意（EDCAを含む。）をフィリピンが終了させる可能性について公然と表明を行ってきた。但し正式な計画は発表されていない。2016年9月6日に発表された書面による声明において外務省は、両国は麻薬、テロ行為、犯罪及び貧困の撲滅を追求するという共通の目標を持つことを表明し、引き続き米国との同盟を重視することを確認した。ドゥテルテ大統領は中立的な外交政策という方向性を示し、あらゆる諸国とのより親密な関係を促進したいというフィリピンの意図を主張する一方で、米比間の永続的なパートナーシップに対する深い敬意を表明した。

ドゥテルテ大統領及びトランプ米大統領は、2017年11月14日にマニラで開催された米比会談においてEDCAに対するコミットメントを再確認した。両指導者は、各自の国防能力及び相互運用性、共同活動、災害対応及びサイバーセキュリティの増強等防衛協力の継続へのコミットメントについて再確認した。さらには航行及び領空飛行の自由、並びに自制行使の原則を支持するための取り組みを繰り返し表明した。

国際刑事裁判所ローマ規程からの脱退

2018年3月17日、フィリピンの国連フィリピン政府代表部（ニューヨーク）は、国際刑事裁判所ローマ規程から脱退するという共和国政府の決定を伝える、ローマ規程の受託者としてのアントニオ・グテーレス国連総長に宛てた、大臣の書簡を国連法務部に対して提出した。

国連法務部は、脱退を伝える同書簡／通知が正当なものであり、脱退の効力が発生するのは2018年3月17日から1年後であることを確認した。

ローマ規程からの脱退の決定は、人権を政治化及び武器化する者に対するフィリピンの道義に基づく姿勢である。但し独立のかつ適正に機能している組織及び機関が、自国民を守るための努力から生じる不満、問題及び懸念を引き続き管轄している。当該決定はローマ規程の締約国としてかつ主権国家としての特権にも沿っている。

共和国は、政府がその憲法において具体化された法の原則に引き続き導かれる、さらには人権を支持するという昔から受け継がれているその伝統を法制化する国家社会を保証する。

政府は、ローマ規程から脱退しても、特に残虐な犯罪を処罰する国内法の制定以降は、残虐な犯罪の刑事免責と闘う方針を確認している。

自然災害

台風及び洪水

一部気候変動等による頻繁な局地的台風及び集中豪雨により共和国の各管区は鉄砲水や地滑りの影響を受けやすくなっている。マニラ首都圏等の都市部においては、固形廃棄物の不適切な処理、障害物及び開放された水路沿いの非公認居住区の存在が原因で発生する排水溝側面及び水路の目詰まり及び沈泥が洪水を発生させている。分水地点又は河川流域内の雨水の排水ます（ごみため）として機能する、低海拔の都市及び農村地域も、無計画かつ無秩序なその場しのぎの住宅政策及びインフラ・プロジェクト並びに水路の上流部にある工場の操業がもたらす諸問題に悩まされている。洪水（台風「ヨランダ」の影響によるものを含む。）はフィリピンの何十万という世帯に苦境を及ぼし、多くの命を奪った。さらに国内の洪水は米作及びその他の農業生産、インフラ及び民間財産にも多大な損害をもたらしかつ今後ももたらす可能性がある。洪水及びその他の自然災害は今後も運輸及び衛生等その他の産業、及び経済全般の脅威である。資金が既存のプログラムから救済及び再建支援に再配分されなければならないため、自然災害はその直接的な損害以外にも、社会及び経済開発の阻害要因になる。

運輸業界は、道路や橋梁に被害を与える洪水及びその他の自然災害の影響を強く受ける。ある自然災害が決定的な交通インフラを破壊すると、道路及び橋梁は、それ以外の災害による被害についての取り組みがなされるより前に修復されなければならない。その結果、交通インフラへの被害は、洪水がそれ以外の産業に及ぼす影響をさらに悪化させる可能性がある。たとえば、洪水及びその他の資源災害が医療／健康セクターに及ぼす影響はもっぱら医療サービスの提供が中断されることにある。道路及び橋梁が損傷すると都市部において患者を病院及び医療施設に効率良く搬送することが難しくなり、かつ農村部で影響を受けた人々に適時に医療サービスを届ける政府の能力も低下する。

洪水も、穀物、家畜、家禽及び魚類に被害を及ぼし、漁船、農機具、在庫及び農業インフラ（用水路、放水路及び農道等。）を破壊する等、農業生産性に悪影響を及ぼす。都市部では製造、建設、卸売り及び小売り並びに不動産といった業界も洪水によって被害を受ける。

2013年11月にフィリピン史上最大の台風「ヨランダ」（別名台風「ハイエン」）が東サマル州に上陸した。ヨランダは風速270 - 312キロメートル毎時を保ちながらフィリピン上空を通過した。台風「ヨランダ」の影響は特に共和国内の管区VI、VII及びVIIIに集中した。サマル、レイテ、セブ、イロイロ、カピス、ア克蘭及びパラワン各州では国家災害宣言が出された。2014年4月17日時点において嵐による死者6,300人、行方不明者1,061人及び負傷者28,689人が報告された。同日における推定被害額は89.6十億ペソに達し、嵐の影響を受けた管区の被害の推定額の内訳は、社会部門が55.1十億ペソ、製造業が21.8十億ペソ、インフラが9.6十億ペソ及び複数の業界にまたがる被害が3.1十億ペソであった。

2016年3月31日時点においてヨランダ関連のプログラム及びプロジェクトについて合計105.4十億ペソが支出されている。台風「ヨランダ」の発生以来、フィリピンの運輸機関はその再生プロジェクトの一環として空港36ヶ所、海港23港を完成させている。

2014年12月4日に台風「ルビー」（別名台風「ハグピート」）がフィリピンに上陸した。その影響は国内の管区IIIからVIIIに特に集中した。合計で約4.1百万人が台風の影響を受け、うち死者は18人、負傷者は合計916人にのぼった。2014年12月19日時点における推定被害総額は5,090.3百万ペソであり、内訳はインフラの被害額が1,435.8百万ペソ、農業の被害額が3,654.5百万ペソであった。

2015年10月18日に台風「ランド」（別名台風「コップ」）がフィリピンに上陸した。上陸前に合計約24,000人が先を見越して避難した。2015年10月28日時点において管区IからIII、IVA及びV並びにマニラ首都圏及びコルディリェラ行政管区において約2,898,507人が影響を受け、死者47人、負傷者83人、行方不明者4人が報告された。2015年11月3日時点における推定被害額は11.0十億ペソに達し、うち農業の被害額が9.7十億ペソ、インフラの被害額が1.3十億ペソであった。

2015年12月14日に台風「ノラ」（別名台風「メーロー」）がフィリピンに上陸した。上陸前に合計約743,000人が先を見越して避難した。2015年12月22日時点において管区III、IVB、V及びVIIIにおいて約286,552人が影響を受け、死者42人、負傷者24人、行方不明者4人が報告された。2015年12月22日時点における推定被害額は5.2十億ペソに達し、うち農業の被害額が3.1十億ペソ、インフラの被害額が2.1十億ペソであった。

2016年10月16日に台風「カレン」（別名台風「サリカ」）がアウロラ州バレルに上陸した。家屋12,000軒以上が被害を受けた。台風カレンがもたらした推定被害総額は3.9十億ペソであり、うちインフラの被害額が226百万ペソ、農業の被害額が3.6十億ペソであった。

2016年10月17日に台風「ハイマ」（別名台風「ラウイン」）がフィリピンに影響を及ぼした。風速は215キロメートル毎時で同台風の中心から600キロメートルの範囲内に豪雨をもたらした。「ハイマ」は激しさを増して

スーパー台風となり、カガヤン州ペニャブランカに上陸してアパヤオ州に向かった。国家災害リスク軽減管理評議会が2016年10月25日に行った報告によると、洪水により家屋90,035軒が被害を受け、55のバランガイ、道路101本が影響を受けた。6つの管区において国家災害宣言が出され、被害総額3.7十億ペソが報告された。うちインフラの被害額が2.7十億ペソ、農業の被害額が1.0十億ペソであった。

2016年12月25日に台風「ノックテン」（別名台風「ニナ」）が東部の島であるカタンドゥアネス州に風速235キロメートル毎時で上陸した。2つの州において国家災害宣言が出され、18州で87,000世帯以上が先を見越して避難した。2018年1月9日時点で報告されている死亡者数は13人、農業及びインフラの被害額は6.1十億ペソを超えた。

2017年12月16日に台風「フランシスコ」（別名台風「ウルジュジャ」）が東サマル州サン・ポリッカーポに初めて上陸し、その後同年12月17日から18日にかけて台風がさらに4回フィリピンを襲った。国家災害リスク軽減管理評議会の2017年12月27日付け報告によると、台風フランシスコの被害者は約1.8百万人、死者数合計47人、行方不明者80人超が報告された。2018年2月7日時点における推定被害額は3.7十億ペソ超であり、被害を受けた管区には約185百万ペソ相当の支援が提供されている。

2017年12月22日に台風「テンビン」（別名台風「ビンタ」）が南フィリピンの東サマル州（ダバオ・オリエンタル）カティールに上陸した。国家災害リスク軽減管理評議会の2017年12月27日付け報告によると、死者数160人以上、行方不明者170人以上が報告された。2018年2月11日時点における推定被害額は2.1十億ペソ超であり、被害を受けた管区には約158百万ペソ相当の支援が提供されている。

地震

フィリピンは地質学者らが「フィリピン造山帯」と呼ぶ複雑な断層線に沿って位置している。このため1990年にルソン島で発生した地震（マグニチュード7.8）をはじめとして地震活動の影響を受けやすい。2013年10月15日に地震（マグニチュード7.2）がビサヤ諸島のタグビラン市、ボホール及びセブ市を襲った。この地震により死者218人、負傷者768人、避難民344,919人が発生し、家屋68,486軒が被害を受けた。国家災害リスク軽減管理協議会はこの地震によるインフラ及び建物の推定被害額は2.2十億ペソにのぼると見積もった。

（２）【経済】

フィリピン経済

概要

第二次世界大戦後の多くの発展途上国と同様に、フィリピンは輸入関税及び割当てといった措置を通じて諸外国による競争から現地産業を保護し、長期的には輸入に頼っている完成品を自国生産品に置き換えていくことを望んだ。一連の政権も、輸入数量制限、価格統制及び助成金を課すことにより、国内経済に介入を行った。経済は当初急成長を遂げ、1970年から1980年までの期間におけるGNIの成長率は平均年5.7%であった。これはもっぱら輸出の伸びと政府による投資によるものであった。インフラ支出が増大し、民間企業の国有化及び国営化が一般的となった。但し1980年代初頭までには財政赤字の拡大、対内及び対外債務の増大、インフレ率上昇、金利上昇、ペソ安、投資資本の低下及び景気減速、又は時にGNIの縮小に直面するようになった。1983年に野党指導者のベニグノ・アキノが暗殺される等、同時期における不安定な政情も経済問題を悪化させた。

1986年に不人気だったマルコス政権が平和的に打倒されることにより楽観主義が広がり、経済回復につながった。1986年にはGNIの成長率が3.4%を記録し、1988年には6.8%まで伸びたが、1991年には0.6%まで低下した。1990年代初頭の景気縮小は主として、基本を成すマクロ経済の不均衡が、供給上の制約や自然災害、政情不安、世界的な景気後退、及び1990年から1991年にかけての湾岸危機で一段と悪化したことによるものであった。

1986年に政権についたコラソン・アキノ大統領による政権はインフレの高まりの防止、財政赤字の抑制、対外經常収支の改善を目指した安定化プログラムに着手した。経済はこれらの措置にプラス反応を示し、1992年にはGNI、投資、民間消費及び輸入は増大した。コラソン・アキノ政権は、共和国の経済問題はもっぱら保護主義政策が原因であるとも認識していた。この認識に基づいて同政権は経済を市場開放して、同国経済における政府の規模と役割を縮小させた。1992年に大統領に就任したフィデル・ラモス大統領の政権はコラソン・アキノ政権が着手した改革をさらに加速化した。エストラダ政権は、前政権が開始したいくつかの政策及びプログラムを見直した後、コラソン・アキノ及びラモス両政権が推進した金融政策及び市場主義改革の多くを継承した。

1997年半ばにアジアの経済危機が発生すると、フィリピンは通貨安、銀行業の業績低下、金利の変動、現地株式市場における株価急落及び外貨準備高の減少に特徴づけられる経済危機を経験した。これらの要因により1997年及び1998年にフィリピン経済は景気減速に至った。これを受けて政府は、国の経済ファンダメンタルズ（基礎的諸条件）の強化を図ることによりアジア経済危機の影響を軽減させることを狙った、いくつかの政策を採用した。

フィリピンはアジアにおける金融危機の影響を多くの隣国ほどに大きくは受けなかった。在外労働者からの送金に助けられた側面もある。農産物の収穫が悪天候と干ばつの悪影響を受けた1998年を除いて、共和国はアジア金融危機以来、毎年実質GDPが伸びている。GDPは1998年には0.6%まで落ち込んだものの、1999年には3.1%、2000年には4.4%まで増大した後、2001年には2.9%まで低下した。この低下はもっぱら世界中の安全保障上における懸念、国内の政情不安、世界的な景気停滞を受けた日米によるフィリピン製品に対する需要の低下によるものである。2000年代初めに政府は、インフラの改善、税制改革、経済の規制緩和と民営化の支援、アジア圏内における貿易関係の強化を目的とする経済戦略を追求した。イラク戦争、SARS（重症急性呼吸器症候群）、格下げの影響にもかかわらず、GDP成長率は2002年には3.7%、2003年には5.0%に増大した。GDP成長率は2004年には6.7%に加速した後、2005年には4.8%、2006年には5.2%で横ばいとなった。

2007年下半年から米国の短期資金調達市場に信用問題が発生し、様々な市場が流動性危機に瀕した。特に米国のサブプライム住宅ローンは不履行率が上昇し、抵当権実行及び損失が急増した。これらの及びそれ以外の関連事由が世界中の信用市場及び金融市場全体に悪影響を及ぼした。これには一部の金融機関の破産申請並びに買収、再編及び国営化が含まれる。米国、欧州及びアジアの規制当局は、その管轄において金融機関が直面する前例のない状況に対応すべく措置を講じた。世界金融危機における共和国のサブプライム資産及び破綻した金融機関に対するエクスポージャーは限定的であった。それにもかかわらず、2008年には成長率が減速し、株価は弱含み、対主要通貨のペソ安及びインフレ上昇が発生した。2009年になると景気回復の兆しが現れ始めたものの、同国の経済回復を目

指した景気対策はまだプラス効果を生み出せなかった。2009年には在外労働者による送金の水準が同国予想を上回り、その他の生産部門では減速が続いていたものの、成長を後押しした。一方で政府による景気刺激策としての支出増大は財政赤字をさらに拡大させる結果となった。

2010年には世界の景気回復は各国によりまちまちだったにもかかわらず、共和国の景気回復は持続した。2010年度第2四半期には一部の欧州諸国の債券のイールドが拡大し、これをきっかけに再編が拡大して欧州地域内の他の諸国からの救済措置が必要となった。救済措置によって危機を解決するには至らず、2012年1月にスタンダード＆プアーズは一部の欧州諸国のソブリン信用格付を引き下げた。2012年2月にはフィッチ及びムーディーズが同様の格下げを行った。より最近では2015年にギリシャ新政府が債権者のいわゆる「トロイカ」（欧州委員会（EC）、欧州中央銀行及びIMF）と救済措置をめぐる集中的な交渉を行った。2015年6月30日にギリシャはIMFによる融資1.55十億ユーロの返済不履行に陥った。これらの交渉の過程においては結果をめぐる不確実性が大きく、世界中の金融市場でボラティリティと予測可能性が高まり、金融危機が再燃する又はギリシャがユーロ圏から離脱するかもしれないというリスクが高まった。

大半のアジア諸国市場及び新興市場と同様に、共和国は、影響を受けた諸国との貿易及び金融取引が少なかったことから多大な影響は免れた。しかし欧州が置かれた状況により同国についても、財政統合及びより効果的なリスク管理を行う必要性が明らかになった。EUにおける国家債務の不履行の脅威及びそれが国際金融制度に及ぼす予想される派生的影響（グローバルな信用及び流動性における影響を含む。）が、引き続き国際市場におけるシステムミック・リスクの懸念点であった。共和国はこの点を鑑みて、金融規制の枠組み及び金融政策を通じて欧州のソブリン債務危機並びにそれが欧州に景気減速を発生させることが同国に及ぼす影響を軽減するための追求を行ってきた。

欧州はフィリピンにとって主要な輸出対象地域の1つである。PSAのデータによると、2016年度及び2017年度において対EU輸出は共和国の輸出合計額の約12.1%及び約14.7%をそれぞれ占めた。2017年度においては、対EUの輸出合計額は9.2十億ドルにのぼった。PSAから入手した最新データによると、2017年度上半期における在欧州の在外労働者からの送金は14.4十億ドル又は在外労働者による送金額全体の9.83%にのぼった。欧州のソブリン債務危機（EU諸国の追加救済支援策、EU加盟国の1ヶ国又はそれ以上のユーロ圏からの離脱の可能性、ユーロについてのその他の不確実性を含む。）が長引くと又は悪化すると、フィリピン経済に悪影響を及ぼし、その結果特に物価上昇、失業及び資本収支の悪化を招くおそれがある。フィリピンの社会保障制度及び政府サービス保険制度を通じて行われる給付は、結果として生じる失業の増大により、悪影響を受ける可能性がある。さらに欧州のソブリン債務危機が長引けば投資家によるリスクに対する認識に影響が及び、その結果世界の信用が逼迫して金融市場の流動性が低下する可能性がある。

最新のIMF世界経済見通しによると、2018年度及び2019年度の世界生産高の成長率のIMF予想はそれぞれ3.9%で、2017年度の3.8%、2016年度の3.2%よりもわずかに伸びた。同国の輸出成長率は2017年度の8.4%から2018年度3月には6.8%まで低下した。2018年度第1四半期の実質GDPの成長率は6.8%で、自動車、二輪車の取引及び修理、消費財及び日用品サブセクター、並びに不動産、賃貸業及び事業活動により主に推進されたサービス部門における7.0%の成長を主因とし、かつ主に製造・建設活動により推進された産業部門における7.9%の成長によるものであった。

フィリピン経済は2018年度において着実に推移すると見られ、IMFによる同年度の同国の経済成長見通しは前年と同率の6.7%である。但し、IMFは、フィリピンの成長性については依然として楽観的である。

共和国は、国内の流動性は引き続き、同国の経済成長を支えるための資金調達需要を満たすのに十分であると考えている。但し、欧州内の事由又はその他の事由による国際金融市場における流動性縮小が同国又はフィリピン企業全般の財務状況に悪影響を及ぼさないという保証は何らない。

最近の経済指標

下表は、特定期間における共和国の主要な経済指標の一部の成績を示したものである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 第1四半期
GDP成長率（%）（2000年を基準とする 価格ベース）	7.1	6.1	6.1	6.9	6.7	6.8
GNI成長率（%）（2000年を基準とする 価格ベース）	8.1	5.8	5.8	6.7	6.5	6.4
インフレ率（%）（2006年CPIバスケット を基準とする。）	3.0	4.1	1.4	1.8	3.2	4.4

失業率	7.2	6.6	6.3	5.5	5.7	5.3 ⁽¹⁾
91日物財務省証券利回り（％）	0.3	1.2	1.8	1.5	2.1	2.6
対外収支⁽²⁾						
国際収支（百万ドル）	5,085	(2,858)	2,616	(1,038)	(863)	(1,227)
輸出成長率（％）	8.8	9.5	(5.3)	(7.0)	8.4	(6.8)
輸入成長率（％）	0.5	4.8	8.7	15.7	25.9	0.3
対外債務（十億ドル）	78.5	77.7	77.5	74.8	73.1*	73.2*
国際通貨準備高						
総準備高（十億ドル）	83.2	79.5	80.7	80.7	81.6	80.5
正味準備高（十億ドル）	83.2	79.5	80.7	81.0	81.6	80.5
留保輸入月数 ⁽³⁾	11.6	9.9	10.3	8.8	8.4	該当なし
国内信用成長率（％）	10.6	17.8	11.5	17.0	16.1	該当なし

出典：PSA、バンコ・セントラル

注：

* 暫定値。

(1) 2018年1月現在の数値。

(2) バンコ・セントラル保有債務、公共部門債務（政府保証の有無を問わない。）及びバンコ・セントラルによる登録及び承認済みの民間部門債務を含む。外国銀行フィリピン支店の会社間勘定、バンコ・セントラルに未登録の民間部門債務又は資本リースに関する取決めに基づく民間部門債務は含まない。数値はBPM5フレームワークに基づくオフショア銀行部門の取扱いの非居住者から居住者への変更を反映している。さらに数値はBPM6フレームワークに基づく財産所得及び費用勘定における変動を反映している。

(3) 引当金から資金調達可能な商品の平均輸入額並びにサービスの支払い及び所得の月数。

電力産業の再編

2001年6月28日に施行されたEPIRAは電力産業の再編、NPCの民営化及び自由かつ公正な競争を推進するための様々な開かれた市場手段を導入するための法的枠組みを提供した。

電力産業はEPIRAに従って発電、送電、配電及び電力供給という4つの部門で構成されるように再編が行われた。電力産業が市場経済環境に対応できるように、及びかかる再編の悪影響を緩和できるように、EPIRAはさらに、特に供給移行契約、独立系発電事業者（以下「IPP」という。）契約、並びにNPCがその民営化後に処分又は解決できないであろう「回収不能費用及び債務」を取り扱う移行メカニズムを盛り込んでいる。

NPC資産・債務の再編を行う目的で、EPIRAに従って以下の2つの組織が設立された。

- 電力部門資産負債管理公社（PSALM）。NPCのその時点で存在していた発電資産・債務、不動産及びその他の処分可能な資産、並びに一部のIPP契約のすべての所有権を取得した。
- 国家送電公社（Transco）。PSALMの全額出資事業者。NPCの送電資産を引き受けた。2009年1月に50年間のフランチャイズ契約に基づいて送電公社の全国における送電系統の運営権のための措置を講じた後、PSALMは送電公社の送電系統の管理・運営事業をフィリピンのナショナル・グリッド・コーポレーションに譲渡した。同社はMonte Oro Grid Corporation、Calaca High Power Corporation及び中国のState Grid Corporationによるコンソーシアムにより設立された。但し送電公社が当該取決めに基づいてその資産の所有権を引き続き所有する。

EPIRAの成立後のNPCの業務運営は、農村部における助成金を受けたオフグリッド及び島嶼域スマートグリッド・プロジェクト（「電力供給が遅れている地域における電化」と称する。）に限定されてきた。

2014年にエネルギー省は、2015年夏にルソン島で電力供給が最大300メガワットほど不足する可能性があるとする評価を行った。同評価を受けて2014年9月12日にアキノ前大統領は、議会に対し、発電能力の追加設定を承認するために、EPIRA第71条に従って同人に非常用権限を提供すべきであると要求した。この要求を受けて議会はアキノ前大統領に対してルソングリッドに追加発電能力300メガワットを提供する目的で約6.0十億ペソの支出を行う権限を認めた。ルソングリッドは2015年6月以来電力供給不足に陥っている。これらの不足問題を解決するため、現在政府は、追加発電能力を創出するための代替案を模索中である。NPCはまた、マニラ電力を通じて電力供給増強プログラムを実施している。同プログラムにより、大口電力使用者（商用及び業務用使用者等。）は、ピーク使用時におけるグリッドからの電力需要を緩和するための予備発電機を運用する予定である。

2014年11月から2015年4月までの報告期間において、エネルギー省は、共和国は2015年夏期に予想される電力供給不足に取り組むための措置を実施するにあたり、大きな困難に直面したことを報告した。エネルギー省は、アキノ

ノ前大統領はこうした問題に取り組むためにEPIRA第71条「電力危機条項」に基づいて非常用権限を再度要求すべきであると勧告した。

2016年にはいくつかの新たな発電所が商業運転を開始し、同国の設備容量合計を2015年の18,765メガワットから2016年の21,423メガワットまで増強した。2016年にはさらに、気温上昇、強力なエルニーニョ効果によって一層増加した冷却設備の利用、国政選挙及び経済成長の拡大全般等のいくつかの要因によって、電力消費は10%と大幅に増加した。

2017年度上半期にフィリピンの電力系統は、この時期にルソン島における地震等の災害を経験したにもかかわらず、全般的に安定した状態を維持した。エネルギー省は、電力系統が安定していた主要な要因として、重大な供給期間中の需要が相対的に低かった点、並びに発電能力が237メガワット増加した点を挙げている。

NPC資産の民営化及びオープン・アクセス

PSALMは2003年度第4四半期から一般競争入札制度を通じてNPCの発電資産の民営化を推進してきた。2016年6月30日時点で合計32の発電資産（発電所27ヶ所及び閉鎖された発電所4ヶ所を含む。）がPSALMにより民間所有者に対して順調に移転され、これにより発電能力合計は4,601メガワットとなった。PSALMはさらに民間団体（IPP管理者（IPPA）として知られる。）に対して、IPP契約の適用対象であるNPC発電所の発電量の管理権及び支配権についても移転を開始している。2015年12月31日時点でPSALMは契約に基づく発電能力合計3,607.5メガワットの入札を無事完了し、入札公告中の発電資産は10件となった。

エネルギー規制委員会（以下「ERC」という。）は、小売競争及びオープン・アクセスの実施についての前提条件（特にNPCの発電資産の全能力の最低70%の民営化、並びにルソン島及びビサヤ諸島におけるNPCとの契約に基づく発電所のエネルギー全発電量の最低70%の管理・統制業務のIPP管理者への譲渡等）を満たした上で、2011年12月26日にEPIRAは前提条件を遵守し、ルソン島及びビサヤ島の小売競争及びオープン・アクセスを開始すると宣言した決議を出した。但し、フィリピンエネルギー省の様々なステークホルダーとの協議に基づき、小売競争及びオープン・アクセスの実施は、小売市場規則が公布され、中央登録機関（Central Registration Body）がITシステム及びプロセスを開発し、配電事業者による「事業分離解体プラン」及び「会計及び原価配分マニュアル」が承認され、かつステークホルダーの準備評価及びステークホルダー全員のための情報及び教育推進活動が完了するまで延期された。

ルソン島及びビサヤ島における小売競争及びオープン・アクセスは2013年6月26日に開始された。最初の開始対象者は電力の平均ピーク需要が最低1.0メガワットの最終使用者であった。移行期間中に電力を頻繁に使用するこれらの使用者は、ライセンスを受けた電力小売供給業者と小売供給契約を締結するまでは、従来の公益事業者の継続使用が許可されている。オープン・アクセスの目的は、電力供給業者がある共通の送電網を通じて供給する電力を消費者が購入できるように、ERCに承認を受けた事業者の中から消費者に選択させることにより、開かれた市場で自由競争が行えるようにすることである。

2017年12月31日時点において、電力発電所（操業中の及び閉鎖された発電所）の民営化の成功により、総額で3.6十億ドルの収益が発生した一方で、IPP7事業者の移転成功により収益10.3十億ドルが発生した。さらに、送電公社の利権の売却が成功したことにより収益6.1十億ドルが発生した。合計で電力資産の民営化により発生した収益は20.0十億ドルに達した。民営化により発生した収益はNPCの債務返済に充てられており、かつ今後も充てられる。EPIRAの実施規則及び規制に従い、NPCは今後も電力発電資産の民営化を継続する予定である。

エネルギー省は2015年6月にオープン・アクセスの完全実施を促進するために、平均ピーク需要が最低750キロワットの電力の最終使用者全員に対して2016年6月25日までに電力小売供給業者と小売供給契約を締結するように要求する通達を行った。さらにERCは、小売市場の成績に基づいて、平均ピーク需要が501 - 750キロワットの最終使用者全員に対して2018年6月26日までに電力小売供給業者の選択を認めることができる。

2017年2月に最高裁は、エネルギー省及びERCに小売競争及びオープン・アクセスの規則の実施を禁止する、暫定的差止命令を出した。最高裁は、強制的な緩和スキームについてEPIRA下においてはいかなる根拠も存在しないようであるという観察に基づき、最終使用者の競争可能市場への強制的移行に反対する消費者グループが推進する主張に合意した。最高裁の懸念に取り組むために、エネルギー省は2017年10月に通達の草案2点を発表した。1点は競争可能な消費者のための政策を記載しており、もう1点は電力小売供給業者のための政策を記載している。需要サイドについての政策は平均ピーク需要が500キロワット以上の競争可能な消費者に対して小売市場に自発的に参加するように要求している。また平均ピーク需要合計が500キロワット以上の、隣接地域内における最終使用者について、集団として電力の購入及び再販ができる小売供給契約を自主的に締結するように規定している。これらの通達の草案2通は、小売競争及びオープン・アクセス方針に対する暫定的差止命令の解除を求めて、最高裁判所に提出される予定である。

GRAM及びICERAに関連するコスト調整

NPCは従来、IPP契約に関わるコストを電力消費者に転嫁できる自動コスト調整メカニズムを採用してきた。但し2002年に当時のアロヨ大統領はNPCに調整を減らすように命ずる大統領指令を発令した。ERCはこれらの調整額の計算方法の問題点を確認した上で、新たな2種類の価格調整メカニズム、「発電原価調整メカニズム」（以下「GRAM」という。）（燃料価格及びIPPからの電力購入費用の変動による燃料及び電力購入の増加分を回収できるようにするメカニズム。）、並びに「為替調整メカニズム」（以下「ICERA」という。）（為替レート変動によって発生して負担した費用の増加分を回収できるようにするメカニズム。）を公布した。発電原価の四半期ごとの調整を可能にするGRAM及びICERAのためのガイドラインの実施は、ERCにより2003年2月に行われた。

2017年7月にPSALMは、2007年度から2014年度にかけて負担した燃料、電力購入及び為替関連費用について、ルソン島及びビサヤ島の顧客からGRAMに基づいて15.6十億ペソを、ICERAに基づいて2.9十億ペソを回収する点につき、規制当局による承認を受けた。

自動コスト回収メカニズムに関連するコスト調整

2008年8月14日にPSALMはNPC及びPSALMの発電資産の燃料、電力購入及び為替関連費用の毎月ごとの自動回収に関する規則の提案をERCに対して提出した。2009年8月3日にERCは自動コスト回収メカニズム（以下「ACRM」という。）のための規則を採用する決議を承認した。このメカニズムがGRAM及びICERAの手法に取って代わり、2010年3月の支払請求期間より実施されている。

ACRMは、燃料、電力購入費用及び為替関連費用の毎月ごとの調整を伴う。承認を受けた指標の動きを尺度となる指標として用いて、燃料価格の変動、IPPから購入した電力の費用並びに為替レート変動により発生する増加分を毎月自動的に顧客に転嫁する。

2010年3月から2016年5月までの期間においてPSALMはACRMを月次で実施することにより、ルソン島についてはキロワット時当たり平均で0.6086ペソ、ビサヤ島については0.2315ペソ、ミンダナオ島については0.0766ペソを課金することができた。

ACRMの規則によると、PSALMは、実際の許容原価とNPC / PSALM顧客に課金済みの金額との差異を基本発電原価及び月次のACRMを通じて反映させるために、12ヶ月ごとに調整額を計算する必要がある。

4.2十億ペソの回収を求める第1次ACRM調整（対象期間は2010年3月から2011年2月。）はPSALMによって2011年8月18日に申請された。2.11十億ペソの回収を求める第2次調整（対象期間は2011年3月から2011年12月。）はPSALMによって2012年4月30日に申請された。1.66十億ペソの回収を求める第3次調整（対象期間は2012年1月から2012年12月。）は2013年5月2日に申請された。1.04十億ペソの回収を求める第4次調整（対象期間は2013年1月から2013年12月。）は2014年6月30日に申請された。0.52十億ペソの回収を求める第5次調整（対象期間は2014年1月から2014年12月。）は2015年6月29日に申請された。

ルソン島及びミンダナオ島についてそれぞれ69.5百万ペソ及び2.1十億ペソ、並びにビサヤ島について161.7百万ペソの回収を求める第6次調整（対象期間は2015年1月から2015年12月。）は2016年6月24日に申請された。ルソン島及びミンダナオ島についてそれぞれ4.5百万ペソ及び3.5十億ペソ、並びにビサヤ島について22.2百万ペソの回収を求める第7次調整（対象期間は2016年1月から2016年12月。）は2017年6月27日に申請された。

2017年7月にERCは、2014年度までの期間についてACRMに基づく3.0十億ペソの調整額の回収をPSALMに承認する決定を下した。

ユニバーサル料金の実施

EPIRAの下では、電力のすべての最終使用者に「ユニバーサル料金」を課すものとする。ユニバーサル料金を課す目的は、適格なIPP契約を伴うNPCの回収不能費用、NPCの民営化により発生する収益金により清算されない同社の債務残高及び契約債務（以下「回収不能債務」という。）、電力供給が遅れている地域における電化プロジェクトに要する費用、分水界地域の再生・維持に要する環境費用、並びに原産及び再生エネルギー源のための助成金を支払うためである。立法権の不当な代理であったと主張する様々な消費者及び環境保護主義者グループによりユニバーサル料金の合憲性に異議が唱えられたものの、最高裁は2007年7月に同料金の合憲性を支持した。

2017年度におけるユニバーサル料金支払いのためのPSALMへの送金総額は124.6十億ペソであり、そのうちPSALMは、EPIRAの規定に従い、75.9十億ペソを電力供給が遅れている地域における電化プロジェクトに、0.2十億ペソを再生エネルギー開発業者への現金奨励金に、1.5十億ペソを環境課徴金に、それぞれ支出した。ユニバーサル料金の合計回収額のうち、PSALMが承認済みのガイドラインに従い、63.3十億ペソはPSALMの回収不能契約費用の特別資金勘定に移転された。

政府によるNPCのための資金調達

NPCの設備投資資金は、従来、国際機関からの借入れ、輸出信用契約及び内部でのキャッシュフローによって調達されてきた。政府はEPIRAに従ってNPC債務200十億ペソの引き受けが義務付けられており、2005年3月にNPC債務3.4十億ドル及び500百万ユーロ（約200十億ペソに相当。）を引き受けた。PSALMもEPIRAに基づいてNPC資産及び債務の管理及び清算の任務を課された。PSALMはNPC資産の民営化を通じて収入を生み出し、これを活用してEPIRAに従って2008年10月1日に引き受けたNPC債務の管理及び債務返済を行った。PSALMは、EPIRAに基づく要件のとおりNPC資産及び負債の実質的に全部がPSALMに譲渡された後、その資金調達全般及び債務返済要件を満たす目的で、2008年度から2011年度にかけて政府保証による借入れにより約4.4十億ドルを調達した。

NPC債務の繰上返済

2007年12月5日にPSALMはNPCの債務残高の一部を繰上返済することにより、2007年度における民営化により発生した収益金の活用を最大化する計画を発表した。PSALMの2008年度の最初の9ヶ月におけるNPC債務の繰上返済額は合計で約1.3十億ドルにのぼり、これによりNPCの2008年10月1日時点における債務残高を約18.1十億ドルまで圧縮することができた。PSALMは2008年度第4四半期及び2009年度において繰上返済を行う予定のNPC債務がさらに1.1十億ドル存在することを確認した。但し、2008年度第4四半期にはPSALMは世界的な信用危機の発生を受けてその繰上返済プログラムを中止した。2009年12月2日にPSALMは交換のオファーを完了し、この交換を通じてNPCが元来発行して2010年度及び2011年度に満期が到来する債券600百万ドル分が2019年度及び2024年度に満期が到来するPSALM長期債と交換された。

2011年5月にPSALMは、NPC資産及び債務を管理する目的で、EIPRAに基づくマンデートに従ってNPC債務合計約18.0十億ドルを返済したことを発表した。NPC債務はEPIRAの2001年の施行時には16.4十億ドルであったが、同社が営業損失を出し続けたことによって2001年度から2010年度までにかけて大幅に増大した。PSALMはこれらの債務を法定マンデートの2026年度の満了時までには3.8十億ドルまで圧縮することを目指している。EPIRAに従って、PSALMの法定マンデートの満了時にはその債務は政府が引き受ける。2017年3月31日時点においてPSALMがNPCに対して負う金銭債務の合計額は約10.0十億ドルであった。

航空自由化政策及び安全性

2011年3月14日にアキノ前大統領は、フィリピン航空交渉諮問委員会及びフィリピン航空協議諮問委員会を設立して、民間航空委員会が「オープン・スカイ」として一般に知られる航空自由化政策について外国航空会社との協議を模索するのを承認する、行政命令第28号及び第29号を発令した。オープン・スカイによって一般に外国航空会社は、航空機の容量、運航回数又は機種に関する制限なく、運営及び乗入権を付与されることが可能となる。この政策に沿って、これらの行政命令はさらに、フィリピンにおける観光促進の目的で、特にマニラのニノイ・アキノ国際空港以外の空港について、外国航空会社に従来以上の航空業務運営権を付与することを目指す特別なイニシアティブを通じて、フィリピンにおける航空自由化を追求している。さらにこれらの行政命令はマニラ以外の第二のゲートウェイにも貨物の直接航空業務を拡大するための、より自由化された総合的な航空政策の推進を目指している。2011年5月2日に民間航空委員会は、航空業界のステークホルダーらとの協議を経て、行政命令第29号について実施規則及び規制を採用した。

2013年度に国際民間航空機関はフィリピンの民間航空産業に対する「重大な安全上の懸念」という評価を解除した。2014年4月に米国連邦航空局は業界のステータスを「カテゴリー1」に引き上げた。これにより米国領土への運航が増大し、欧州連合航空安全委員会はそのEU航空安全リストからフィリピンの航空会社を除外した。2015年6月に欧州委員会は欧州への運航を実施するために、フィリピンで認可されたすべての航空機を合格させて2010年3月に実施した禁止を解除した。2017年6月にフィリピンは国際民間航空機関から承認を取得した。これは同国の航空産業が航空安全性規制において世界標準を遵守していることを示す動きである。

PEACE債をめぐる紛争

2011年10月に最高裁は政府による「貧困撲滅緩和証明（Poverty Eradication and Alleviation Certificates、以下「PEACE」という。）」の課税について暫定的差止命令を出した。PEACE債は2001年度に発行され、当該債券の利子所得は当初はBIRにより非課税と決定された。BIRは2004年度にその立場を転換し、当該債券の利子所得を課税対象と宣言した。2011年度に当該債券の満期が到来した時点で財務省は2004年度のBIRによる判断を確認して、BTRは当該債券について支払われた利子所得から源泉徴収税5十億ペソを源泉徴収すると発表した。

当該債券を満期前に保有した銀行数行は政府を提訴し、最高裁判所は2011年10月に当該債券についてBIR及びBTrによる源泉徴収につき暫定的差止命令を出した。2011年11月に最高裁判所は、BIR及びBTrが当該暫定的差止命令の遵守を怠ったのを受けて、彼らが法廷侮辱罪とされるべきではない理由を明示するように諸機関に要求する明示要求命令を出した。BIR及びBTrは2011年12月2日にこの明示要求命令を受けて、当該債券の利息が支払われて源泉徴収税が徴収される前に当該暫定的差止命令を遵守するだけの十分な時間が与えられなかったと主張した。2015年3月に最高裁判所はPEACE債は確定申告において非課税であると述べて、2011年度のBIRによる判断を無効とした。最高裁判所の大法廷による判決は、2011年度の判断を違憲かつ違法であるとしてこれを無効とする銀行による申請書に有利な判決を下した。政府及び本件に関連する銀行は再検討を求めて別の動議を申し立てた。2017年1月に最高裁判所は2011年度のBIRによる判断を無効とするその判決の終局性について決定を下し、いかなる追加の申立ても受理しないと述べた。

GDP及び主な財務指標

国内総生産

国内総生産、すなわちGDPは、一定期間に国内で生産されたすべての最終財及びサービスの市場価値を測定するものであり、当該期間中のその国の生産高の増減を知る指標となる。一方で国民総所得、すなわちGNIは、一定期間に国民によって生産された最終財及びサービスの市場価値を測定するものであるが、この場合国内での生産であるか否かを問わない。

エコノミストは、GDP及びGNIを名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にした価値を用いて生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪んだ影響を排除している。本書中のGDP及びGNIの成長率は、それぞれ実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較である。政府は、2011年度のGDP・GNI計算から2000年度を基準年度として使用し始めた。別段の記載がない限り、本書中の実質GDP及び実質GNIの数値は、2000年度の価格を基準としている。

2013年度のGDP成長率は、2012年度の6.7%増から7.1%増に拡大した。2013年度の成長率拡大に最も寄与したのが、前年度の5.4%増から10.3%増に上昇した製造業による大幅な伸長である。不動産・不動産貸付・事業活動及び金融仲介業といったサブセクターの成長も2013年度の成長率拡大に大きく貢献している。不動産・不動産貸付・事業活動の分野は、2012年度の6.4%増から2013年度には8.9%増と拡大し、金融仲介業の成長率は2012年度の8.2%増から2013年度には12.6%増となった。両サブセクターによる業績を一部押し下げたのが、2012年度の18.2%増から2013年度に9.6%増に後退した建設業の成長率鈍化である。その他サービス及び農業・狩猟・林業といった両サブセクターの成長幅も縮小し、それぞれ2012年度の7.3%増、3.6%増から2013年度は5.2%増、1.2%増となっている。GNI成長率は前年度の7.1%増から7.8%増に拡大した。GNIの成長率はGDPのそれを上回っているが、これは2013年度における海外からの純要素所得伸率が11.7%増と、2013年度のGDP成長率に比べて相対的に高かったためである。2013年度の海外からの純要素所得成長率は11.7%増で、2012年度の9.3%増を上回った。

2014年度のGDP成長率は、2013年度の7.1%増から6.1%増に縮小した。2014年度の成長率縮小の最大の原因となったのが、2013年度の12.6%増から2014年度には7.2%増に後退した金融仲介業による伸率低迷である。製造業及びその他サービスといったサブセクターの伸率が低迷基調であることも2014年の成長率減退の要因となった。製造業の成長率は、2013年度の10.3%増から2014年度には8.3%増に後退し、またその他サービスの成長率も2013年度の5.2%増から2014年度には4.0%増に縮小している。これらサブセクターの低迷を一部押し上げたのが、2013年度の1.2%増から2014年度には2.1%増となった農業・狩猟・林業の成長率拡大である。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び鉱業・採石業といったサブセクターでも成長率は増大しており、それぞれ2013年度の2.7%増、1.2%増から2014年度には4.1%増、12.1%増に上昇している。GNI成長率は2013年度の7.8%増から2014年度には6.0%増に縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれをわずかに下回っているが、これは2014年度における海外からの純要素所得伸率が5.2%増と、2014年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2014年度の海外からの純要素所得成長率は5.2%増で、2013年度の11.7%増を大幅に下回った。

2015年度のGDP成長率は6.1%増と、前年度から横ばいで推移した。同期間中、製造業は主に世界的な需要低迷により2014年度の8.3%増から2015年度には5.7%増と減速した。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び農業・狩猟・林業といったサブセクターでも、それぞれ前年度の4.1%増及び2.1%増から2015年度には1.2%増、0.6%増と成長率の落ち込みが見られた。鉱業・採石業や水産業でも2015年度の成長率は縮小、不動産・不動産貸付・事業活動及び金融仲介業のサブセクターも2015年度は前年比で低い成長率を記録した。こうした趨勢を押し戻したのが、その他サービスと建設業の成長率拡大で、それぞれ2014年度の4.0%増と7.2%増から2015年度には8.3%増と11.6%増に伸びている。自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の売買修理といったサブセクターの

成長率も、2014年度の5.8%増から2015年度には7.1%増に拡大している。GNI成長率は2014年度の6.0%増から2015年度には5.8%増に縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2015年度における海外からの純要素所得伸率が4.6%増と、2015年度のGDP成長率に比べ相対的に低迷したためである。2015年度の海外からの純要素所得成長率は4.6%増で、2014年度の5.2%増から11.5%もの縮小である。

2016年度のGDP成長率は、2015年度の6.1%から6.9%増に拡大した。2016年度の成長率拡大に最も寄与したのが、2015年度の5.7%増から7.0%増となった製造業による伸長である。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び建設業といったサブセクターの伸率も2015年度の1.2%増、11.6%増から2016年度には7.2%増、13.7%増と上昇し、2016年度の成長率拡大に貢献している。電気・ガス・水道業及び不動産・不動産貸付・事業活動のサブセクターの成長率もそれぞれ2015年度の5.7%増、7.1%増から2016年度には9.8%増、8.9%増に上昇した。これらサブセクターによる業績を一部押し下げたのが、それぞれ2015年度の8.0%増、8.3%増から2016年度に5.9%増、7.3%増に後退した輸送・倉庫・通信及びその他サービスといったサブセクターの成長率鈍化である。農業・狩猟・林業及び水産業もそれぞれ2015年度の0.6%増、1.8%減から2016年度には0.6%減、4.3%減に低下している。GNI成長率は2015年度の5.8%増から6.7%増に拡大した。GNIの成長率はGDPのそれを下回っているが、これは2016年度における海外からの純要素所得伸率が5.7%増と、2016年度のGDP成長率に比べて相対的に低迷したためである。2016年度の海外からの純要素所得成長率は5.7%増で、2015年度の4.6%増から23.9%の拡大である。

2017年度、フィリピンは、6.7%の年間GDP成長率及び6.6%の年間GNI成長率を記録した。フィリピン経済は、2018年度第1四半期には6.8%増と、前年度同期に記録した成長率を上回るペースで成長を遂げている。製造業、その他サービス及び貿易が、当該四半期成長の主な牽引役であった。主要な経済部門の中でも、工業部門は7.9%増と最も早い成長を記録した。これに続いたのが、7.0%増のサービス部門である。農業部門は、比較的緩やかなペースで1.5%の成長であった。GNIは、6.4%増となり、前年度の6.3%増を上回った。GDPは、季節調整済みペースで前年度同期比1.5%増となった。GNIは、前年度同期比で1.6%増である。農業・狩猟・林業及び水産業は総合で前年度同期比0.8%増となった一方、工業部門及びサービス部門は、それぞれ1.1%及び1.9%の拡大であった。同国の推定人口が2018年度第1四半期に105.8百万人に達したことを考慮に入れると、1人当たりGDPは5.1%増である。その一方で、1人当たりGNI及び1人当たり家計最終消費支出は、それぞれ4.7%増及び4.0%増であった。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、海外からの純要素所得及びGNIを名目市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (名目市場価格による。)						GDPに占める割合	
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾	2013年度	2017年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)						(%)	
農業・狩猟・林業及び水産業部門								
農業・狩猟・林業	1,100,590	1,236,073	1,173,088	1,212,818	1,329,426	348,441	9.5	8.4
水産業	197,766	195,504	193,778	184,796	197,228	48,773	1.7	1.2
合 計	1,298,356	1,431,578	1,366,866	1,397,615	1,526,654	397,214	11.3	9.7
工業部門								
鉱業・採石業	115,425	130,192	108,109	114,317	134,514	34,734	1.0	0.9
製造業	2,355,416	2,603,644	2,669,622	2,844,927	3,074,575	786,991	20.4	19.5
建設業	723,253	802,880	904,510	1,049,671	1,116,365	269,625	6.3	7.1
電気・ガス・水道業	396,174	422,078	434,181	455,538	487,946	133,039	3.4	3.1
合 計	3,590,267	3,958,794	4,116,420	4,464,453	4,813,400	1,224,388	31.1	30.5
サービス部門								
輸送・倉庫・通信	727,912	784,881	856,051	913,100	962,540	246,464	6.3	6.1
自動車・オートバ イ・個人用品・家 庭用品の売買修理	2,069,640	2,244,736	2,412,096	2,643,389	2,919,613	659,304	17.9	18.5
金融仲介業	885,136	988,894	1,063,668	1,164,718	1,297,428	346,850	7.7	8.2
不動産・不動産貸 付・事業活動	1,374,776	1,541,775	1,698,079	1,898,897	2,084,798	507,409	11.9	13.2
一般公共サービス・ 防衛・強制的社会 保障	486,005	500,690	512,992	575,693	648,404	139,741	4.2	4.1
その他サービス	1,106,319	1,182,840	1,296,268	1,422,855	1,553,521	396,939	9.6	9.8
合 計	6,649,788	7,243,815	7,839,154	8,618,652	9,466,305	2,296,707	57.6	59.9
GDP合計	11,538,410	12,634,187	13,322,440	14,480,720	15,806,359	3,918,309	100.0	100.0
海外からの 純要素所得								
	2,480,580	2,676,779	2,792,513	2,949,700	3,200,314	844,383		
GNI合計	14,018,990	15,310,966	16,114,554	17,430,420	19,006,673	4,762,692		
GDP合計 (百万ドル) ⁽²⁾	271.9	284.6	292.8	304.9	313.6	75.8		
1人当たり GDP(ドル) ⁽²⁾	2,769	2,849	2,883	2,953	2,989	720		

出典：PSA

注：

(1) 2018年度の最初の3ヶ月間暫定値。

(2) 表示期間中の平均為替レートを使用して計算されている。下記「(4)通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、海外からの純要素所得及びGNIを実質市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (実質市場価格による。)(1)						GDPに占める割合	
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(2)	2013年度	2017年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)						(%)	
農業・狩猟・林業及び水産業部門								
農業・狩猟・林業	575,953	588,004	591,269	587,555	616,780	158,264	8.5	7.1
水産業	131,005	130,794	128,473	122,955	122,249	26,558	1.9	1.4
合 計	706,957	718,797	719,742	710,510	739,029	184,822	10.5	8.5
工業部門								
鉱業・採石業	72,893	81,695	80,500	83,112	86,222	20,187	1.1	1.0
製造業	1,538,912	1,666,514	1,760,989	1,884,320	2,043,118	533,765	22.8	23.6
建設業	381,747	409,277	456,932	519,697	539,267	122,502	5.7	6.2
電気・ガス・水道業	225,516	233,781	246,990	271,218	278,497	64,857	3.3	3.2
合 計	2,219,068	2,391,268	2,545,411	2,758,346	2,947,103	741,312	32.9	34.0
サービス部門								
輸送・倉庫・通信	505,415	538,044	581,289	615,583	636,577	164,513	7.5	7.3
自動車・オートバ イ・個人用品・家 庭用品の売買修理	1,121,102	1,185,810	1,270,526	1,362,635	1,467,855	331,026	16.6	16.9
金融仲介業	480,683	515,484	546,714	588,169	635,064	165,333	7.1	7.3
不動産・不動産貸 付・事業活動	739,025	798,081	854,747	930,555	999,493	234,568	10.9	11.5
一般公共サービス・ 防衛・強制的社会 保障	282,323	293,850	297,449	318,900	343,251	83,102	4.2	4.0
その他サービス	696,058	724,144	784,297	841,704	897,335	240,961	10.3	10.4
合 計	3,824,606	4,055,413	4,335,022	4,657,547	4,979,575	1,219,503	56.7	57.5
GDP合計	6,750,631	7,165,478	7,600,175	8,126,403	8,665,708	2,145,636	100.0	100.0
海外からの 純要素所得								
	1,401,578	1,474,725	1,543,062	1,630,427	1,279,139	459,653		
GNI合計	8,152,210	8,640,203	9,143,238	9,756,831	9,944,847	2,605,289		
GDPの年間成長率	7.1	6.1	6.1	6.9	6.7	6.8		
GNIの年間成長率	7.8	6.0	5.8	6.7	6.6	6.4		

出典：PSA

注：

(1) 2000年度の実質価格（constant 2000 prices）に基づいている。

(2) 2018年度の最初の3ヶ月間暫定値。

下表は、共和国のGNIを2000年度を基準とした実質価格による支出別に百分比で示したものである。

	支出別国民総所得の分配 (実質市場価格による。) ⁽¹⁾					
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽²⁾
	(単位：%)					
家計最終消費支出	57.6	57.3	57.6	57.7	57.5	56.7
政府消費	8.7	8.4	8.6	8.7	8.8	9.1
資本形成						
固定資本	17.6	17.8	19.7	23.1	23.9	26.0
建設	7.1	7.3	7.7	8.3	8.1	7.5
耐久設備	8.8	8.8	10.3	12.9	13.8	16.3
種畜・果樹開発	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1
知的財産生産物	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1
在庫変動	0.7	0.2	0.4	0.2	0.2	1.1
資本形成合計	18.3	18.0	20.1	23.3	24.1	27.1
輸出	37.1	39.4	40.4	41.9	47.4	48.2
財貨の輸出	29.7	31.9	32.1	32.9	37.8	36.4
サービスの輸出	7.4	7.5	8.3	9.0	9.6	11.8
輸入	38.8	40.2	43.6	48.4	54.4	59.4
財貨の輸入	30.7	31.8	34.2	38.7	44.6	48.5
サービスの輸入	8.1	8.5	9.4	9.6	9.9	10.9
国内総生産	82.8	82.9	83.1	83.3	83.4	82.4
海外からの純要素所得	17.2	17.1	16.9	16.7	16.6	17.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA

注：

(1) 2000年度の実質価格 (constant 2000 prices) に基づいている。

(2) 2018年度の最初の3ヶ月間暫定値。

フィリピン国民経済計算の定期修正

PSAは、共和国の国民経済計算について四半期ごとにデータを発表しており、これにはGDPとGNIのデータも含まれている。PSAの方針により、各四半期のGDP及びGNIのデータは翌四半期に修正される。一方、年次のデータは第1四半期のデータとともに発表され、その後毎年5月に修正される。GDP及びGNIの推計値は、3年後に「最終値」とみなされる。但し、PSAは、国民経済計算を全般的に修正する場合は、常に「最終値」とされた推計値も修正することができる。

通常、共和国の国民経済計算が修正されるのは、新たな又はより詳細なデータが得られた場合、もともとの情報源から修正されたデータを受領した場合、及び新興産業を追加又は閉鎖産業を除外した場合である。PSAは、かねてより国連の1968年改訂国民経済計算体系に従っている。現在、同国の国民経済計算は、直近の改定である2008年の推奨事項を多く採用している。

経済の主要部門

農業・狩猟・林業及び水産業部門

農業・狩猟・林業及び水産業部門のGDP寄与度は、実質市場価格ベースで2013年度の約10.5%から2017年度には約8.5%となった。

フィリピン共和国の主要農作物には、米やトウモロコシといった国内での消費が主目的で栽培される穀物や、国内市場と輸出に向けて生産されるココナツや砂糖キビ、バナナといったその他作物がある。フィリピンの農業システムは多彩であり、農業借地人と小作人が耕作を行う多数のココナツ農園、労務管理に基づき又は借地人により耕作される砂糖の大農園、及び主にバナナやパイナップル等の輸出用作物が栽培される大規模な「アグロビジネス」のプランテーションがこれに含まれる。コメ、トウモロコシ及びココナツは、それぞれ国内耕作地のおよそ4分の1を占めている。漁業生産は、商業漁業、地方自治体漁業及び養殖業に分類されている。

フィリピンの森林は同国の主要な天然資源の1つであり、広葉樹が多く生立している。長年にわたる人口の増加、移動耕作、違法な伐採や十分に行き渡らない植林活動により森林は荒廃しており、このため、政府主導のもと

原生林（環境天然資源省による1991年行政令による。）及び2次林の残存森林（アキノ政権による2011年行政命令による。）での伐採活動がほぼ全面的に禁止された。

2013年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2012年度の2.8%増から1.1%増となった。2013年度の成長率低迷は、主にコメ生産の成長率が2012年度の8.0%増から2.2%増へと急減したことが原因である。このコメ生産の低迷は、ヨランダ、ラブヨ、オデッテ、マリン及びナンドといった台風やモンスーンによる降雨、並びに猛暑などにみられる自然現象によるところが大きい。また、トウモロコシ、バナナ及びコブラの生産を含むココナツの生産もまた、それぞれ2012年度の6.3%増、0.7%増及び4.2%増から2013年度は0.4%減、6.3%減、2.8%減へと縮小しており、これも主に台風、モンスーン降雨及び猛暑による影響によるものである。こうした要因を一部押し上げたのが林業生産の急伸であり、同生産成長率は2012年度の2.3%から2013年度には39.8%に躍進している。この増進に寄与したのが国内外の市場における家具や据付品への根強い需要である。水産業による生産も、2012年度の0.4%減から2013年度には0.7%増と成長している。

2014年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2013年度の1.1%増から1.7%増に拡大した。同年度の成長率拡大は、トウモロコシとバナナの生産成長率が、それぞれ前年度の0.4%減、6.3%減から、5.1%増及び2.7%増に上昇したことが大きい。また、コメ、砂糖キビ及びマンゴーの生産も、それぞれ2013年度の2.2%増、6.9%減及び6.2%増から2.8%増、1.7%増及び8.1%増となった。こうした要因を一部押し下げたのが、家禽類及び畜産部門の減速で、これらの成長率はそれぞれ前年度の4.2%増、1.8%増から2014年度には0.4%増、1.0%増にとどまった。

2015年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2014年度の1.7%増から0.1%増へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主にコメの生産成長率が前年から一転縮小したことによるもので、2014年度の2.8%増から4.3%減となっている。また、前年度は5.1%増の成長率であったトウモロコシも2015年度には3.3%減となり、生産量が反転下降した。砂糖キビと林業の生産も前年度の1.7%増、2.6%増から一転し、それぞれ7.4%減、27.1%減となっている。一方家禽類の生産は、こうした反転基調を一部解消し2014年度の0.4%増から2015年度には5.7%増の成長率を記録している。同期間中、畜産及びコブラ生産を含むココナツの生産成長率は、それぞれ前年度の1.0%増、4.6%減から、2015年度は3.8%増、0.1%増に拡大した。

2016年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2015年度の0.1%増から1.3%減へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主に水産業の生産低下によるもので、同産業の生産成長率は2015年度の1.8%減から4.3%減に後退している。また、マンゴーの生産も前年度の4.5%増から反転し10.1%減となった。同期間中は、家禽類の生産成長率も減速し、2015年度の5.7%増から2016年度は1.3%増となっている。こうした要因を一部解消したのは畜産部門であり、前年度の3.8%増から2016年度は4.6%増を記録した。

2017年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2016年度の1.3%減から4.0%増となった。同年度の成長率拡大は、主にコメの生産増によるもので、成長率は2016年度の2.4%減から2017年度には12.7%増に上昇している。また、トウモロコシの生産も前年度から反転して上昇し、2017年度は昨年度の5.1%減から14.4%増に拡大した。同期間中は砂糖キビも増産され、2016年度の5.0%増から2017年度は35.2%増の成長率となった。こうした要因を一部押し下げたのが畜産分野であり、前年度の5.1%増から2017年度は0.9%増に縮小していた。

工業部門

工業部門は、鉱業・採石業、製造業、建設業、電気・ガス・水道業といったサブセクターで構成される。工業部門のGDP寄与度は、実質市場価格ベースで2013年度の約32.9%から2017年度には約34.0%に上昇している。

2013年度、工業部門の成長率は、2012年度の7.3%増から9.2%増となった。2013年度の工業部門成長率の拡大を支えたのは、主に製造業の躍進で、2012年度の5.4%増から2013年度には10.3%増に上昇している。この製造業による成長率拡大を一部押し下げたのは建設業の急落で、前年度の18.5%増から2013年度には9.6%増に落ち込んでいる。原因となったのは、商業用不動産貸借に関する規制の厳格化である。鉱業・採石業及び電気・ガス・水道業といったサブセクターは成長率が減速し、それぞれ前年度の2.2%増、5.3%増から、2013年度は1.2%増及び4.7%増となった。

2014年度、工業部門の成長率は、2013年度の9.2%増から7.8%増となった。2014年度の工業部門成長率の縮小の原因となったのは、主に製造業の減速であり、2013年度の10.3%増から2014年度には8.3%増に後退している。2014年度は建設業の成長率も後退し、前年度の9.6%増から2014年度には7.2%増という結果であった。この要因を一部押し上げたのは鉱業・採石業であり、成長率は前年度から上向いて2013年度の1.2%増から2014年度には12.1%増となった。

2015年度、工業部門の成長率は、2014年度の7.8%増から6.4%増となった。2015年度の成長率縮小の原因となったのは、主に製造業及び鉱業・採石業の後退で、それぞれ前年度の8.3%増、12.1%増から2015年度には5.7%増、

1.5%減に低下している。鉱業・採石業の縮小は、その他非金属鉱物の成長率が2014年度の11.9%増から一転減少し2015年度に1.7%増になったことが大きい。こうした要因を一部押し上げたのが、電気・ガス・水道業で、成長率は前年度の3.7%増から2015年度には5.7%増となった。

2016年度、工業部門の成長率は、2015年度の6.4%増から8.4%増となった。この成長率拡大を支えたのは、主に製造業の伸長で、成長率は2015年度の5.7%増から2016年度には7.0%増に上昇している。また、建設業も前年度の11.6%増から2016年度には13.7%増へと成長幅が拡大した。同様に電気・ガス・水道業及び鉱業・採石業といったサブセクターの成長率も拡大し、それぞれ前年度の5.7%増、1.5%減から2016年度には9.8%増、3.2%増となっている。

2017年度、工業部門の成長率は、2016年度の8.4%増から6.8%増となった。この成長率縮小の原因となったのは、主に建設業と電気・ガス・水道業といったサブセクターの後退であり、それぞれの成長率は前年度の14.9%増、10.0%増から2017年度には6.5%増、2.7%増に低下している。建設業の後退は、主に公共工事の減少によるもので、建設業の成長率は前年度の30.9%増から2017年度には10.0%増に縮小している。こうした要因を一部押し上げたのが製造業の成長率拡大であり、前年度の7.0%増から2017年度には8.3%増に上昇している。

製造業の成長率について詳細は下記「製造業」を参照のこと。

製造業

フィリピンの製造業は、3種の主要産業グループで構成される。

- ・ 食品、履物及び服飾産業を含む消費財グループ
- ・ 石油、化学及び化学製品産業を含む中間財グループ
- ・ 電気機械及び電子産業を含む資本財グループ

下表は、製造業を産業又は産業グループごとに分類した表で、2000年度の実質市場価格（constant 2000 market prices）換算による総付加価値（販売価格から、原材料費及びサービス実施費を減じたものと同額。）により示したものである。

産業グループ別製造業総付加価値
（実質市場価格による。）⁽¹⁾

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽²⁾
	（単位：百万ペソ）					
食品製造	554,984	593,577	603,249	652,709	685,442	183,920
飲料産業	58,632	73,080	72,375	79,341	80,012	13,816
タバコ製造	4,349	4,307	5,480	5,854	5,394	847
織物製造	26,435	30,428	32,384	29,737	26,141	4,720
衣料品	33,330	31,994	31,258	31,332	31,428	6,998
履物・革・革製品	6,993	7,137	7,478	8,110	8,745	2,331
木材・竹・トウ・籐製品	13,316	13,567	17,366	20,572	21,003	3,251
紙・紙製品	12,708	13,437	15,392	16,401	17,100	3,741
出版・印刷	8,225	15,308	17,916	18,791	19,507	5,904
石油その他燃料製品	43,266	49,683	49,035	49,689	55,407	13,687
化学・化学製品	184,363	191,229	220,902	242,814	261,951	41,883
ゴム製品・プラスチック製品	23,208	24,561	25,398	31,596	32,562	5,938
非金属鉱物製品	41,392	39,637	43,362	41,976	50,605	9,854
基金属産業	31,348	33,218	35,290	49,587	60,761	15,871
組立金属製品	14,063	20,335	21,994	21,986	33,022	5,636
機械・設備類（電気機械を除く。）	21,426	26,568	31,424	39,245	40,309	13,248
事務・会計・計算用機械	20,936	23,638	20,342	29,090	34,466	8,326
電気機械・装置	33,405	34,476	37,373	42,035	44,642	10,958
ラジオ・テレビ・通信設備装置	262,166	276,537	311,241	305,489	345,151	136,128
輸送設備	26,845	28,867	31,301	38,943	43,593	9,362
家具・据付品	77,078	94,741	90,378	89,898	104,573	25,057
その他の製造業	40,444	40,189	40,050	39,124	41,303	12,290
製造業における総付加価値	1,538,912	1,666,514	1,760,989	1,884,320	2,043,118	533,765

出典：PSA

注：

(1) 2000年度の実質価格（constant 2000 prices）に基づいている。

(2) 2018年度の最初の3ヶ月間暫定値。

2013年度、製造業の成長率は2012年度の5.4%増から10.3%増に拡大しており、主にこれを支えたのが93.5%増の化学・化学製品、49.4%増の基金属産業、10.0%増のラジオ・テレビ・通信設備装置といった分野であった。一方でこの拡大を一部押し下げたのは、15.7%減となった衣料品、19.3%減の輸送設備及び11.3%減の石油その他燃料製品であった。

2014年度、製造業の成長率は2013年度の10.3%増から8.3%増へと縮小した。同年度の成長率縮小の原因となったのは、主に4.2%減となった非金属鉱物製品である。一方でこうした成長率縮小を一部押し上げたのが、7.0%増の食品製造、24.6%増の飲料産業、及び14.8%増の石油その他燃料製品であった。

2015年度、製造業の成長率は2014年度の8.3%増から5.7%増へと縮小した。同年度の成長率縮小の原因となったのは、主に成長率が4.6%減となった家具・据付品、1.0%減の飲料産業といった分野である。一方でこうした要因を一部押し上げたのが15.5%増の化学・化学製品、及び12.5%増のラジオ・テレビ・通信設備装置であった。

2016年度、製造業の成長率は2015年度の5.7%増から7.0%増に拡大し、主にこれを支えたのが8.2%増の食品製造、43.0%増の事務・会計・計算用機械及び40.5%増の基金属産業であった。一方こうした拡大を一部押し下げたのが、1.8%減のラジオ・テレビ・通信設備装置、3.2%減の非金属鉱物製品及び8.2%減の織物製造であった。

2017年度、製造業の成長率は2016年度の7.0%増から8.4%増に拡大し、主にこれを支えたのが50.2%増の組立金属製品、13.0%増のラジオ・テレビ・通信設備装置及び11.5%増の石油その他燃料製品であった。一方こうした拡大を一部押し下げたのが、食品製造及び化学・化学製品であり、それぞれ前年度同期の8.2%増、9.9%増から2017年度は5.0%増、7.9%増となっている。

サービス部門

サービス部門には輸送・倉庫・通信、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の売買修理、金融仲介業、不動産・不動産貸付・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービスといったサブセクターが含まれる。サービス部門のGDP寄与度は依然として最大であり、実質市場価格ベースで2013年度の56.7%から2017年度には57.5%に増加している。

2013年度、サービス部門の成長率は、2012年度の7.1%増から7.0%増に縮小した。同年度の成長率縮小は、主にその他サービス、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の売買修理、及び一般公共サービス・防衛・強制的社会保障といったサブセクターの成長後退によるものである。その他サービスの成長率は、2013年度に5.2%増となり前年度の7.3%増を下回った。自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の売買修理は、前年度の7.7%増から2013年度は6.2%増と減速した。一方でこうした要因を一部押し上げたのが金融仲介業で、成長率は前年度の8.2%増から12.6%に拡大、これは主に2012年度の6.7%増から12.2%増に上昇した銀行業や、前年9.5%増から16.6%増となった保険業によるところが大きい。不動産・不動産貸付・事業活動も2012年度の6.4%増から2013年度は8.9%増に拡大している。

2014年度、サービス部門の成長率は、2013年度の7.0%増から6.0%増に縮小した。同年度の成長率縮小は、主に金融仲介業及びその他サービスといったサブセクターの成長後退によるものである。2014年度、金融仲介業は前年度の12.6%増から7.2%増へと減速したが、これは主に2013年度の12.2%増から7.8%増に縮小した銀行業と、前年度16.6%増から7.4%増に低下した保険業によるところが大きい。その他サービスの成長率も2013年度の5.2%増から2014年度には4.0%増まで縮小している。同サブセクターの成長減速は、主に前年度の5.0%増から1.6%増に後退した教育産業によるものである。一方でこうした要因を一部押し上げたのが一般公共サービス・防衛・強制的社会保障で、同分野の成長率は2013年度の2.7%増から2014年度には4.1%増に上昇している。輸送・倉庫・通信も前年度の6.0%増から2014年度には6.5%増に拡大した。

2015年度、サービス部門成長率は6.9%増となり、2014年度に記録された6.0%増を上回った。同年度の成長率拡大は、主にその他サービスによるもので、同分野の成長率は2014年度の4.0%増から8.3%増と急伸した。当該サブセクターの高成長を大きく牽引したのが教育産業の拡大で、同産業の成長率は前年度1.6%増から2015年度には6.9%増となっている。また、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の売買修理、及び輸送・倉庫・通信といったサブセクターも同部門の高成長を支え、これらの成長率はそれぞれ2014年度の5.8%増、6.5%増から2015年度は7.1%増、8.0%増に拡大している。一方でこれらサブセクターの高成長を一部押し下げたのが、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障で、成長率は前年度の4.1%増から2015年度は1.2%に後退している。不動産・不動産貸付・事業活動の成長率も2014年度の8.0%増から7.1%増に後退、これについては賃貸その他の事業活動が前年度の13.5%増から2015年度には9.6%増に減速したことが主な原因とされている。

2016年度、サービス部門成長率は、2015年度に記録された6.9%増から7.4%増に拡大した。同年度の成長率拡大は、主に不動産・不動産貸付・事業活動の拡大による結果であり、成長率は前年度の7.1%増から8.9%増に上昇している。この成長拡大を大きく牽引したのが貸付事業及びその他の事業活動で、前年度の9.6%増から14.7%増に上向いている。また、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障、及び自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の売買修理といったサブセクターもサービス部門の拡大成長を後押ししており、成長率はそれぞれ前年度の1.2%増、7.1%増から同年度はいずれも7.2%増となった。こうした趨勢を一部押し下げたのは、輸送・倉庫・通信の低迷であり、成長率は前年度の8.0%増から同年度は5.9%増に縮小した。これには前年度の7.8%増から4.1%増となった通信分野の減退が大きく響いた。その他サービスもまた同期中に減速したサブセクターで、前年度の8.3%増から7.3%増へと落ち込んでいる。

2017年度の当初9ヶ月において、サービス分野の成長率は6.7%増となり、前年度同期に記録した7.5%増を下回った。同期間中の成長率縮小は、主に輸送・倉庫・通信及びその他サービスの減速によるもので、これらの成長率はそれぞれ前年度同期の5.7%増、7.8%増から、3.8%増、6.5%増となっている。輸送・倉庫・通信の低迷は陸輸の後退によるところが大きく、成長率は前年度同期の7.0%増から3.3%増となった。その他サービスの低迷の主な原因となったのは、娯楽・文化・スポーツ活動の成長率減退で、前年度同期の9.2%増から同年度は0.8%減に縮小していた。一方でこうした要因を一部押し上げたのが一般公共サービス・防衛・強制的社会保障の成長率拡大で、同サブセクターの成長率は前年度同期の5.1%増から7.2%増となっていた。

輸送、倉庫及び通信業

フィリピンの地形は起伏に富んでおり、道路、空輸・海運体制を十分に整備することが重要である。政府は、民間部門に対し基本的な運輸サービスの提供と、域内における地方と都市間の交通網強化を働きかけている。アヨロ政権時代には大型の輸送プロジェクトが実施されており、「メトロ・レール・トランジット・プロジェクト」、

「メトロ・マニラ・スカイウェイ・プロジェクト」、「マニラ・カビテ・エクスプレスウェイ・プロジェクト」、「サウス・ルソン・エクスプレスウェイ・エクステンション」、イロイロ国際空港の開設及びサビック・ベイ・フリーポートの開港などがこれに含まれる。

フィリピンの道路網は同国において最も重要な輸送システムであり、その道路総延長は220,000キロメートル超となっている。マニラ首都圏を中心に7.1百万台を超える車両がこの道路網を使用しており、これには3.9百万台を超える公用車も含まれている。首都圏では、交通管理や多種にわたる技術対策の実施にもかかわらず、依然として交通渋滞が続いている。政府は、交通渋滞緩和のために既存の道路網に代わる道路網や大規模な高速輸送鉄道の建設を行ってきたが、現在も引き続きこれらの進展に努めている。

鉄道施設の使用は、フィリピン国有鉄道の施設が劣化したこともあり大幅に後退している。鉄道施設の使用促進を目的に、同国政府は建設・リース・移転の協定を結んで資金を調達し、マニラ首都圏に2線型ライトレールシステムを建設した。また、支線の建設及び現存する本線の延長工事を行うプロジェクトや計画も進行中である。

同国には10ヶ所の国際空港及び75のその他施設があり、共和国内の空輸ニーズに対応している。同国政府は、主要空港が国際的な水準に適合するようこれら空港の改良を進め、かつ共和国内の航空管制・通信体制を全般的に現代化していく計画を有している。

過去10年間に政策が目指したのは、当該産業を競争に開放することで貨物通過率を引き下げ、その一方でサービスの質を向上させることである。アキノ前大統領時代の「パブリック・プライベート・パートナーシップ」プログラムに基づく大型輸送プロジェクトのうち、10件の輸送プロジェクトが優先プロジェクトに指定され、2011年から実行されている。これらプロジェクトのうち主なものは、メトロ・マニラ・スカイウェイとマニラ・カビテ・コースタル・エクスプレスウェイをつなぐ「ナイア・エクスプレスウェイ（フェーズII）」、「LRTライン2・イースト・エクステンション」、「MRT/LRTエクステンション・プログラム」、ボホール空港プロジェクト、及び現存するプエルト・プリンセサ国際空港を国際的に標準とされる水準に適合させるための改修工事である。

電話回線は、マニラ首都圏外を中心にかねてより不足状態にあり、長い間基本的な電話サービスの開通が待たれていた。これに対し政府は、電話回線数と相互接続の大幅増を目指して1993年に電気通信産業を自由化、競争を活発化させた。また同国政府は、電話サービス等が普及していない国内地域を対象に、電話回線、交換器及び送信設備を提供するプログラムを継続して実施している。2014年12月31日現在、共和国内にはおよそ5.9百万の電話回線が敷設され、そのうち約3.2百万回線が加入利用されている。共和国においてセルラー式移動体通信の加入数は、同日現在で約130.3百万台と見られており、これは同国国民が1人当たり約1.29台のセルラー式移動体通信に接続している計算となる。インターネットサービスへの加入者数は、2010年12月31日現在の約4.3百万人から2014年12月31日現在には約9.0百万人へと、近年は順調に拡大している。同期間中、同国電気通信委員会に登録したインターネットサービス・プロバイダーの数は、2010年12月31日現在の304社から、2014年12月31日現在には728社へと膨らんだ。

2017年11月、共和国は、同国電気通信産業における複占状態を解消する目的で、ある中国企業グループに対し、共和国内に第三の電気通信企業を設立し運営するよう要請した。現在、共和国は中国の電気通信企業による提案書の提出を待っている段階であり、同書提出後の45日間にかかる提案書の受入可否を決定する方針である。

海外からの純要素所得

海外からの純要素所得は、GNIの構成要素であるがGDPの算出対象には含まれていない。海外からの純要素所得は、フィリピン経済の重要な要素であり、在外労働者による本国送金に大きく支えられている。海外からの純要素所得には、在外労働者の報酬推計額や、在外労働者が所有する資産からの投資報酬が含まれている。PSAによる最新データによると、2013年度、2014年度、2015年度、2016年度、2017年度及び2018年度の最初の3ヶ月間において、海外からの純要素所得がGNIに占める割合はそれぞれ、17.2%、17.1%、16.9%、16.7%、12.3%及び17.6%であった。

2013年度、海外からの純要素所得成長率は、2012年度の9.3%増から11.7%増に拡大した。同年度の拡大を支えているのは主に報酬額が9.7%増となったことによる資金の流入増や、物件費が11.1%減となったことによる資金流出額の微減によるところが大きい。一方でこうした要因を一部押し下げたのは、25.4%減となった物件収入による資金流入額の減少であった。

2014年度、海外からの純取得成長率は、2013年度の11.7%増から5.2%増に減速した。同年度の減速の原因となったのは主に資金流入額の伸幅縮小で、これは前年度の9.7%増から5.9%増へ縮小した報酬額の成長率後退、及び11.5%増に拡大した物件費に起因する資金流出額の増大によるものである。

2015年度、海外からの純要素所得成長率は、2014年度の5.2%増から4.6%増に縮小した。同年度の縮小の原因となったのは、主に資金流入額の伸幅縮小で、この後退は、2014年度の5.9%増から3.5%増へと失速した報酬額の伸率低下があり、在外労働者の採用減による減速が大きな原因である。一方でこれを一部押し上げたのが資金流出額の伸幅縮小で、物件費の減少を理由に前年度の11.5%増から1.2%増に低下している。

2016年度、海外からの純要素所得成長率は、2015年度の4.6%増から5.7%増に拡大した。同年度の拡大を支えているのは主に8.2%減となった資金流出額の伸幅減少で、これは物件費が8.2%減となったことによるものである。一方でこれを一部押し下げたのが資金流入額の伸幅縮小で、2016年度に物件収入の伸率が24.2%増と前年の28.8%増から低下したことが原因である。

2017年度、海外からの純要素所得成長率は、2016年度の5.7%増から8.5%増に拡大した。

物価、雇用及び賃金

インフレーション

フィリピンでは、インフレーションを消費者物価指数（以下「CPI」という。）により年次のパーセンテージ変化率で報告しており、これは一般的な消費者が使用する財及びサービスの標準的な「バスケット（消費構造）」を定め、この平均価格を測定するものである。NSOは、家計調査を3年ごとに全国的に実施している。政府はかつて「2000年CPIバスケット（2000年を100としたCPIバスケット）」及び「2006年CPIバスケット（2006年を100としたCPIバスケット）」の双方に基づきインフレデータを報告していたが、2012年1月からは2006年CPIバスケットが公式のインフレーション計測基準となった。

下表は、2006年CPIバスケットの主な構成要素とその比重を示したものである。

2006年CPIバスケットの主要構成要素

分類	2006年 CPIバスケット
食料品・ノンアルコール飲料合計	39.0%
コメ	8.9%
アルコール飲料・タバコ合計	2.0%
食料品以外合計	59.0%
衣類・履物	3.0%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	22.5%
据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品	3.2%
健康	3.0%
輸送	7.8%
通信	2.3%
娯楽・文化	1.9%
教育	3.4%
レストランその他の財・サービス	12.0%

下表は、CPI（2006年CPIバスケットを基準とする。）及び製造業部門のCPI相当指数である生産者物価指数（以下「PPI」という。）（2000年PPIバスケットを基準とする。）、並びに各指数における年次のパーセンテージ変化率を示したものである。

消費者物価指数及び生産者物価指数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾
CPI	134.0	139.5	141.5	144.0	148.6	153.7
インフレ率	3.0%	4.1%	1.4%	1.8%	3.2%	4.4%
製造業PPI	152.4	151.0	141.0	134.1	132.9	132.7
インフレ率	(7.6)%	(0.9)%	(6.6)%	(4.9)%	(1.0)%	(1.0)%

出典：PSAによる数値をバンコ・セントラルのスタッフが計算したもの。

注：

(1) 2018年度の最初3ヶ月間を対象としている。

2013年度の年間平均インフレ率は3.0%であり、2012年度の3.2%を下回った。同年度の年間平均インフレ率の減速は、食料品・ノンアルコール飲料、アルコール飲料・タバコ及び通信を除く消費財グループ全般にわたり記録された。アルコール飲料・タバコの年間平均インフレ率は、2012年度の5.0%から急伸し29.8%となった。

2014年度の年間平均インフレ率は4.1%であり、2013年度の3.0%を上回った。同年度の年間平均インフレ率の上昇は、主に食料品・ノンアルコール飲料、住宅・水道・電気・ガスその他燃料、健康、輸送及び教育といった分野の物価指数の伸率が前年比で拡大したことによるものである。

2015年度の年間平均インフレ率は1.4%であり、2014年度の4.1%を下回った。同年度は主要な消費財グループのすべてが、前年度の平均増加率を割り込んでいる。中でも住宅・水道・電気・ガスその他燃料分野は、前年度の平均インフレ率2.3%から反転、同年度は1.3%減となり、食料・ノンアルコール飲料の物価指数は前年度の6.7%を大きく下回る2.5%となっている。アルコール飲料・タバコでも平均インフレ率は低下し、前年度の5.2%から同年度は3.8%を記録した。

2016年度の年間平均インフレ率は1.8%であり、2015年度の1.4%を上回った。同年度の年間平均インフレ率上昇は、主にアルコール飲料・タバコが前年度3.8%から5.7%に伸長したことによるものである。また、レストランその他財・サービス分野の価格指数も前年度1.3%から同年度は2.1%という平均インフレ率を記録した。一方でこうした要因を一部押し下げたのが教育分野であり、平均インフレ率は前年度の4.2%から2.6%に低下している。

2017年度、CPIは、平均インフレ率3.2%を記録し、2016年度に記録した平均インフレ率1.8%を上回るインフレ率であった。食料・ノンアルコール飲料の物価指数は、前年度の平均インフレ率2.5%から、同年度は平均インフレ率3.7%となった。住宅・水道・電気・ガスその他燃料分野の物価指数は、前年度の平均デフレ率0.2%から、同

年度は平均インフレ率3.2%となった。輸送分野の物価指数は、前年度の平均インフレ率0.3%から、3.3%の平均インフレ率となっている。一方でこうした要因を一部押し下げたのが教育分野であり、平均インフレ率は前年度の2.6%から2.1%に低下している。

2015年度、PPIは平均デフレ率6.6%を記録し、2014年度に記録した0.9%を上回るデフレ率であった。石油製品、木材・木材製品、電気機械及び家具・据付品といった分野の物価指数が、それぞれ前年度の2.5%減、2.6%増、1.3%増、11.7%減から、同年度は21.0%減、18.7%減、15.8%減及び27.2%減となった。2015年度は履物・衣料品、出版・印刷、ゴム製品・プラスチック製品、非金属鉱物製品、基金属及び輸送設備といった分野の物価指数も低下している。

2016年度、PPIは平均デフレ率4.8%を記録し、2015年度に記録した6.6%を下回るデフレ率であった。石油製品、木材・木材製品、電気機械及び家具・据付品といった分野の物価指数が、それぞれ前年度の21.0%減、18.7%減、15.8%減、27.2%減から、同年度は9.2%減、2.7%減、4.0%減及び17.3%減となった。2016年度は、履物・衣料品、革製品、出版・印刷、ゴム製品・プラスチック製品、基金属及び輸送設備といった分野の価格指数も低下している。

2017年度、PPIは平均デフレ率1.0%を記録し、2016年度に記録した4.9%を下回るデフレ率であった。こうした低迷の要因として一部あげられるのが、2桁減となった組立金属製品（-38.1%）、家具・据付品（-20.2%）、革製品（-16.3%）及びセメント（-15.3%）といった分野である。これを僅かに緩和したのは石油製品の物価指数好転で、過去3年度にわたり低下を記録した後2017年度には前年度比で14.2%の上昇となった。一方、PPIは、2018年度第1四半期において1.0%減と横ばいであった。

雇用及び賃金

下表は、経済の各種部門の雇用に関する抜粋情報を示している。

	雇用に関する抜粋情報				
	2013年度 ⁽¹⁾	2014年度 ⁽¹⁾	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽²⁾
	(単位：別途記載がある場合を除き、%)				
雇用者数（単位：千人） ⁽³⁾	36,286	37,310	38,741	40,998	40,335
失業率	7.2	6.8	6.3	5.5	5.7
部門別雇用シェア：					
農業・狩猟・林業及び水産業部門	30.4	30.0	29.2	27.0	25.4
工業部門					
鉱業及び採石業	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5
製造業	8.5	8.4	8.3	8.3	8.6
建設業	6.3	6.6	7.0	8.2	8.8
上水道、下水道、廃水管理及び浄化事業	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
電気、ガス、蒸気及び空調供給業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
工業部門合計	15.8	16.0	16.2	17.5	18.3
サービス部門					
運輸・保管業	7.2	7.0	7.2	7.4	7.8
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	18.7	18.8	18.9	19.6	19.6
金融業及び住宅供給業 ⁽⁴⁾	6.8	6.8	7.2	7.1	7.8
その他のサービス ⁽⁵⁾	21.1	21.3	21.4	21.5	21.3
サービス部門合計	53.8	53.9	54.7	55.6	56.3
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA、本年度の労働・雇用状況、労働力調査

注：

- (1) 台風ヨランダの影響により、2013年度及び2014年度の数値にレイテ州は含まれていない。
- (2) 在外労働者を含まない。
- (3) 2016年4月より前の数値は、2000年の人口及び住居に関する国勢調査に基づく人口予測を用いて算出されている。2016年4月以降の数値は、2010年の人口及び住居に関する国勢調査に基づく人口予測を用いて算出されている。
- (4) 金融・保険業、不動産業並びに公務及び防衛、強制的社会保障事業の合計。
- (5) 運輸・保管業、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業並びに金融業及び住宅供給業を除くその他すべてのサービス部門の合計。

政府の代表者、企業及び労働者の3者で構成される地域毎の団体は、地域や産業によって異なる最低賃金要件を定めている。最低賃金要件は、フィリピン法に基づき、12ヶ月間に1度だけ増額することができる。国内で労働者の最低賃金が最も高いのは、メトロ・マニラ及びその周辺地域である。現在、メトロ・マニラを含む共和国の首都圏における非農業従事者の最低賃金は、1日475ペソから512ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日475ペソである。共和国のその他の地域においては、非農業従事者の最低賃金は1日243ペソから380ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日243ペソから353.5ペソである。

政府は失業者を、求職中でありかつ直ちに就業可能な15歳以上のすべての無職の者（例えば、求職中であるが、直ちに就業可能でない学生は除く。）と定義している。

共和国の2013年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、36.3百万人と見積もられた。平均失業率は、2012年度の7.0%に対し、2013年度にはやや上昇して7.2%となった。台風ヨランダの影響により、2013年度の見積もりにレイテ州は含まれていない。共和国の労働者は主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用合計の53.8%を構成した。サービス部門で雇用者数が最も多いサブセクターには、雇用合計の21.1%を雇用していたその他のサービス及び雇用合計の18.7%を雇用していた卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業が含まれた。2013年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門は雇用合計の30.4%を構成し、工業部門は雇用合計の15.8%を構成した。

共和国の2014年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、37.3百万人と見積もられた。平均失業率は、2013年度の7.2%に対し、6.8%に低下した。台風ヨランダの影響により、2014年度の見積もりにレイテ州は含まれていない。過年度同様、労働者の大半はサービス部門で雇用されており、共和国の雇用合計の53.9%に相当した。雇用者数が最も多いサブセクターには、雇用合計の21.3%を雇用していたその他のサービス及び雇用合計の18.8%を雇用して

いた卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業が含まれた。2014年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の30.4%及び16.0%を構成した。

共和国の2015年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、38.7百万人と見積もられた。2015年度の平均失業率は、2014年度に記録された6.8%から低下して6.3%となった。台風ヨランダの影響により、2015年度の見積もりにレイテ州は含まれていない。2015年度の平均労働力率は、2014年度に記録された64.4%から低下して63.7%となった。2015年度の平均不完全雇用率は、2014年度に記録された18.4%からわずかに上昇して18.5%となった。共和国の労働者は、2015年度においても引き続き主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用合計の54.7%に相当した。2015年度において、雇用者数が最も多いサブセクターには、共和国の雇用合計の21.4%を雇用していたその他のサービス及び雇用合計の18.9%を構成した卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業が含まれた。2015年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門は雇用合計の29.2%を構成し、工業部門は雇用合計の16.2%を構成した。

共和国の2016年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、41.0百万人と見積もられた。平均失業率は、2015年度に記録された6.3%から低下して5.5%となった。2016年度の平均労働力率及び平均不完全雇用率は、それぞれ2015年度の63.7%及び18.5%からともにわずかに低下してそれぞれ63.4%及び18.3%となった。過年度同様、共和国の労働者は主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用人口合計の55.6%に相当した。その他のサービスの労働者は、雇用合計の21.5%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業の労働者は、雇用合計の19.6%を構成した。2016年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の27.0%及び17.5%を構成した。

2017年度の暫定値によると、共和国の雇用者総数は、在外労働者を除き、40.3百万人と見積もられた。失業率は、2016年度末現在記録された5.5%から上昇して5.7%と見積もられた。2017年度の労働力率及び不完全雇用率は、それぞれ2016年度末現在の63.4%及び18.3%からともに低下してそれぞれ61.2%及び16.1%と見積もられた。過年度同様、共和国の労働者は主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用人口合計の56.3%に相当すると見積もられた。卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業の労働者は、雇用合計の19.6%を構成すると見積もられた。2017年度において、農業部門及び工業部門は、それぞれ雇用合計の25.4%及び18.3%を構成すると見積もられた。

暫定値によると、2017年度の失業人口合計に占める15歳から24歳までの若者の割合は、2016年度に見積もられた48.4%から低下して46.7%と見積もられた。性別の観点から見ると、2017年度の失業労働人口に占める女性の割合は34.4%と見積もられたのに対し、同年度の失業労働人口に占める男性の割合は65.6%と見積もられた。

下表は、共和国の雇用に関する情報を性別及び年齢階級別に示している。

性別・年齢階級	雇用状況別15歳以上世帯人口の構成比（性別・年齢階級別）			
	2017年1月		2018年1月	
	雇用	失業	雇用	失業
	（単位：％）			
男女計				
15～24歳	16.7	44.1	16.8	43.2
25～34歳	26.6	29.6	26.6	31.1
35～44歳	23.1	10.8	22.9	12.6
45～54歳	18.6	8.9	18.4	8.0
55～64歳	10.8	5.8	10.9	4.4
65歳以上	4.2	0.9	4.4	0.6
未報告	-	-	0.0	-
全年齢合計	100.0	100.0	100.0	100.0
男性				
15～24歳	10.8	28.1	10.8	27.2
25～34歳	17.2	21.7	17.2	19.7
35～44歳	14.4	7.9	14.0	8.7
45～54歳	11.2	6.8	10.9	6.0
55～64歳	6.3	4.4	6.4	3.5
65歳以上	2.4	0.8	2.5	0.4
全年齢合計	62.3	69.6	61.7	65.5
女性				
15～24歳	5.9	16.0	6.0	16.1
25～34歳	9.4	8.0	9.4	11.4
35～44歳	8.7	2.8	8.9	3.9
45～54歳	7.4	2.1	7.6	2.0
55～64歳	4.5	1.3	4.5	0.9
65歳以上	1.7	0.1	1.9	0.2
全年齢合計	37.7	30.4	38.3	34.5

出典：PSA、労働力調査

2018年4月現在の失業人口合計に占める15歳から24歳までの若者の割合は、2017年4月現在記録された49.5%から低下して45.8%となった。性別の観点から見ると、2017年度の雇用労働人口及び失業労働人口に占める女性の割合は、それぞれ37.85%及び34.42%であったのに対し、2017年度の雇用労働人口及び失業労働人口に占める男性の割合は、それぞれ62.15%及び65.58%であった。PSAは、政府が決定した1人当たり貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧及び非食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）及び1人当たり食糧貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）に関して測定された共和国の貧困に関する統計を発表している。PSAによると、1人当たり収入が1人当たり貧困ラインを下回る世帯の割合は、2009年度の20.5%から低下して2012年度には19.7%、2015年度には16.5%となった。1人当たり収入が1人当たり食糧貧困ラインを下回る世帯の割合は、2009年度の7.9%から低下して2012年度には7.5%、2015年度には5.7%となった。当該期間において共和国の世帯及び個人の収入水準が貧困ライン又は食糧貧困ラインを下回ることとなった要因の1つに、同期間において共和国に影響を及ぼした台風による損害が挙げられる。

海外における雇用

在外労働者からの送金は、フィリピン経済にとって重要な収入源である。共和国は、在外労働者の報酬及び在外労働者とその財産から得た投資収益の見積額を海外からの純要素所得とみなしており、PSAが発表した最新の数値によると、海外からの純要素所得は、2012年度、2013年度、2014年度、2015年度、2016年度及び2017年度の最初の9ヶ月間において、それぞれGNIの16.6%、17.2%、17.1%、16.9%、16.7%及び16.8%を占めた。PSAの2017年の在外フィリピン人に関する調査によると、2017年度末現在約2.3百万人の在外労働者がおり、そのうち約1.08百万人が男性、約1.25百万人が女性であった。

下表は、在外労働者の地理的分布を示している。

在外労働者の地域別分布

	2017年9月30日現在 就労先別 ⁽¹⁾			2017年9月30日終了6ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾			2017年9月30日終了6ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
	(単位：%)			(単位：百万ペソ)			(単位：千ペソ)		
アフリカ	1.1	2.4	0.1	2,207	2,103	104	91	91	109
アジア	85.5	77.3	92.7	114,361	62,032	52,330	67	87	53
東アジア	18.9	15.7	21.7	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
香港	6.5	0.5	11.7	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
日本	4.9	6.9	3.2	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
台湾	3.8	3.0	4.5	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
その他の東アジア諸国 ⁽³⁾	3.7	5.3	2.3	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
東南アジア・中南アジア	9.5	9.3	9.6	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
マレーシア	1.7	1.5	1.8	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
シンガポール	5.3	4.3	6.1	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
その他の東南アジア・中南アジア諸国 ⁽⁴⁾	2.5	3.5	1.7	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
西アジア	57.1	52.3	61.3	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
クウェート	6.7	2.6	10.3	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
カタール	5.5	6.0	5.1	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
サウジアラビア	25.4	28.7	22.5	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
アラブ首長国連邦	15.3	12.6	17.5	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
その他の西アジア諸国 ⁽⁵⁾	4.3	2.4	5.9	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)	- (6)
オーストラリア	1.6	2.3	0.9	3,550	2,777	773	110	118	87
ヨーロッパ	6.4	10.1	3.1	14,426	11,847	2,578	118	136	74
北アメリカ・南アメリカ	5.4	8.0	3.2	12,279	9,863	2,416	114	133	72
その他の諸国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計/平均	100.0	100.0	100.0	146,823	88,622	58,201	74	96	54

出典：PSA - 2017年の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 端数処理のため、内訳の合計が総数と合わない場合がある。見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
- (2) 端数処理のため、内訳の合計が総数と合わない場合がある。見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。
- (3) 中華人民共和国、北朝鮮及び韓国を含む。
- (4) ブルネイ、カンボジア及びインドネシアを含む。
- (5) パーレーン、イスラエル、レバノン及びヨルダンを含む。
- (6) 未計算。

下表は、在外労働者の職業別分布及び年齢階級別分布をそれぞれ示している。

	在外労働者の職業別分布 ⁽¹⁾								
	2017年9月30日現在 就労先別 ⁽¹⁾			2017年9月30日終了6ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾			2017年9月30日終了6ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
	(単位：％)			(単位：百万ペソ)			(単位：千ペソ)		
管理職	1.1	1.4	0.9	2,661	1,655	1,006	103	109	95
専門職	8.7	8.3	9.0	17,835	9,794	8,041	107	144	82
技師及び准専門職	5.8	9.5	2.5	14,069	12,476	1,593	125	147	58
事務補助員	3.4	2.6	4.0	4,599	1,679	2,920	69	69	69
サービス・販売従事者	18.0	15.7	20.0	22,942	11,075	11,867	63	79	53
農林漁業従事者	0.4	0.7	0.1	354	354	-	71	71	-
技能工及び関連職業の従事者	11.4	22.1	2.1	18,257	16,690	1,567	80	80	75
設備・機械の運転工及び組立工	13.7	26.9	2.3	27,516	26,153	1,363	99	102	60
単純作業の従事者	37.6	12.8	59.0	38,591	8,746	29,845	52	74	47
合計／平均	100.0	100.0	100.0	146,823	88,622	58,201	74	96	54

出典：PSA - 2017年の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 端数処理のため、内訳の合計が総数と合わない場合がある。見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
- (2) 端数処理のため、内訳の合計が総数と合わない場合がある。見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。

年齢階級	在外労働者の年齢階級別分布 ⁽¹⁾		
	男女計	男性	女性
	(単位：％)		
15～24歳	6.4	5.3	7.2
25～29歳	20.4	16.0	24.1
30～34歳	21.7	19.8	23.4
35～39歳	18.1	18.6	17.6
40～44歳	16.1	17.2	15.3
45歳以上	17.4	23.0	12.5
全年齢合計	100.0	100.0	100.0

出典：PSA - 2017年の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 端数処理のため、内訳の合計が総数と合わない場合がある。見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2017年4月1日から2017年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

世界各国におけるフィリピン人労働者に対する需要は依然として根強い。2016年度の最初の2ヶ月間において、認定済業務発注は160,277件に達し、その31.6％はサービス従事者、生産従事者並びに専門的・技術的職業及び関連職業従事者に関する作業業務発注で構成された。作業業務発注の大半は、サウジアラビア、クウェート、カタール、台湾及びアラブ首長国連邦の労働市場を対象としたものであった。

社会保障機構及び公務員保険機構

共和国は、社会保障機構及び公務員保険機構以外による失業補償の給付又は一般的な福祉給付を行っていない。社会保障機構は、民間部門の従業員（自営業者及びその家族を含む。）に対し、障害、疾病、老齢及び死亡による収入の減少に対する保護を提供する。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金並びに社会保障機構の投資収益が同機構の財源となっている。社会保障機構は、その資金を国債及び国内株式に投資している。

公務員保険機構は、公務員に対する社会保障給付（退職給付、生命保険、医療及び疾病・障害給付を含む。）を管理する。また、政府の建物や設備等の財産に関する自家保険プログラムも管理する。公務員保険機構はさらに、公務員向け住宅ローンを含む融資プログラムの監督も行う。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金が同機構の財源となっている。各政府機関は、拠出金の分担分及び業務の危険性に基づき支払う割増保険料を賄うのに必要な金額を年間歳出予算に含めなければならない。公務員保険機構は、その資金を社会保障機構と同様の方法により投資している。

貯蓄

下表は、GDPに占める国民総貯蓄、国内総貯蓄、投資合計及び貯蓄投資ギャップの割合を示している。

項目	国民貯蓄及び投資				
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
国民総貯蓄	21.0%	24.2%	24.3%	23.7%	24.0%
国内総貯蓄	18.2%	20.0%	20.6%	21.2%	24.3%
投資	18.2%	20.0%	20.6%	21.2%	24.3%
貯蓄投資ギャップ	2.8%	4.2%	3.8%	2.5%	(0.3)%

出典：バンコ・セントラル、PSA

（３）【貿易及び国際収支】

国際収支

概要

国際収支の数値は、国内及び国外への商品、サービス及び資本の相対的なフローを測定し、経常収支及び資本・金融収支において表される。経常収支は、国の商品貿易、サービス貿易、収益及び経常移転取引を記録している。資本・金融収支は、資本移転及び非製造・非金融資産の買収又は処分に関係するすべての取引をカバーする資本収支、並びに、一定の経済圏における、海外金融資産及び負債の所有権の移転に関連するすべての取引をカバーする金融収支を含んでいる。国際収支の黒字は外貨の純流入額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が増加し、国内通貨を強くしている。国際収支の赤字は、外貨の純流出額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が低下し、国内通貨を弱くしている。

修正

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計は、NSOが集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、NSOにより報告された商品貿易の統計は、バンコ・セントラルにより調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するBPM6の枠組みを2011年度以降分から採用し、財産所得及び費用勘定の修正を行った。2014年3月、バンコ・セントラルは、BPM6ベースで、2005年度から2010年度分についての国際収支統計を修正再表示した。このBPM5の方式からBPM6の方式への移行に伴い修正再表示された国際収支統計の主な変更点は、(i)加工用財貨その他の委託された品目の、商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、(ii)財貨の修理の、商品貿易収支からサービス貿易収支への再分類、(iii)仲介貿易商品の、サービス貿易収支から商品貿易収支への再分類、(iv)間接的に計測される金融仲介サービスの、第一次所得収支からサービス貿易収支への再分類、(v)移民送金による移転収支の、資本収支からの除外、(vi)金融収支の計算方法の、「負債 - 資産」から「資産 - 負債」への変更、並びに(vii)従前のアプローチでは、直接投資は対外直接投資又は対内直接投資として表示されていたのに対し、投資が資産と負債のいずれに関するものであるかを基準として直接投資収支のデータを整理するようになったことである。バンコ・セントラルは、最新の国際収支の発表と同時に、様々な省庁から受領した更新データ、及び報告方法の変更について調整した以前報告された国際収支のデータに対する修正を発表することがある。下記に示す国際収支のデータは、本書の日付と同日付の、バンコ・セントラルが発表した最新のデータを反映している。

下表は、2013年度から2016年度の共和国の国際収支、及び2017年度暫定値を示している。

	国際収支				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
経常収支⁽²⁾	11,384	10,756	7,266	(1,199)	(2,518)
輸出額	97,886	107,546	105,851	108,905	121,140
輸入額	86,502	96,791	98,585	110,104	123,658
商品・サービス、第一次所得	(9,690)	(12,026)	(15,997)	(25,926)	(28,601)
総輸出額	76,206	84,101	81,765	83,494	94,315
総輸入額	85,896	96,127	97,762	109,420	122,916
商品・サービス	(10,647)	(12,754)	(17,854)	(28,506)	(31,695)
輸出額	67,848	75,322	72,262	73,938	83,804
輸入額	78,495	88,076	90,117	102,444	115,499
商品	(17,662)	(17,330)	(23,309)	(35,549)	(41,191)
輸出額	44,512	49,824	43,197	42,734	48,199
輸入額	62,174	67,154	66,506	78,283	89,390
サービス	7,015	4,576	5,455	7,043	9,496
輸出額	23,335	25,498	29,065	31,204	35,605
輸入額	16,320	20,922	23,610	24,160	26,109
第一次所得	957	727	1,857	2,579	3,094
収入額	8,358	8,779	9,503	9,556	10,511
支出額	7,401	8,052	7,646	6,977	7,417
第二次所得	21,073	22,782	23,263	24,728	26,083
収入額	21,680	23,446	24,086	25,411	26,826
支出額	606	663	823	684	742
資本収支⁽²⁾	134	108	84	62	57
収入額	151	121	99	77	90
支出額	18	13	15	15	34
金融収支⁽³⁾	2,230	9,631	2,301	175	(2,208)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	6,337	15,004	6,139	5,658	6,530
負債の純増 ⁽⁴⁾	4,106	5,373	3,838	5,483	8,738
直接投資	(90)	1,014	(100)	(5,883)	(8,110)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	3,647	6,754	5,540	2,397	1,939
負債の純増 ⁽⁴⁾	3,737	5,740	5,639	8,280	10,049
ポートフォリオ投資	(1,001)	2,708	5,471	1,480	3,889
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	(638)	2,705	3,343	1,216	3,093
負債の純増 ⁽⁴⁾	363	(3)	(2,128)	(264)	(796)
金融デリバティブ	(88)	4	6	(32)	(51)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	(312)	(293)	(531)	(701)	(503)
負債の純増 ⁽⁴⁾	(224)	(297)	(537)	(669)	(453)
その他の投資	3,410	5,905	(3,076)	4,610	2,064
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	3,640	5,838	(2,213)	2,746	2,001
負債の純増 ⁽⁴⁾	230	(66)	864	(1,864)	(63)
分類されない項目（純額）⁽⁵⁾	(4,202)	(4,091)	(2,433)	274	(610)
総合国際収支ポジション⁽⁶⁾	5,085	(2,858)	2,616	(1,038)	(863)

出典：バンコ・セントラル経済統計部

注：

(1) 2017年度暫定値。

(2) 経常収支及び資本収支は、貸方から借方を差し引いて勘定されている。

(3) 金融収支は、金融資産の純増から負債の純増を控除して勘定されている。

(4) 金融資産の純増のマイナス値は金融資産の回収又は処分を示し、負債の純増のマイナス値は負債の償却を示す。

- (5) 分類されない項目の純額は、総合国際収支に関連して記録された国際収支の項目の収入又は支出の過大表示若しくは過少表示に対する相殺勘定である。
- (6) 総合収支ポジションは、国の国際通貨準備高の変化から、非経済的取引（再評価、金の貨幣化／廃貨）を控除して計算される。また、経常収支及び資本収支から、「金融収支＋分類されない項目の純額」を控除することによっても算出できる。

国際収支全体の動き

2013年度の共和国の国際収支は全体で5.1十億ドルの黒字を計上し、これは2012年度に計上した9.2十億ドルの黒字より44.9%低かった。この黒字の減少は、主に金融収支における2012年度の純流入額が2013年度には純流出額に転換したことによるが、これは経常収支の黒字の増加によって部分的に相殺された。2013年度の金融収支は、2012年度の純流入額の6.7十億ドルに対し、2.2十億ドルの純流出額を計上した。2013年度の経常収支は11.4十億ドルの黒字を計上し、これは2012年度に計上した6.9十億ドルの黒字を63.8%上回っている。

2014年度の共和国の国際収支は全体で2.9十億ドルの赤字を計上し、2013年度に計上した5.1十億ドルの黒字から赤字に転換した。この転換は、主に金融収支における純流出額の大幅な増加の結果であった。2014年度の金融収支は、2013年度に2.2十億ドルの純流出額を計上したのに対し、9.6十億ドルの純流出額を計上した。純流出額の大幅な増加は、主にポートフォリオ投資の1.0十億ドルの純流入額が、2.7十億ドルの純流出額に転換したこと、及びその他の投資の純流出額とあわせて前年度の水準の二倍超になったことによるものである。

2015年度の共和国の国際収支は全体で、2.6十億ドルの黒字を計上し、2014年度の2.9十億ドルの赤字から黒字に転換した。この赤字から黒字への転換は、主に金融収支の純流出額が大幅に減少したことによるが、これは経常収支の黒字の減少によって部分的に相殺された。2015年度の金融収支は、2014年度の9.6十億ドルの純流出額から76.1%減少し、2.3十億ドルの純流出額を計上した。2015年度の経常収支は、2014年度の10.8十億ドルの黒字から32.4%減少し、7.3十億ドルの黒字を計上した。

2016年度の共和国の国際収支は全体で、2015年度の2.6十億ドルの黒字から転換し、1,038百万ドルの赤字を計上した。この黒字から赤字への転換は、主に経常収支の純流入額が純流出額に転換したこと起因する。2016年度の経常収支は、2015年度の7.3十億ドルの純流入額と比較して、1,199百万ドルの純流出額を計上し、2016年度の金融収支は、2015年度の2.3十億ドルの純流出額と比較して、175百万ドルの純流出額を計上した。2016年度の資本収支は、2015年度に計上した84百万ドルの黒字から26.2%減少し、62百万ドルの黒字を計上した。

2017年度の暫定値によると、共和国の国際収支は全体で、2016年度に計上した1,038百万ドルの赤字から16.9%減少した863百万ドルの赤字を計上した。この赤字の減少は、主に金融収支の大幅な減少の結果であった。2017年度の金融収支は、2016年度に計上した175百万ドルの純流出額に対し、2,208百万ドルの純流入額を計上した。2017年度の経常収支は、2016年度の1,199百万ドルの赤字から110.0%増加した、2,518百万ドルの赤字を計上した。この赤字の増加は、主に商品貿易における赤字の増加に起因する。2017年度の資本収支は、2016年度の62百万ドルの黒字から8.1%減少した、57百万ドルの黒字を計上した。

経常収支

2013年度の経常収支は、2012年度に計上した6.9十億ドルの黒字より63.8%高い、11.4十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に第二次所得収支、第一次所得収支及びサービス収支の黒字の増加並びに商品貿易の赤字の減少によるものである。最大の要因である第二次所得の黒字は、2012年度の19.5十億ドルの黒字から2013年度の21.1十億ドルの黒字へと8.1%増加した。2013年度の商品貿易の赤字は、2012年度の18.9十億ドルの赤字から6.7%減少して、17.7十億ドルの赤字となった。2013年度のサービス貿易の黒字は、2012年度の6.2十億ドルの黒字から13.5%増加して、7.0十億ドルの黒字となった。2013年度の第一次所得の黒字は、2012年度の197百万ドルの黒字から大幅に増加し、957百万ドルの黒字となった。

2014年度の経常収支は、2013年度に計上した11.4十億ドルの黒字から5.5%減少し、10.8十億ドルの黒字を計上した。この減少は、主にサービス貿易が、2013年度の7.0十億ドルの黒字から2014年度の4.6十億ドルの黒字まで34.8%減少したことによって引き起こされた。サービス貿易の黒字の減少は、第二次所得の黒字の増加及び商品貿易の赤字の減少によって部分的に相殺された。2014年度の第二次所得の黒字は、2013年度の21.1十億ドルより8.1%高い、22.8十億ドルまで増加した。また2014年度の商品貿易の赤字は、2013年度の17.7十億ドルより1.9%低い、17.3十億ドルに減少した。

2015年度の経常収支は、2014年度の10.8十億ドルの黒字から32.4%下がり、7.3十億ドルの黒字を計上した。2015年度の経常収支の黒字の減少は、主に商品貿易の赤字が2014年度の17.3十億ドルから2015年度の23.3十億ドルに34.5%増加したこと起因する。商品貿易の赤字を部分的に相殺したのは、第一次所得の黒字の増加と、サービス貿易及び第二次所得の黒字の増加である。2015年度の第一次所得は、2014年度の0.7十億ドルの黒字から大幅に

増加し、1.9十億ドルの黒字を計上した。2015年度のサービス貿易の黒字も、2014年度の4.6十億ドルから19.2%増加し、5.5十億ドルを計上した。全体として、2015年度の経常収支の輸出額は、2014年度の107.5十億ドルから1.6%減少した105.9十億ドルとなり、2015年度の経常収支の輸入額は、2014年度の96.8十億ドルから1.9%増加し、98.6十億ドルとなった。

2016年度の経常収支は、2015年度の7.3十億ドルの黒字に対し、1,199百万ドルの赤字を計上した。この黒字から赤字への転換は、主に商品貿易の赤字が2015年度の23.3十億ドルから2016年度の35.5十億ドルへと52.5%増加したことに起因する。商品貿易の赤字の増加を部分的に相殺したのは、第二次所得の黒字の増加及びサービス貿易の黒字の増加であった。2016年度の第二次所得の黒字は、2015年度の23.3十億ドルの黒字より6.3%高い24.7十億ドルに増加した。2016年度のサービス貿易の黒字も、2015年度に計上した5.5十億ドルの黒字より29.1%高い7.0十億ドルに増加した。全体として、2016年度の経常収支の輸出額は、2015年度の105.9十億ドルから2.9%増加した108.9十億ドルとなり、2016年度の経常収支の輸入額は、2015年度の98.6十億ドルから11.7%増加した110.1十億ドルとなった。

2017年度、暫定値によると、経常収支は、2016年度の1,199百万ドルの赤字から増加した、2,518百万ドルの赤字を計上した。この赤字の増加は、主に商品貿易の赤字が2016年度の35.5十億ドルから2017年度の41.2十億ドルまで、15.9%増加したことに主に起因する。この赤字の増加は、第二次所得が2016年度の24.7十億ドルから2017年度の26.1十億ドルに5.5%増加したことで部分的に相殺された。

商品貿易

商品の貿易は、フィリピンの経済に大きな影響を与える。2010年度から2014年度については、輸出は平均してフィリピンのGDPの17.6%、輸入は平均してフィリピンのGDPの25.1%に相当した。輸出の大部分が、輸入原材料又はその他の投入資材に依存しており、フィリピンの輸出は、ペソの下落がもたらす輸入の減少からも影響を受けやすい。下記「（４）通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

2013年度の商品貿易の赤字は、2012年度の18.9十億ドルの赤字から6.7%減少し、17.7十億ドルであった。赤字の減少は、主に2012年度の65.3十億ドルの輸入額に対して、2013年度の輸入額は62.2十億ドルとなり、4.8%減少したことに起因する。これは、商品の輸出額が2012年度に計上した46.4十億ドルから、2013年度の44.5十億ドルへと4.0%減少したことによって部分的に相殺された。商品の輸出額の減少額と比較して商品の輸入額の減少額の方が多い主な理由は、原材料及び中間財の購入額の減少（特に電子製品製造業について）である。鉱物燃料及び鉱物油の購入の減少も、商品の輸入額の減少の一因となった。

2014年度の商品貿易の赤字は17.3十億ドルで、2013年度の商品貿易の赤字の17.7十億ドルより1.9%減少した。2014年度の商品の輸出額は、2013年度の44.5十億ドルから11.9%増加した49.8十億ドルとなり、これは製造品の出荷の増加を反映している。この増加は、商品の輸入額の、2013年度の62.2十億ドルから2014年度の67.2十億ドルへの8.0%の増加によって部分的に相殺された。商品の輸入額の増加は、主に資本財、消費財、鉱物燃料及び鉱物油の購入額の増加に起因する。

2015年度の商品貿易の赤字は、2014年度に計上した17.3十億ドルの赤字から34.5%増加した、23.3十億ドルであった。この赤字の増加は、主に輸出額が2014年度の49.8十億ドルから2015年度の43.2十億ドルへと13.3%減少したことに起因する。これは、商品の輸入額が2014年度の67.2十億ドルから2015年度の66.5十億ドルへと1.0%減少したことによって部分的に相殺された。商品の輸出額の減少額が商品の輸入額の減少額より多かった主な理由は、一般商品の輸出額が2014年度の49.5十億ドルから2015年度の42.9十億ドルへと13.4%減少したためである。

2016年度の商品貿易の赤字は、2015年度に計上した23.3十億ドルの赤字から52.5%増加した、35.5十億ドルであった。この赤字の増加は、主に輸入額が、2015年度に計上した66.5十億ドルから2016年度の78.3十億ドルへと17.7%増加したことの結果である。これは、商品輸出額が2015年度の43.2十億ドルから2016年度の42.7十億ドルへと1.1%減少したことで部分的に相殺された。商品輸入額の増加額が商品輸出額の増加額より多かった主な理由は、一般商品の輸入額が、2015年度に計上した42.9十億ドルから2016年度の78.3十億ドルに82.5%増加したためである。

暫定値によると、2017年度における商品貿易の赤字は、2016年度に計上した35.5十億ドルの商品貿易の赤字と比較して15.9%増加した、41.2十億ドルであった。商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額が2016年度に計上した78.3十億ドルから、2017年度に計上した89.4十億ドルへと14.2%増加したことに起因する。この輸入額の増加は、輸出額が2016年度に計上した42.7十億ドルから2017年度の48.2十億ドルへと12.8%増加したことによって部分的に相殺された。

商品の輸出額

下表は、BPM5ベースでPSAによって報告された、主要な商品グループ別及び輸出先別の商品の輸出額を示している。

商品	主要な商品グループ別輸出額						
	年間					輸出合計に占める割合	
	成長率					割合	
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度	2017年度
(単位：%を除き、百万ドル)							
農業製品							
ココナッツ製品	1,471	1,613	1,404	1,437	1,822	26.8%	2.6%
砂糖及び砂糖製品	300	141	32	105	155	47.2	0.5
果実及び野菜	1,530	1,782	1,406	1,581	1,357	(14.1)	2.7
その他の農業製品	948	1,126	845	864	891	3.0	1.7
農業製品合計	4,249	4,662	3,688	3,987	4,225	6.0	7.5
林業製品	92	86	48	28	167	492.7	0.2
鉱産物	3,412	4,038	2,853	2,350	3,979	69.3	6.0
石油製品	843	446	314	282	264	(6.4)	1.5
製造品							
電子製品	23,916	26,287	28,500	29,418	32,704	11.2	42.2
その他の電子製品	2,724	2,977	3,163	2,825	3,188	12.8	4.8
衣類	1,604	1,870	1,463	1,099	1,068	(2.8)	2.8
繊維用糸 / 織物	188	247	199	189	234	23.6	0.3
履物	34	35	33	49	69	39.7	0.0
旅行用品及びハンドバッグ	176	266	429	472	482	2.1	0.3
木製品	3,086	2,963	2,805	2,714	1,222	(55.0)	5.4
家具及び備品	251	370	324	265	325	22.5	0.4
化学製品	2,861	2,774	1,909	1,722	1,504	(12.7)	5.0
非金属鉱物製品	204	327	177	151	197	30.7	0.4
機械及び輸送設備	3,803	5,364	5,177	4,276	5,282	23.5	6.7
加工食品及び飲料	1,822	1,724	1,277	1,076	1,167	8.5	3.2
鉄及び鉄鋼	160	108	100	122	130	6.5	0.3
ベビーカー、おもちゃ、ゲーム及びスポーツ用品	329	291	321	235	209	(11.1)	0.6
かご細工、小枝細工及びその他の網細工製品	50	49	57	48	41	(13.6)	0.1
雑貨	558	688	603	746	698	(6.4)	1.0
その他	6,054	6,146	4,961	4,296	4,440	(3.3)	10.7
工業製品合計	47,819	52,485	51,498	49,702	52,960	6.6	84.3
特殊取扱品	281	383	426	1,057	1,280	21.2	0.5
輸出合計	56,698	62,102	58,827	57,406	62,875	9.5%	100.0%

出典：PSA

輸出先別商品輸出額

国	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	輸出合計に占める割合	
						2013年度	2017年度
(単位：％を除き、百万ドル)							
米国	8,324	8,661	9,023	8,851	9,157	14.7%	14.6%
EU ⁽¹⁾	6,554	6,715	7,186	6,970	9,259	11.6%	14.7%
日本	12,048	13,901	12,300	11,670	10,187	21.2%	16.2%
中華人民共和国	7,025	8,467	6,175	6,373	6,910	12.4%	11.0%
香港	4,541	5,512	6,391	6,617	8,639	8.0%	13.7%
韓国	3,400	2,561	2,426	2,182	2,514	6.0%	4.0%
シンガポール	4,142	4,451	3,801	3,824	3,847	7.3%	6.1%
台湾（中華民国）	1,983	2,446	2,012	2,127	2,273	3.5%	3.6%
東南アジア ⁽²⁾	4,693	4,678	4,941	4,823	5,814	8.3%	9.2%
その他	3,987	4,710	4,572	3,969	4,275	7.0%	6.8%
合計	56,698	62,102	58,827	57,406	62,875	100.0%	100.0%

出典：PSA

注：

- (1) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア及び英国を含む。
- (2) 2013年度から2015年度は、マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。2016年度及び2017年度は、マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス及びカンボジアのみを含む。

PSAによってBPM5ベースで報告された商品輸出額は、2013年度には8.8%増加、2014年度には9.5%増加し、2015年度には5.3%減少、2016年度には2.4%減少し、2017年度には9.5%増加した。製造品の輸出合計に占める割合は、PSAの報告によると、2012年度の86.5%から2017年度の84.2%に減少した。

日本は、2012年度から2016年度にかけて、平均して輸出合計の20.8%を占めた。米国は、同期間において、平均して輸出合計の14.7%を占めた。2012年度において、日本への輸出は輸出合計の19.0%、米国への輸出は輸出合計の14.2%をそれぞれ占めた。2016年度には、日本への輸出は輸出合計の20.3%まで増加したのに対し、米国への輸出は輸出合計の15.4%まで増加した。共和国は、その輸出市場を多様化し、外国、特にASEAN諸国への輸出額を増加させることを目指している。共和国は、ASEAN諸国間の関税の減免や、地域内の投資計画、産業の提携、銀行及び金融の統合について定めたASEAN自由貿易協定に加盟している。さらに共和国は、フィリピンの輸出業者の欧州市場へのアクセスを改善するため、欧州自由貿易連合と交渉している。

PSAのデータによると、2013年度のBPM5ベースの商品総輸出額は、2012年度の52.1十億ドルと比較して、8.8%増加した56.7十億ドルであった。この増加は、主に製造品の輸出額の増加に起因するものであった。2013年度の製造品の輸出額は、輸出合計の84.3%を占める47.8十億ドルまで増加し、これは2012年度に計上した45.1十億ドルから6.1%の増加であった。製造業の輸出額の増加は、主に2013年度の電子製品の輸出額が2012年度の22.6十億ドルから5.8%増加して23.9十億ドルとなったことに起因する。2013年度のその他の製造品の輸出額も、2012年度の4.9十億ドルから22.8%増加して6.1十億ドルとなった。2013年度の木製品の輸出額は、2012年度の2.2十億ドルから42.9%増加し、3.1十億ドルとなった。これらの増加は、2013年度の機械類及び輸送用機器の輸出額が、2012年度の5.3十億ドルから28.4%減少して3.8十億ドルとなったこと、及び2013年度の雑貨の輸出額が2012年度の1.5十億ドルから63.6%減少した558百万ドルとなったことで部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2014年度のBPM5ベースの商品総輸出額は、2013年度の56.7十億ドルと比較して9.5%増加した、62.1十億ドルとなった。この増加は、主に製造品の輸出額の増加に引き起こされたものであった。輸出合計の84.5%を占めた製造品の輸出額は、2013年度に計上した47.8十億ドルから9.8%増加し、2014年度には52.5十億ドルとなった。製造業の輸出額の増加は、主に2014年度の電子製品の輸出額が2013年度の23.9十億ドルから9.9%増加し、26.3十億ドルとなったことに起因する。2014年度の機械類及び輸送用機器の輸出額も、2013年度の3.8十億ドルから41.1%増加し、5.4十億ドルとなった。これらの増加は、2014年度の石油製品の輸出額が、2013年度の843百万ドルから47.1%減少し、446百万ドルとなったこと、並びに2014年度の砂糖及び砂糖製品の輸出額が2013年度の300百万ドルから53.0%減少して141百万ドルとなったことで部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2015年度の商品総輸出額は、2014年度に計上した62.1十億ドルから5.3%減少した、58.8十億ドルであった。この減少は、主に鉱物製品及び製造品の輸出額が減少したことに起因する。輸出合計の4.8%を占める鉱物製品の2015年度の輸出額は、2014年度の4.0十億ドルから29.3%減少した、2.9十億ドルとなった。総輸出額の87.5%を占める製造品の2015年度の輸出額は、2014年度に計上した52.5十億ドルから1.9%減少し、51.5十億ドルとなった。これらの減少は、電子製品の2015年度の輸出額が、2014年度の26.3十億ドルから8.4%増加して28.5十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAのデータによると、2016年度の商品総輸出額は、2015年度に計上した58.8十億ドルから2.4%減少した、57.4十億ドルであった。この減少は、主に製造品及び鉱物製品の輸出額の減少に起因する。輸出合計の87.8%を占める製造品の2016年度の輸出額は、2015年度に計上した51.5十億ドルから2.1%減少し、50.4十億ドルとなった。輸出合計の4.1%を占める鉱物製品の2016年度の輸出額は、2015年度に計上した2.9十億ドルから17.6%減少して、2.3十億ドルとなった。これらの減少は、果物・野菜類の2016年度の輸出額が2015年度の1.4十億ドルから12.4%増加して1.6十億ドルになったことによって、部分的に相殺された。

2018年2月に発表されたPSAのデータによると、2017年度において、商品総輸出額は、2016年度に計上した57.4十億ドルから9.5%増加し、62.8十億ドルであった。この増加は、主に製造品、鉱物製品及びココナッツ製品の輸出額の増加によって引き起こされた。輸出合計の84.2%を占める製造品の輸出額は、2017年度において、2016年度に計上した49.7十億ドルから6.6%増加し、52.96十億ドルであった。この製造品の輸出額の増加は、主として2017年度における電子製品の輸出額が、2016年度に計上した29.4十億ドルから32.7十億ドルに11.2%増加したことに起因する。輸出合計の6.3%を占める鉱物製品の2017年度における輸出額は、2016年度に計上した2.3十億ドルから69.3%増加し、3.98十億ドルであった。鉱物製品の輸出額の増加は、主に銅及びその他の輸出額の増加に起因する。輸出合計の2.9%を占めるココナッツ製品の2017年度における輸出額は、2016年度に計上した1.4十億ドルから26.8%増加し、1.82十億ドルであった。

商品の輸入額

下表は、商品グループ別及び国別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

商品	商品グループ別商品輸入額						輸入合計に占める割合	
	年間			成長率		2017年度 ⁽¹⁾	2013年度	2017年度
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度			
	(単位：％を除き、百万ドル)							
資本財	17,210	16,119	19,542	28,746	29,967	4.2%	27.6%	32.3%
非加工原材料	2,819	2,020	2,556	2,727	4,275	56.7%	4.5%	4.6%
半加工原材料	20,646	24,188	27,912	29,310	31,371	7.0%	33.1%	33.9%
原材料及び中間財	23,465	26,208	30,468	32,038	35,646	11.3%	37.6%	38.5%
鉱物燃料及び鉱物油	13,140	13,189	9,249	7,969	10,594	32.9%	21.1%	11.4%
消費財								
耐久材	3,942	4,447	5,372	8,374	9,398	12.2%	6.3%	10.1%
非耐久材	4,102	4,982	6,034	6,448	6,668	3.4%	6.6%	7.2%
消費財合計	8,044	9,428	11,406	14,822	16,066	8.4%	12.9%	17.3%
特殊取扱品 ⁽²⁾	552	453	402	533	387	(27.5)%	0.9%	0.4%
輸入合計	62,411	65,398	71,067	84,108	92,660	10.2%	100.0%	100.0%

出典：PSA

注：

- (1) 2017年度暫定値。
- (2) 委託、返品／交換及び一時輸入等、所有権の変更が起こらない商品の価額は除外する。

国	輸入元別商品輸入額					輸入合計に占める割合	
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2013年度	2017年度
	(単位：％を除き、百万ドル)					2013年度	2017年度
日本	5,191	5,252	6,368	9,882	10,555	8.3%	11.4%
米国	7,020	5,738	7,468	7,576	7,039	11.2%	7.6%
東南アジア ⁽¹⁾	9,304	11,038	12,937	16,598	19,168	15.0%	20.7%
中華人民共和国	8,072	9,870	11,471	15,565	16,832	12.9%	18.2%
香港	1,298	1,660	1,840	2,492	2,633	2.1%	2.8%
台湾	4,883	4,449	5,839	5,185	4,914	7.8%	5.3%
韓国	4,822	5,083	4,657	5,568	8,073	7.7%	8.7%
シンガポール	4,236	4,592	5,005	5,464	5,473	6.8%	5.9%
オセアニア ⁽²⁾	1,662	1,299	1,444	- (5)	- (5)	2.7%	- (5)
EU ⁽³⁾	6,254	7,623	6,695	6,743	6,628	10.0%	7.2%
中東 ⁽⁴⁾	5,388	4,843	3,624	- (5)	- (5)	8.6%	- (5)
その他	4,281	3,951	3,719	- (5)	- (5)	6.9%	- (5)
合計	62,411	65,398	71,067	84,108	92,660	100.0%	100.0%

出典：PSA

注：

- (1) 2013年度から2015年度は、マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。2016年度及び2017年度は、マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス及びカンボジアのみを含む。
- (2) オーストラリア、ニュージーランド、並びにフィジー、パプア（ニューギニア）、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツ（ニューヘブリディーズ）及びサモアを含む。
- (3) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア（2013年度以降から）、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア及び英国を含む。
- (4) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びその他の中東諸国を含む。
- (5) 未計算。

PSAデータによると、2013年度の商品の総輸入額は、2012年度に計上した62.1十億ドルと比較して0.5%増加した、62.4十億ドルであった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入額の増加に起因する。2013年度の原材料及び中間財の輸入額は、2012年度の22.5十億ドルから4.2%増加した23.5十億ドルとなったが、これは主に電子製品製造の材料の輸入額の増加に起因する。2013年度の消費財の輸入額も、2012年度の7.7十億ドルから4.3%増加して8.0十億ドルとなったが、これは主に乗用車及び家電等の耐久消費財の輸入額の増加に起因する。これらの増加は、主に原油の輸入が縮小したことによって鉱物燃料及び鉱物油の輸入が、2012年度の13.8十億ドルから2013年度の13.1十億ドルへと4.5%減少したことで部分的に相殺された。

PSAデータによると、2014年度の商品の総輸入額は、2013年度に計上した62.4十億ドルと比較して4.8%増加した65.4十億ドルとなった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入が増加したことによる。2014年度の原材料及び中間財の輸入は、2013年度の23.5十億ドルから11.7%増加して26.2十億ドルとなったが、これは主に電子機器、化学製品及び製造品の製造業の材料の輸入額が増加したことによる。2014年度の消費財の輸入額は、2013年度の8.0十億ドルから17.2%増加して9.4十億ドルとなったが、これは主に食品及び食用動物等の非耐久消費財の輸入額が増加したことによる。これらの増加は、主に通信機器及び電気機器の輸入が縮小したことによって資本財の輸入額が2013年度の17.2十億ドルから6.3%減少して2014年度には16.1十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAデータによると、2015年度の商品の総輸入額は、2014年度に計上した65.4十億ドルと比較して、8.7%増加した71.1十億ドルであった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入額の増加に起因する。2015年度の原材料及び中間財の輸入額は、2014年度に計上した26.2十億ドルと比較して16.3%増加した30.5十億ドルであり、これは主に半加工原材料及び製造品の輸入額の増加の結果であった。2015年度の商品の輸入額の増加は、鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が2014年度に計上した13.2十億ドルから29.9%減少した9.2十億ドルとなったことによって、部分的に相殺された。

PSAデータによると、2016年度の商品の総輸入額は、2015年度に計上した71.1十億ドルの輸入額から18.3%増加し、84.1十億ドルとなった。この増加は、主に資本財及び消費財の輸入額が増加したことによる。2016年度の資本財の輸入額は、2015年度に計上した19.5十億ドルと比較して46.8%増加し、28.7十億ドルとなり、これは主に通信機器及び電子機械の輸入額の増加の結果であった。2016年度の消費財の輸入額は、2015年度の11.4十億ドルと比較して30.1%増加した14.8十億ドルとなり、これは主に耐久消費財の輸入額が増加したことの結果であった。2016年度の商品の輸入額の増加は、鉱物燃料及び鉱物油が2015年度に計上した9.2十億ドルと比較して13.8%減少して7.7十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAの暫定値によると、2017年度最初の9ヶ月間において、商品総輸入額は、2016年度最初の9ヶ月間に計上した62.0十億ドルから7.8%増加した、66.8十億ドルとなった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入額の増加に起因する。原材料及び中間財の2017年度最初の9ヶ月間における輸入額は、2016年度最初の9ヶ月間における24.0十億ドルから8.0%増加した25.9十億ドルとなったが、これは非食用原材料及び製造品の輸入額の増加に主に起因する。鉱物燃料及び鉱物油の2017年度最初の9ヶ月間における輸入額は、2016年度最初の9ヶ月間に計上した5.9十億ドルから30.8%増加した7.7十億ドルとなったが、これは主にその他の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額の増加に起因する。これらの増加は、特殊取扱品の2017年度最初の9ヶ月間における輸入額が、2016年度最初の9ヶ月間に計上した438百万ドルから28.8%減少した312百万ドルとなったことで部分的に相殺された。

対日本貿易における直近の大きな展開

日本は、フィリピンの主要な貿易相手国であり続けている。2017年度における日本からフィリピンへの輸出額は、およそ11.11十億米ドルであった。日本の輸入貿易において、フィリピンはASEAN加盟国の中で5位、日本の貿易相手国の中では18位に位置した。2017年度における日本のフィリピンからの輸入額は、9.76十億米ドルであった。

サービス貿易

下表は、記載された期間について部門別の共和国のサービス貿易を示している。

	サービス貿易					
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)					
サービス貿易合計	6,179	7,015	4,576	5,455	7,044	7,130
輸出	20,439	23,335	25,498	29,065	31,265	26,530
輸入	14,261	16,320	20,922	23,610	24,221	19,399
メンテナンス修理サービス	(22)	(189)	1	(6)	(29)	1,946
輸出	95	68	92	77	83	1,946
輸入	117	256	91	83	112	-
輸送	(2,017)	(1,782)	(1,995)	(1,922)	(2,428)	(1,805)
輸出	1,594	1,637	1,875	1,934	1,941	1,716
輸入	3,611	3,419	3,869	3,856	4,370	3,521
うち旅客	310	342	497	617	634	599
輸出	902	909	1,029	1,142	1,180	1,026
輸入	592	567	532	525	546	427
うち貨物運送	(1,976)	(1,779)	(2,116)	(2,195)	(2,767)	(2,306)
輸出	464	521	586	510	427	367
輸入	2,440	2,300	2,702	2,704	3,195	2,674
うちその他	(351)	(345)	(375)	(345)	(295)	(98)
輸出	228	207	260	282	334	323
輸入	579	552	635	626	629	421
旅行	(2,487)	(3,143)	(5,567)	(6,070)	(6,011)	(4,102)
輸出	4,061	4,690	5,030	5,272	5,153	4,961
輸入	6,548	7,833	10,598	11,343	11,164	9,063
建設サービス	58	11	(9)	17	11	(14)
輸出	100	89	61	60	71	40
輸入	42	77	70	42	60	53
保険・年金サービス	(807)	(704)	(686)	(779)	(1,262)	(962)
輸出	74	101	129	119	83	56
輸入	881	805	815	897	1,345	1,019
金融サービス	(153)	(217)	(177)	(37)	(164)	(64)
輸出	101	85	190	414	394	313
輸入	253	302	367	451	559	377
知的財産権使用料	(464)	(526)	(537)	(601)	(537)	(566)
輸出	8	3	10	11	9	10
輸入	471	529	547	613	546	576
通信・コンピュータ・情報サービス	2,654	2,809	2,838	2,688	4,822	3,274
輸出	3,003	3,336	3,472	3,461	5,493	3,932
輸入	349	527	634	773	671	658
その他業務サービス	9,654	10,941	10,912	12,440	10,214	9,658
輸出	11,306	13,208	14,473	17,551	15,125	13,335
輸入	1,652	2,267	3,561	5,111	4,911	3,678
個人・文化・レクリエーションサービス	47	63	97	(38)	43	5
輸出	84	107	152	149	169	146
輸入	37	44	54	187	126	141
政府サービス	(284)	(248)	(300)	(237)	(339)	(207)
輸出	14	14	15	18	17	14
輸入	298	262	315	255	357	221

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度9ヶ月間暫定値。

2013年度のサービス貿易収支は、2012年度に計上した6.2十億ドルの黒字よりも13.5%高い、7.0十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主にその他業務サービスの純収入額が、技術サービス、貿易関係サービス及びその他業務サービスの輸出額が増加したことによって、2012年度の9.7十億ドルの黒字から2013年度の10.9十億ドルの黒字に13.3%増加したことに起因する。この黒字の増加は、輸送サービスの赤字が2012年度の2.0十億ドルから2013年度の1.8十億ドルに11.6%下がったこと、並びに通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2012年度の2.7十億ドルから2013年度の2.8十億ドルに5.9%増加したことにも起因する。これらの要素は、旅行サービスの赤字が2012年度の2.5十億ドルから2013年度の3.1十億ドルに26.4%増加したことによって部分的に相殺された。

2014年度のサービス貿易収支は、2013年度に計上した7.0十億ドルの黒字よりも34.8%低い、4.6十億ドルの黒字を計上した。この黒字の減少は、主に旅行サービスの赤字が、主として外国企業の提供する旅行サービスの水準が向上したことにより、2013年度の3.1十億ドルから2014年度の5.6十億ドルに大幅に増加したことに起因する。またこの黒字の減少は、輸送サービスの赤字が2013年度の1.8十億ドルの赤字から2014年度の1.9十億ドルに6.5%増加したことにも起因する。これらの要素は、維持修理サービスが、2013年度の189百万ドルの赤字から、2014年度には1百万ドルの黒字に転換したことによって部分的に相殺された。

2015年度のサービス貿易収支は、2014年度に計上した4.6十億ドルの黒字よりも19.2%高い、5.5十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主にその他業務サービスが、主として技術サービス、貿易関係サービス及びその他業務サービスの輸出額が増加したことによって、2014年度に計上した10.9十億ドルの黒字から2015年度の12.4十億ドルに14.0%増加したことに起因する。またこの黒字の増加は、金融サービスの赤字が、2014年度に計上した177百万ドルから2015年度の37百万ドルに79.4%減少したことにも起因する。これらの要素は、旅行サービスの赤字の増加及び通信・コンピュータ・情報サービスの黒字の減少によって部分的に相殺された。旅行サービスは、2014年度に計上した5.6十億ドルの赤字から2015年度の6.1十億ドルの赤字に9.0%増加し、通信・コンピュータ・情報サービスは、2014年度に計上した2.8十億ドルの黒字から2015年度の2.7十億ドルの黒字に5.3%減少した。

2016年度のサービス貿易収支は、2015年度に計上した5.5十億ドルの黒字よりも29.1%高い、7.0十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に通信・コンピュータ・情報サービス及び委託加工サービスが堅調であったことに起因する。通信・コンピュータ・情報サービスは、主としてコンピュータサービスの輸出額が増加したことの結果として、2015年度に計上した2.7十億ドルの黒字から2016年度の4.8十億ドルの黒字に79.4%増加した。この黒字の増加は、委託加工サービスが、2015年度のゼロから2016年度の2.7十億ドルになったことにも起因する。これらの要素は、その他業務サービスの黒字が2015年に計上した12.4十億ドルから2016年度の10.2十億ドルに、17.9%減少したことによって部分的に相殺された。

2017年度最初の9ヶ月間におけるサービス貿易収支は、暫定値によると、2016年度最初の9ヶ月間に計上した5.5十億ドルの黒字から29.0%増加した、7.1十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に2017年度最初の9ヶ月間におけるその他業務サービスの黒字が、2016年度最初の9ヶ月間の8.2十億ドルから18.1%増加して9.7十億ドルとなったことに起因する。またこの黒字の増加は、2017年度最初の9ヶ月間における旅行サービスの赤字が、2016年度最初の9ヶ月間の4.5十億ドルから4.1十億ドルに減少したことにも起因する。これらの結果は、2017年度最初の9ヶ月間における知的財産権の使用料の赤字が、2016年度最初の9ヶ月間の393百万ドルから44.2%増加して、566百万ドルとなったことで部分的に相殺された。

第一次所得

下表は、当該年度における共和国の第一次所得を記載したものである。収支が「ゼロ（０）」という旨の記載は、当該年度中に該当する取引がなかったか、又は共和国が当該項目の計上及び記録を開始していないかのいずれかを意味する。BPM6の算定方法に基づき、在外労働者等の季節性労働者の居住地は、滞在国における滞在予定期間の長さに応じて分類された。一般に、海外就労予定期間が1年未満の在外労働者は、フィリピン居住者として扱われ、その収入総額は、第一次所得収支に反映されている。他方、海外就労予定期間が1年以上の在外労働者は非居住者として分類され、その送金額は経常移転収支に反映されている。当該手法は、在外労働者が非公式な経路を通じて行った現金の送金及び物資の送付も考慮している。当該送金又は物資の送付の算定は、PSAの海外在住フィリピン人調査のデータに基づいている。貿易信用は、調査及び対外債務報告書に基づいている。BPM6の算定方法上、居住者及び非居住者の在外労働者による送金収支を合算する必要はなく、フィリピン非居住者世帯からフィリピン居住者世帯に対するすべての移転に関する分析を簡便に行うために、滞在国における滞在予定期間に関係なく全在外労働者の送金を総計した個人移転収支を、補足的に追加している。本書の数値には、BPM6に基づく財産所得及び費用の収支に関する取扱いの変更も反映されている。

	第一次所得				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
第一次所得合計	957	727	1,857	2,579	3,094
受取	8,358	8,779	9,503	9,556	10,511
支払	7,401	8,052	7,646	6,977	7,417
雇用者報酬	6,874	7,287	7,698	7,386	7,769
受取	7,039	7,420	7,809	7,518	7,926
支払	165	133	111	131	157
投資収益	(5,917)	(6,560)	(5,841)	(4,807)	(4,675)
受取	1,320	1,359	1,694	2,038	2,585
支払	7,236	7,919	7,534	6,846	7,260
直接投資収益	(2,962)	(3,740)	(3,423)	(2,929)	(3,169)
受取	556	537	700	782	818
支払	3,518	4,277	4,123	3,711	3,988
配当金	(3,279)	(4,051)	(3,862)	(3,353)	(3,585)
受取	182	133	141	133	102
支払	3,460	4,184	4,003	3,486	3,687
配当金・支店からの収益	(2,972)	(3,171)	(3,113)	(2,627)	(2,799)
受取	69	136	143	149	111
支払	3,040	3,307	3,256	2,776	2,911
再投資収益	(307)	(880)	(749)	(726)	(785)
受取	113	(4)	(2)	(16)	(9)
支払	420	877	747	710	776
利子所得等（利子）	316	311	439	424	415
受取	374	404	559	649	716
支払	57	93	121	224	301

第一次所得

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
(単位：百万ドル)					
ポートフォリオ投資収益	(3,102)	(3,113)	(2,811)	(2,458)	(2,263)
受取	99	117	167	188	394
支払	3,202	3,230	2,978	2,646	2,656
配当金	(982)	(1,108)	(1,041)	(910)	(1,151)
受取	1	0	1	0	2
支払	982	1,108	1,043	910	1,153
配当金（投資ファンド持分を除く。）	(982)	(1,108)	(1,041)	(910)	(1,151)
受取	1	0	1	0	2
支払	982	1,108	1,043	910	1,153
債券利子	(2,121)	(2,005)	(1,769)	(1,548)	(1,112)
受取	99	116	165	188	391
支払	2,219	2,122	1,935	1,737	1,503
短期（短期債）	(392)	(237)	(178)	(157)	(44)
受取	1	0	12	14	18
支払	393	237	190	170	62
長期（中長期債）	(1,729)	(1,768)	(1,591)	(1,392)	(1,068)
受取	98	116	153	175	373
支払	1,827	1,885	1,745	1,566	1,441
中央銀行	(20)	(20)	(19)	(19)	(19)
中央銀行以外の預金取扱機関	(60)	(68)	(67)	(64)	(49)
一般政府	(1,247)	(1,251)	(1,229)	(1,135)	(1,080)
その他部門	(401)	(428)	(276)	(174)	80
受取	98	116	153	175	373
支払	499	545	430	348	293
その他投資収益	(424)	(273)	(258)	(211)	(191)
受取	93	139	176	277	424
支払	517	412	434	488	615
中央銀行	(1)	(1)	(1)	0	(5)
受取	0	0	0	0	0
支払	1	1	1	0	5
中央銀行以外の預金取扱機関	6	56	69	121	202
受取	65	110	130	186	287
支払	59	54	61	65	85
一般政府	(234)	(187)	(185)	(242)	(285)
その他部門	(195)	(141)	(141)	(90)	(103)
受取	28	28	46	91	137
支払	223	170	187	181	240

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度暫定値。

2013年度の第一次所得収支は、957百万ドルの黒字を計上したが、これは2012年度に計上した197百万ドルの黒字から大幅に増加した。かかる増加は主に、雇用者報酬収支の黒字が2012年度の6.4十億ドルから2013年度の6.9十億ドルへと7.1%増加したことに起因する。第一次所得の投資収益も、2012年度の6.2十億ドルの赤字から4.9%増加して2013年度には5.9十億ドルの赤字となった。

2014年度の第一次所得収支は、2013年度の957百万ドルの黒字から24.0%減の727百万ドルの黒字を計上した。かかる黒字の減少は主に、2014年度の雇用者報酬が2013年度の6.9十億ドルから6.0%増の7.3十億ドルへと増加した

ことに起因する。これは、配当金の支払増加及び外国直接投資家向けの再投資収益を主因として、2014年度の投資収益の支払純額が2013年度の5.9十億ドルから10.9%増の6.6十億ドルになったことにより一部相殺された。

2015年度の第一次所得収支は、2014年度の0.7十億ドルの黒字から大幅に増加して1.9十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、投資収益収支の赤字が、2014年度の6.6十億ドルの赤字から2015年度の5.8十億ドルの赤字へと11.0%縮小したことに起因する。2015年度の雇用者報酬による第一次所得も、2014年度の7.3十億ドルの黒字から5.6%増加して7.7十億ドルの黒字となった。

2016年度の第一次所得収支は、2015年度の1.9十億ドルの黒字から38.9%増加して2.6十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、投資収益収支の赤字が、2015年度の5.8十億ドルの赤字から2016年度の4.8十億ドルの赤字へと17.7%縮小したことに起因する。2016年度の証券投資による第一次所得も、2015年度の2.8十億ドルの赤字から2.5十億ドルの赤字へと赤字が12.6%縮小した。

暫定値によると、2017年度の第一次所得収支は、2016年度の2.6十億ドルの黒字から20.0%増の3.1十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2016年度の投資収益収支が4.8十億ドルの赤字であったところ、赤字が2.7%縮小して2017年度の投資収益収支が4.7十億ドルの赤字となったことによる。第一次所得収支の黒字の増加は、2017年度の証券投資収支が、2016年度の2.5十億ドルの赤字から赤字が7.9%縮小して2.3十億ドルの赤字となったことにも起因していた。

第二次所得

下表は、当該年度における共和国の第二次所得を記載したものである。第二次所得は主に、在外労働者送金、並びに個人及び機関の贈与、寄付及び供与を含む。上記「第一次所得」に記載のとおり、BPM6の算定方法に基づき、在外労働者等の季節性労働者の居住地は、滞在国における滞在予定期間の長さに応じて分類されている。BPM6の算定方法上、在外労働者以外の海外永住移民からの送金を含むすべての送金を総計した個人間移転収支も補足的に追加している。本書の数値には、BPM6に基づく財産所得及び費用の収支に関する取扱いの変更も反映されている。

	第二次所得				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
第二次所得合計	21,073	22,782	23,263	24,728	26,083
受取	21,680	23,446	24,086	25,411	26,826
支払	606	663	823	684	742
一般政府	859	721	627	560	497
受取	908	764	682	618	565
支払	50	43	55	58	67
金融会社、非金融会社、家計、対家計非 営利団体 (NPISHs)	20,215	22,062	22,636	24,167	25,586
受取	20,771	22,682	23,404	24,793	26,261
支払	557	620	767	626	675
個人間移転	19,633	21,221	21,948	23,559	24,795
受取	19,678	21,271	21,991	23,624	24,884
支払	46	50	42	65	89
その他移転	582	841	688	608	791
受取	1,093	1,411	1,413	1,169	1,377
支払	511	570	725	561	586

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度暫定値。

2013年度の第二次所得収支は、2012年度の19.5十億ドルの黒字から8.1%増の21.1十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2013年度の金融会社、非金融会社、家計、対家計非営利団体 (NPISHs) の収支として、2012年度の18.8十億ドルの黒字から7.3%増の20.2十億ドルの黒字を計上したことによる。その主因は、2013年度の労働者による個人間移転が、2012年度の18.0十億ドルの黒字から7.4%増加して19.3十億ドルの黒字となったこ

とによる。一般政府収支の黒字が、2012年度の669百万ドルから28.4%増加して2013年度には859百万ドルとなったことも、第二次所得収支の黒字の増加の要因であった。

2014年度の第二次所得収支は、2013年度の21.1十億ドルの黒字から8.1%増の22.8十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2014年度の金融会社、非金融会社、家計、対家計非営利団体（NPISHs）の収支として、2013年度の20.2十億ドルの黒字から9.1%増の22.1十億ドルの黒字を計上したことによる。その主因は、2014年度の労働者による個人間移転が、2013年度の19.6十億ドルの黒字から8.1%増加して21.2十億ドルの黒字となったことによる。これらの増加は、2014年度の一般政府の第二次所得収支の黒字が、2013年度の859百万ドルの黒字から16.1%減の721百万ドルの黒字へと減少したことにより一部相殺された。

2015年度の第二次所得収支は、2014年度の22.8十億ドルの黒字から2.1%増の23.3十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2015年度の個人間移転収支として、2014年度の21.2十億ドルの黒字から3.4%増の21.9十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2015年度のその他経常移転収支が、2014年度の841百万ドルの黒字から18.2%減少して688百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2016年度の第二次所得収支は、2015年度の23.3十億ドルの黒字から6.3%増の24.7十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2016年度の個人間移転収支として、2015年度の21.9十億ドルの黒字から7.3%増の23.6十億ドルの黒字となったことによる。かかる増加は、2016年度のその他経常移転収支が、2015年度の688百万ドルの黒字から11.6%減少して608百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

暫定値によると、2017年度の第二次所得収支は、2016年度の24.7十億ドルの黒字から5.5%増加して26.1十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、個人間移転収支が、2016年度の23.6十億ドルから2017年度には5.2%増の24.8十億ドルとなったことによる。かかる黒字の増加は、2017年度の一般政府収支の黒字が、2016年度の560百万ドルから11.3%減少して497百万ドルとなったことにより一部相殺された。

金融収支

金融収支は、直接投資、証券投資、金融派生商品投資、その他投資の4つに分類されている。

下表は、当該年度における共和国の直接投資を記載したものである。

	直接投資				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
直接投資合計	(90)	1,014	(100)	(5,883)	(8,110)
金融資産の純増	3,647	6,754	5,540	2,397	1,939
直接投資企業への直接投資家	865	2,768	1,724	737	1,758
実行	921	3,282	2,281	848	2,027
回収	57	514	557	112	270
収益の再投資	113	(4)	(2)	(16)	(9)
債券	2,669	3,989	3,818	1,676	191
子会社に係る債権	1,911	3,535	3,328	332	6
子会社に対する債務	757	455	490	1,344	185
負債の純増	3,737	5,740	5,639	8,280	10,049
株式資本	1,084	2,476	2,563	3,302	4,039
直接投資の直接投資家	664	1,599	1,816	2,592	3,263
実行	2,461	2,178	2,642	3,185	3,742
回収	1,797	578	826	593	479
収益の再投資	420	877	747	710	776
債券	2,654	3,263	3,076	4,977	6,010
直接投資家に係る債権	1,954	3,263	2,374	4,956	5,870
直接投資家に対する債務	700	0	702	21	140

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度暫定値。

下表は、当該年度における共和国の証券投資を記載したものである。

	証券投資				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
証券投資	(1,001)	2,708	5,471	1,480	3,889
金融資産の純増	(638)	2,705	3,343	1,216	3,093
株式	68	235	536	20	645
中央銀行	-	50	143	(6)	32
中央銀行以外の預金取扱機関	-	(3)	(2)	55	(9)
その他部門	69	187	395	(30)	621
債券	(706)	2,470	2,806	1,196	2,448
中央銀行	4	476	140	0	0
中央銀行以外の預金取扱機関	(1,252)	1,371	2,169	188	445
その他部門	542	624	496	1,008	2,003
負債の純増	363	(3)	(2,128)	(264)	(796)
株式	(34)	1,196	(743)	131	496
中央銀行以外の預金取扱機関	(287)	255	(122)	(236)	-
その他部門	253	941	(620)	367	495
債券	397	(1,199)	(1,385)	(395)	(1,292)
中央銀行	9	6	(3)	0	(15)
中央銀行以外の預金取扱機関	(42)	(50)	593	254	214
一般政府	193	(1,533)	(1,244)	(58)	(299)
その他部門	238	378	(732)	(590)	(1,192)

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度暫定値。

下表は、当該年度における共和国の金融派生商品投資を記載したものである。

	金融派生商品投資				
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
金融派生商品合計	(88)	4	6	(32)	(51)
資産	(312)	(293)	(531)	(701)	(503)
中央銀行以外の預金取扱機関	(291)	(276)	(311)	(460)	(454)
その他部門 ⁽²⁾	(21)	(17)	(220)	(240)	(49)
負債	(224)	(297)	(537)	(669)	(453)
中央銀行以外の預金取扱機関	(206)	(229)	(219)	(462)	(387)
その他部門 ⁽²⁾	(18)	(68)	(318)	(206)	(66)

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度暫定値。

(2) 準銀行免許を取得した金融機関を含む。

2013年から2017年まで、政府は、ヘッジ又は投機目的によるデリバティブ取引を実行しなかった。しかしながら、バンコ・セントラルは、リスク管理及び利回りの向上のために、オプション、先物及びスワップ等のデリバティブ派生商品取引を時に応じて実行している。

下表は、当該年度における共和国のその他投資を記載したものである。

その他投資

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
その他投資合計	3,410	5,905	(3,076)	4,610	2,064
金融資産の純増	3,640	5,838	(2,213)	2,746	2,001
現預金	1,706	3,138	(1,397)	1,014	1,287
中央銀行以外の預金取扱機関	866	2,735	(2,047)	854	517
その他部門	840	403	650	160	770
貸付	1,942	2,682	(848)	1,468	629
中央銀行以外の預金取扱機関	1,942	2,682	(848)	1,468	629
貿易信用・前払 ⁽²⁾	-	(3)	52	215	89
その他資産	(8)	21	(19)	49	(4)
負債の純増	230	(66)	864	(1,864)	(63)
現預金	296	(334)	(735)	262	654
借入	495	655	1,560	(2,136)	(1,572)
中央銀行以外の預金取扱機関	(254)	291	(231)	(87)	37
長期	0	0	0	0	0
引出	0	0	0	0	0
返済	0	0	0	0	0
短期	(254)	291	(231)	(87)	37
一般政府	(1,367)	487	1,110	(20)	148
長期引出	777	1,671	2,188	1,130	1,305
長期返済	2,143	1,185	1,078	1,151	1,158
その他部門	2,115	(123)	682	(2,029)	(1,757)
長期	1,883	(342)	668	(2,109)	(1,254)
引出	5,059	1,151	1,897	1,233	1,672
返済	3,177	1,493	1,229	3,342	2,926
短期	232	219	14	80	(503)
貿易信用・前払	(249)	(302)	(274)	(18)	801
その他負債	(311)	(84)	312	29	55

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2017年度暫定値。

(2) すべての貿易信用は、非政府部門に係る短期債権である。

2013年度の金融収支は、2012年度に6.7十億ドルの純流入額を計上したのに対し、2.2十億ドルの純流出額を計上した。かかる反転は、その他投資が2012年度に4.5十億ドルの純流入額を計上したのに対し、2013年度では3.4十億ドルの純流出額を計上したことを主因とする。証券投資収支も2013年度における流出額の増加の一因であり、2013年度の純流入額として、2012年度の3.2十億ドルの純流入額から68.8%減の1.0十億ドルを計上した。かかる純流出額は、直接投資が2012年度に958百万ドルの純流出額を計上したのに対し、2013年度では逆に90百万ドルの純流入額を計上したことにより一部相殺された。

2014年度の金融収支は、2013年度の2.2十億ドルの純流出額から大幅増の9.6十億ドルの純流出額を計上した。かかる増加は主に、証券投資が2013年度では1.0十億ドルの純流入額を計上したのに対し、2014年度では2.7十億ドルの純流出額を計上したことによるものである。その他投資収支も2014年度の流出額増加の一因であり、2013年度の3.4十億ドルの純流出額が大幅に増加して2014年度では5.9十億ドルの純流出額を計上した。証券投資収支の純流出額は、2013年度の共和国の居住者による金融資産の処分純額が638百万ドルであったのに対し2014年度では共和国の居住者による金融資産の取得純額が2.7十億ドルであったこと、及び2013年度の共和国の非居住者による投資実行純額が363百万ドルであったのに対し2014年度では3百万ドルの投資回収純額を計上したことによる。その他投資収支の純流出額の増加は、国内銀行及びノンバンク法人による海外の現預金に係る実行純額が2013年度ではそれぞれ866百万ドル及び840百万ドルであったのに対し、2014年度ではそれぞれ2.7十億ドル及び403百万ドルへと大幅に

増加したことに起因する。2014年度の国内銀行による貸付純額も、2013年度の1.9十億ドルから38.1%増の2.7十億ドルへと増加した。

2015年度の金融収支は2.3十億ドルの純流出額を計上したが、これは2014年度の9.6十億ドルの純流出額から76.1%減であった。かかる変動は主に、その他投資が2014年度では5.9十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2015年度では3.1十億ドルの純流入額を計上したことによる。直接投資収支も、2015年度の純流出額の減少の一因であり、2014年度の1.0十億ドルの純流出額に対し2015年度では100百万ドルの純流入額を計上した。純流出額の減少は、2015年度の証券投資収支が2014年度の2.7十億ドルの純流出額から大幅増の5.5十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

2016年度の金融収支は、2015年度の2.3十億ドルの純流出額に対し、175百万ドルの純流出額を計上した。かかる変動は主に、その他投資が2015年度では3.1十億ドルの純流入額を計上したのに対し、2016年度では4.6十億ドルの純流出額を計上したことによるものである。直接投資収支も、2016年度の純流入額の減少の一因となり、2015年度の100百万ドルの純流入額から大幅に増加して2016年度では5.9十億ドルの純流入額を計上した。純流出額の減少は、2016年度の証券投資収支が、2015年度では5.5十億ドルの純流出額を計上したのに対し、74.0%減の1.4十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

暫定値によると、2017年度の金融収支は、2016年度の175百万ドルの純流出額に対し、2,208百万ドルの純流入額を計上した。かかる反転は主に、2017年度の直接投資の流入額が、2016年度の5.9十億ドルの純流入額に対し8.1十億ドルの純流入額へと増加したこと、及び2017年度のその他投資の流出額が、2016年度の4.6十億ドルの純流出額に対し2.1十億ドルの純流出額へと減少したことによるものである。金融収支におけるかかる反転は、2017年度の証券投資の純流出額として、2016年度では1.5十億ドルの純流出額を計上したのに対し、162.8%増の3.9十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

外国直接投資

国内のマクロ経済政策及び構造改革は、フィリピンに対する外国投資の投資フローに大幅な影響を及ぼした。1991年外国投資法（その後の修正を含む。）（以下「外国投資法」という。）は、フィリピンへの投資環境をさらに改善した。当該法は、憲法又は適用法上外国資本の投資・所有の規制が適用される、ネガティブリストに記載の特定の分野を除き、フィリピン企業に対する外国資本の100%参入を認めている。ネガティブリストは、外国資本の投資・所有が憲法及び特別法により規制又は禁止されている分野の一覧であるリストAと、安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野の一覧であるリストBの2種類のリストから構成されている。

外国投資法第8条に基づき、特別法の変更を反映するためにリストAのネガティブリストを何時でも修正すること、及び2年に1度以下の頻度でリストBのネガティブリストを変更することが認められており、それぞれ大統領告示により発布される。2015年5月29日、行政命令第184号に基づき、第10次通常外国資本ネガティブリストが発布された。

第11次通常外国投資ネガティブリスト案は、大統領の承認及び署名前に、行政副官房長官によって法的な精査が行われている。

政府は、外資規制緩和に向けて必要な措置を講じている。2017年11月21日、大統領は、大統領通達第16号に署名した。当該通達に基づき、NEDAの理事会及びその関係機関は、以下の投資分野及び活動における外国資本の参入に関する既存の規制を撤廃又は緩和する政策を直ちに講じることが指示されている。

- ・ 国内又は海外における雇用を目的とした民間雇用の斡旋
- ・ 外国資本の参入が公益に寄与する、特定の専門職業の遂行
- ・ 国内で資金供与される公共事業の建設、修理契約
- ・ 公共サービス。但し、送電、配電、水道パイプライン配分システム及び下水道パイプラインシステム等、公益事業と認識されている活動及びシステムを除く。
- ・ コメ、とうもろこしの栽培、生産、製粉、加工、売買（小売を除く。）、並びにコメ、とうもろこし、副産物の物々交換、購入その他
- ・ 高等教育機関における教授活動
- ・ 小売取引事業
- ・ 国内市場向け事業

下表は、第10次通常外国投資ネガティブリスト上、外国資本の投資・所有が規制されている分野の概要を示したものである。

リストA：外国資本により投資・所有が憲法及び特別法により規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野⁽¹⁾

- ・ 天然資源の探査、開発、利用⁽²⁾
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の管理、運営⁽³⁾⁽⁴⁾
- ・ 教育機関の所有、設立、運営（宗教団体及び宣教会により設立された場合を除く。）⁽⁵⁾
- ・ 米、とうもろこしの栽培、生産、製粉、加工、売買（小売を除く。）、並びに米、とうもろこし、副産物の物々交換、購入その他⁽⁶⁾
- ・ GOCCへの材料、商品供給契約
- ・ 公益事業免許を必要とするインフラ開発プロジェクトの提案、施設運営
- ・ 深海漁船の運営
- ・ 損害査定会社
- ・ コンドミニアムユニットの所有

外国資本が30%以下に制限されている分野

- ・ 広告業

外国資本が25%以下に制限されている分野

- ・ 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない。）
- ・ 国内で資金供与される公共事業の建設、修理契約。但し、特定の種類のインフラ開発プロジェクトで、外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクトを除く
- ・ 防衛関連施設の建設契約

外国資本が20%以下に制限されている分野

- ・ ラジオ通信網

注：

- (1) フィリピン証券取引委員会（以下「フィリピンSEC」という。）の規制下にある貸付業者の場合、外国資本49%以下の参入が認められている。SECの規制下にある金融会社及び投資関連会社の場合、外国資本60%以下の参入が認められている。
- (2) フィリピン大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本100%参入可。
- (3) 公益事業会社の統治機関への外国投資家の参入は、その資本持分に比例した割合に規制されている。また、当該会社又は団体の執行役員及び経営陣は全員、フィリピン国民でなければならない。
- (4) 「公益事業」とは、電気、ガス、水道、輸送、電話又は電報サービス等の重大な商品サービスを定期的に一般公衆に供給する事業又はサービスをいう。発電及び競合可能市場への電気供給は、公益事業とはみなされない。
- (5) 教育機関の管理責任は、フィリピン国民が負うものとする。
- (6) 操業開始から30年以内に、資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外国資本100%参入可。

下表は、第10次通常外国投資ネガティブリストに基づき外国資本による投資・所有が禁止されている分野の概要である。

リストA：外国資本の参入が憲法及び特別法により禁止されている分野

- ・ レコーディングを除くマスメディア

リストB：安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野

- ・ PNPの許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 国家防衛省の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニック等、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの
- ・ すべての賭博行為。但し、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれている事業を除く
- ・ 払込資本金額20万ドル未満の国内市場向け企業
- ・ 先端技術を有するか、50人以上を直接雇用し、払込資本金額10万ドル未満の国内市場向け企業

- ・ 専門職：(a)薬剤師、(b)放射能・レントゲン技師、(c)犯罪捜査、(d)山林管理及び(e)弁護士⁽¹⁾
- ・ 払込資本金額が250万ドル未満の小売業⁽²⁾
- ・ 協同組合
- ・ 民間警備保障会社
- ・ 小規模鉱業
- ・ 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
- ・ 闘鶏場の所有、運営、経営
- ・ 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 生物・化学・放射線兵器及び対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 爆竹その他花火製品の製造

注：

- (1) 但し、列挙された専門職のうち、自国においてフィリピン人に対し従事することを認めている専門職については、同国の外国人は、フィリピン国内において、当該専門職に従事できる。
- (2) (a)払込資本が250万ドル以上である（但し、1店舗の設立資金が83万ドル以上とする。）、又は(b)高級品若しくは贅沢品を専門とする（但し、1店舗当たりの払込資本が25万ドル以上とする。）小売業者については、外国資本100%参入可。
- (3) 国内投資も禁止されている。

2000年3月、小売自由化法が制定された。当該法は、国内産業及び外国競業会社間の効率化及び競争を促進すること、並びに消費者に向上したサービス及び低価格を提供することを目的としている。当該法の制定前までは、フィリピン国内の小売業者の所有は、フィリピン人及びフィリピン人が完全所有する法人に限定されていた。当該法に基づき、フィリピンに7.5百万ドル以上を出資することを条件に、外国資本100%の小売業の所有が可能である。外国資本による出資金額が2.5百万ドルから7.5百万ドルまでの範囲である場合、外国資本は、最初の2年間で小売業の60%まで所有することが認められている。

共和国の投資委員会は、投資政策及び手続に関して官公庁及び地方政府と調整し、特定の産業に対して特別な投資優遇措置を付与することによって特定の経済分野を推進する年次投資優先計画を策定及び管理する。投資委員会の最新計画は、政府の2014年版投資優先計画である。投資委員会は、2012年版投資優先計画の発行後、共和国の工業化及び発展における自らの役割に関する戦略について方向転換した。より積極的な役割を果たすことに重点を置いたかかる戦略的な路線変更によって、特に2014年版投資優先計画の内容、手続及び機能性が変更され、当該投資計画が政府だけでなく企業及び投資家のツールとなった。

従来の投資優先計画は、行政命令第226号に基づく優遇措置が適用される産業リストのみによって構成されていた。一方2014年版投資優先計画は、投資優先計画を詳述し、産業毎の目標、戦略及び分析を記載することを意図しており、これは共和国の全分野別の戦略、供給チェーンのギャップの分析、並びに行政命令第226号に基づく優遇措置の利用可能性も含まれていた。2014年版投資優先計画は、フィリピン開発計画と合致しており、産業別政策、目標、計画及び中核戦略が記載されている。さらに、2014年版投資優先計画は、空間的又は地理的なニーズ及び産業クラスター形成戦略に言及することで、共和国における後発途上地域への投資の誘致を目指している。

2017年2月28日、ドゥテルテ大統領は、投資委員会が策定した2017年版投資優先計画案を承認した。2017年版投資優先計画は、2017年～2022年フィリピン開発計画及び長期25ヶ年計画である「*AmBisyon Natin 2040*」と合致している。2017年版投資優先計画には、2014年版投資優先計画と比較すると、零細企業や中小企業をさらに重視し、革新を推進し、かつ健康及び環境への配慮をさらに増した諸活動が含まれているほか、より多くの人口区分を対象とした雇用を拡大すること、及び国内外のバリューチェーンの中にさらに多くの企業を呼び込むことを目指している。2017年版投資優先計画は、2017年度から2020年度までの3年間にわたって実施される。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資をセクター別及び国別にそれぞれ記載したものである。当該データは、2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って表示されている。

セクター名	セクター別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾					
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽²⁾
	（単位：百万ドル）					
株式資本（再投資以外）（純額）	663.7	1,599.4	1,816.2	2,592.1	3,263.2	569.5
農林水産業	16.8	4.6	0.4	0.2	19.6	(0.1)
鉱業及び採石業	43.7	158.9	47.0	50.4	8.9	0.2
製造業	216.4	209.2	772.7	334.3	1,149.9	227.5

電気、ガス、蒸気、空調供給	(27.4)	(58.4)	9.8	(83.1)	1,383.7	21.1
上下水道、廃棄物管理・浄化業	461.4	(24.0)	0.2	0.1	1.3	0.2
建設	1.7	6.1	102.6	8.8	161.2	12.1
卸売・小売業、自動車・オートバイの修理	23.6	98.8	115.7	208.2	(3.1)	4.2
輸送・貯蔵	21.3	90.2	(3.3)	7.8	48.5	0.1
宿泊・外食サービス業	6.5	18.1	5.6	168.2	(34.5)	2.2
情報通信	5.2	13.2	16.1	(2.6)	35.7	0.8
金融・保険業	(377.0)	889.8	522.5	1,126.1	138.5	215.1
不動産業	70.5	153.8	137.9	121.9	247.8	34.0
専門職、科学技術	5.8	8.4	(44.0)	17.5	62.7	0.7
事務管理サポート業	11.4	37.4	32.3	22.5	(7.6)	1.2
行政、防衛、強制社会保障	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育	0.4	0.2	1.9	0.5	1.4	0.1
保健、ソーシャルワーク	16.2	2.7	0.3	35.2	21.3	0.1
芸術、娯楽、レクリエーション	167.3	0.4	4.1	575.0	27.8	50.0
その他のサービス業	(0.1)	(5.0)	(0.6)	0.0	0.1	0.0
未分類 ⁽³⁾	0.0	(5.0)	95.0	1.0	0.0	0.0
収益の再投資	420.2	876.8	746.8	710.2	776.2	129.7
負債性資本	2,653.5	3,263.4	3,076.1	4,977.3	6,010.0	793.5
合計	3,737.4	5,739.6	5,639.2	8,279.5	10,049.4	1,492.7

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除した上で、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 2018年度2ヶ月間暫定値。
- (3) クロスボーダー取引調査を出典とするノンバンクへの非居住者の投資及び地方銀行への投資を対象としている。セクター別又は産業別の内訳統計データは作成されていない。

国別新規外国直接投資⁽¹⁾

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽²⁾
(単位：百万ドル)						
国別						
株式資本（再投資以外）（純額）	663.7	1,599.4	1,816.2	2,592.1	3,263.2	569.6
日本	437.5	117.5	394.1	1,088.4	56.3	20.9
北米 ⁽³⁾	(653.1)	966.6	627.9	79.1	464.5	9.0
欧州連合	47.2	176.9	307.7	118.1	1,685.8	30.8
その他の欧州 ⁽⁴⁾	13.3	4.1	3.4	5.3	13.8	0.6
アジア ⁽⁵⁾	12.3	46.1	5.9	22.9	107.8	159.6
アジア新興工業経済地域（ANIES） ⁽⁶⁾	(79.5)	223.7	226.1	918.2	199.1	119.1
ASEAN ⁽⁷⁾	(41.7)	78.6	165.9	269.4	718.7	227.9
オーストラリア及びニュージーランド	2.9	70.6	0.1	6.3	(3.1)	(0.3)
中南米 ⁽⁸⁾	830.1	(0.1)	0.5	77.9	6.9	1.1
その他	(5.4)	(84.7)	84.7	6.6	13.4	0.8
国際機関	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資	420.2	876.8	746.8	710.2	776.2	129.7
負債性資本 ⁽⁹⁾	2,653.5	3,263.4	3,076.1	4,977.3	6,010.0	793.5
合計	3,737.4	5,739.6	5,639.2	8,279.5	10,049.4	1,492.7

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除の上、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 2018年度2ヶ月間暫定値。
- (3) 米国及びカナダを含む。
- (4) アルバニア、ベラルーシ、クロアチア、ジブラルタル、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ルーマニア、ロシア連邦、イス及びウクライナを含む。
- (5) 中国、インド、パキスタン、東南アジア、中央アジア及び西アジアを含む（韓国、香港、台湾及びASEAN諸国を除く。）。
- (6) 韓国、香港及び台湾を含む。
- (7) ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムを含む。
- (8) アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、パナマ及びその他の中南米諸国を含む。
- (9) 負債性資本の国別データは作成されていない。

日本からの株式資本投資純額は、2013年度から2017年度までの間、純流入額合計の平均6.9%を占めていた。アジア新興工業経済地域（韓国、香港及び台湾から構成される。）（以下「ANIES」という。）からの株式資本投資純額は、2013年度から2017年度までの間、純流入額合計の平均3.8%を占めていた。米国及びカナダからの株式資本投資純額は、2013年度から2017年度までの間、純流入額合計の平均3.2%を占めていた。2013年度では、日本、ANIES並びに米国及びカナダからの株式資本投資純額は、それぞれ純流入額合計の11.7%、-2.1%及び-17.5%を占めていた。2017年度では、日本からの株式資本投資純額が純流入額合計に占める割合は、0.6%へと減少した。一方、同年度におけるANIESと米国及びカナダからの株式資本投資純額が純流入額合計に占める割合は、それぞれ2.0%及び4.6%へと増加した。

2013年度の外国直接投資の純流入額は、2012年度の3,215.4百万ドルから16.2%増の3,737.4百万ドルであった。流入額の増加は主に、負債性資本に対する投資純額の増加によるものであり、これは2012年度の391.0百万ドルから2013年度には2,653.5百万ドルへと増加した。かかる純流入額は、製造業が2012年度の1,770.3百万ドルの純流入額から2013年度には216.4百万ドルの純流入額へと減少したことにより一部相殺された。

2013年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2012年度の2,005.7百万ドルから66.9%減の663.7百万ドルであった。かかる減少は主に、2012年度に米国及びカナダからの558.4百万ドルの純流入額を計上したのに対し、2013年度には米国及びカナダに対する653.1百万ドルの純流出額を計上したことにより起る。2013年度においてANIESからの純流入額も同様に反転し、2012年度の659.0百万ドルの純流入額に対し、79.5百万ドルの純流出額を計上した。かかる流出額は、中南米からの純流入額が2012年度の49.9百万ドルから2013年度の830.1百万ドルへと大幅に増加したことにより一部相殺された。2013年度における新規株式投資に係る純流入額の減少は、海外における負債性資本の投資実行が2012年度の391.0百万ドルから2013年度の2,653.5百万ドルへと大幅に増加したことにより一部相殺された。

2014年度の外国直接投資の純流入額は、2013年度の3,737.4百万ドルから53.6%増の5,739.6百万ドルであった。流入額の増加は主に、金融・保険業について2013年度の377.0百万ドルの純流出額から2014年度の889.8百万ドルの純流入額へと増加したことによるものである。流入額の増加は、収益の再投資及び負債性資本への純投資が、それぞれ2013年度の420.2百万ドル及び2,653.5百万ドルの純流入額から2014年度にはそれぞれ876.8百万ドル及び3,263.4百万ドルの純流入額へと増加したことにも起因していた。かかる純流入額は、2013年度には上下水道、廃棄物管理・浄化業が461.4百万ドルの純流入額を計上していたのに対し2014年度には24.0百万ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

2014年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2013年度の663.7百万ドルから大幅増の1.6十億ドルとなった。かかる増加は主に、2013年度の米国及びカナダに対する653.1百万ドルの純流出額に対し2014年度には966.6百万ドルの純流入額を計上したことによる。2014年度のANIESへの純流出額も同様に反転し、2013年度の79.5百万ドルの純流出額に対し、223.7百万ドルの純流入額を計上した。かかる反転は、2013年度に中南米から830.1百万ドルの純流入額を計上したのに対し2014年度では0.1百万ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。共和国の収益の再投資及び海外における負債性資本の投資実行は、2014年度においてそれぞれ108.7%及び23.0%増加した。

2015年度の外国直接投資の純流入額は、2014年度の5.7十億ドルから1.7%減の5.6十億ドルであった。純流入額の減少は主に、金融・保険業に係る投資純流入額の減少（これは2014年度の889.8百万ドルから41.3%減少して2015年度には522.5百万ドルとなった。）及び2015年度の収益の再投資が2014年度の876.8百万ドルから14.8%減の746.8百万ドルへととなったことによる。かかる増加は、2015年度の製造業における純投資が2014年度の209.2百万ドルから772.7百万ドルへと大幅に増加したことにより一部相殺された。

2015年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2014年度の1.6十億ドルから1.8十億ドルへと増加した。かかる増加は主に、日本からの純流入額が2014年度の117.5百万ドルの純流入額から2015年度には394.1百万ドルの純流入額へと増加したこと、欧州連合からの純流入額が2014年度の176.9百万ドルから2015年度には307.7百万ドルへと増加したことによるものである。かかる増加は、2015年度の米国及びカナダからの投資が、2014年度の966.6百万ドルの純流入額から627.9百万ドルの純流入額へと減少したことにより一部相殺された。2015年度の共和国の収益の再投資及び海外における負債性資本の投資実行はそれぞれ14.8%及び5.7%減少した。

2016年度の外国直接投資の純流入額は、2015年度の5.6十億ドルから46.8%増の8.3十億ドルであった。純流入額の増加は主に、2016年度の負債性資本への純投資が2015年度の3.1十億ドルから61.8%増の5.0十億ドルへと増加したこと、並びに2016年度の金融・保険業における純投資が2015年度の522.5百万ドルから1.1十億ドルへと増加したことによる。かかる増加は、2016年度の製造業における投資の純流入額が、2015年度の772.7百万ドルから56.7%減の334.3百万ドルとなったことにより一部相殺された。

2016年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2015年度の1.8十億ドルから2.6十億ドルへと増加した。かかる増加は主に、2016年度の日本からの純流入額が2015年度の394.1百万ドルから1,088.4百万ドルへと大幅に増加したこと、2016年度のANIESからの純流入額が2015年度の226.1百万ドルから918.2百万ドルへと大幅に増加したことによるものである。なおこれは、2016年度の米国及びカナダからの純流入額が、2015年度の627.9百万ドルから79.1百万ドルへと減少したことにより一部相殺された。2016年度における共和国の収益の再投資は4.9%減となり、また2016年度の海外における負債性資本への投資実行は61.8%増加した。

2017年度の年間データ上、外国直接投資の純流入額は10.0十億ドルに上り、これは2016年度の8.3十億ドルから21.4%増であった。2017年度の株式資本投資純額は、2016年度の2.6十億ドルから25.9%増の3.3十億ドルへと増加した。これには、2017年度における1.7十億ドルに上る欧州からの株式資本投資純額（2016年度は123.4百万ドルであった。）が含まれる。2017年度の日本からの株式資本投資純額は、2016年度の1.1十億ドルから56.3百万ドルへと減少した。

2017年度の電気、ガス、蒸気、空調供給業に対する株式資本投資純額は、2016年度の83.1百万ドルの純流出から1.4十億ドルの純流入へと増加した。2017年度の製造業も、2016年度の334.3百万ドルから1.1十億ドルへと増加した。かかる増加は、2017年度の金融・保険業における株式資本実行純額が2016年度の1.1十億ドルから138.5百万ドルへと減少したことにより一部相殺された。

2018年度の最初の2ヶ月間において、日本からの株式資本純流入額は、純流入額合計の平均1.4%を占めていた。ANIESからの株式資本投資純額は、純流入額合計の8.0%を占めていた。2018年度1月 - 2月期、北米（米国及びカナダ）からの株式資本投資純額は、純流入額合計の平均0.6%を占めていた。

2018年度の最初の2ヶ月間における外国直接投資の純流入額は、2017年度同期に計上した1.0十億ドルから52.6%増の1.5十億ドルに上った。2018年度の最初の2ヶ月間における株式資本投資純額は、2017年度同期の120百万ドルから375.1%増の569.6百万ドルへと増加した。欧州から株式資本投資純額は、2017年1月 - 2月期では29.9百万ドル

であったのに対し、2018年同期には31.4百万ドルへと増加した。2018年1月 - 2月期の日本からの株式資本投資純額は、2017年1月 - 2月期の49.3百万ドルから20.9百万ドルへと減少した。

2018年1月 - 2月期の製造業及び金融・保険業双方における株式資本投資純額は、大幅に増加した。製造業では、株式実行純額が前年度同期の11.4百万ドルから227.5百万ドルとなった。金融・保険業における株式資本実行純額合計は、2017年1月 - 2月期の14.8百万ドルに対し2018年同期には215.1百万ドルに上った。

国際通貨準備高

下表は、IMFの国際金融統計において公表された預金取扱機関調査における改訂された国際収支の枠組み及びIMFの会計取扱いに準拠して編纂された、バンコ・セントラルの総国際通貨準備高を示したものである。

部門	バンコ・セントラルの総国際通貨準備高					
	12月31日現在					2018年 4月末日 ⁽¹⁾
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	(単位：月数及び%を除き、百万ドル)					
IMFにおける準備ポジション ⁽²⁾	594	571	439	442	424	424
金	7,498	7,484	6,703	7,259	8,337	8,251
特別引出権（SDR）	1,303	1,226	1,173	1,138	1,211	1,217
外国投資	72,936	69,960	71,739	68,290	65,815	64,519
外国為替 ⁽³⁾	856	300	613	3,563	5,783	5,197
合計	83,187	79,541	80,667	80,692	81,570	79,609
商品及びサービスの輸入月数の合計（月）	11.6	9.9	9.9	8.8	8.0	7.8
合計に対する短期債務の比率（％） ⁽⁴⁾						
当初満期	492.0	489.5	534.3	555.5	571.4	539.9
残余満期	406.2	413.3	409.5	423.9	410.4	399.5

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2018年4月末日現在の暫定値。
- (2) IMFにおける準備ポジションは、当該国のIMFの一般準備金勘定向け信用をいう。これは政府が所有する資産であるものの、総国際通貨準備高の一部として取り扱われる。
- (3) 定期預金、政府又は国際機関が発行又は保証する有価証券に対する投資、及びレボ取引で構成される。
- (4) 残余満期に基づく短期債務は、当初満期に基づく短期対外債務残高に、翌12ヶ月間に期限が到来する公的部門及び民間部門の中長期ローンに係る元本支払額を加算した額をいう。

バンコ・セントラルにより管理される総国際通貨準備高は、実質的にフィリピンのすべての公的な国際通貨準備高を構成している。バンコ・セントラルは、随時、利回り又は市場リスクを管理するため、金、外国為替及び外国証券についてオプションを締結する。また、金準備高における利回りを最適化するため、金融スワップ契約も締結する。

2013年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2012年12月31日現在の83.8十億ドルから0.8%減少して、83.2十億ドルとなった。この減少は、金準備高の2.9十億ドル減（外国投資の2.2十億ドル増によって部分的に相殺された。）を主因とするものであった。2013年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約11.6ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、当初満期ベースで共和国の短期債務額の4.9倍、残余満期ベースでは4.1倍に相当する金額であった。

2014年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2013年12月31日現在の83.2十億ドルから4.4%減少して、79.5十億ドルとなった。この減少は、外国投資の3.0十億ドル減及び外国為替の0.6十億ドル減を主因とするものであった。2014年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約9.9ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、当初満期ベースで共和国の短期債務額の4.9倍、残余満期ベースでは4.1倍に相当する金額であった。

2015年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2014年12月31日現在の79.5十億ドルから1.4%増加して、80.7十億ドルとなった。この増加は、外国投資及び外国為替の水準が2014年12月31日現在それぞれ70.0十億ドル及び0.3十

億ドルであったものが、2015年度にはそれぞれ1.8十億ドル及び0.3十億ドル増加し71.7十億ドル及び0.6十億ドルとなったことを主因とするものであった。これらの増加は、金準備高が2014年12月31日現在の7.5十億ドルから2015年には781百万ドル減の6.7十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。2015年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約9.9ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.3倍、残余満期ベースでは4.1倍に相当する金額であった。

2016年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2015年12月31日現在の80.7十億ドルからわずかに増加して、80.7十億ドルとなった。2016年度におけるこのわずかな増加は、外国為替が2015年度の613百万ドルから2016年度には3.0十億ドル増の3.6十億ドルとなったこと、及び金準備高が2015年度の6.7十億ドルから2016年度には556百万ドル増の7.3十億ドルとなったことを主因とする。これらの増加は、外国投資が2015年度の71.7十億ドルから2016年度には3.4十億ドル減の68.3十億ドルとなったことにより部分的に相殺された。2016年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約8.8ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.6倍、残余満期ベースでは4.2倍に相当する金額であった。

2017年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2016年12月31日現在の80.7十億ドルから1.1%増加して、81.6十億ドルとなった。2017年度におけるこの増加は、外国為替が2016年12月31日現在の3.6十億ドルから2017年12月31日現在の5.8十億ドルに増加したこと、及び金準備高が2016年12月31日現在の7.3十億ドルから2017年12月31日現在の8.3十億ドルに増加したことを主因とする。この増加は、外国投資が2016年12月31日現在の68.3十億ドルから2017年12月31日現在の65.8十億ドルに減少したことにより部分的に相殺された。2017年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約8.0ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であった。また、当初満期ベースで同国の短期対外債務額の5.7倍、残余満期ベースでは4.1倍に相当する金額である。

2018年4月末日現在、総国際通貨準備高は、前年度同期の82.0十億ドルから2.9%減少して、79.6十億ドルとなった。前年度同期比での準備高の減少は、外国投資が2017年4月末日の68.9十億ドルから2018年4月末日の64.5十億ドルに減少したことを主因とする。しかしながら、この減少は、外国為替及び金準備高が2018年4月末日現在それぞれ5.2十億ドル、8.3十億ドルに増加したことにより部分的に相殺された。一方、2018年4月末日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.8ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び第一次所得の支払いを行うのに十分な金額であった。また、当初満期ベースで同国の短期対外債務額の5.4倍、残余満期ベースでは4.0倍に相当する金額である。

（４）【通貨・金融制度】

通貨制度

金融政策

1993年、政府は、新中央銀行法（New Central Bank Act）に従って共和国の中央銀行であるバンコ・セントラルを設立した。バンコ・セントラルは、旧フィリピン中央銀行に代わるものである。バンコ・セントラルは、新中央銀行法に基づき権限を付与されているとおり、通貨、銀行及び与信分野の政策に関して責任を負う独立中央金融機関として機能している。新中央銀行法は、旧フィリピン中央銀行における多額の赤字の原因となったすべての準財政行為、商業銀行業務、開発銀行業務又は開発融資にバンコ・セントラルが従事することを禁止している。

バンコ・セントラルの主たる目標は、物価の安定、通貨の安定及びペソの兌換性を維持することである。同行の物価安定の目標を達成するために、バンコ・セントラルは、主として政策金利の調整、並びに政府証券の売買、再割引取引及び預金準備率の調整を含む公開市場操作の実施を通じた通貨管理を実行する。

バンコ・セントラルの機能には以下が含まれる。

- ・ 通貨政策の実行
- ・ 国家通貨の発行
- ・ 外貨準備の管理
- ・ 政府、政府の下部行政組織・部局及びGOCCのための預託機関としての活動
- ・ フィリピン国内の銀行及び準銀行の規制

政府は、バンコ・セントラルの発行済株式のすべてを保有している。バンコ・セントラル総裁、大統領により任命された内閣の閣僚1名及び民間部門の常勤代表者5名で構成される7名の委員による通貨理事会が、バンコ・セントラルを統治する。大統領は、内閣の代表者を除き、通貨理事会の7名それぞれの委員を6年の任期で任命する。

フィリピンの法律は、バンコ・セントラルに予見可能な純外貨需要を満たすのに十分な国際通貨準備高を維持することを義務付けている。

2017年10月31日現在、未監査の財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計4,728.6十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は4,137十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸

付及び前払貸付その他の資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されている。

下表は、バンコ・セントラルの2017年12月31日終了会計年度の貸借対照表である。

バンコ・セントラル貸借対照表			
表示期間現在			
(単位：百万ペソ)			
	2016年 ^(a) 12月	2017年 ^(p) 12月	増減率 (%)
資産	4,559,098.3	4,666,641.4	2.4
国際通貨準備高 ⁽¹⁾	3,997,977.8	4,056,596.1	1.5
国内有価証券	223,226.6	224,624.1	0.6
貸付及び前払貸付	151,051.6	187,410.1	24.1
国際通貨準備高の再評価	0.0	0.0	...
銀行店舗その他の固定資産	18,061.3	23,065.0	27.7
利益 / (損失) ポジションのデリバティブ派生商品	0.0	100.0	...
その他の資産	168,781.1	174,846.2	3.6
負債	4,500,743.0	4,586,190.4	1.9
通貨発行	1,124,192.6	1,267,482.3	12.7
預金	2,679,033.8	2,531,380.8	- 5.5
その他の預金取扱機関 ⁽²⁾ の準備預金	1,631,642.6	1,867,228.1	14.4
その他の金融会社 ⁽³⁾ の準備預金	1,946.8	2,010.2	3.3
翌日物預金ファシリティ ⁽⁴⁾	236,591.0	85,472.4	- 63.9
定期預金ファシリティ ⁽⁴⁾	529,218.4	100,957.5	- 80.9
共和国財務省財務局長 ⁽⁵⁾	136,869.5	326,815.4	138.8
外国金融機関	111,089.6	115,052.8	3.6
その他の外貨建預金	50.8	1,012.5	1,891.7
その他の預金 ⁽⁶⁾	31,625.1	32,831.9	3.8
外国借入金	28.4	30.4	7.3
債券（純額）	24,891.2	24,986.5	0.4
特別引出権割当額	56,084.9	59,856.9	6.7
デリバティブ負債	0.0	98.3	...
損失ポジションのデリバティブ派生商品	0.0	4.5	...
国際通貨準備高の再評価	299,527.2	381,544.8	27.4
リバースレポ・ファシリティ ⁽⁴⁾	305,057.2	305,057.2	0.0
その他の負債	11,927.7	15,748.6	32.0
純資産	58,355.4	80,451.0	37.9
資本金	50,000.0	50,000.0	0.0
剰余金 / 準備金	8,355.4	30,451.0	264.4

注：四捨五入のため、内訳の合計は必ずしも合計額に一致しない。

(1) 国際通貨基金のリザーブ・トランシェ・ポジションを除く。

(2) その他の預金取扱機関とは、ユニバーサル・バンク及び商業銀行、専門政府銀行、貯蓄銀行、地方銀行並びに準銀行機能を有するノンバンク等、バンコ・セントラル以外の預金勘定を計上する機関である。

(3) その他の金融会社とは、銀行の信託部門である。

(4) 2016年6月3日以降、リバースレポ取引及び特別預金勘定はそれぞれリバースレポ・ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに引き継がれ、金利コリドーシステムの実施に合わせて定期預金ファシリティが導入された。未払利息を含む。

(5) 外貨建預金を含む。

(6) 大半がGOCC預金。

(a) 監査済み。但し、再表示される可能性あり。

(p) バンコ・セントラル財務会計部の作成した、2017年12月末日現在の暫定的なバンコ・セントラル貸借対照表（未監査）に基づく。

... 未計算。

出典：バンコ・セントラル

通貨供給量

下表は、フィリピンの通貨供給量に関する一定の情報を示したものである。2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂における国際的な最良の慣行への準拠の一環として、SRFフォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

	通貨供給量（SRFベース）					
	12月31日現在					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾
	（単位：％を除き、十億ペソ）					
M1 ⁽³⁾						
流通通貨	640.3	713.7	791.4	921.0	1,047.6	1,052.5
当座預金	1,404.8	1,602.6	1,876.2	2,148.5	2,503.3	2,603.9
合計	2,045.2	2,316.4	2,667.6	3,069.5	3,550.9	3,656.4
増加（％） ⁽⁴⁾	27.3%	13.3%	15.2%	15.1%	15.7%	3.0%
M2 ⁽⁵⁾	6,693.6	7,396.4	8,067.3	9,140.4	10,201.9	10,484.1
増加（％） ⁽⁴⁾	33.5%	10.5%	9.1%	13.3%	11.6%	2.8%
M3 ⁽⁶⁾	6,925.0	7,703.9	8,429.9	9,506.0	10,635.7	10,918.7
増加（％） ⁽⁴⁾	31.8%	11.2%	9.4%	12.8%	11.9%	2.7%

出典：バンコ・セントラル 経済統計部

注：

- (1) 2017年度の暫定値。
- (2) 2018年3月30日現在の暫定値
- (3) 流通通貨及び要求払預金で構成される。
- (4) 前期比。
- (5) M1、貯蓄性預金及び定期預金で構成される。
- (6) M2及び預金代替物で構成される。

2013年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2012年12月31日現在の5.3兆ペソから31.8%増加して、6.9兆ペソとなった。2013年12月31日現在の流動性が前年比で増加したのは、主に国内信用が前年比で10.6%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（前年比16.5%増）における13.3%の増加を主因とするものであった。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは7.7%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは48.7%改善した。

2014年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2013年12月31日現在の6.9兆ペソから11.2%増加して、7.7兆ペソとなった。2014年12月31日現在の流動性が前年比で増加したのは、主に国内信用が前年比で17.8%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（前年比19.9%増）における17.8%の増加を主因とするものであった。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは3.6%減少し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは大幅に改善した。

2015年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2014年12月31日現在の7.7兆ペソから9.4%増加して、8.4兆ペソとなった。2015年12月31日現在の通貨供給量が前年比でこのように拡大したのは、主に国内信用が前年比で11.5%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（前年比12.1%増）における11.2%の増加を主因とするものであった。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは7.1%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは0.8%減少した。

2016年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2015年12月31日現在の8.4兆ペソから12.8%増加して、9.5兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2015年12月31日現在の水準から17.0%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（2015年12月31日の水準から16.6%

増）における15.1%の増加を主因とするものであった。2016年12月31日現在の政府向け信用（純額）も、2015年12月31日現在の水準から27.1%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは4.9%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも53.6%増加した。

暫定値によれば、2017年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2016年12月31日現在の9.5兆ペソから11.9%増加して、10.6兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2016年12月31日現在の水準から13.9%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（2016年12月31日現在の水準から16.4%増）における16.4%の増加を主因とするものであった。2017年12月31日現在の政府向け信用（純額）も、2016年12月31日現在の水準から2.0%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは4.0兆ペソに増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも10.3%増加した。

暫定値によれば、2018年3月30日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2017年3月30日現在の9.5兆ペソから14.4%増加して、10.9兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2017年3月30日現在の水準から14.2%増加したことによる。この増加は、同期間中、その他部門向け信用、特に民間部門向け信用（2017年3月30日現在の水準から16.8%増）における15.8%の増加を主因とするものであった。2018年3月30日現在の政府向け信用（純額）も、2017年3月30日現在の水準から6.5%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは4.1兆ペソに増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも36.4%増加した。

下表は、国内金利及び預金金利に関する情報を示したものである。

	国内金利及び預金金利					
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 ⁽¹⁾
	（期間当たりの加重平均）					
91日物財務省証券利回り	0.3%	1.2%	1.8%	1.5%	2.1%	2.9%
銀行平均貸出金利	5.8%	5.5%	5.6%	5.6%	5.6%	5.7%

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 2018年1月から4月までの暫定値。

金融規制

2012年1月、通貨理事会は、翌日物借入金利すなわちリバースレポ金利及び翌日物貸出金利すなわちレポ金利をそれぞれ4.25%及び6.25%に引き下げた。2012年3月、通貨理事会は、リバースレポ金利及びレポ金利をそれぞれ4.0%及び6.0%に再度引き下げた。

2012年6月、通貨理事会は、好ましいインフレ環境の期待から政策金利を維持することを決め、リバースレポ金利を4.0%及びレポ金利を6.0%とした。預金準備率も従前に発表した水準で維持された。通貨理事会は、現行の低金利の後押しを受けた十分な流動性及び堅調な銀行貸出が、向こう数ヶ月間の国内の実体経済活動の維持に資するものであると指摘した。しかし、2012年7月には、通貨理事会は、世界各地の金融市場において不透明な状況が継続していることを受け、リバースレポ金利とレポ金利の両方を0.25%引き下げ、それぞれ3.75%及び5.75%とした。2012年10月、通貨理事会は、リバースレポ金利とレポ金利の両方を再度0.25%引き下げ、それぞれ3.50%及び5.50%とした。

通貨理事会は、2013年度及び2014年度上半期を通じて、リバースレポ金利及びレポ金利をそれぞれ3.50%及び5.50%に維持した。通貨理事会は、銀行預金及びノンバンクの預金代替物に係る預金準備率について、2014年4月4日付で1.0%、2014年5月30日付でさらに1.0%引き上げた。

2014年7月、通貨理事会は、リバースレポ金利を3.50%から3.75%に引き上げ、レポ金利を5.50%から5.75%に引き上げた。通貨理事会は、その決定の発表時に、金利引上げの根拠としてインフレ圧力の兆候とインフレ予想の高まりを指摘した。また、通貨理事会は、一部の経済先進国における金融政策の最終的な正常化との関連において、この政策金利の引上げを予防的措置とみなした。

2014年9月、通貨理事会は、リバースレポ金利を4.0%に、レポ金利を6.0%に再度引き上げた。これらの金利を一層引き上げるとした通貨理事会の決定は、インフレリスク・バランスの見通しが、潜在的な食品価格の高騰並びに未決の公共料金値上申請及び潜在的な電力不足から生じる価格圧力によって、引き続き上振れに移行しているとの評価に基づくものであった。通貨理事会は、従前の金融措置が引き続き経済に効果を発揮しているところではあるものの、インフレ予想をさらに抑制し、潜在的な二次的影響を回避するために、より強固な政策行動で対応することが必要と判断した。

2014年度下半期及び2015年度を通じて、通貨理事会は、リバースレポ金利及びレポ金利をそれぞれ4.0%及び6.0%に維持した。2015年12月に行われた直近の会議では、通貨理事会は、現行のリバースレポ金利及びレポ金利を維持するにあたり、現在の予想では平均インフレは2015年度においては目標圏内で落ち着く可能性が高いとしつつ、2016年度及び2017年度には徐々にインフレ目標に沿った軌道に戻ると見込んでおりと指摘した。また、通貨理事会は、国内需要の状況は、堅調な一般世帯支出及び設備投資、市場の景況感、並びに十分な国内流動性によって引き続き支えられる見込みであるとした。今後、通貨理事会は、経済成長を支援しつつ物価安定と一致した金融政策を確実にするために、物価及び生産力に関する発生状況を監視していく。

2016年、バンコ・セントラルは、8回の金融政策会議を開催したが、その各会議において、翌日物リバースレポ・ファシリティの主要な政策金利が維持された。他の金融政策の手段に関する金利も据え置かれた。同様に、預金準備率に変更はなかった。

通貨理事会の政策決定は、政策対象期間におけるインフレ環境の動向及びリスクに対するバンコ・セントラルの評価に基づくものであった。2016年度のインフレ率は政府のインフレ目標圏（2.0%～4.0%）を下回ったものの、バンコ・セントラルは、その政策の公示において、2016年度の国内物価変動が、主に金融政策の影響の範囲外である一時的な供給側の要因によって生じたものであることを明らかにした。さらに、同年度中のバンコ・セントラルのインフレ予測では、インフレが2017年度までに目標圏内に戻ることが示されていた。同時に、将来のインフレに関する国民の予想は、引き続き金融政策によってしっかりと繋ぎとめられており、政府のインフレ目標に沿うものであった。同様に重要なこととして、バンコ・セントラルは、世界の経済情勢が低迷する中、国内の経済成長は順調に推移しており、一般世帯の消費及び投資が好調であることから、追加の金融刺激策が不要であると指摘した。2016年度の企業景況感及び消費者マインドも引き続き好調であった。国内の活況は、M3に2016年12月31日現在前年比で12.8%の増加が見られるなど、十分な国内流動性（M3）と信用活動に支えられた。これらの考慮事項が、同年度中の金融政策のあり方を据え置くとするバンコ・セントラルの決定の裏付けとなった。

2016年5月16日、バンコ・セントラルは、その金融操作を2016年6月3日より金利コリドーシステムに正式に移行させると発表した。金利コリドーシステム採用の主たる目的は、金融政策の伝達を向上させることである。短期市場金利が通貨理事会の政策金利と合理的に近い範囲内で推移するよう支援することで、金利コリドーシステムは、バンコ・セントラルの金融政策スタンスと金融市場との関連強化を支援し、これにより実体経済に影響を及ぼすことが期待されている。

金利コリドーシステムは、常設流動性ファシリティ（つまり、翌日物貸付ファシリティ及び翌日物預金ファシリティ）、翌日物リバースレポ・ファシリティ、並びに入札方式による定期預金ファシリティで構成される。常設流動性ファシリティの金利はコリドーの上限と下限を形成するが、翌日物リバースレポの金利はコリドーの中間に設定する。レポ及び特別預金口座（以下「SDA」という。）の枠は、それぞれ常設翌日物貸付ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに置き換えられた。一方、リバースレポ・ファシリティは、単なる翌日物リバースレポに変更された。また、定期預金ファシリティは、流動性吸収のための主要ツールの役割を果たす。

金利コリドーシステムの導入に伴い、通貨理事会は2016年6月3日に、翌日物貸付ファシリティ金利を新たに3.5%（従前のレポ金利である6.0%からコリドーの上限金利に引き下げ）とし、リバースレポ金利を3.0%（従前の4.0%から引き下げ）に修正し、翌日物預金ファシリティ金利を新たに2.5%（従前のSDA金利と同率）とした。その際、通貨理事会は、金利コリドーシステムへの移行は、バンコ・セントラルの金融政策スタンスの変更を意味するものではないと指摘した。金利コリドー改革は、主として実務的な性質を有するものであり、その実施によって現行の金融政策のあり方に重大な影響を及ぼすものではない。特に、金融操作のための加重金利は、金利コリドーシステム実施前とほぼ変わらない水準となる。さらに、コリドーの下限金利（バンコ・セントラルによる市場の流動性吸収の大半が現在この下限金利で行われている。）は、金利コリドーシステムの立上げにおいても据え置かれることになる。同時に、短期流動性の状況については、新たな金利コリドーシステムに基づく金融操作により引き続き資金が吸収されることから、ほぼ変わらないものと予想される。

2017年、バンコ・セントラルは、7回の金融政策会議を開催したが、その各会議において、翌日物リバースレポ・ファシリティの主要な政策金利は3.0%に維持された。他の金融政策の手段に関する金利も据え置かれた。同様に、預金準備率に変更はなかった。

通貨理事会の政策決定は、インフレ環境が引き続き対処可能であるとの評価に基づくものであった。直近の予測では、将来のインフレは2017年～2019年の目標圏内にとどまるとしている。一方、インフレ予想は、政策対象期間においても引き続き、政府の目標値である3%の±1パーセンテージ・ポイント近くにしっかりと固定されている。

インフレリスク・バランスの見通しも引き続き好調である。財務省の税制改革プログラム案が潜在的に物価に一時的な圧力をかける可能性がある一方で、様々なソーシャル・セーフティ・ネット並びにそれにより実現される生産量及び生産性の向上が、インフレに及ぼす影響を中期的に緩和すると見込まれている。同時に、世界経済の成

長の見通しがおおむね明るいものであった一方、地政学的緊張及び先進国のマクロ経済政策に対する長引く不透明感から、引き続き外需悪化のリスクが生じている。国内の経済活動は、プラスの消費者マインド及び企業景況感並びに十分な流動性に支えられ、順調に推移する見通しである。さらに、生産活動のための信用が生産の伸びに伴って拡大を続けたことから、経済の吸収能力も同様に改善するものとみられ、これによりインフレ圧力が長期的に軽減される。しかし、通貨理事会は、経済成長及び流動性状況の変化並びに当該変化による物価及び金融の安定への影響について警戒を続けている。これらの考慮事項が、同年度中の金融政策のあり方を据え置くとするバンコ・セントラルの決定の裏付けとなった。

過去5年間における商業銀行の貸出金利の平均レンジは、2013年度は4.6%～6.9%、2014年度は4.4%～6.8%、2015年度は4.5%～6.9%、2016年度は4.3%～6.7%、2017年度は4.1%～6.5%であった。2018年度の最初の3ヶ月の貸出金利の平均レンジは、2017年度の最初の3ヶ月間の平均レンジが4.2%～6.5%であったのに対し、4.2%～6.6%であった。

外国為替制度

共和国は、ペソに対する為替レートの決定を市場要因に委ねる変動為替相場制を維持しているが、バンコ・セントラルは、秩序ある市場環境を維持するため及び為替レートの急激な変動を抑えるために、市場介入を行うことができる。

下表は、ペソ・米ドル間の為替レートに関する情報を示したものである。

年度	1ドル当たりの ペソの為替レート	
	期末	期中平均 ⁽¹⁾
2013年度	44.414	42.446
2014年度	44.617	44.395
2015年度	47.166	45.503
2016年度	49.813	47.492
2017年度	49.923	50.404
2018年度	52.313 ⁽²⁾	51.702 ⁽³⁾

出典：バンコ・セントラル 参照為替レート公報

注：

- (1) 該当する期間の各月の月間平均為替レートの平均。
- (2) 2018年5月23日現在を期末とする。
- (3) 2018年1月3日から5月23日までの期間の為替レートの累積平均に基づく。

外貨は、銀行システム外で自由に売却、購入及び外貨口座に預金することができる。居住者及び非居住者はいずれも、フィリピン国内の公認銀行に外貨預金口座を保持することができ、居住者は、制限なく海外で預金を保持することができる。但し、かかる海外の口座に預金するために、国内の銀行システムから外貨を購入することはできない。

バンコ・セントラルに登録された外国貸付及びバンコ・セントラルによって承認された又はバンコ・セントラルに登録された外国投資に関連した支払いは、フィリピン国内の公認外国為替銀行から購入した外貨で行うことができる。バンコ・セントラルは、各投資家につき年間60百万ドルを超える居住者による外国投資のうちフィリピンの銀行システムを通じて資金調達されたものについては必ず、その承認及び登録を行わなければならない。バンコ・セントラルの貸付承認制度については、下記「フィリピンの金融システム - 外貨建貸付」の記載を参照されたい。

政府は対外支払について何ら通貨規制を課していないが、輸出、サービス及び投資による為替収入はすべて、22の指定通貨のいずれかにより取得されなければならない。公認外国為替銀行は、受入可能な通貨をペソに転換することができる。

個人非居住者又は法人非居住者は、バンコ・セントラルの承認を得ることなくペソ建ての銀行口座を開設することができる。50,000ペソを超えるペソ金額をフィリピン国内から輸出又は電子振替する場合には、バンコ・セントラルの事前の承認を得なければならない。

1997年7月11日にバンコ・セントラルがペソを変動相場にすることを認めて以降、バンコ・セントラルによる外国為替市場への介入は最低限のものである。しかしながら、バンコ・セントラルは、為替投機の減少とマネーロンダリングへの対処を目的とした外国為替取引に関する措置を採用し、外国為替市場を支援するための規制を発令している。

2013年度の平均為替レートは、2012年度の1米ドル当たり42.229ペソに対して、1米ドル当たり42.446ペソであった。2013年度に対米ドルでわずかにペソ安となったのは、ユーロ圏の債務危機への懸念から生じた世界経済の不透明感、米国の「財政の崖」、及び米国連邦準備制度理事会の量的緩和策縮小の時期及び規模に対する長引く不透明感から、投資家がリスクの再評価を行ったことによるものであった。但し、このペソ安は、在外労働者の送金による継続的な外貨の流入、BPO収入及び観光収入、海外ポートフォリオ投資及び海外直接投資、並びに共和国の高い国際通貨準備高によって部分的に相殺された。

2014年度の平均為替レートは、2013年度の1米ドル当たり42.446ペソに対して、1米ドル当たり44.395ペソであった。2014年度に対米ドルでペソ安となったのは、世界経済成長の見通しと金融政策とが乖離していたこと及び地政学的緊張が高まったことによる米ドル高が主因であった。1月には、米国の好調な経済データが、景気回復の継続を示唆していたこと及びその結果としての金融政策引き締めに対する懸念から、当初は対米ドルに対してペソ安で

あった。米国連邦準備制度理事会による説明に加え、フィリピンの好調な輸出データ並びにスタンダード＆プアーズ及び日本格付研究所による共和国の信用格付の引上げを受けて、2月から7月にかけてはペソ高となった。8月にはこの傾向は反転し、同年度の残りについては、2014年10月の米国連邦準備制度理事会の資産購入プログラムの終了、世界銀行によるフィリピンの経済成長見通しの格下げ及び米国金利の引上げにより新興国市場から資本が流出するとの懸念によって、ペソ安となった。

2015年度の平均為替レートは、2014年度の1米ドル当たり44.395ペソに対して、1米ドル当たり45.503ペソであった。2015年度に対米ドルでペソ安となったのは、米国における金融政策正常化の時期及びその潜在的な影響の不透明感、中国経済の減速並びに中国元安が主因であった。1月と2月には、原油価格の下落、ユーロ圏の金融緩和及び米国連邦準備制度理事会による金利上昇を警戒する声明によって貿易収支が改善した結果、当初ペソ高であった。3月には米国の強い雇用統計を踏まえペソ安に転じたが、4月には、米国の雇用、小売販売、製造及び新規住宅販売に関するデータが期待を裏切るもので、そのすべてが米国金利の見通しに不透明感をもたらしたことから、再度ペソ高となった。5月から9月には、米国の雇用・製造データの改善、中国経済の減速に対する懸念並びに低調な地場輸出により、ペソ安となった。10月には若干回復したものの、11月と12月には、米国のデータが引き続き好調であったことや12月の米国連邦準備制度理事会による政策金利引上げの決定を受けて、引き続きペソ安となった。

2016年度の平均為替レートは、2015年度の1米ドル当たり45.503ペソに対して、1米ドル当たり47.493ペソであった。2016年度に対米ドルでペソ安となったのは、2016年12月に米国連邦準備制度理事会が金利を引き上げたこと及び更なる引上げに対する市場の期待、並びに国際的な政治力学の変化（英国のEU離脱、イタリアの国民投票及び米国の大統領選挙を含む。）に関連した投資家心理が主因であった。

2017年度の平均為替レートは、2016年度の47.493ペソに対して、1米ドル当たり50.404ペソであった。2017年度に対米ドルでペソ安となったのは、共和国経済における景気の低迷が主因であった。また、政府は、2017年度に一部の対外債務の返済及び期限前返済を行ったが、このこともペソ安に貢献した。

2017年度末現在のペソ対米ドルの為替レートは、2016年度末現在の1米ドル当たり49.813ペソ、2015年度末現在の1米ドル当たり47.166ペソ、2014年度末現在の1米ドル当たり44.617ペソ、2013年度末現在の1米ドル当たり44.414ペソに対して、1米ドル当たり49.923ペソであった。

フィリピンの金融システム

組織

下表は、フィリピンの金融システムの総資産を金融機関のカテゴリー別に示したものである。

	金融制度の総資産 ⁽¹⁾ 12月31日現在					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 ⁽²⁾
	(単位：十億ペソ)					
銀行						
ユニバーサル・バンク / 商業銀行	9,300.4	10,398.4	11,159.2	12,560.5	14,053.8	14,244.5
貯蓄銀行	809.1	916.2	1,034.1	1,122.0	1,213.9	1,214.6
地方銀行	183.3	231.6	213.0	231.7	256.5	256.5 ⁽³⁾
銀行合計	<u>10,292.8</u>	<u>11,546.2</u>	<u>12,406.3</u>	<u>13,914.2</u>	<u>15,524.3</u>	<u>15,715.6</u>
ノンバンク金融機関	2,521.8	2,900.3	3,086.3	3,328.6	3,497.1	3,497.1 ⁽³⁾
資産合計	<u>12,814.6</u>	<u>14,446.6</u>	<u>15,492.6</u>	<u>17,242.8</u>	<u>19,021.4</u>	<u>19,212.7</u>

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) バンコ・セントラルの資産を除く。ここでの表示金額には、予想損失引当金が含まれる。

(2) 別段の記載がない限り、2018年3月30日現在の暫定値。

(3) 2017年12月31日現在。

フィリピンの金融システムは、銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。銀行には、主として預金及び預金代替物の受入れを通じて公衆から獲得した資金を貸付けるすべての金融機関が含まれている。ノンバンクには、資金の貸付、投資若しくは募集を行う、又は自己若しくは他人の計算のいずれかで、負債性証書若しくは株式の預託を受ける若しくはこれらを取得する銀行以外の金融機関が含まれる。ノンバンク金融機関は準銀行機能を有する場合がある。準銀行機能には、債務その他証書の発行、裏書若しくは引受による、又は一度に20名以上の貸手とのレポ取引の締結による債権の転貸若しくは購入その他の債務のための資金の借入が含まれる。

バンコ・セントラルは、その監督調査部門を介して、すべての銀行及び準銀行機能を有するノンバンク又は投資運用行為等の受託権限を有する者を監督する。これには、銀行及び関連する業務に従事する準銀行並びに特別法によりバンコ・セントラルの実質的な監督下に置かれているノンバンク金融機関（質店及び貯蓄貸付組合等）の子会社及び関連会社が含まれる。通貨理事会は、主たる政策決定機関として機能し、最終的な監督権限を有する。

金融システムの構造

フィリピンの金融システムは、ユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、共同組合銀行、イスラム銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。各種銀行は、区別された事業活動及び地理的市場に参加している。

商業銀行は、以下を行うことができる。

- ・ 手形の引受け及び信用状の発行
- ・ 約束手形、手形、為替手形その他債務証書の割引及び譲渡
- ・ 要求払預金の引受け又は設定
- ・ その他の種類の預金及び預金代替物の受入れ
- ・ 外貨及び金地金又は銀地金の売買
- ・ 市場性債券その他負債証券の取得
- ・ 有担保又は無担保の金銭貸付

別名ユニバーサル・バンクとして知られている拡大商業銀行は、通常の商業銀行の業務に加え、投資銀行業務に従事し、非系列企業に投資し、貯蓄銀行、地方銀行、系列金融企業又は系列非金融企業の株式を100%まで所有することもできる。株式を公開しているユニバーサル・バンクの場合、他のユニバーサル・バンク又は商業銀行の1行に限り、議決権株式を100%まで所有することもできる。暫定値によれば、2017年12月31日現在、共和国で営業を行っているユニバーサル・バンク及び商業銀行は43行であった。

下表は、部門別に区分されたユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高を示したものである。

ユニバーサル・バンク及び商業銀行の部門別貸付残高⁽¹⁾
12月31日現在

	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年 ⁽²⁾	
	(単位：％を除き、百万ペソ)									
合計	4,822,289	100.0%	5,435,873	100.0%	6,313,064	100.0%	7,476,061	100.0%	7,609,270	100.0%
農業、林業及び漁業	144,980	3.0%	150,223	2.8%	188,779	3.0%	163,369	2.2%	161,662	2.1%
鉱業及び採石業	23,353	0.5%	33,238	0.6%	31,340	0.5%	46,753	0.6%	52,531	0.7%
製造業	777,823	16.1%	792,965	14.6%	841,566	13.3%	944,486	12.6%	961,938	12.6%
電気、ガス、蒸気及び空調供給業	434,385	9.0%	553,833	10.2%	662,455	10.5%	830,390	11.1%	843,523	11.1%
水供給、下水処理、廃棄物管理及び浄化活動	55,460	1.2%	60,267	1.1%	59,949	0.9%	67,462	0.9%	71,452	0.9%
建設業	111,121	2.3%	143,474	2.6%	178,693	2.8%	219,480	2.9%	216,169	2.8%
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	654,222	13.6%	736,713	13.6%	830,160	13.1%	1,004,207	13.4%	985,959	13.0%
宿泊及び飲食業	91,929	1.9%	104,215	1.9%	128,020	2.0%	144,096	1.9%	146,752	1.9%
運輸及び保管業	148,778	3.1%	162,165	3.0%	184,816	2.9%	231,672	3.1%	238,276	3.1%
情報通信業	125,202	2.6%	158,973	2.9%	224,096	3.5%	277,164	3.7%	285,406	3.8%
金融及び保険業	392,050	8.1%	440,322	8.1%	516,208	8.2%	603,139	8.1%	596,194	7.8%
不動産業	735,707	15.3%	879,250	16.2%	1,054,993	16.7%	1,261,329	16.9%	1,267,765	16.7%
専門、科学及び技術サービス業	41,164	0.9%	43,962	0.8%	51,781	0.8%	63,058	0.8%	76,485	1.0%
管理・支援サービス業	32,369	0.7%	30,677	0.6%	47,369	0.8%	32,061	0.4%	30,245	0.4%
公務及び国防、強制社会保障事業	104,017	2.2%	111,007	2.0%	103,089	1.6%	133,879	1.8%	132,618	1.7%
教育	18,104	0.4%	24,673	0.5%	24,542	0.4%	32,921	0.4%	34,153	0.4%
保険衛生及び社会事業	28,027	0.6%	38,567	0.7%	50,138	0.8%	54,223	0.7%	56,505	0.7%
芸術、娯楽及びレクリエーション業	27,473	0.6%	31,263	0.6%	69,059	1.1%	93,697	1.3%	94,897	1.2%
その他コミュニティ活動、社会活動及び個人活動	55,836	1.2%	54,829	1.0%	77,023	1.2%	115,044	1.5%	148,031	1.9%
雇主としての世帯活動、分別不能な財及びサービス	50,655	1.1%	58,605	1.1%	63,557	1.0%	70,128	0.9%	76,525	1.0%
その他 ⁽³⁾	769,633	16.0%	826,650	15.2%	925,430	14.7%	1,087,503	14.5%	1,132,184	14.9%

注：

- (1) 償却額控除後。
- (2) 2018年3月現在。
- (3) 世帯消費を目的とした個人に対する貸付、バンコ・セントラルのリバースレボ取引に基づく貸付及び非居住者に対する貸付を含む。

貯蓄銀行は、自己の資本及び預金者の貯蓄を以下に投資する。

- ・ 住宅建設及び住宅開発のための融資
- ・ 容易に売買可能な債務証券
- ・ コマーシャルペーパー及び商業取引から生じた売掛金、手形、為替手形、引受手形又は約束手形
- ・ 市場において農業、サービス、工業、住宅並びにその他の金融及び類似のサービスに従事している中小企業及び個人に対する短期運転資本及び中長期貸付

2017年12月31日現在、共和国で営業を行っている貯蓄銀行（マイクロファイナンスを中心業務とする銀行を含む。）は55行であった。

地方銀行は、農業従事者、漁業従事者、協同組合、商人及び地方共同体の人々全般の通常の信用ニーズを満たすために、合理的な条件で地方において信用を供与している。2017年12月31日現在、共和国で営業を行っている地方銀行は489行であった。

2017年12月31日現在、マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は10行、マイクロファイナンスに従事している銀行は152行であった。マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は、常に総貸付ポートフォリオの少なくとも50％をマイクロファイナンス貸付とすることが義務付けられている。マイクロファイナンス貸付額は、2,000ペソから150,000ペソに及ぶ場合がある。貸付上限額は、成長中の零細企業に対する貸付、すなわち「マイクロファイナンス・プラス」及び住宅向けのマイクロファイナンス貸付の場合、さらに300,000ペソに引き上げられる場合がある。

専門政府銀行とは、フィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行、DBP及びLBPである。アルアマナ・イスラム投資銀行は、イスラムの銀行業務の原則及び決定に基づいて銀行、融資及び投資サービスを提供することで、ARMMの発展を促す。

LBPは、農地改革法（Agricultural Land Reform Code）の可決を受け、農業用地の分割取得・販売及び小規模土地所有者への転売のための資金を融資するために、1963年に設立された。現在、同行は、辺境地開発及び貧困緩和のために融資を行うことに注力しつつ、政府から予算支援を受けることなく持続可能な形で運営していくことを目指している。この目的を達成するために、LBPは商業銀行業務を維持しており、その収益は同行の開発プログラム及びプロジェクトに再投資される。LBPの貸付ポートフォリオは、農業従事者・漁業従事者、中小企業・零細企業及び生活支援ローン、農業関連産業、農業インフラその他農業・環境関連のプロジェクト、集団住宅、学校並びに病院を優先している。

2017年12月31日現在、LBPの資産合計及び負債合計はそれぞれ1,615.0十億ペソ及び1,510.4十億ペソであった。これは、2016年12月31日現在それぞれ1,395.4十億ペソ及び1,310.0十億ペソであった資産合計及び負債合計から、それぞれ6.0%及び5.2%の増加となった。

DBPは、当初1935年に国家貸付投資銀行（National Loan and Investment Board）として設立後、1958年にDBPに組織変更されたが、現在では共和国内の主たる開発金融機関である。1998年に採択された最新の定款に基づき、DBPは、開発銀行に分類され、貯蓄金融機関の他のすべての機能を果たすことができる。その使命は、持続可能な成長のために共和国経済の競争力を高めること、また、インフラ開発、信頼できる起業家、効率的な社会サービス及び環境保護を支援することである。DBPは、中小規模の産業を重視しつつ、共和国内の農企業及び工業企業の中長期的な必要に応じた銀行サービスを提供する。

2017年12月31日現在、DBPの資産合計及び負債合計はそれぞれ597.1十億ペソ及び550.1十億ペソであった。これは、2016年12月31日現在それぞれ535.8十億ペソ及び491.7十億ペソであった資産合計及び負債合計から、それぞれ11.4%及び11.9%の増加であった。

2014年、ガバナンス委員会は、DBPとLBPの果たす機能がその目的、顧客ベース、サービス及び商品について重複しており、連結企業体のほうが両行の目的を果たすにあたり効果的、効率的かつ持続可能となるとして、両行の合併を推奨した。2015年5月25日に、代議院がLBPを存続会社とするDBPとLBPの合併を許可する法案第5755号を承認すると、2016年2月4日には、アキノ前大統領がLBPを存続会社とするDBPとLBPの合併を許可する大統領令第198号を発行した。しかし、2017年9月6日、ガバナンス委員会は、アキノ前大統領が発行した大統領令第198号の実行を取り消す旨の決議をした。取り消した理由は主に、LBPが農業部門にサービスを提供している一方でDBPは工業部門にサービスを提供していることから、2つの金融機関を1つに統合するというこの合併が公益に資するものではないというものであった。

ノンバンク金融機関は、他の金融機関に短期の融資を行うこともあるが、主として長期の融資を行う機関である。2017年12月31日現在、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有するノンバンク金融機関9社を規制又は監督していた。また、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有しないノンバンク金融機関5,485社を規制又は監督していた。

近時の金融制度の動向

2018年3月30日現在、フィリピンの銀行システムは、2017年度の同期間と比べ、貸付ポートフォリオ合計が17.3%、預金負債が12.5%、資本勘定が9.3%増加した。世界の厳しい金融情勢にかかわらず、フィリピンの銀行は、2018年3月31日に終了した3ヶ月間に47.6十億ペソの純利益を計上した。これは、2017年度の同期間の純利益である38.8十億ペソから22.9%の増加であった。2018年度第1四半期の年率換算株主資本利益率は、2017年度同四半期の10.0%からわずかに増加し、10.1%であった。また、年率換算資産利益率は、2017年度同四半期の1.2%から横ばいで1.2%であった。2018年3月31日現在、不良資産の割合は、2017年3月31日現在の1.9%から1.8%に減少した。

2017年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の連結ベースの自己資本比率は、適格資本要件が厳格化されたことを受け、2016年12月31日現在の15.12%から減少し14.48%となった。2017年9月30日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の純Tier1資本の比率は13.9%であった。2018年3月31日現在のユニバーサル・バンク及び商業銀行の預金に占める流動資産の割合が2017年3月31日現在の53.3%から48.6%に減少したことから、流動性は減少した。

不良債権

下表は、表示期間におけるユニバーサル・バンク及び商業銀行に対する不良債権に関する情報を示したものである。

銀行の種類別貸付合計（総計）及び不良債権
12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽¹⁾	2018年 ⁽²⁾
（単位：％を除き、十億ペソ）						
拡大商業銀行／ユニバーサル・バンク⁽³⁾						
貸付合計	3,200.6	3,929.0	4,359.1	5,177.6	6,041.0	6,142.6
不良債権	66.8	65.4	65.2	68.2	72.0	76.7
貸付合計に占める不良債権の割合	2.1%	1.7%	1.5%	1.3%	1.2%	1.2%
非拡大／商業銀行⁽³⁾						
貸付合計	167.1	177.8	210.1	264.0	309.7	305.5
不良債権	8.0	8.3	8.7	9.1	8.7	9.2
貸付合計に占める不良債権の割合	4.8%	4.7%	4.2%	3.5%	2.8%	3.0%
政府銀行⁽⁴⁾						
貸付合計	446.7	625.6	740.6	760.6	968.3	1,008.7
不良債権	13.0	12.3	13.0	12.0	12.5	14.3
貸付に占める不良債権の割合	2.9%	2.0%	1.8%	1.6%	1.3%	1.4%
外国銀行⁽⁵⁾						
貸付合計	442.5	385.6	409.9	504.0	548.1	539.6
不良債権	2.8	7.1	4.6	4.5	4.3	4.2
貸付合計に占める不良債権の割合	0.6%	1.8%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%
貸付合計	3,650.8	4,257.0	5,117.9	5,719.7	7,867.1	7,996.3
不良債権合計	100.6	90.5	93.1	91.6	97.5	104.4
貸付合計に占める不良債権の割合	2.1%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.3%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2017年12月31日現在の暫定値。
 (2) 2018年3月31日現在の暫定値。
 (3) アイエヌジー銀行を含み、LBP及びDBPを除く。
 (4) LBP、DBP及びフィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行で構成される。
 (5) 外国銀行21行及び外国銀行の子会社2行で構成される。

貸付合計に占める不良債権の割合は、2012年12月31日現在が2.8%であったのに対し、2013年12月31日現在では2.1%となった。2013年12月31日現在の不良債権は2012年12月31日の100.6十億ペソから10.0%減少して、90.5十億ペソとなった一方、2013年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2012年12月31日現在の3,650.8十億ペソから16.6%増加して、4,257.0十億ペソとなった。

貸付合計に占める不良債権の割合は、2013年12月31日現在が2.1%であったのに対し、2014年12月31日現在では1.8%となった。2014年12月31日現在の不良債権は、2013年12月31日現在の90.5十億ペソから2.9%増加して、93.1十億ペソとなった。また、2014年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2013年12月31日現在の4,257.0十億ペソから20.2%増加して、5,117.9十億ペソとなった。

貸付合計に占める不良債権の割合は、2014年12月31日現在が1.8%であったのに対し、2015年12月31日現在では1.6%となった。2015年12月31日現在の不良債権は、2014年12月31日現在の93.1十億ペソから1.6%減少して、91.6十億ペソとなった。また、2015年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2014年12月31日現在の5,117.9十億ペソから11.8%増加して、5,719.7十億ペソとなった。

貸付合計に占める不良債権の割合は、2015年12月31日現在が1.6%であったのに対し、2016年12月31日現在では1.4%となった。2016年12月31日現在の不良債権は、2015年12月31日現在の91.6十億ペソから2.4%増加して、93.8十億ペソとなった。また、2016年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2015年12月31日現在の5,719.7十億ペソから17.2%増加して、6,706.3十億ペソとなった。

2017年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の総不良債権の割合は1.2%であった。これは、2016年12月31日現在の割合である1.4%を下回るものであった。2017年12月31日現在の不良債権は、2016年12月31日現在の93.8十億ペソから4.0%増加して、97.5十億ペソとなった。また、2017年12月31日現在の貸付ポートフォリオ合計は、2016年12月31日現在の6,706.3十億ペソから17.3%増加して、7,867.1十億ペソとなった。

金融部門の改革

政府は、銀行が保有する不良資産を引き下げ、銀行業界全般の健全性を改善するために、金融部門で複数の改革を行ってきた。

バンコ・セントラルは、共和国の国内情勢を考慮しつつ、国際基準及びベスト・プラクティスに合致させるよう、引き続き既存の規制枠組みを発展させていく。2016年度のバンコ・セントラルによる主要な規制改革では、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理、金融サービス提供の自由化並びにバーゼルIIIの残りの部分（国内のシステム上重要な銀行、流動性力バレッジ比率、信託制度、消費者保護その他健全性改革に関するものを含む。）の実施に重点が置かれていた。2017年4月、通貨理事会は、年次報告書の開示内容（銀行の財務状況、業績、所有及びガバナンスに関する情報を含む。）を国際的な慣行と合致させるために、銀行及び準銀行向けの年次報告書の表示に関する修正ガイドラインを承認した。

2017年11月、バンコ・セントラルは、共和国の小売決済システムを近代化し、電子決済の導入を拡大し、共和国を現金依存度の高い国から現金依存度の低い国に転換させるという戦略構想の一環として、フィリピンEFTシステム及びオペレーション・ネットワーク（以下「PESONET」という。）を立ち上げた。PESONETとは、企業、政府及び個人がバンコ・セントラル監督下の金融機関に維持されている口座から簡単に電子資金振替及び定期決済を開始できるようにするための自動決済機関である。

バンコ・セントラルは、バンコ・セントラルの定款変更、決済システム法関連、アルアマナ・イスラム投資銀行の定款の変更、農業・農地改革法の改正等の重要な法制改革の成立に向けて、両院議会と緊密な協力を続けている。2017年、AMLTAが改正され、特にカジノが適用対象に含まれることとなった。

マネーロンダリング防止法：

- 2001年9月、共和国法（RA）第9160号に基づき、AMLTAが成立した。同法は、特に、マネーロンダリングを犯罪として定義し、その犯罪に対する罰則を規定し、反マネーロンダリング評議会（AMLC）と呼ばれる中央監視実施評議会の基礎を成立させた。同法は、マネーロンダリング対策として、顧客の身元確認、記録保持、疑わしい対象取引の報告に関する要件を課し、銀行預金秘密保持に関する厳格な法律を緩和し、不正資金・財産の凍結、押収、没収及び回収並びに国際協力について規定している。
- AMLTAの規制は数回改正されており、そのうち最新のものは共和国法第10927号に基づき2017年7月14日に制定され、AMLTA（共和国法第9160号）の改正が発効し、AMLCの監視下において賭博業務に従事することが適正政府機関（AGA）により認められたフィリピンにおけるカジノ並びにインターネット・カジノ及び船舶上でのカジノが適用対象に含まれることとなった。さらに、1件当たり5百万ペソ（又はその他の通貨建ての相当額）を超える現金によるカジノ取引は、AMLCに報告されなければならない。

2009年農業・農地改革信用法：

- 大統領令（PD）第717号を改正した、2009年農業・農地改革信用法（農業・農地改革法）として知られる共和国法第10000号は、2010年2月23日に制定され、2010年4月20日に施行された。同法は、農村農業セクターによる金融サービスやプログラムへのアクセス向上を促進するため、農業・農地関連の融資義務に対する許容可能な遵守メカニズムを合理化した。農業・農地改革信用法は、金融機関（政府又は民間）に対して、貸付可能資金総額の少なくとも25%を農業・農地改革関連の貸付全般のために割当ててことを義務付けており、このうち貸付可能資金総額の少なくとも10%は農地改革関連の受益者のために提供されなければならない。

外貨建貸付

バンコ・セントラルは、ペソ建以外のすべての貸付について一連の事前承認、登録及び報告要件を課している。貸付体制は以下のとおりである。

貸付の種類	要件
- 公的部門向け貸付、但し、貿易金融のための短期外貨建預金貸付及び通常の短期銀行間借入を除く。 - 政府系企業及び／若しくは政府系金融機関により保証されている、又は公認外国為替銀行の発行した外為保証の対象となる民間部門向け貸付 - 民間のノンバンク金融機関が公的部門又は民間部門の企業への転貸のために引き受ける、満期までの期間が1年を超える貸付	事前承認及び報告要件

- ・ 公認外国為替銀行又はその子会社／関連会社である外為企業から購入した外貨により返済されるその他貸付
- ・ 事前承認要件が特別に免除されており、銀行システムから購入した外貨で返済される民間部門向け貸付 事後登録及び報告要件
- ・ 銀行システムから購入されていない、外貨で返済されるすべての民間部門向け貸付 報告要件

フィリピンの証券市場

沿革

フィリピンの証券業界は、1927年にマニラ証券取引所が開設されたことに始まった。1936年、政府は業界の監督及び投資家の保護を行うフィリピンSECを設立した。その後、マカティ証券取引所が1963年に開設され、1994年にマニラ証券取引所と合併してフィリピン証券取引所となった。

1998年6月、フィリピンSECは、フィリピン証券取引所に対して自主規制機関としての地位を付与し、会員の会計帳簿の検査や監査等を行うことにより会員を監督・規律する権限を付与した。

フィリピン証券取引所は、上場適格証券の範囲を拡大するために、授權資本が20.0百万ペソから99.9百万ペソまで（その25%以上が引受済みかつ全額払込済みでなければならない。）の中小企業向けの市場を設立した。

2001年8月、フィリピン証券取引所は株式公開会社への転換を完了した。最初の株主として184の各会員たるブローカーが50,000株を引き受け、その全額を払い込んだ。フィリピン証券取引所への株式の上場は2003年12月に実施され、未発行株式の40%は、2004年2月に私募により売却された。

2018年6月20日現在、フィリピン証券取引所は、324の上場企業及び132の取引参加者を有する。（出典：PSEホームページ）

フィリピン総合指数の終値は、2017年12月29日の8,558.4、2016年12月30日の6,840.6、2015年12月29日の6,952.1、2014年12月29日の7,230.6、2013年12月27日の5,889.8及び2012年12月28日の5,812.7に対し、2018年6月19日現在は7,312.61であった。

フィリピン総合指数の平均値は、2017年の7,841.63、2016年の7,811.74、2015年の7,434.9、2014年の6,788.1、2013年の6,478.9及び2012年の5,169.0に対し、2018年6月19日現在は8,164.63であった。

フィリピン証券取引所に加え、2006年には、主に外国為替及び債券の取引を扱うフィリピン債券取引所（以下「PDEX」という。）が、フィリピンSECにより自主規制機関としての地位を付与された。2018年の最初の5ヶ月間（2018年6月1日から19日までを含む。）のPDEXにおける国債及び社債の取引高は、2017年同期の1,975十億ペソから2,157十億ペソとなった。

2013年5月、フィリピン証券取引所とPDEXを所有する持株会社であるPDS Holdings, Corp.の合併計画が公表された。当該合併は、統合された株式・債券取引プラットフォームを構築することを目的とする。合併の構成は、現在フィリピンSECにより検討されている。

国債市場

BTrは現在、91日、182日及び364日で満期が到来する財務省短期証券並びに2年から28.5年で満期が到来する財務省長期証券の公募を毎週行っている。

2012年12月31日現在、国債残高は3.5兆ペソであり、その74%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形、ゼロ・クーポン財務省長期証券、複数通貨建てRTB及び政府保証付債務等で構成された。

2013年12月31日現在、国債残高は3.8兆ペソであり、その51.4%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形、ゼロ・クーポン財務省長期証券、複数通貨建てRTB及び政府保証付債務等で構成された。

2014年12月31日現在、国債残高は3.8兆ペソであり、その53.8%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形、ゼロ・クーポン財務省長期証券、複数通貨建てRTB及び政府保証付債務等で構成された。

2015年12月31日現在、国債残高は3.9兆ペソであり、その51.5%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形、ゼロ・クーポン財務省長期証券、複数通貨建てRTB及び政府保証付債務等で構成された。

2016年12月31日現在、国債残高は3.9兆ペソであり、その54.0%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2017年12月31日現在、国債残高は4.4兆ペソであり、その50.2%は財務省短期証券及びFXTB発行分であった。国債の残りの発行分は、RTB、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

(5) 【財政】

財政

連結財政状態

公共部門連結財政状態は、共和国の公共部門全体の財政状態を測定する。連結財政状態は、公共部門借入需要並びに社会保証機構・公務員保険機構、バンコ・セントラル、GFI及び地方自治体の赤字又は黒字総額から構成される。公共部門借入需要は、政府、中央銀行清算委員会（以下「CB-BOL」という。）の勘定、石油価格安定基金及び主要GOCC14社の赤字又は黒字総額を反映する。

下表は、表示期間に係る現金ベースでの連結財政状態を示している。

共和国公共部門連結財政状態 12月31日現在					
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
	(単位：%を除き、十億ペソ)				
公共部門借入需要：					
中央政府	(164.1)	(73.1)	(121.7)	(353.4)	(350.6)
中央銀行再編	(1.1)	(2.7)	(3.7)	(3.2)	0.0
監視下にある政府所有企業	60.9	19.8	2.8	24.9	39.8
純貸出及びGOCCに対する持分の調整	11.6	15.1	7.5	15.3	(3.9)
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共部門借入需要合計	(92.7)	(40.9)	(115.2)	(316.4)	(314.7)
GDPに対する割合	(0.8)%	(0.3)%	(0.9)%	(2.2)%	(2.0)%
その他の公共部門：					
社会保証機構・公務員保険機構	62.5	76.3	60.6	72.4	57.9
バンコ・セントラル ⁽¹⁾	(23.7)	(10.7)	(3.0)	17.7	21.8
政府系金融機関	15.3	12.5	13.8	15.5	15.7
地方自治体	53.2	86.5	86.2	189.6	217.4
バンコ・セントラルに対する利払時期の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の公共部門合計	107.3	164.6	157.6	295.3	312.8
公共部門連結財政状態	14.5	123.8	42.4	(21.1)	(1.99)
GDPに対する割合	0.1%	1.0%	0.3%	(0.1)%	(0.01)%

出典：財務省財政政策計画室

注：

(1) 政府及びCB-BOLへの利息割戻し、配当及びその他の送金額控除後の金額。

共和国の2013年度の連結財政状態は、2012年度に計上された187.2十億ペソの赤字から転換し、政府の2013年度の計画赤字238.0十億ペソを252.5十億ペソ上回る14.5十億ペソの黒字を計上した。黒字の主因は、2013年度の政府借入需要が2012年度の242.8十億ペソから32.4%減少して164.1十億ペソとなったことにあった。2013年度の黒字額は、現行価格で測定された共和国の2013年度のGDPの0.1%に相当した。

共和国の2014年度の連結財政状態は、2013年度に計上された14.5十億ペソの黒字から大幅に拡大し、政府の2014年度の計画赤字266.2十億ペソを390.0十億ペソ上回る123.8十億ペソの黒字を計上した。黒字の主因は、2014年度の政府借入需要が2013年度の164.1十億ペソから55.5%減少して73.1十億ペソとなったことにあった。2014年度の黒字額は、現行価格で測定された共和国の2014年度のGDPの1.0%に相当した。

共和国の2015年度の公共部門連結財政状態は、2014年度に計上された123.8十億ペソの黒字から縮小し、政府の2015年度の計画赤字153.5十億ペソを195.9十億ペソ上回る42.4十億ペソの黒字を計上した。黒字縮小の主因は、2015年度の公共部門借入需要が2014年度の40.9十億ペソから大幅に増加して115.2十億ペソとなったことにあった。2015年度の黒字額は、現行価格で測定された共和国の2015年度のGDPの0.3%に相当した。

共和国の2016年度の公共部門連結財政状態は、2015年度に計上された42.4十億ペソの黒字から転換し、政府の2016年度の計画赤字129.8十億ペソを108.7十億ペソ上回る21.1十億ペソの赤字を計上した。赤字化の主因は、2016年度の政府借入需要が2015年度の121.7十億ペソから大幅に増加して353.4十億ペソとなったことにあった。2016年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2016年度のGDPの0.1%に相当した。

共和国の2017年度の公共部門連結財政状態は、2016年度に計上された21.1十億ペソの赤字から減少し、政府の2017年度の計画赤字169.75十億ペソを167.2十億ペソ上回る1.99十億ペソの赤字を計上した。2017年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2017年度のGDPの0.01%に相当した。

政府の歳入及び歳出

下表は、表示期間に係る政府の歳入及び歳出を示している。

	政府の歳入及び歳出					予算	
	実績						
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ⁽¹⁾	2016年度 ⁽²⁾	2017年度
	(単位：%を除き、十億ペソ)						
現金収入							
税収：							
内国歳入局	1,216.7	1,334.8	1,433.3	1,567.2	1,722.3	1,620.0	1,782.8
関税局	304.9	369.3	367.5	396.4	458.2	409.0	459.6
その他役所 ⁽³⁾	14.1	14.9	14.6	16.8	20.2	15.0	15.9
税収合計	1,535.7	1,719.0	1,815.5	1,980.4	2,250.7	2,044.0	2,258.4
GDPに対する割合	13.3%	13.6%	13.6%	13.7%	15.7%	14.1%	14.2%
税外収入：							
BTr収入 ⁽⁴⁾	81.0	93.4	110.0	101.7	99.9	41.2	58.6
手数料及びその他の費用 ⁽⁵⁾	30.5	32.8	36.4	39.8	40.8	- ⁽⁸⁾	44.0
民営化 ⁽⁶⁾	2.9	1.9	62.8	0.7	0.8	2.0	2.0
その他（国外補助金を含む。）	65.9	61.2	84.3	73.3	80.9	113.1 ⁽⁸⁾	64.0
税外収入合計	180.3	189.3	293.5	215.5	222.4	156.3	166.5
現金収入合計	1,693.1	1,885.5	2,091.2	2,180.1	1,795.1	該当なし	該当なし
GDPに対する現金収入合計の割合	14.7%	14.9%	15.7%	15.1%	11.6%	該当なし	該当なし
非現金収入合計	23.0	23.0	17.8	15.8	6.4	該当なし	該当なし
歳入合計	<u>1,716.1</u>	<u>1,908.5</u>	<u>2,109.0</u>	<u>2,195.9</u>	<u>2,473.1</u>	<u>2,256.7</u>	<u>2,426.9</u>
現金支出							
人件費	581.7	603.6	682.6	758.2	559.1	811.8	990.5
維持費その他の運営費用	282.9	308.7	933.6	1,012.2	325.4	1,103.1	1,229.2
支払利息							
国外	101.1	100.7	93.8	99.0	100.1	96.9	97.7
国内	222.3	220.5	215.6	205.4	210.5	295.9	237.2
支払利息合計	323.4	321.2	309.4	304.5	310.5	392.8	334.9
政府系企業に対する助成金	66.3	80.4	78.0	103.2	131.1	100.8	128.9
地方自治体に対する割当	241.8	273.2	311.9	342.9	530.2	342.9	552.7
インフラその他の資本支出	261.8	276.0	575.5	493.0	391.2	692.4	549.4
地方自治体に対する資本移転	71.0	73.8	-	120.0	109.7	-	143.2
株式及び純貸出	28.1	15.1	10.5	27.0	1.0	36.9	20.9
現金支出合計	<u>1,857.2</u>	<u>1,952.1</u>	<u>2,901.5</u>	<u>3,161.0</u>	<u>2,008.1</u>	<u>3,480.7</u>	<u>3,949.7</u>
(現行価格で測定された) GNI に対する割合	13.2%	12.7%	18.0%	18.1%	14.7% ⁽⁴⁾	18.9%	19.5%
税支出	19.0	25.9	13.7	15.7	3.4	25.5	16.0
歳出合計	<u>1,880.2</u>	<u>1,981.6</u>	<u>2,915.2</u>	<u>3,176.7</u>	<u>2,823.8</u>	<u>3,506.2</u>	<u>3,965.7</u>
黒字 / (赤字)	(141.1)	(43.6)	(792.5)	(965.1)	(350.6)	(1,224.0)	(1,522.8)
融資							
国内総借入	379.7	136.2	53.8	(138.1)	733.6	652.2	494.2
国内純借入	402.9	162.7	28.1	245.1	731.4	535.0	706.9
非予算勘定	(89.1)	(64.3)	27.3	(125.5)	(152.9)	(5.4)	(255.2)
現金残高の利用	65.9	37.8	(1.6)	(257.7)	152.7	122.6	42.5
国外純借入	(83.8)	12.6	64.8	(24.1)	27.6	(18.2)	114.3
純融資需要合計	<u>319.1</u>	<u>175.2</u>	<u>92.9</u>	<u>220.9</u>	<u>758.9</u>	<u>388.9</u>	<u>523.6</u>

出典：BTr、財務省、予算行政管理省

注：

- (1) 2017年の暫定値。
- (2) 政府による予算調達プログラムの定期的な見直しに従い調整される。
- (3) 環境天然資源省、入国管理局、陸運室その他の政府機関の税収を表す。
- (4) 2017年の最初の9ヶ月間の暫定値。
- (5) 預金利息、GOCCに対する貸付金の利息、有価証券利息、GOCCからの配当、フィリピンカジノ公社から受領した利益、ニノイ・アキノ国際空港から受領した利益及びターミナル手数料、保証手数料その他を表す。
- (6) 陸運室、外務省その他の政府機関からの受領額を表す。
- (7) GOCC、GFIその他の政府所有資産に対する持分の売却並びに大統領行政規律委員会及び資産民営化トラストによる資産の売却から生じた政府への送金額を表す。
- (8) その他には手数料及びその他の費用が含まれる。

歳入

財源

政府は、税源及び税外財源の双方から歳入を得ている。主な歳入源には、所得税、付加価値税、物品税及び関税が含まれる。主な税外収入源は、預金利息、GOCCから受領した金額及び民営化による受領額から成る。

2006年度以降、BIRは、以下の税務行政の改善を実施している。

- ・ 法廷で争われているか、又は納税者による異議申立てがなされている滞納勘定又は係争税額の解決
- ・ 歳入当局に対し、一定期間に係る歳入目標を上回った場合には報奨金が支払われ、目標を下回った場合には罰則が科される徴税促進法
- ・ BIRの反脱税（Run After Tax Evaders、以下「RATES」という。）プログラムや関税局の反密輸（Run After The Smugglers、以下「RATS」という。）プログラム等、脱税者の特定及び起訴を目的とする特別プログラム
- ・ 印紙税の正確な課税及び監視のための印紙電子計器の利用
- ・ 登録納税者数を増やすための税基盤の拡大（具体的な方法としては、BIRの納税者記録とフィリピンSEC等の他の政府機関の納税者記録の照合）
- ・ 物品税の対象となる自動車に関する歳入規則の発布
- ・ 1997年税法が定める控除可能代理支出の上限額の設定

BIRのRATESプログラムの普遍的な目標は、税収を効果的に増加させることである。また同プログラムは、納税者による法律の自主的な遵守を強化し、脱税者に対する抑止力を提供し、また徴税制度に対する国民の信頼を促進することを目的とする。RATESプログラムは、脱税の可能性のある事案を調査し、起訴が必要な事例を決定するために必要なインフラ、方針の枠組み及び情報システムを提供することにより、かかる目標を達成しようとするものである。

BOCのRATSプログラムは、BOCの既存のプログラムによる1回目及び2回目の検討及び検査において摘発されず放置された密輸業者及びその他の関税法違反者を摘発し起訴することに重点を置く。RATSプログラムは、関税徴収の監視に使用される外部インフラ及び情報システムを改善するとともに、関税徴収制度の成果や関税徴収制度に対する国民の信頼を向上させるためにBOCの組織としての健全性を内部で見直すことにより、その政策目標を達成しようとするものである。

2013年度の政府歳入総額は、2012年度に計上された1,534.9十億ペソから11.8%増加して1,716.1十億ペソとなった。2013年度の歳入総額は、当年度の計画目標の1,745.9十億ペソを29.8十億ペソ又は1.7%下回った。かかる未達は、BIRの実際の徴収額が計画目標に及ばなかったことによるものであった。BIRの2013年度の徴収額は、2012年度に計上された1,057.9十億ペソからの15.0%の増加を反映して1,216.7十億ペソ（そのうち718.4十億ペソが純所得税）となった。BOCの徴収額は、2012年度に計上された289.9十億ペソに対し、2013年度においては5.2%の増加を反映して304.9十億ペソとなった。2013年度の税外収入は、2012年度に計上された173.8十億ペソから3.7%増加して180.3十億ペソとなった。

2014年度の政府歳入総額は、2013年度に計上された1,716.1十億ペソから11.2%増加して1,908.5十億ペソとなった。2014年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,018.1十億ペソを5.4%又は109.6十億ペソ下回った。かかる歳入の未達は、主にBIR及びBOCの実際の徴収額がそれぞれの計画目標に及ばなかったことによるものであった。BIRの2014年度の徴収額は、2013年度に計上された1,216.7十億ペソからの9.7%の増加を反映して1,334.8十億ペソ（そのうち784.9十億ペソが純所得税）となった。BOCの徴収額は、2013年度に計上された304.9十億ペソに対し、2014年度においては21.1%の増加を反映して369.3十億ペソとなった。2014年度の税外収入は、2013年度に計上された180.3十億ペソから5.0%増加して189.3十億ペソとなった。

2015年度の政府歳入総額は、2014年度に計上された1,908.5十億ペソから10.5%増加して2,109.0十億ペソとなった。2015年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,275.2十億ペソを7.3%又は166.3十億ペソ下回った。かかる歳入の未達は、主にBIR及びBOCの実際の徴収額がそれぞれの計画目標に及ばなかったことによるものであった。BIRの2015年度の徴収額は、2014年度に計上された1,334.8十億ペソからの7.4%の増加を反映して1,433.3十億ペソとなった。BOCの徴収額は、2014年度に計上された369.3十億ペソに対し、2015年度においては0.5%の減少を反映して367.5十億ペソとなった。2015年度の税外収入は、2014年度に計上された189.5十億ペソから54.9%増加して293.5十億ペソとなった。

2016年度の政府歳入総額は、2015年度に計上された2,109.0十億ペソから4.1%増加して2,195.9十億ペソとなった。2016年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,696.8十億ペソを18.6%又は500.8十億ペソ下回った。かかる歳入の未達は、主にBIR及びBOCの実際の徴収額がそれぞれの計画目標に及ばなかったことによるものであった。BIRの2016年度の徴収額は、2015年度に計上された1,433.3十億ペソから9.3%増加して1,567.2十億ペソとなった。BOC

は、2016年度において、2015年度に計上された367.5十億ペソから7.8%増加して396.4十億ペソの徴収額を計上した。2016年度の税外収入は、2015年度に計上された293.3十億ペソから26.5%減少して215.4十億ペソとなった。

2017年度の政府歳入総額は、2016年度に計上された2,195.9十億ペソから12.6%増加して2,473.1十億ペソとなった。BIRの2017年度の徴収額は、2016年度に計上された1,567.2十億ペソから13.0%増加して1,772.3十億ペソとなった。BOCは、2017年度において、2016年度に計上された396.4十億ペソから15.6%増加して458.2十億ペソの徴収額を計上した。2017年度の税外収入は、2016年度に計上された215.5十億ペソから3.2%増加して222.4十億ペソとなった。

歳出

2013年度の政府歳出総額は、2012年度に計上された1,777.8十億ペソから5.8%増加して1,880.2十億ペソとなったが、当年度の計画目標の1,983.9十億ペソを103.7十億ペソ又は5.2%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、人件費が計画の624.4十億ペソを6.8%下回って581.7十億ペソであったこと、及び維持費その他の運営費用が計画の317.9十億ペソを11.0%下回って282.9十億ペソであったことにあった。また、インフラその他の資本支出が計画の303.4十億ペソを13.7%下回って261.8十億ペソであったことも、歳出総額が計画目標を下回ることに寄与した。

2014年度の政府歳出総額は、2013年度に計上された1,880.2十億ペソから5.4%増加して1,981.6十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,284.3十億ペソを302.7十億ペソ又は13.3%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、インフラその他の資本支出が計画の365.2十億ペソを24.4%下回って276.0十億ペソであったこと、及び維持費その他の運営費用が計画の374.6十億ペソを17.6%下回って308.7十億ペソであったことにあった。また、人件費が計画の661.5十億ペソを8.8%下回って603.6十億ペソであったことも、歳出総額が計画目標を下回ることに寄与した。

2015年度の政府歳出総額は、2014年度に計上された1,981.6十億ペソから12.6%増加して2,230.6十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,558.9十億ペソを328.3十億ペソ又は12.8%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、インフラその他の資本支出が計画の431.6十億ペソを20.0%下回って345.3十億ペソであったこと、及び維持費その他の運営費用が計画の424.8十億ペソを5.0%下回って403.4十億ペソであったことにあった。また、人件費が計画の743.2十億ペソを10.6%下回って664.4十億ペソであったことも、歳出総額が計画目標を下回ることに寄与した。

2016年度の政府歳出総額は、2015年度に計上された2,230.6十億ペソから14.3%増加して2,549.3十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,995.4十億ペソを446.0十億ペソ又は14.9%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の資本支出が当年度の計画の2,096.5十億ペソを21.2%下回って1,652.7十億ペソであったことにあった。また、支払利息が計画の392.8十億ペソを31.2%下回って304.5十億ペソであったことも、歳出総額が計画目標を下回ることに寄与した。

2017年度の政府歳出総額は、2,823.7十億ペソであった。税支出（印紙費用を含む。）は、2016年度において15.7十億ペソ、2017年度においては3.4十億ペソであった。

2017年度の政府歳出総額は、2016年度に計上された2,549.3十億ペソから10.0%増加して2,823.7十億ペソであった。

政府予算

予算プロセス

1987年行政法により、政府は国家予算を策定し実行することが義務づけられている。大統領は、毎年7月の第4月曜日に会期が始まる通常国会の開会から30日以内に議会に予算を提出する。予算は下院で検討され、一般歳出予算法案となる。次いで上院が予算を検討する。その後、両院の議員から構成される協議委員会が共通の法案を策定する。両院で予算が承認されると、法案は大統領に提出され、その署名によって一般歳出予算法となる。

2016年度予算

2015年12月22日、アキノ前大統領は、共和国法第10717号（又は2016年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2016年度予算では、計画歳出が2015年度予算において割り当てられた2.6兆ペソから15.2%増加して3.0兆ペソとなった。教育省は、2016年度予算において最も高い金額を割り当てられ、2015年度予算において割り当てられた398.1十億ペソから9.6%増加して436.5十億ペソとなった。アキノ前大統領によると、この割当額は、政府の予算上の最優先事項が教育であることを反映している。2016年度の公共事業道路省に対する割当額は、主に過密発展地域の負担を軽減する輸送インフラのための予算歳出により、2015年度予算における割当額から26.4%増加した。

下表は、調整後2016年度予算に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2015年度の割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	調整後 2016年度 割当額	実際の 2015年度 割当額	2016年度 2015年度比 増減率
(単位：十億ペソ)			
教育省	436.5	398.1	9.6%
公共事業道路省	400.5	316.8	26.4%
国防省	175.2	154.2	13.6%
内務自治省	154.5	148.4	4.2%
保健省	128.5	103.5	24.2%
社会福祉開発省	111.0	108.4	2.4%
農業省	94.0	90.8	3.5%
運輸通信省	48.5	61.0	(20.5)%
財務省	33.2	18.4	80.7%
環境天然資源省	24.8	22.1	12.1%

2017年度予算

2016年12月22日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第10924号（又は2017年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2017年度予算では、計画歳出が調整後2016年度予算において割り当てられた3.0兆ペソから11.6%増加して3.35兆ペソとなった。教育省は、2017年度予算において最も高い金額を割り当てられ、調整後2016年度予算において割り当てられた436.5十億ペソから24.7%増加して544.1十億ペソとなった。2017年度の公共事業道路省に対する割当額は、主に輸送インフラ及び共和国のインフラ部門における雇用創出のための予算歳出により、調整後2016年度予算における割当額から13.5%増加した。

下表は、2017年度予算に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2016年度の調整後割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	2017年度 割当額	調整後 2016年度 割当額	2017年度 2016年度比 増減率
(単位：十億ペソ)			
教育省	544.1	436.5	24.7%
公共事業道路省	454.7	400.5	13.5%
内務自治省	148.0	154.5	(4.2)%
国防省	137.2	175.2	(21.7)%
社会福祉開発省	128.3	111.0	15.6%
保健省	963	128.5	649.4%
運輸省 ⁽¹⁾	53.3	48.5	9.9%
農業省	45.2	94.0	(51.9)%
環境天然資源省	26.6	24.8	7.3%
財務省	21.5	33.2	(35.2)%

注：

(1) 2016年、「運輸通信省」は「運輸省」に改称された。

2018年度予算

ドゥテルテ政権は、2018年度予算において、包括的税制改革を含む数多くの取組みを提案した。包括的税制改革の詳細については、上記「(1) 概要 - 包括的税制改革プログラム」を参照のこと。また政府は、教育、健康、雇用、住宅及び社会的保護等の基礎生活分野に重点を置くインフラ整備及び社会福祉事業に関する支出を増額する予算とした。

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第10964号（又は2018年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2018年度予算では、計画歳出が調整後2017年度予算において割り当てられた3.35兆ペソから12.4%増加して3.77兆ペソとなった。教育省は、2018年度予算において最も高い金額を割り当てられ、調整後2017年度予算において割り当てられた656.3十億ペソから2.5%増加して672.4十億ペソとなった。2018年度の公共事業道路省に対する割当額は、主に国全体において移動性及び接続性を向上させる共和国の大規模なインフラを持続するための予算歳出により、調整後2017年度予算における割当額から37.5%増加した。

下表は、2018年度予算に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2017年度の調整後割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	2018年度 割当額	調整後 2017年度 割当額	2018年度 2017年度比 増減率
(単位：十億ペソ)			
教育省 ⁽¹⁾	672.4	656.3	2.5%
公共事業道路省	637.9	467.7	36.4%
内務自治省	170.8	149.4	14.3%
保健省	167.9	151.6	10.8%
国防省	149.7	137.4	9.0%
社会福祉開発省	141.8	128.4	10.4%
運輸省	66.3	55.7	19.0%
農業省	53.5	45.9	16.6%
ムスリム・ミンダナオ自治地域	33.1	33.5	(1.2)%
環境天然資源省	24.9	27.3	(8.8)%

注：

(1) 国立総合大学及び国立単科大学並びにフィリピン高等教育委員会を含む。

（６）【公債】

債務

対外債務

民間部門の対外債務について、融資が(i)公的部門によって保証される場合又は(ii)フィリピンの金融制度により外国為替によって行われる場合は、バンコ・セントラルの承認を要する。

下表は、バンコ・セントラルの承認及び登録されている対外債務残高合計をまとめたものである。

バンコ・セントラル承認済対外債務 12月31日現在					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年 ⁽¹⁾
(単位：％を除き、百万ドル)					
満期期限：					
短期 ⁽²⁾	16,909	16,248	15,099	14,526	14,275
中長期	61,580	61,426	62,375	60,237	58,823
合計	78,489	77,674	77,474	74,763	73,098
債務者： ⁽³⁾					
金融制度	18,741	18,583	18,862	19,037	19,144
非金融制度	59,748	59,091	58,612	55,726	53,954
内訳：公的部門 ⁽⁴⁾	36,090	35,198	34,168	33,549	33,794
合計	78,489	77,674	77,474	74,763	73,098
債権者分類：					
銀行及び金融機関	25,010	24,222	26,298	25,790	22,539
供給者	4,140	3,480	3,183	2,520	3,071
多国間	10,366	10,663	11,783	11,971	12,501
二国間	13,290	12,422	11,711	10,913	11,260
長期債券／中期債券保有者	24,669	25,008	22,989	21,930	21,779
その他	1,015	1,878	1,510	1,636	1,949
合計	78,489	77,674	77,474	74,763	73,098
割合：					
財・サービスの輸出債務返済負担 ⁽⁵⁾	8.2%	6.3%	5.6%	7.0%	6.2%
対GNI債務返済負担	2.3%	1.8%	1.6%	2.0%	1.9%
対GNI対外債務	23.7%	22.5%	21.9%	20.4%	19.4%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 別段の記載がない限り、2017年12月31日現在の暫定値。
- (2) 当初満期1年又はそれ以内の債務。
- (3) 債権者分類は、関連融資又は契約の更改に基づく主たる債務者による。
- (4) 政府の保証があるか否かにかかわらず公的部門債務を含む。但し、公的銀行は含まれない。
- (5) BPM6の枠組みによる計算。

政府資金調達活動

下表は、2012年1月から2017年12月まで融資機関によって承認を受けた又は政府機関によって活用された主要な融資事業をまとめたものである。

融資事業	債権者	金額	署名年月
ガバナンス及び司法分野改革プログラム2	ADB	300百万ドル	2012年1月
包括的成長プログラムのための競争力の向上、サブプログラム1	ADB	350百万ドル	2012年6月
開発政策サポートプログラム - 投資環境	JICA	7,775百万日本円	2012年10月
社会福祉・開発改革プロジェクト追加融資	世界銀行	100百万ドル	2013年1月
包括的成長を促進する第2開発政策融資	世界銀行	300百万ドル	2013年4月
台風ヨランダ被害救済と復興のための緊急支援	ADB	500百万ドル	2013年12月
包括的成長を促進する第2開発政策融資：台風後の復興のための補完的融資	世界銀行	500百万ドル	2013年12月
地方政府財政及び地方分権化改革プログラム、サブプログラム1	ADB	250百万ドル	2014年2月
災害復旧スタンド・バイ借款	JICA	50,000百万日本円	2014年3月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム1	AFD	約110.270百万ユーロ	2014年4月
ラーニング、エクイティ及びアカウンタビリティ・プログラム・サポート・プロジェクト	世界銀行	300百万ドル	2014年4月
包括的成長を促進する第3開発政策融資	世界銀行	300百万ドル	2014年10月
包括的成長プログラムのための競争力の向上、サブプログラム2	ADB	350百万ドル	2015年2月
高等学校支援プログラム	ADB	300百万ドル	2015年2月
資本市場改革による投資の促進、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2015年12月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2015年12月
災害繰延べ引出しオプション付き二次災害リスク管理の開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2016年1月
社会保障支援プロジェクト、追加融資	ADB	400百万ドル	2016年4月
社会福祉の発展及び改革プロジェクト2	世界銀行	450百万ドル	2016年4月
災害リスク低減及び管理施設	AFD	50百万ユーロ	2016年4月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム2	ADB	250百万ドル	2016年12月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム2	AFD	100百万ユーロ	2017年10月
学校から仕事へのトランジションプログラムの円滑化、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2017年11月
学校から仕事へのトランジションプログラムの円滑化、サブプログラム2	ADB	300百万ユーロ	2017年12月

出典：国際金融グループ、財務省

公的部門債務

下表は、指定された日付現在の共和国の連結公的部門債務残高である。

	連結公的部門債務残高 ⁽¹⁾ 12月31日現在					
	2012年	2013年	2014年	2015年 ^(P)	2016年 ^(P)	2017年 ^(P)
	(単位：十億ペソ)					
連結公的非金融部門債務：						
対内	3,483.5	3,833.3	4,018.8 ^(r)	4,024.5 ^(r)	4,099.4	5,116.6
対外	2,109.8	2,081.0	2,028.4	2,173.6	2,247.9	2,311.2
合計	5,593.3	5,914.2	6,047.2^(r)	6,198.1^(r)	6,347.4	7,427.8
公的金融企業						
バンコ・セントラル：						
対内 ⁽²⁾	3,435.5	3,634.1 ^(r)	3,511.2 ^(r)	3,650.0	3,343.0	3,575.8
対外	81.4	57.8	62.0	63.0	136.1	141.1
合計	3,516.9	3,691.9^(r)	3,573.2^(r)	3,713.0	3,479.0	3,716.9
GFI's:						
対内 ⁽³⁾	7.7	4.8	5.1	5.5	9.0	16.6
対外	135.9	133.6	114.9	131.2	144.6	130.6
合計	143.6	138.5	120.1	136.7	153.6	147.2
対内	3,443.2	3,638.9 ^(r)	3,516.3 ^(r)	3,655.5	3,352.0	3,592.4
対外	217.3	191.4	176.9	194.2	280.6	271.7
合計	3,660.5	3,830.3^(r)	3,693.2^(r)	3,849.7	3,632.6	3,864.1
控除：セクター内保有債券						
対内：						
GFI及びBSPの保有する国債	418.6	456.9	520.1	509.2	669.3	618.4
BSPにある政府預金	340.9	412.3	415.2	426.8	136.9	326.8
GFIにある政府 / GOCCの預金	461.3	573.4	726.4	788.9	935.4	1,165.4
BSPにあるGFI預金	247.5	366.3	350.6	430.0	445.8	385.4
BSPにあるGOCC預金	20.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
GFIの保有するGOCCの融資 / その他の債務	93.1	93.6	109.2	117.2	114.9	123.7
BSPの保有するGFIの融資 / その他の債務	66.7	63.7	56.1	56.0	53.1	53.0
GFIの保有する地方政府の債務	58.2	58.0	56.0	60.3	67.2	67.7
合計	1,706.8	2,024.3	2,233.7	2,388.6	2,422.7	2,740.5
対外：						
BSPの保有する政府の債務	51.4	65.9	73.8	82.3	78.0	80.3
合計	1,758.2	2,090.3	2,307.6	2,470.9	2,500.7	2,820.8
公的部門の総計：						
対内	5,219.9	5,447.8 ^(r)	5,301.4 ^(r)	5,291.4 ^(r)	5,028.7	5,968.6
対外	2,275.7	2,206.5	2,131.4	2,285.5	2,450.5	2,502.6
総計	7,495.6	7,654.3^(r)	7,432.9^(r)	7,576.9^(r)	7,479.3	8,471.1

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結公的部門は、セクター内保有債券を除く一般政府部門、公的非金融企業及び公的金融企業からなる。
- (2) SDRの配分及び国際通貨準備高の再評価を除き、バンコ・セントラルのすべての負債（通貨発行を含む。）からなる。
- (3) DBP、LBP及び貿易投資開発公社のすべての負債からなる。
- (P) 2018年6月現在の暫定値。
- (r) 訂正值。

下表は、指定された日付現在の共和国の連結公的非金融部門債務残高である。

	連結公的非金融部門債務残高 ⁽¹⁾ 12月31日現在					
	2012年	2013年	2014年	2015年 ^(P)	2016年 ^(P)	2017年 ^(P)
	(単位：%を除き、十億ペソ)					
合計 ⁽²⁾	5,593.3	5,914.2	6,047.2 ^(r)	6,198.1 ^(r)	6,347.4 ^(r)	7,427.8
対内	3,483.5	3,833.3	4,018.8 ^(r)	4,024.5 ^(r)	4,099.4 ^(r)	5,116.6
対外	2,109.8	2,081.0	2,028.4	2,173.6	2,247.9 ^(r)	2,311.2
政府	5,437.1	5,681.2	5,735.2	5,954.5	6,090.3	6,652.4
対内	3,468.4	3,733.4	3,820.6	3,884.4	3,934.1	4,441.3
対外	1,968.7	1,947.7	1,914.6	2,070.2	2,156.2	2,211.2
公的非金融企業（GOCC14社）	1,508.7	1,599.9	1,506.6 ^(r)	1,426.2 ^(r)	1,382.4 ^(r)	1,702.6
対内	1,287.6	1,383.0	1,310.4 ^(r)	1,233.4 ^(r)	1,213.4 ^(r)	1,532.6
対外	221.1	216.8	196.2	192.8	169.0 ^(r)	170.0
中央銀行清算委員会（CB-BOL）	0	0	0	0	0	0
対内	0	0	0	0	0	0
対外	0	0	0	0	0	0
地方政府単位	73.4	71.3	68.5	76.1	86.7	85.9
対内	73.4	71.3	68.5	76.1	86.7	85.9
対外	0	0	0	0	0	0
控除：社債減債基金の保有する政府債務 ⁽³⁾	764.9	747.9	712.0	698.6	634.0	531.2
対内	688.9	668.7	633.8	613.8	561.5	466.1
対外	76.0	79.2	78.1	84.9	72.4	65.1
セクター内保有債券（対内）	656.9 ^(r)	685.8	546.9	555.5	573.1	477.1
社会保障機関の保有する政府債務	453.7	474.6	489.2	499.3	518.8	421.5
地方自治体の保有する政府債務	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
自治体開発基金室の保有するLGU融資	3.0	0.0	0.0	3.8	7.2	7.4
GOCCの保有する政府債務	148.8	170.8	27.1	24.6	19.8	23.0
政府からGOCCへの転貸し	51.2	40.4	30.5	27.8	27.3	25.1
セクター内保有債券（対外）	4.0	4.3	4.3	4.6	4.8	4.9
政府の保有するGOCC負債	4.0	4.3	4.3	4.6	4.8	4.9
合計（GDPに対する比率）	53.0%	51.3% ^(r)	47.9%	46.5% ^(r)	43.8%	47.0%
対内（GDPに対する比率）	33.0%	33.2%	31.8%	30.2% ^(r)	28.3% ^(r)	32.4%
対外（GDPに対する比率）	20.0%	18.0%	16.1%	16.3%	15.5%	14.6%

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結公的非金融部門は、一般政府部門及び公的非金融企業で構成されている。連結公的非金融部門に公的金融企業は含まれていない。
- (2) 改訂された方法論に基づく政府債務は、偶発債務を含まない。
- (3) 証券安定基金及び社債減債基金の保有する政府債務の調整を含む。
- (P) 2018年6月現在の暫定値。
- (r) 訂正值。

2011年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の78.2%と比較して2012年12月31日現在、連結公的部門債務残高は7.5兆ペソであり、共和国のGDPの71.0%に相当する。2012年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は、5.4兆ペソであり、2011年12月31日現在に記録した5.0兆ペソから9.8%上昇した。内国債の合計は2011年12月31日付の4.8兆ペソから9.4%上昇し、2012年12月31日付で5.2兆ペソであった。外債は、2011年12月31日付の2.8兆ペソから19.3%下降し2012年12月31日付で2.3兆ペソであった。海外エクスポージャーを引き下げるための政府による国内借入の増加により内国債が増加した。政府債務の全体的な増加は、2011年12月31日から2012年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2012年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の71.0%と比較して2013年12月31日現在、連結公的部門債務残高は7.6兆ペソであり、共和国のGDPの66.3%に相当する。2013年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は、5.7兆ペソであり、2012年12月31日現在に記録した5.4兆ペソから4.5%上昇した。内国債の合計は2012年12月31日付の5.2兆ペソから4.4%上昇し、2013年12月31日付で5.4兆ペソであった。外債は、2012年12月31日付の2.3兆ペソから3.0%下降し2013年12月31日付で2.2兆ペソであった。内国債の増加と外債の減少の結果、混合の連結政府債務は、期中に内国債にわずかに有利にシフトした。特に、2013年12月31日に終了した年度において、主要GOCC14社の

外債は1.9%減少した。政府債務の全体的な増加は、2012年12月31日から2013年12月31日までの期間における政府の借入金及び有価証券の発行によるものであった。

2013年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の66.3%と比較して2014年12月31日現在、連結公的部門債務残高は7.4兆ペソであり、共和国のGDPの58.8%に相当する。2014年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は、5,735.2十億ペソであり、2013年12月31日現在に記録した5,681.5十億ペソから1.0%上昇した。内国債の合計は2013年12月31日付の5.5兆ペソから2.7%下降し、2014年12月31日付で5.3兆ペソであった。外債は、2013年12月31日付の2.2兆ペソから3.4%下降し2014年12月31日付で2.1兆ペソであった。内国債と比較して外債が大幅に減少したことは、借入金を内国債に徐々に移行することによる不利な外国為替変動から債務返済リスクを緩和する政府の試みを反映している。政府債務の全体的な増加は、2013年12月31日から2014年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2014年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の58.8%と比較して2015年12月31日現在、連結公的部門債務残高は7.6兆ペソであり、共和国のGDPの52.6%に相当する。2015年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は、5,954.5十億ペソであり、2014年12月31日現在に記録した5,735.2十億ペソから3.8%上昇した。内国債の合計は2014年12月31日付の5.3兆ペソを比較的安定して維持し、2015年12月31日付で5.3兆ペソであった。外債は、2014年12月31日付の2.1兆ペソから7.2%上昇し2015年12月31日付で2.3兆ペソであった。内国債と比較して外債が大幅に増加したことは、借入金を内国債に徐々に移行することによる不利な外国為替変動から債務返済リスクを緩和する政府の試みを反映している。政府債務の全体的な増加は、2014年12月31日から2015年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2015年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の56.9%と比較して2016年12月31日現在、連結公的部門債務残高は7.5兆ペソに下落し、共和国のGDPの51.7%に相当する。2016年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は、5,456.3十億ペソであり、2015年12月31日現在に記録した5,255.9十億ペソから3.8%上昇した。内国債の合計は2015年12月31日付の5.3兆ペソから5.0%下がり、2016年12月31日付で5.0兆ペソであった。他方で、外債は、2015年12月31日付の2.3兆ペソから上昇し2016年12月31日付で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な下落は、モニタリングしているGOCC14社及びBSPの負債残高の下落によるものであった。

2016年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の51.7%と比較して2017年12月31日現在、連結公的部門債務残高は8.5兆ペソであり、共和国のGDPの53.6%に相当する。2017年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は、6,121.2十億ペソであり、2016年12月31日現在に記録した5,456.3十億ペソから12.2%上昇した。内国債の合計は2016年12月31日付の5.0兆ペソから18.7%上昇し、2017年12月31日付で6.0兆ペソであった。外債は、2016年12月31日付の2.5兆ペソを維持し、2017年12月31日付で2.5兆ペソであった。外債と比較して内国債が大幅に増加したことは、借入金を内国債に徐々に移行することによる不利な外国為替変動から債務返済リスクを緩和する政府の試みを反映している。政府が「ビルド・ビルド・ビルド」プログラムを押し進めるなか、政府債務の全体的な増加は、2016年12月31日から2017年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

共和国の直接債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万ペソ)				
中長期債務 ⁽³⁾					
対内	3,412,506	3,538,865	3,619,945	3,645,563	4,125,941
対外	43,818	42,833	43,906	43,323	44,261
短期債務 ⁽⁴⁾					
対内	320,916	281,738	264,435	287,936	314,369
債務合計	3,777,240	3,863,436	3,928,286	3,976,822	4,484,571

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びGOCC / GFIにより当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。
- (2) 2018年1月3日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報による49.9580ペソを用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソ（該当する場合）に換算した。
- (3) 当初満期1年又はそれ以降の債務。
- (4) 当初満期1年未満の債務。

共和国の直接内国債

下表は、指定された日付現在の共和国の直接内国債残高をまとめたものである。

	直接内国債残高 ⁽¹⁾⁽²⁾ 12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万ペソ)				
融資					
直接	156	156	156	156	156
引受	442	442	442	442	792
合計融資	599	599	599	599	949
有価証券					
短期国債	320,916	281,738	264,435	287,936	314,369
中期 / 長期国債	3,411,907	3,538,266	3,619,346	3,645,563	4,125,941
有価証券合計	3,732,823	3,820,005	3,883,781	3,933,499	4,440,311
合計債務	3,733,422	3,820,603	3,884,380	3,934,098	4,441,259

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びGOCC / GFIにより当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。
- (2) 2018年1月3日付のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソ（該当する場合）に換算した。

下表は、指定された年の共和国の直接内国債返済金額を示したものである。

年	共和国の直接内国債返済金額 ⁽¹⁾			
	元本返済	支払利子	合計 ⁽²⁾	
	(単位：百万ペソ)	(単位：百万ペソ)	(単位：百万ペソ)	(単位：百万ドル)
2012年	330,401	211,836	542,237	12,843
2013年	117,995	227,612	345,607	7,775
2014年	340,277	255,970	596,247	14,144
2015年	290,910	267,244	558,154	8,037
2016年	312,780	211,784	524,564	13,203
2017年 ⁽³⁾	230,544	237,172	467,716	9,354
2018年 ⁽³⁾	267,129	248,373	515,502	10,108

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府から保証されたGOCC及びその他の公的部門に転貸されている政府債務について、また、その他の公的部門による当初保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を除く。
- (2) 各期間の終了時にバンコ・セントラルの該当する基準為替相場を用いて、ペソ金額は、米ドルに換算した。2015年及び2016年のペソ金額は1米ドル＝43.50ペソ為替で米ドルに換算した。2017年及び2018年のペソ金額はそれぞれ1米ドル＝50.00ペソ、1米ドル＝51.00ペソでの為替で米ドルに換算した。
- (3) 見積もり額。

共和国の直接対外債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接対外債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接対外債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾				
	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万ドル)				
融資：					
多国間	8,037	9,267	9,867	10,182	10,709
二国間	7,672	5,996	6,396	6,170	6,238
商業	36	22	15	11	10
融資合計	15,745	15,285	16,278	16,363	16,956
有価証券：					
ユーロ建債	0	0	0	0	0
日本円建債	955	831	831	851	891
グローバル債	27,119	26,718	26,797	26,110	26,413
有価証券合計	28,074	27,549	27,628	26,961	27,304
総計	43,818	42,834	43,906	43,324	44,261

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びGOCC / GFIにより当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。
- (2) 2018年1月3日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

下表は、2016年12月31日現在の共和国の直接対外債務残高を指定された通貨及び米ドルの同等額を示したものである。

共和国の通貨別直接対外債務残高の概要⁽¹⁾

2016年12月31日現在

	原通貨額	米ドルの同等額 ⁽²⁾	全体のパーセント値
(単位：％を除き、別段の記載がない限り、百万)			
米ドル	33,401	33,401	77.10%
日本円	711,987	6,055	13.98%
ユーロ	567	594	1.37%
特別引出権 (SDR)	322	433	1.00%
ペソ	129,679	2,606	6.01%
その他の通貨	-	235	0.50%
合計		43,323	100.00%

出典：BTr、財務省

注：

(1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。表は政府の債務のみを反映しており、その他の公的部門の債務を含まない。

(2) 2016年12月31日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

下表は、2017年12月31日現在の共和国の直接対外債務残高を指定された通貨及び米ドルの同等額を示したものである。

共和国の通貨別直接対外債務残高の概要⁽¹⁾

2017年12月31日現在

	原通貨額	米ドルの同等額 ⁽²⁾	全体のパーセント値
(単位：％を除き、別段の記載がない限り、百万)			
米ドル	34,310	34,310	77.52%
日本円	684,488	6,097	13.78%
ペソ	129,679	2,596	5.86%
ユーロ	535	645	1.46%
特別引出権 (SDR)	242	345	0.78%
その他の通貨	-	267	0.60%
合計		44,261	100.00%

出典：BTr、財務省

注：

(1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びGOCC / GFIにより当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。

(2) 2018年1月3日現在の現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。

下表は、指定された年の共和国の直接対外債務返済金額を示したものである。

年	共和国の直接対外債務返済金額 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾		
	元本返済	支払利子	合計
	(単位：百万ドル)		
2012年	7,826	7,409	15,234
2013年	2,655	7,276	9,931
2014年	5,046	7,198	12,245
2015年	2,646	1,989	4,635
2016年	3,489	1,990	5,479
2017年 ⁽⁴⁾	2,792	1,954	4,746
2018年 ⁽⁴⁾	1,214	2,059	3,274

出典：BTr、財務省

注：

- (1) GOCC及びその他の公的部門又は政府により保証された政府債務の転貸しについて、また、その他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務以外の債務返済を除く。
- (2) 支払日のバンコ・セントラルの一般的な基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2017年及び2018年のペソ金額はそれぞれ1米ドル＝50.00ペソ、1米ドル＝51.00ペソの為替で米ドルに換算した。
- (4) 見積もり額。

政府保証付債務

下表は、指定された日付現在の共和国の政府による引受保証を含む債務保証を示したものである。

	共和国の保証残高の概要 ⁽¹⁾⁽²⁾				
	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	(単位：百万)				
合計（ペソ）	512.9	462.4	455.7	561.7	561.2
対内（ペソ）	131.4	118.1	138.4	280.4	280.6
対外（ペソ）	381.4	344.4	317.3	281.4	280.6
対外（米ドル）	7.6	6.9	6.4	5.6	5.6

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 政府によって保証された債務及びGOCC / GFIにより保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を含む。
- (2) 2018年1月3日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。

政府は、GOCCに発行された債務保証及び共和国の官民パートナーシップ・イニシアティブの下で規定されている契約上の義務を広く含む契約上の偶発債務を監視及び管理している。政府は、BTrを通じて、財務書類において、偶発債務に関し、政府直接保証及びGFI引受保証された債務残高のみを月単位で細分化して開示している。

プロジェクトに関する完全なデータがない場合、政府のエクスポージャーの範囲が確立されていないため、官民パートナーシップ・イニシアティブに基づくプロジェクトに対応する偶発債務は、上記の開示から一部除外されている。

上記に関連して、偶発債務の報告は、政府の様々なレベルにおいて存在する。例えば、官民パートナーシップ・センターは、官民パートナーシップ・イニシアティブを通して政府が実施するプロジェクトに関連する負債を報告している。様々な原因に由来するその他の偶発債務額は、その他の事業体によって開示されている。例えば、住宅保険保証公社は発行した保証額を開示し、フィリピン預金保険公社は、預金保険ファンドの負債を開示し、社会保障期間は年金の未積み立て債務を開示している。

政府は偶発債務についてより詳細な記述を含む財政リスク書類（以下「FRS」という。）を毎年公表している。これには、上記の保証に対する潜在的な支払い要求に起因する潜在的な財政リスクだけでなく、その他の原因によ

る偶発債務が生じる潜在的な請求、例えば、官民パートナーシップ契約等を含む。2017年のFRSによると、2016年の官民パートナーシップ等から生じる偶発債務は、286十億ペソと推定され、2017年の潜在的予算流出は、およそ22十億ペソと推定される。

2013年の年次監査報告書（以下「2013年次報告書」という。）において、監査委員会は、政府の偶発債務の開示に関する調査結果を報告したが、監査委員会は、約1,030.5十億ペソは含まれていないと述べた。そのうち約920.3十億ペソは、建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・プロジェクトから生じる不確定偶発債務に関連している。残りの約32.3十億ペソは政府及びDBPが発行した未払い保証に関連し、約77.9十億ペソは政府に保証された民間部門債権者の対外借入に関連している。2013年次報告書において、監査委員会は、BTrに対し、政府が偶発債務の報告を改訂するよう様々な勧告を行った。

政府は、BTrを通じて、いくつかの理由で特定の偶発債務の非開示に関する2013年次報告書における監査委員会の調査結果に異議を唱えている。まず、建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・プロジェクトに関連して監査委員会によって報告された金額には、1990年に建設運営権移転法が制定されて以来、政府の建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・プロジェクト・イニシアティブに基づいて実施されたすべてのプロジェクトの総費用が含まれている。その結果、監査委員会が引用した総額は、プロジェクトの一部がすでに民営化されていたか又は特定の回収期間は既に終了していたことにより、政府の偶発債務エクスポージャーを過大評価している。さらに、まだ実施されているプロジェクトについては、これらのプロジェクトの民間特許権所有者への減価償却後価額及び財務収益を当該推定は考慮しておらず、考慮していれば、政府の偶発債務エクスポージャーを大幅に低下させ、監査委員会は、2013年に建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・プロジェクトに関して、政府の考える実際の偶発債務エクスポージャーに近い推定ができたとされる。しかし、政府は、建設・譲渡・運営及び官民パートナーシップ・プロジェクトに関する完全なデータがないため、これらの債務の正確な金額を確定することはできないという議論をしていない。

監査委員会の2014年年次監査報告書、2015年年次監査報告書及び2016年年次監査報告書の前年度監査勧告の実施状況において、政府は、2013年次報告書の調査結果に関連して、政府の偶発債務については、建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・イニシアティブの下でのプロジェクトに関する完全なデータがない場合には算出することはできず、将来の報告書にこれらの金額の見積もりを含めるよう求めている。この問題は、建設・譲渡・運営／官民パートナーシップ・プロジェクトに関して政府の偶発債務に関する研究を行ってきたIMFの代表者からの継続的な関与の対象となっている。政府は、政府の偶発債務の監視と報告に関して透明性を向上させるための措置を講じており、そのうちのいくつかについて以下に述べる。監査人の検証結果によると、特定の偶発債務の非開示に関する勧告が部分的に実施されている。政府は、偶発債務のより効果的な監視と管理を可能にするいくつかのイニシアティブを追求している。例えば、様々な開発パートナーと提携して、政府は、異なる種類の偶発債務に対しても同じ取り扱いを適用するための偶発債務管理の枠組みを作成することを目指している。もう一つのイニシアティブは、官民パートナーシップにおける偶発債務に関する政策を継続的に監視し推奨するための、開発予算調整委員会の偶発債務技術ワーキング・グループの創設である。このグループは、政策活動を誘導することを目的とした評価手法の開発にも取り組んでいる。

さらに、BTrは、監査委員会及び様々な他の政府機関と協力し、偶発債務を有する政府機関とBTrとの間の情報連携を確立することにより、監査委員会の採用している新会計基準に準拠して、偶発債務の報告及び開示の改善に取り組んでいる。

対外債務の支払履歴

共和国は、債務の再編、債務の買い戻し、債務の資本化、債務の借り換え、債務環境スワップ及びその他の債務削減手法を実施している。共和国は、債務ポートフォリオを管理して利回りと満期状況を改善するための様々な試みを維持するつもりである。共和国は、債務調達による手取り金を、公開市場における買付けやオークションを含む様々な手法による債務有価証券の買い戻しに充当することができる。

過去数年間、二国間債権者に対しては共和国の債務再調整が複数回行われてきたものの、対外有価証券については過去20年間共和国は債務不履行を起こしておらず、元本又は利息の支払に対する再調整は行われていない。

1999年6月30日現在、共和国の二国間債権者との債務再返済義務は2.2十億ドルで、最大のエクスポージャーは日本が1.2十億ドル、米国が506百万ドルであった。

2010年10月6日に、共和国は、以下の債券の交換オファーを完了した。(i)2011年満期の8.375%の国債、2013年満期の9.0%の国債、2014年満期の8.25%の国債、2015年満期の8.875%の国債、2016年1月満期の8.0%の国債、2016年10月満期の8.75%の国債及び2017年満期の9.375%の国債を、新たに起債された2021年満期のドル建て債券（以下「新2021年国債」という。）又は再発行された2034年満期の6.375%のグローバル債券（以下「再発行2034

年国債」という。)に交換し、(ii)2019年1月満期の9.875%の国債、2019年6月満期の8.375%の国債、2024年9月満期の7.5%の国債、2024年10月満期の9.5%の国債、2025年満期の10.625%の債券、2030年満期の9.5%の債券及び2031年満期の7.75%の国債を再発行2034年国債に交換した。さらに、共和国は、新2021年国債を現金化するために200百万ドルを提供した。共和国が発行した新2021年国債は元本総額は約1.9十億ドル、再発行2034年国債は元本総額約947百万ドルを発行した。

下表は、指定された日付現在の共和国の発行済外貨建債残高を示したものである。

	共和国の発行済外貨建債		
	発行日現在の 未払残高	2016年12月31日 現在の未払残高	2017年12月31日 現在の未払残高
	(単位：百万ドル)		
グローバル債	43,653	26,110	26,413
日本円建債 ⁽¹⁾	1,997	851	891
合計外貨建債	45,650	26,961	27,304

出典：BTr、財務省

注：

(1) 円建債は、2018年1月3日現在の該当するバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、米ドルに換算された。

減債基金制度

減債基金制度は、本書の日付現在利用していない。

[次へ](#)

2018年3月31日現在のフィリピン共和国の債務表

共和国の保証対外債務⁽¹⁾

2018年3月31日現在

	金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定日	満期日	約定当初額		2018年3月31日現在 未払残高		
	金利基準	スプレッド				金利	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
総計							8,760,977,159.20		5,716,563,753.11	
I. NG保証債務							8,675,411,393.15		5,630,997,987.06	
A. 融資							5,344,158,643.15		2,621,400,475.06	
ユーロ							214,615,788.20		128,615,690.24	
6ヶ月LIBOR	0.00		2.00	05.09.2000	01.09.2018	7,806,869.40	9,622,747.22	260,228.98	320,758.24	
									444,724.91	
固定			3.00	16.11.1990	31.12.2020	1,829,388.21	2,254,903.91	51,352.85	63,297.52	
固定			3.00	16.11.1990	30.06.2021			12,921.06	15,926.50	
固定			3.00	16.11.1990	30.09.2021			9,690.71	11,944.77	
固定			3.00	16.11.1990	31.03.2022			186,495.27	229,874.07	
固定			3.00	16.11.1990	30.06.2022			41,786.79	51,506.40	
固定			3.00	16.11.1990	31.12.2022			26,727.25	32,944.01	
固定			3.00	16.11.1990	30.06.2023			31,828.37	39,231.65	
									605,402.47	
固定			2.50	25.01.1991	31.12.2021	2,210,510.74	2,724,675.54	245,868.54	303,057.56	
固定			2.50	25.01.1991	31.12.2022			245,290.37	302,344.91	
									57,700.79	
固定			3.30	16.09.1994	30.12.2016	6,585,797.54	8,117,654.05	-0.09	-0.11	
固定			3.30	16.09.1994	30.06.2017			-0.09	-0.11	
固定			3.30	16.09.1994	30.09.2017			-2.14	-2.64	
固定			3.30	16.09.1994	31.12.2018			46,814.58	57,703.65	
									1,648,252.27	
固定			1.50	30.08.1996	31.12.2021	5,157,960.05	6,357,701.56	270,392.24	333,285.48	
固定			1.50	30.08.1996	30.06.2022			161,041.98	198,500.34	
固定			1.50	30.08.1996	31.03.2023			300,379.57	370,247.86	
固定			1.50	30.08.1996	30.06.2023			461,668.17	569,052.19	
固定			1.50	30.08.1996	31.03.2024			143,733.90	177,166.41	
									12,662,555.69	
固定			0.40	04.10.2006	31.03.2032	10,498,800.00	12,940,820.88	3,105,004.00	3,827,227.93	
固定			0.40	04.10.2006	31.03.2032			94,279.00	116,208.30	
固定			0.40	04.10.2006	31.03.2033			872,066.21	1,074,908.81	
固定			0.40	04.10.2006	30.06.2033			1,594,136.03	1,964,932.07	
固定			0.40	04.10.2006	30.09.2033			1,633,189.62	2,013,069.53	
固定			0.40	04.10.2006	31.12.2033			465,333.07	573,569.54	
固定			0.40	04.10.2006	31.03.2034			866,964.87	1,068,620.90	
固定			0.40	04.10.2006	30.06.2034			209,057.95	257,684.83	
固定			0.40	04.10.2006	30.09.2034			327,168.88	403,268.36	
固定			0.40	04.10.2006	30.12.2034			298,862.48	368,377.89	
固定			0.40	04.10.2006	30.06.2035			806,983.23	994,687.53	
固定			5.09	08.11.2006	18.06.2019	7,804,108.00	9,619,343.52	1,170,546.43	1,442,815.53	
固定			0.75	21.12.2005	30.12.2045	11,700,000.00	14,421,420.00	10,920,000.00	13,459,992.00	
固定			0.75	27.12.1996	30.12.2036	4,703,885.31	5,798,009.03	2,982,876.78	3,676,693.92	
固定			0.75	08.11.1999	30.12.2039	14,699,641.58	18,118,778.21	10,781,100.62	13,288,784.62	
固定			0.75	17.09.1991	31.12.2031	8,819,784.95	10,871,266.93	645,597.46	795,763.43	
固定			0.75	15.03.2004	30.12.2043	7,500,000.00	9,244,500.00	6,500,000.00	8,011,900.00	
固定			0.75	21.12.2004	30.12.2045	5,287,649.52	6,517,556.80	4,935,649.52	6,083,681.60	
固定			0.75	30.06.2009	30.06.2049	10,200,000.00	12,572,520.00	5,224,842.61	6,440,141.00	
固定			0.75	21.12.2004	30.12.2044	5,112,918.81	6,302,183.73	4,602,918.81	5,673,557.73	
固定			0.75	04.07.2010	30.06.2050	7,000,000.00	8,628,200.00	6,932,914.22	8,545,510.07	
固定			0.75	29.12.2005	30.12.2045	15,000,000.00	18,489,000.00	14,000,000.00	17,256,400.00	
固定			0.75	22.12.1999	31.12.2039	25,564,594.06	31,510,918.64	9,379,138.31	11,560,725.88	
固定			0.75	20.12.2007	30.12.2047	4,741,730.27	5,844,656.73	4,741,730.27	5,844,656.73	
固定			0.75	04.12.2000	30.12.2040	9,356,641.43	11,532,996.23	7,173,425.15	8,841,963.84	
固定			2.99	31.01.2007	30.06.2025	2,536,050.00	3,125,935.23	1,585,031.25	1,953,709.52	

日本円								4,157,916,527.39			2,151,690,924.95
6ヶ月LIBOR	0.00	0.04	0.04	15.05.2002	15.08.2026	3,676,050,000.00	34,602,658.65	1,106,162,421.00	10,412,306.87		
6ヶ月LIBOR	0.00	0.03	0.03	16.12.2005	01.04.2024	2,746,625,000.00	25,853,981.13	1,075,894,874.00	10,127,398.45		
6ヶ月LIBOR	0.00	0.00	0.00	27.04.2009	15.09.2040	4,520,780,200.00	42,554,104.02	1,955,877,575.83	18,410,675.62		
6ヶ月LIBOR	0.50	0.25	0.75	29.06.2006	15.06.2026	11,710,000,000.00	110,226,230.00	4,890,530,196.00	46,034,560.73		
											<u>2,322,237.37</u>
固定			1.87	19.11.2001	01.08.2021	3,717,900,000.00	34,996,592.70	10,822,812.00	101,875.13		
固定			1.75	19.11.2001	01.08.2021			16,208,483.00	152,570.45		
固定			2.31	19.11.2001	01.08.2021			17,890,900.00	168,407.04		
固定			1.76	19.11.2001	01.08.2021			19,225,003.00	180,964.95		
固定			1.82	19.11.2001	01.08.2021			21,757,907.00	204,807.18		
固定			1.98	19.11.2001	01.08.2021			8,142,301.00	76,643.48		
固定			2.34	19.11.2001	01.08.2021			22,794,173.00	214,561.55		
固定			2.08	19.11.2001	01.08.2021			17,548,554.00	165,184.54		
固定			2.23	19.11.2001	01.08.2021			52,671,856.00	495,800.18		
固定			1.82	19.11.2001	01.08.2021			36,516,335.00	343,728.26		
固定			1.96	19.11.2001	01.08.2021			15,342,417.00	144,418.17		
固定			1.45	19.11.2001	01.08.2021			5,333,778.00	50,206.85		
固定			1.51	19.11.2001	01.08.2021			2,450,822.00	23,069.59		
											<u>5,121,394.85</u>
固定			2.41	08.12.2003	01.08.2023	1,188,200,000.00	11,184,526.60	5,440,773.00	51,214.00		
固定			1.86	08.12.2003	01.08.2023			59,069,100.00	556,017.44		
固定			2.42	08.12.2003	01.08.2023			40,549,463.00	381,692.10		
固定			2.16	08.12.2003	01.08.2023			112,244,397.00	1,056,556.51		
固定			2.30	08.12.2003	01.08.2023			138,137,126.00	1,300,284.77		
固定			1.91	08.12.2003	01.08.2023			37,140,344.00	349,602.06		
固定			2.01	08.12.2003	01.08.2023			75,255,844.00	708,383.26		
固定			1.48	08.12.2003	01.08.2023			72,618,836.00	683,561.10		
固定			1.59	08.12.2003	01.08.2023			3,620,910.00	34,083.63		
											<u>6,602,701.79</u>
6ヶ月LIBOR	0.50	0.02	0.52	22.07.2005	15.04.2022	6,592,000,000.00	62,050,496.00	1,528,964,714.00	14,392,144.85		
固定			1.37	02.02.2012	01.12.2027	3,842,600,000.00	36,170,393.80	9,606,500.00	90,425.98		
固定			1.54	22.08.2008	20.12.2021	10,000,000,000.00	94,130,000.00	3,000,000,000.00	28,239,000.00		
固定			2.50	10.06.1991	20.06.2021	30,084,000,000.00	283,180,692.00	5,136,292,000.00	48,347,916.60		
固定			2.50	17.03.1992	20.03.2022	6,686,000,000.00	62,935,318.00	1,304,584,000.00	12,280,049.19		
固定			3.00	20.12.1994	20.12.2024	22,499,999,999.00	211,792,499.99	7,682,906,000.00	72,319,194.18		
固定			3.00	20.12.1994	20.12.2024	15,000,000,000.00	141,195,000.00	4,336,500,000.00	40,819,474.50		
											<u>4,650,539.72</u>
固定			2.50	30.08.1995	20.08.2025	6,131,000,000.00	57,711,103.00	503,610,000.00	4,740,480.93		
固定			2.10	30.08.1995	20.08.2025			197,835,000.00	1,862,220.86		
											<u>3,518,438.21</u>
固定			2.50	30.08.1995	20.08.2025	1,352,000,000.00	12,726,376.00	373,785,000.00	3,518,438.21		
固定			2.10	30.08.1995	20.08.2025			120,270,000.00	1,132,101.51		
											<u>42,330,261.00</u>
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	12,315,000,000.00	115,921,095.00	3,981,090,000.00	37,474,000.17		
固定			2.10	30.08.1995	20.08.2025			515,910,000.00	4,856,260.83		
											<u>75,621,029.84</u>
固定			2.70	29.03.1996	20.03.2026	24,712,000,000.00	232,614,056.00	5,710,304,000.00	53,751,091.55		
固定			2.30	29.03.1996	20.03.2026			2,323,376,000.00	21,869,938.29		
											<u>38,533,659.23</u>
固定			2.70	29.05.1996	20.03.2026	10,494,000,000.00	98,780,022.00	3,996,096,000.00	37,615,251.65		
固定			2.30	29.05.1996	20.03.2026			97,568,000.00	918,407.58		
											<u>18,581,262.00</u>
固定			2.50	29.03.1996	20.03.2026	5,158,000,000.00	48,552,254.00	1,912,368,000.00	18,001,119.98		
固定			2.10	29.03.1996	20.03.2026			61,632,000.00	580,142.02		
											<u>2,077,938.58</u>
固定			2.30	18.03.1997	20.03.2027	876,000,000.00	8,245,788.00	220,752,000.00	2,077,938.58		
											<u>17,449,838.23</u>
固定			2.50	18.03.1997	20.03.2027	7,228,000,000.00	68,037,164.00	1,226,880,000.00	11,548,621.44		
固定			2.10	18.03.1997	20.03.2027			626,922,000.00	5,901,216.79		
											<u>3,296,846.77</u>
固定			2.50	18.03.1997	20.03.2027	1,034,000,000.00	9,733,042.00	128,142,000.00	1,206,200.65		
固定			2.10	18.03.1997	20.03.2027			222,102,000.00	2,090,646.13		
											<u>2,209,588.79</u>
固定			2.50	18.03.1997	20.03.2027	2,746,000,000.00	25,848,098.00	155,466,000.00	1,463,401.46		
固定			2.10	18.03.1997	20.03.2027			79,272,000.00	746,187.34		
											<u>70,480,741.15</u>
固定			2.20	10.09.1998	20.09.2028	14,555,000,000.00	137,006,215.00	6,801,543,000.00	64,022,924.26		
固定			0.75	10.09.1998	20.09.2038			686,053,000.00	6,457,816.89		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ユーロ					<u>400,884.40</u>		<u>400,884.40</u>
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	325,234.79	400,884.40	325,234.79	400,884.40
英国ポンド					<u>378.73</u>		<u>378.73</u>
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	270.00	378.73	270.00	378.73
日本円					<u>25,802.92</u>		<u>25,802.92</u>
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	2,741,200.00	25,802.92	2,741,200.00	25,802.92
サウジリアル					<u>7,289,495.51</u>		<u>7,289,495.51</u>
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	5,918,966.00	1,578,392.91	5,918,966.00	1,578,392.91
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	18,456,608.00	4,921,768.29	18,456,608.00	4,921,768.29
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	2,960,000.00	789,334.32	2,960,000.00	789,334.32
米国ドル					<u>77,641,569.98</u>		<u>77,641,569.98</u>
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	7,511,546.63	7,511,546.63	7,511,546.63	7,511,546.63
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	509,091.00	509,091.00	509,091.00	509,091.00
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	514,525.51	514,525.51	514,525.51	514,525.51
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	717,440.00	717,440.00	717,440.00	717,440.00
	無利子	30.06.1986	31.12.2018	974,200.00	974,200.00	974,200.00	974,200.00

(1) 原通貨は、2018年4月2日のBSP参照レートを使用して換算されている。

[次へ](#)

共和国の対外債務⁽¹⁾
2018年3月31日現在
（単位：指定通貨の百万）

金利基準	金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定日	満期日	約定当初額		2018年3月31日現在 未払残高		
	スプレッド	金利				(月・日・年の順に 記載している。)	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
総計							71,433,637,248.77		46,183,985,546.22	
I. フィリピン共和国の直接債務								37,190,072,011.93	17,685,814,309.38	
A. 政府機関によるもの								35,924,393,706.19	17,170,625,403.87	
カナダドル										
	無利子			12.11.1974	30.09.2024	6,330,000.00	4,907,737.62	680,115.18	527,302.82	
中国元										
	固定		2.00	11.05.2006	21.03.2026	400,000,000.00	63,750,000.00	212,913,668.10	33,933,115.85	
	固定		2.00	15.01.2007	21.09.2026	800,000,000.00	127,500,000.00	453,333,333.29	72,249,999.99	
ユーロ										
	固定		2.00	12.10.1990	31.12.2020	3,374,526.44	4,159,441.29	506,179.00	623,916.24	
	固定		0.75	14.02.2002	30.06.2042	6,828,167.68	8,416,399.48	5,488,167.68	6,764,715.48	
	固定		0.75	26.06.2002	30.06.2042	7,464,861.47	9,201,188.25	6,031,861.47	7,434,872.45	
	固定		0.75	20.12.2007	30.12.2047	10,000,000.00	12,326,000.00	9,820,536.60	12,104,793.41	
	固定		0.75	24.12.2008	30.12.2048	4,000,000.00	4,930,400.00	4,000,000.00	4,930,400.00	
	6ヶ月LIBOR	0.00	0.95	14.10.2015	01.11.2038	22,800,000.00	28,103,280.00	3,529,092.39	4,349,959.28	
	6ヶ月LIBOR	0.00	0.95	26.10.2015	01.11.2038	27,310,000.00	33,662,306.00	3,994,987.32	4,924,221.37	
	固定		4.50	27.03.1998	31.12.2019	15,062,389.63	18,565,901.46	2,317,290.66	2,856,292.47	
	固定		4.50	23.07.1999	31.12.2022	72,672,834.17	89,576,535.40	27,947,555.99	34,448,157.51	
	固定		4.00	16.11.2000	30.06.2023	31,249,318.69	38,517,910.22	14,322,604.34	17,654,042.11	
	固定		4.40	11.12.2001	18.10.2024	23,986,986.00	29,566,358.94	13,992,408.50	17,247,042.72	
	固定		3.65	28.02.2002	31.10.2024	36,279,013.93	44,717,512.57	14,108,505.35	17,390,143.69	
	固定		3.45	28.02.2002	15.05.2025	18,168,208.54	22,394,133.85	11,355,130.32	13,996,333.63	
									840,419.92	
	固定		3.00	08.04.1988	31.03.2020	4,344,796.99	5,355,396.77	126,775.23	156,263.15	
	固定		3.00	08.04.1988	31.12.2020			39,499.10	48,686.59	
	固定		3.00	08.04.1988	31.03.2021			105,030.69	129,460.83	
	固定		3.00	08.04.1988	30.09.2021			126,651.64	156,110.81	
	固定		3.00	08.04.1988	31.12.2021			40,417.29	49,818.35	
	固定		3.00	08.04.1988	31.03.2022			36,901.20	45,484.42	
	固定		3.00	08.04.1988	30.06.2022			137,228.69	169,148.08	
	固定		3.00	08.04.1988	30.06.2023			47,695.64	58,789.65	
	固定		3.00	08.04.1988	30.09.2023			17,073.02	21,044.20	
	固定		3.00	08.04.1988	31.12.2024			4,554.47	5,613.84	
									196,512.51	
	固定		3.00	08.04.1988	30.09.2019	1,448,265.66	1,785,132.25	32,389.84	39,923.72	
	固定		3.00	08.04.1988	30.09.2020			127,039.42	156,588.79	
									1,260,823.74	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2021	4,431,330.44	5,462,057.90	339,737.00	418,759.83	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2022			683,160.73	842,063.92	
									1,238,722.41	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2021	4,153,865.01	5,120,054.01	208,466.20	256,955.44	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2022			684,776.57	844,055.60	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2023			111,724.30	137,711.37	
									776,452.95	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2021	2,652,595.39	3,269,589.08	132,864.83	163,769.19	
	固定		2.50	09.02.1990	31.12.2022			497,066.17	612,683.76	

							<u>369,915.73</u>
固定	2.50	22.01.1992	31.12.2022	1,017,361.58	1,253,999.88	65,696.32	80,977.28
固定	2.50	22.01.1992	31.12.2023			148,694.46	183,280.79
固定	2.50	22.01.1992	31.12.2024			85,719.34	105,657.66
							<u>3,615,709.14</u>
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2022	10,518,982.19	12,965,697.45	1,211,474.31	1,493,263.23
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2023			1,431,887.76	1,764,944.85
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2024			212,508.65	261,938.16
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2025			77,529.52	95,562.89
							<u>251,342.41</u>
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2022	729,010.47	898,578.31	73,945.39	91,145.09
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2023			129,967.00	160,197.32
							<u>987,700.43</u>
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2022	2,881,286.42	3,551,473.64	327,189.22	403,293.43
固定	2.00	07.12.1990	30.12.2023			457,548.38	563,974.13
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2024			16,577.04	20,432.86
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2022	759,194.79	935,783.50	189,797.50	233,944.40
							<u>768,440.38</u>
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2022	2,167,469.20	2,671,622.54	134,036.29	165,213.13
固定	2.00	07.12.1990	31.12.2023			489,394.17	603,227.25
							<u>877,958.90</u>
固定	1.40	13.09.1994	30.06.2022	2,689,415.88	3,314,974.01	166,620.64	205,376.60
固定	1.40	13.09.1994	31.12.2022			66,958.54	82,533.10
固定	1.40	13.09.1994	31.03.2023			231,181.34	284,954.12
固定	1.40	13.09.1994	30.06.2023			150,906.20	186,006.98
固定	1.40	13.09.1994	30.09.2023			89,211.37	109,961.93
固定	1.40	13.09.1994	31.03.2024			7,404.00	9,126.17
							<u>5,238,326.84</u>
固定	1.40	13.09.1994	31.12.2021	15,568,940.42	19,190,275.96	696,487.11	858,490.01
固定	1.40	13.09.1994	31.03.2023			2,630,487.12	3,242,338.42
固定	1.40	13.09.1994	30.09.2023			98,278.63	121,138.24
固定	1.40	13.09.1994	31.12.2025			464,096.12	572,044.88
固定	1.40	13.09.1994	31.12.2028			360,469.97	444,315.29
							<u>560,757.40</u>
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2022	1,920,857.62	2,367,649.10	110,235.38	135,876.13
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2022			344,703.29	424,881.28
							<u>263,641.37</u>
固定	1.50	18.12.1995	31.03.2023	743,803.27	916,811.91	47,881.15	59,018.31
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2023			100,574.42	123,968.03
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2023			43,477.89	53,590.85
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2024			21,956.99	27,064.19
							<u>1,216,495.19</u>
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2022	3,658,776.41	4,509,807.80	210,136.38	259,014.10
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2022			567,843.69	699,924.13
固定	1.50	18.12.1995	31.03.2023			12,505.38	15,414.13
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2023			5,223.63	6,438.65
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2023			16,740.85	20,634.77
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2023			29,317.32	36,136.53
固定	1.50	18.12.1995	31.03.2024			29,028.01	35,779.93
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2024			16,575.00	20,430.35
固定	1.50	18.12.1995	31.03.2025			12,894.00	15,893.14
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2025			86,670.02	106,829.47
							<u>1,673,894.76</u>
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2022	3,099,676.12	3,820,660.79	195,273.39	240,693.98
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2024			89,700.03	110,564.26
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2024			28,770.01	35,461.91
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2025			3,015.00	3,716.29
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2025			3,216.00	3,964.04
固定	1.50	18.12.1995	31.03.2026			396,416.00	488,622.36
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2026			40,950.01	50,474.98
固定	1.50	18.12.1995	30.06.2027			8,170.00	10,070.34
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2027			20,501.00	25,269.53
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2027			10,374.00	12,786.99
固定	1.50	18.12.1995	30.09.2029			63,250.00	77,961.95
固定	1.50	18.12.1995	31.12.2029			498,384.00	614,308.12

[illegible]

日本円

								<u>15,404,078,650.29</u>			<u>5,036,116,846.62</u>
ADB変動金利	0.00	0.24	0.24	25.10.1990	15.09.2020	3,173,239,665.00	29,869,704.97	848,524,365.00	7,987,159.85		
6ヶ月LIBOR	0.00	0.36	0.36	22.02.2008	01.11.2022	34,253,100,000.00	322,424,430.30	19,164,609,450.00	180,396,468.75		
固定			3.00	31.05.1988	20.05.2018	14,003,000,000.00	131,810,239.00	340,098,000.00	3,201,342.47		
固定			2.70	26.05.1989	20.05.2019	2,063,000,000.00	19,419,019.00	148,332,000.00	1,396,249.12		
固定			2.70	26.05.1989	20.05.2019	4,776,000,000.00	44,956,488.00	241,182,000.00	2,270,246.17		
固定			2.70	26.05.1989	20.05.2019	2,633,000,000.00	24,784,429.00	142,986,000.00	1,345,927.22		
固定			2.70	26.05.1989	20.05.2019	5,500,000,000.00	51,771,500.00	368,850,000.00	3,471,985.05		
固定			2.70	26.05.1989	20.05.2019	2,169,000,000.00	20,416,797.00	155,880,000.00	1,467,298.44		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	2,304,000,000.00	21,687,552.00	222,024,000.00	2,089,911.91		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	4,238,000,000.00	39,892,294.00	356,540,000.00	3,356,111.02		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	2,079,000,000.00	19,569,627.00	197,088,000.00	1,855,189.34		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	5,708,000,000.00	53,729,404.00	524,704,000.00	4,939,038.75		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	8,634,000,000.00	81,271,842.00	723,760,000.00	6,812,752.88		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	454,000,000.00	4,273,502.00	30,852,000.00	290,409.88		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	4,986,000,000.00	46,933,218.00	484,984,000.00	4,565,154.39		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	5,080,000,000.00	47,818,040.00	309,828,000.00	2,916,410.96		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	21,752,000,000.00	204,751,576.00	1,594,720,000.00	15,011,099.36		
固定			2.70	09.02.1990	20.02.2020	4,301,000,000.00	40,485,313.00	419,560,000.00	3,949,318.28		
固定			2.70	16.07.1991	20.06.2021	2,065,000,000.00	19,437,845.00	309,946,000.00	2,917,521.70		
固定			2.70	16.07.1991	20.06.2021	1,663,000,000.00	15,653,819.00	258,146,000.00	2,429,928.30		
固定			2.70	16.07.1991	20.06.2021	1,795,000,000.00	16,896,335.00	214,816,000.00	2,022,063.01		
固定			2.70	16.07.1991	20.06.2021	5,266,000,000.00	49,568,858.00	824,089,000.00	7,757,149.76		
固定			2.70	16.07.1991	20.06.2021	10,790,000,000.00	101,566,270.00	1,806,014,000.00	17,000,009.78		
固定			2.70	16.07.1991	20.06.2021	20,020,000,000.00	188,448,260.00	3,418,037,000.00	32,173,982.28		
固定			2.70	21.12.1990	20.12.2020	28,200,000,000.00	265,446,600.00	4,126,824,000.00	38,845,794.31		
固定			2.70	20.03.1992	20.03.2022	7,655,000,000.00	72,056,515.00	909,200,000.00	8,558,299.60		
固定			3.00	19.08.1993	20.08.2023	6,872,000,000.00	64,686,136.00	1,788,391,000.00	16,834,124.48		
固定			3.00	19.08.1993	20.08.2023	4,633,000,000.00	43,610,429.00	1,064,514,000.00	10,020,270.28		
固定			3.00	19.08.1993	20.08.2023	3,803,000,000.00	35,797,639.00	954,371,000.00	8,983,494.22		
固定			3.00	19.08.1993	20.08.2023	3,055,000,000.00	28,756,715.00	819,621,000.00	7,715,092.47		
固定			3.00	19.08.1993	20.08.2023	9,294,000,000.00	87,484,422.00	1,539,714,000.00	14,493,327.88		
固定			3.00	20.12.1994	20.12.2024	9,620,000,000.00	90,553,060.00	3,263,442,000.00	30,718,779.55		
固定			3.00	20.12.1994	20.12.2024	4,616,000,000.00	43,450,408.00	1,476,300,000.00	13,896,411.90		
固定			3.00	20.12.1994	20.12.2024	11,754,000,000.00	110,640,402.00	4,013,506,000.00	37,779,131.98		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	6,151,000,000.00	57,899,363.00	1,840,275,000.00	17,322,508.58	<u>20,029,075.53</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			287,535,000.00	2,706,566.96		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	4,040,000,000.00	38,028,520.00	1,210,440,000.00	11,393,871.72	<u>13,402,652.99</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			213,405,000.00	2,008,781.27		
固定			2.50	30.08.1995	20.08.2025	8,312,000,000.00	78,240,856.00	2,727,615,000.00	25,675,040.00	<u>28,542,710.45</u>	
固定			2.10	30.08.1995	20.08.2025			304,650,000.00	2,867,670.45		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	18,391,000,000.00	173,114,483.00	5,852,985,000.00	55,094,147.81	<u>63,284,869.76</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			870,150,000.00	8,190,721.95		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	5,579,000,000.00	52,515,127.00	1,717,185,000.00	16,163,862.41	<u>18,122,801.84</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			208,110,000.00	1,958,939.43		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	6,386,000,000.00	60,111,418.00	1,924,995,000.00	18,119,977.94	<u>21,361,956.33</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			344,415,000.00	3,241,978.40		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	12,895,000,000.00	121,380,635.00	3,839,775,000.00	36,143,802.08	<u>43,027,199.52</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			731,265,000.00	6,883,397.45		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	4,765,000,000.00	44,852,945.00	1,239,555,000.00	11,667,931.22	<u>13,236,325.28</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			166,620,000.00	1,568,394.06		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	9,551,000,000.00	89,903,563.00	2,377,575,000.00	22,380,113.48	<u>30,752,271.00</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			889,425,000.00	8,372,157.53		
固定			2.70	30.08.1995	20.08.2025	2,872,000,000.00	27,034,136.00	459,750,000.00	4,327,626.75	<u>6,252,820.58</u>	
固定			2.30	30.08.1995	20.08.2025			204,525,000.00	1,925,193.83		

							<u>25,385,580.83</u>
固定	2.50	29.03.1996	20.03.2026	6,911,000,000.00	65,053,243.00	2,324,288,000.00	21,878,522.94
固定	2.10	29.03.1996	20.03.2026			372,576,000.00	3,507,057.89
固定	2.30	29.03.1996	20.03.2026	305,000,000.00	2,870,965.00	88,656,000.00	834,518.93
							<u>17,061,326.06</u>
固定	2.70	18.03.1997	20.03.2027	5,746,000,000.00	54,087,098.00	1,487,538,000.00	14,002,195.19
固定	2.30	18.03.1997	20.03.2027			324,990,000.00	3,059,130.87
							<u>30,830,210.64</u>
固定	2.70	18.03.1997	20.03.2027	7,683,000,000.00	72,320,079.00	2,734,938,000.00	25,743,971.39
固定	2.30	18.03.1997	20.03.2027			540,342,000.00	5,086,239.25
							<u>26,199,409.99</u>
固定	2.70	18.03.1997	20.03.2027	6,339,868,462.00	59,677,181.83	2,532,150,000.00	23,835,127.95
固定	2.30	18.03.1997	20.03.2027			251,172,000.00	2,364,282.04
							<u>36,874,260.29</u>
固定	2.50	18.03.1997	20.03.2027	9,411,000,000.00	88,585,743.00	3,521,340,000.00	33,146,373.42
固定	2.10	18.03.1997	20.03.2027			396,036,000.00	3,727,886.87
							<u>30,170,265.21</u>
固定	2.50	18.03.1997	20.03.2027	7,979,000,000.00	75,106,327.00	2,728,836,000.00	25,686,533.27
固定	2.10	18.03.1997	20.03.2027			476,334,000.00	4,483,731.94
							<u>39,511,161.63</u>
固定	2.70	18.03.1997	20.03.2027	11,122,000,000.00	104,691,386.00	3,056,832,000.00	28,773,959.62
固定	2.30	18.03.1997	20.03.2027			1,140,678,000.00	10,737,202.01
							<u>25,900,302.50</u>
固定	2.20	10.09.1998	20.09.2028	5,849,000,000.00	55,056,637.00	2,157,456,000.00	20,308,133.33
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			594,090,000.00	5,592,169.17
							<u>59,750,231.78</u>
固定	2.20	10.09.1998	20.09.2028	13,564,000,000.00	127,677,932.00	5,009,676,000.00	47,156,080.19
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			1,337,953,000.00	12,594,151.59
							<u>11,973,919.61</u>
固定	2.20	10.09.1998	20.09.2028	5,728,000,000.00	53,917,664.00	951,237,000.00	8,953,993.88
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			320,825,000.00	3,019,925.73
							<u>15,288,368.69</u>
固定	2.20	10.09.1998	20.09.2028	4,328,000,000.00	40,739,464.00	1,208,928,000.00	11,379,639.26
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			415,248,000.00	3,908,729.42
							<u>2,103,061.87</u>
固定	1.70	10.09.1998	20.09.2028	458,000,000.00	4,311,154.00	13,419,000.00	126,313.05
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			210,002,000.00	1,976,748.83
							<u>32,205,619.37</u>
固定	1.70	10.09.1998	20.09.2028	6,734,000,000.00	63,387,142.00	2,536,905,000.00	23,879,886.77
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			884,493,000.00	8,325,732.61
							<u>13,833,683.67</u>
固定	1.70	10.09.1998	20.09.2028	3,201,000,000.00	30,131,013.00	18,564,000.00	174,742.93
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			1,451,072,000.00	13,658,940.74
							<u>57,760,511.84</u>
固定	2.20	10.09.1998	20.09.2028	14,136,000,000.00	133,062,168.00	5,173,938,000.00	48,702,278.39
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			962,311,000.00	9,058,233.44
							<u>7,780,211.61</u>
固定	1.70	10.09.1998	20.09.2028	2,428,000,000.00	22,854,764.00	570,822,000.00	5,373,147.49
固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038			255,717,000.00	2,407,064.12
固定	0.75	10.03.1999	20.03.2039	36,300,000,000.00	341,691,900.00	24,993,402,000.00	235,262,893.03
							<u>37,645,787.42</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	7,210,000,000.00	67,867,730.00	2,891,640,000.00	27,219,007.32
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			1,107,700,000.00	10,426,780.10
							<u>2,872,433.43</u>
固定	1.30	28.12.1999	20.12.2029	951,000,000.00	8,951,763.00	61,440,000.00	578,334.72
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			243,716,000.00	2,294,098.71
							<u>33,879,984.99</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	6,078,000,000.00	57,212,214.00	3,179,736,000.00	29,930,854.97
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			419,540,000.00	3,949,130.02

							<u>69,711,360.18</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	16,990,000,000.00	159,926,870.00	6,291,456,000.00	59,221,475.33
固定	1.30	28.12.1999	20.12.2029			126,648,000.00	1,192,137.62
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			987,756,000.00	9,297,747.23
							<u>86,723,399.78</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	15,384,000,000.00	144,809,592.00	7,696,824,000.00	72,450,204.31
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			1,516,328,000.00	14,273,195.46
							<u>31,532,721.66</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	5,852,000,000.00	55,084,876.00	2,725,464,000.00	25,654,792.63
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			624,448,000.00	5,877,929.02
							<u>42,037,554.35</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	7,434,000,000.00	69,976,242.00	3,856,416,000.00	36,300,443.81
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			609,488,000.00	5,737,110.54
							<u>21,687,326.09</u>
固定	1.80	28.12.1999	20.12.2029	5,068,000,000.00	47,705,084.00	1,836,696,000.00	17,288,819.45
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			467,280,000.00	4,398,506.64
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039	4,714,000,000.00	44,372,882.00	181,236,000.00	1,705,974.47
							<u>43,205,557.04</u>
固定	1.30	28.12.1999	20.12.2029	9,013,000,000.00	84,839,369.00	3,942,792,000.00	37,113,501.10
固定	0.75	28.12.1999	20.12.2039			647,196,000.00	6,092,055.95
							<u>61,009,794.72</u>
固定	1.00	07.04.2000	20.04.2040	8,929,000,000.00	84,048,677.00	5,654,880,000.00	53,229,385.44
固定	0.75	07.04.2000	20.04.2040			826,560,000.00	7,780,409.28
							<u>99,452,674.98</u>
固定	0.95	31.08.2000	20.08.2040	14,724,000,000.00	138,597,012.00	9,501,120,000.00	89,434,042.56
固定	0.75	31.08.2000	20.08.2040			1,064,340,000.00	10,018,632.42
							<u>24,346,818.63</u>
固定	0.95	31.08.2000	20.08.2040	3,549,000,000.00	33,406,737.00	2,173,950,000.00	20,463,391.35
固定	0.75	31.08.2000	20.08.2040			412,560,000.00	3,883,427.28
							<u>49,774,042.57</u>
固定	2.20	30.05.2001	20.05.2031	8,294,000,000.00	78,071,422.00	4,123,467,000.00	38,814,194.87
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			1,164,331,000.00	10,959,847.70
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041	5,543,000,000.00	52,176,259.00	221,276,000.00	2,082,870.99
							<u>39,623,261.05</u>
固定	2.20	30.05.2001	20.05.2031	11,743,000,000.00	110,536,859.00	3,741,957,000.00	35,223,041.24
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			467,462,000.00	4,400,219.81
							<u>28,708,944.03</u>
固定	2.20	30.05.2001	20.05.2031	6,205,000,000.00	58,407,665.00	2,251,395,000.00	21,192,381.14
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			798,530,000.00	7,516,562.89
							<u>24,450,314.57</u>
固定	2.20	30.05.2001	20.05.2031	5,210,000,000.00	49,041,730.00	1,909,143,000.00	17,970,763.06
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			688,362,000.00	6,479,551.51
							<u>35,862,259.25</u>
固定	2.20	30.05.2001	20.05.2031	6,515,000,000.00	61,325,695.00	3,050,298,000.00	28,712,455.07
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			759,567,000.00	7,149,804.17
							<u>17,365,968.40</u>
固定	1.70	30.05.2001	20.05.2031	2,789,000,000.00	26,252,857.00	1,731,105,000.00	16,294,891.37
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			113,787,000.00	1,071,077.03
							<u>40,209,276.78</u>
固定	1.70	30.05.2001	20.05.2031	6,309,000,000.00	59,386,617.00	3,407,157,000.00	32,071,568.84
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041			864,518,000.00	8,137,707.93
固定	0.75	30.05.2001	20.05.2041	2,034,000,000.00	19,146,042.00	1,506,773,000.00	14,183,254.25
							<u>43,362,829.45</u>
固定	2.20	28.03.2002	20.03.2032	6,723,000,000.00	63,283,599.00	3,978,520,000.00	37,449,808.76
固定	0.75	28.03.2002	20.03.2042			628,176,000.00	5,913,020.69
							<u>44,568,521.79</u>
固定	1.70	28.03.2002	20.03.2032	6,790,000,000.00	63,914,270.00	3,677,632,000.00	34,617,550.02
固定	0.75	28.03.2002	20.03.2042			1,057,152,000.00	9,950,971.78

							<u>135,785,311.25</u>
固定		0.95	28.03.2002	20.03.2042	18,488,000,000.00	174,027,544.00	12,829,680,000.00
固定		0.75	28.03.2002	20.03.2042			1,595,616,000.00
							15,019,533.41
							<u>79,655,405.88</u>
固定		2.20	28.03.2002	20.03.2032	22,049,000,000.00	207,547,237.00	6,931,690,508.00
固定		1.80	28.03.2002	20.03.2032			1,530,585,693.00
							14,407,403.13
							<u>19,891,664.56</u>
固定		2.20	28.03.2002	20.03.2032	3,224,000,000.00	30,347,512.00	1,572,396,000.00
固定		0.75	28.03.2002	20.03.2042			540,816,000.00
							5,090,701.01
固定		2.20	11.12.2003	20.12.2033	2,365,097,269.00	22,262,660.59	1,844,608,000.00
固定		2.20	30.03.2004	20.03.2034	6,223,000,000.00	58,577,099.00	3,223,264,000.00
固定		2.20	16.12.2003	20.12.2033	3,717,000,000.00	34,988,121.00	2,470,784,000.00
固定		0.75	27.02.2007	20.02.2047	8,529,000,000.00	80,283,477.00	8,517,291,727.00
							17,363,295.10
							30,340,584.03
							23,257,489.79
							80,173,267.03
							<u>68,432,510.00</u>
固定		1.50	18.12.2007	20.12.2037	7,604,000,000.00	71,576,452.00	6,213,120,000.00
固定		0.01	18.12.2007	20.12.2037			1,056,880,000.00
							58,484,098.56
							9,948,411.44
							<u>107,214,634.78</u>
固定		1.50	18.12.2007	20.12.2037	11,802,000,000.00	111,092,226.00	9,824,920,000.00
固定		0.75	18.12.2007	20.12.2047			305,100,000.00
固定		0.01	18.12.2007	20.12.2037			1,260,040,000.00
							11,860,756.52
固定		1.40	20.03.2009	20.03.2039	9,293,000,000.00	87,475,009.00	9,293,000,000.00
固定		1.40	15.03.2010	20.03.2040	9,220,000,000.00	86,787,860.00	9,220,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	0.02	15.03.2010	20.01.2025	13,830,000,000.00	130,181,790.00	7,744,800,000.00
固定		0.01	26.05.2010	20.05.2050	9,912,000,000.00	93,301,656.00	8,134,031,009.00
							72,901,802.40
							76,565,633.89
							<u>214,190,506.10</u>
固定		1.40	31.03.2011	20.03.2036	40,847,000,000.00	384,492,811.00	21,075,985,742.00
固定		0.01	31.03.2011	20.03.2036			1,678,768,970.00
							15,802,252.31
							<u>12,845,579.46</u>
固定		0.30	30.03.2012	20.03.2052	9,244,000,000.00	87,013,772.00	1,356,630,333.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2052			8,033,373.00
							12,769,961.32
							75,618.14
							<u>53,507,571.62</u>
固定		1.40	30.03.2012	20.03.2042	22,796,000,000.00	214,578,748.00	5,116,277,178.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2042			568,156,225.00
							48,159,517.08
							5,348,054.55
							<u>32,212,225.54</u>
固定		1.40	30.03.2012	20.03.2042	4,591,000,000.00	43,215,083.00	3,122,645,235.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2042			299,454,578.00
							29,393,459.60
							2,818,765.94
							<u>38,623,456.95</u>
固定		1.40	30.03.2012	20.03.2042	6,063,000,000.00	57,071,019.00	3,614,942,125.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2042			488,261,630.00
							34,027,450.22
							4,596,006.72
							<u>107,811,699.99</u>
固定		0.20	30.03.2012	20.03.2052	11,836,000,000.00	111,412,268.00	10,682,936,829.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2052			770,553,024.00
							100,558,484.37
							7,253,215.61
							<u>36,962,253.95</u>
固定		1.40	30.03.2012	20.03.2042	7,546,000,000.00	71,030,498.00	2,940,589,917.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2042			986,134,183.00
							27,679,772.89
							9,282,481.06
							<u>21,106,406.42</u>
固定		1.40	30.03.2012	20.03.2042	6,187,000,000.00	58,238,231.00	1,666,980,814.00
固定		0.01	30.03.2012	20.03.2042			575,280,571.00
							15,691,290.40
							5,415,116.01
固定		1.40	10.10.2012	20.10.2042	7,775,000,000.00	73,186,075.00	7,775,000,000.00
							73,186,075.00
							<u>49,670,160.60</u>
固定		0.02	27.03.2013	20.03.2053	43,252,000,000.00	407,131,076.00	4,045,934,167.00
固定		0.01	27.03.2013	20.03.2053			1,230,827,822.00
							38,084,378.31
							11,585,782.29
							<u>49,185,254.77</u>
固定		0.20	27.03.2013	20.03.2053	10,782,000,000.00	101,490,966.00	4,488,950,237.00
固定		0.01	27.03.2013	20.03.2053			736,297,269.00
							42,254,488.58
							6,930,766.19
							<u>99,829,942.71</u>
固定		0.10	14.12.2013	20.12.2053	18,732,000,000.00	176,324,316.00	10,492,424,000.00
固定		0.01	14.12.2013	20.12.2053			113,115,436.00
							98,765,187.11
							1,064,755.60

470,650,000.00

固定	0.01	31.01.2014	20.03.2054	50,000,000,000.00	470,650,000.00	15,000,000,000.00	141,195,000.00
固定	0.01	31.01.2014	20.08.2054			10,000,000,000.00	94,130,000.00
固定	0.01	31.01.2014	20.02.2055			25,000,000,000.00	235,325,000.00
固定	0.01	26.03.2015	20.03.2055	7,929,000,000.00	74,635,677.00	58,016,702.00	546,111.22
固定	0.01	26.03.2015	20.03.2055	11,576,000,000.00	108,964,888.00	213,672,755.00	2,011,301.64
固定	0.01	25.08.2015	20.08.2055	9,783,000,000.00	92,087,379.00	68,344,820.00	643,329.79
固定	0.01	25.08.2015	20.08.2055	23,906,000,000.00	225,027,178.00	82,280,863.00	774,509.76
固定	0.01	27.11.2015	20.11.2055	241,991,000,000.00	2,277,861,283.00	1,640,127,810.00	15,438,523.08
固定	2.00	23.06.1997	15.05.2021	20,800,000,000.00	195,790,400.00	313,233,079.00	<u>28,359,071.08</u>
固定	2.00	23.06.1997	15.05.2021			161,524,029.00	2,948,462.97
固定	1.35	23.06.1997	15.05.2021			283,205,451.00	1,520,425.68
固定	1.50	23.06.1997	15.05.2021			105,764,524.00	2,665,812.91
固定	1.90	23.06.1997	15.05.2021			167,550,123.00	995,561.46
固定	1.75	23.06.1997	15.05.2021			137,979,404.00	1,577,149.31
固定	1.45	23.06.1997	15.05.2021			189,437,908.00	1,298,800.13
固定	1.30	23.06.1997	15.05.2021			197,422,437.00	1,783,179.03
固定	1.30	23.06.1997	15.05.2021			161,455,710.00	1,858,337.40
固定	1.50	23.06.1997	15.05.2021			132,277,468.00	1,519,782.60
固定	1.50	23.06.1997	15.05.2021			132,153,311.00	1,245,127.81
固定	1.80	23.06.1997	15.05.2021			178,230,024.00	1,243,959.12
固定	1.50	23.06.1997	15.05.2021			200,134,949.00	1,677,679.22
固定	1.50	23.06.1997	15.05.2021			145,569,707.00	1,883,870.27
固定	1.60	23.06.1997	15.05.2021			250,352,293.00	1,370,247.65
固定	2.30	23.06.1997	15.05.2021			256,465,461.00	2,356,566.13
固定	2.40	17.02.1999	15.09.2018	43,800,000,000.00	412,289,400.00	402,657,000.00	2,414,109.38
固定	2.16	23.02.2007	15.11.2021	39,000,000,000.00	367,107,000.00	11,600,000,000.00	3,790,210.34
固定	2.69	01.09.2006	15.07.2020	19,113,663,656.00	179,916,915.99	875,991,838.00	109,190,800.00
固定	2.49	04.09.2008	10.04.2022	23,407,764,508.00	220,337,287.31	6,772,504,142.00	8,245,711.17
固定	2.35	26.12.2008	19.09.2027	33,963,312,331.00	319,696,658.97	10,244,692,261.00	63,749,581.49
固定	3.03	26.08.2009	24.06.2022	23,554,524,203.00	221,718,736.32	7,291,990,468.00	96,433,288.25
固定	2.70	26.05.1989	20.05.2019	2,500,000,000.00	23,532,500.00	182,925,000.00	68,639,506.28
固定	2.70	26.05.1989	20.05.2019	6,300,000,000.00	59,301,900.00	363,510,000.00	1,721,873.03
固定	2.70	09.02.1990	20.02.2020	10,560,000,000.00	99,401,280.00	612,672,000.00	3,421,719.63
固定	2.70	09.02.1990	20.02.2020	4,867,000,000.00	45,813,071.00	438,876,000.00	5,767,081.54
固定	3.00	31.03.1993	20.03.2023	6,112,000,000.00	57,532,256.00	728,540,000.00	4,131,139.79
固定	2.70	28.06.1990	20.06.2020	5,066,000,000.00	47,686,258.00	603,430,000.00	6,857,747.02
固定	2.70	16.07.1991	20.06.2021	3,516,000,000.00	33,096,108.00	595,266,000.00	5,680,086.59
固定	2.70	16.07.1991	20.06.2021	9,427,000,000.00	88,736,351.00	1,586,571,000.00	5,603,238.86
固定	2.70	16.07.1991	20.06.2021	8,283,000,000.00	77,967,879.00	1,265,803,000.00	14,934,392.82
固定	2.70	16.07.1991	20.06.2021	4,028,000,000.00	37,915,564.00	571,102,000.00	11,915,003.64
固定	3.00	29.01.1993	20.01.2023	3,653,000,000.00	34,385,689.00	769,690,000.00	5,375,783.13
固定	2.70	26.05.1992	20.05.2022	1,094,000,000.00	10,297,822.00	173,106,000.00	7,245,091.97
固定	3.00	12.08.1994	20.08.2024	11,433,000,000.00	107,618,829.00	3,088,215,000.00	1,629,446.78
固定	3.00	07.12.1994	20.12.2024	7,056,000,000.00	66,418,128.00	2,170,518,000.00	29,069,367.80
固定	3.00	07.12.1994	20.12.2024	6,630,000,000.00	62,408,190.00	1,900,766,000.00	20,431,085.93
固定	3.00	20.12.1994	20.12.2024	5,513,000,000.00	51,893,869.00	1,763,314,000.00	17,891,910.36
固定	3.00	20.12.1994	20.12.2024	10,756,000,000.00	101,246,228.00	109,298,000.00	16,598,074.68
固定	3.00	20.12.1994	20.12.2024	2,896,000,000.00	27,260,048.00	416,234,000.00	1,028,822.07
固定	3.00	20.12.1994	20.12.2024	457,000,000.00	4,301,741.00	73,024,000.00	3,918,010.64
韓国ウォン					<u>418,751,438.71</u>		687,374.91
固定	2.50	24.02.1998	20.06.2036	21,172,000,000.00	19,986,368.00	14,982,034,610.00	<u>156,494,862.60</u>
固定	1.50	15.12.2005	20.12.2035	23,041,000,000.00	21,750,704.00	20,352,456,000.00	14,143,040.67
無利子		13.07.2009	20.07.2049	14,953,000,000.00	14,115,632.00	1,395,542,480.00	19,212,718.46
固定	0.10	13.07.2009	20.07.2049			10,910,112,300.00	<u>11,616,538.11</u>
無利子		13.07.2009	20.07.2049	32,274,000,000.00	30,466,656.00	3,633,832,290.00	1,317,392.10
固定	0.10	13.07.2009	20.07.2049			18,108,659,430.00	3,430,337.68
固定	0.15	13.10.2011	20.10.2051	14,323,000,000.00	13,520,912.00	10,777,472,280.00	17,094,574.50
無利子		23.08.2012	20.08.2052	77,117,000,000.00	72,798,448.00	5,000,272,610.00	10,173,933.83
固定	0.10	23.08.2012	20.08.2052			71,540,845,570.00	<u>72,254,815.56</u>
							4,720,257.34
							67,534,558.22

無利子				09.08.2012	20.08.2052	227,940,000,000.00	215,175,360.00	6,252,100,060.00	5,901,982.46
無利子				19.08.2013	20.08.2053	23,077,181,208.00	21,784,859.06	686,778,810.00	648,319.20
固定			0.15	17.10.2013	20.10.2053	5,247,202,480.00	4,953,359.14	1,470,446,180.00	1,388,101.19
無利子				28.04.2016		4,448,242,062.00	4,199,140.51	667,903,520.00	630,500.92
クウェートデナリ							21,294,375.00		628,963.13
固定			4.00	06.08.1998	15.08.2018	6,150,000.00	21,294,375.00	181,650.00	628,963.13
特別引出権（SDR）							1,155,666,626.42		327,682,093.13
固定			1.00	10.11.1978	01.10.2018	5,924,425.70	8,613,285.55	592,825.70	861,885.57
固定			1.00	22.10.1980	15.09.2020	5,325,024.15	7,741,839.61	1,158,024.15	1,683,604.99
固定			1.00	12.10.1981	01.09.2021	5,838,315.31	8,488,093.10	1,635,315.31	2,377,519.52
固定			1.00	24.04.1986	15.05.2026	39,807,621.26	57,874,708.25	19,334,421.26	28,109,541.69
固定			1.00	04.07.1988	01.04.2018	34,242,906.28	49,784,391.72	1,180,506.28	1,716,290.86
固定			1.00	12.09.1988	15.05.2018	36,134,606.40	52,534,658.86	1,246,606.40	1,812,391.18
固定			1.00	31.12.1988	15.04.2018	12,205,994.71	17,745,807.47	812,794.71	1,181,689.72
固定			1.00	27.12.1988	15.05.2018	3,951,960.99	5,745,598.00	264,360.99	384,343.87
固定			1.00	17.02.1989	15.04.2018	18,689,442.27	27,171,832.54	1,245,442.27	1,810,698.70
固定			1.00	17.02.1989	15.05.2018	11,423,018.11	16,607,469.11	760,618.11	1,105,832.25
固定			1.00	25.10.1990	15.03.2019	14,631,693.85	21,272,434.42	1,858,093.85	2,701,408.32
固定			1.00	18.12.1989	01.10.2018	12,435,306.32	18,079,194.45	1,605,506.32	2,334,181.42
固定			1.00	22.11.1990	15.02.2019	62,729,735.75	91,200,253.62	7,966,235.75	11,581,791.51
固定			1.00	25.01.1991	15.02.2019	22,500,954.06	32,713,237.07	2,857,554.06	4,154,483.55
固定			1.00	10.05.1989	15.08.2018	38,170,644.43	55,494,773.11	2,502,944.43	3,638,930.79
固定			1.00	09.11.1990	15.05.2019	36,695,070.66	53,349,495.43	6,880,670.66	10,003,531.85
固定			1.00	22.11.1990	15.05.2019	10,913,251.50	15,866,339.83	2,047,251.50	2,976,417.07
固定			1.00	22.11.1990	15.02.2019	10,464,284.19	15,213,604.21	1,328,784.19	1,931,866.18
固定			1.00	28.11.1991	15.11.2019	25,889,218.53	37,639,299.25	6,276,418.53	9,125,033.84
固定			1.00	28.11.1991	15.11.2019	19,451,677.18	28,280,015.38	4,716,677.18	6,857,388.28
固定			1.00	24.06.1992	15.11.2019	20,251,067.61	29,442,217.16	4,908,867.61	7,136,806.26
固定			1.00	24.12.1992	01.04.2020	11,091,906.32	16,126,078.92	3,263,106.32	4,744,099.75
固定			1.00	05.11.1993	15.12.2020	13,477,483.51	19,594,374.18	4,491,883.51	6,530,569.76
固定			1.00	20.01.1995	15.10.2021	20,379,474.61	29,628,902.96	9,058,274.61	13,169,463.12
固定			1.00	20.01.1995	15.10.2021	6,487,928.05	9,432,539.07	2,883,928.05	4,192,827.63
固定			1.00	08.05.1996	15.09.2022	4,762,904.84	6,924,596.83	2,219,104.84	3,226,267.76
固定			1.00	27.11.1995	15.05.2022	8,512,850.57	12,376,492.93	4,082,050.57	5,934,730.04
固定			1.00	27.11.1995	15.04.2022	12,123,651.16	17,626,091.48	5,811,851.16	8,449,617.93
固定			1.00	03.06.1997	15.03.2023	6,765,191.11	9,835,640.75	3,383,391.11	4,918,977.00
固定			1.00	03.06.1997	15.05.2023	1,966,544.74	2,859,080.74	1,075,744.74	1,563,982.25
固定			1.00	21.01.1998	01.03.2024	9,269,975.84	13,477,247.07	5,537,575.84	8,050,860.01
固定			1.00	15.04.1998	15.05.2024	5,618,668.14	8,168,756.86	3,602,668.14	5,237,775.10
無利子				11.07.1991	15.02.2021	50,000,000.00	72,693,000.00	15,000,000.00	21,807,900.00
無利子				06.07.1992	01.12.2021	26,400,000.00	38,381,904.00	9,758,596.96	14,187,633.78
無利子				22.11.1993	01.06.2022	50,500,000.00	73,419,930.00	11,375,163.05	16,537,894.55
固定			0.75	06.03.1996	15.09.2035	6,150,000.00	8,941,239.00	2,295,598.96	3,337,479.50
固定			0.75	29.04.1998	15.03.2038	11,000,000.00	15,992,460.00	6,553,065.91	9,527,240.40
固定			0.75	08.04.2002	01.10.2041	11,600,000.00	16,864,776.00	7,421,521.68	10,789,853.51
固定			0.75	04.06.2008	15.04.2048	16,150,000.00	23,479,839.00	15,846,189.85	23,038,141.58
6ヶ月LIBOR	0.00	1.04	1.04	02.09.2009	15.10.2028	10,685,000.00	15,534,494.10	6,370,551.65	9,261,890.22
6ヶ月LIBOR	0.00	1.04	1.04	12.04.2013	01.11.2032	13,250,000.00	19,263,645.00	2,316,939.76	3,368,506.04
固定			0.75	25.09.2000	15.01.2040	6,000,000.00	8,723,160.00	4,222,384.32	6,138,755.67
固定			0.75	29.11.2000	15.01.2040	4,500,000.00	6,542,370.00	3,622,136.28	5,266,079.05
固定			1.00	27.08.1979	01.02.2019	5,149,103.15	7,486,075.11	514,103.15	747,434.01
固定			1.00	08.05.1996	01.01.2023	12,878,498.82	18,723,534.29	6,439,698.82	9,362,420.53
固定			0.75	08.05.1996	01.01.2036	10,150,000.00	14,756,679.00	5,908,015.53	8,589,427.46
固定			0.75	11.11.2005	15.04.2045	12,350,000.00	17,955,171.00	11,154,188.89	16,216,629.06
米国ドル							17,413,655,960.37		10,776,156,428.23
6ヶ月LIBOR	0.00	2.08	2.08	27.11.1995	15.04.2020	30,000,000.00	30,000,000.00	752,707.70	752,707.70
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	08.05.1996	15.09.2022	9,500,000.00	9,500,000.00	1,164,768.00	1,164,768.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	27.11.1995	15.05.2022	15,000,000.00	15,000,000.00	2,235,892.27	2,235,892.27
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	03.06.1997	15.03.2021	18,500,000.00	18,500,000.00	420,181.09	420,181.09
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	23.06.1997	15.05.2021	167,000,000.00	167,000,000.00	28,469,636.04	28,469,636.04
6ヶ月LIBOR	0.00	2.00	2.00	21.01.1998	01.09.2022	93,000,000.00	93,000,000.00	841,086.55	841,086.55

6ヶ月LIBOR	0.00	2.00	2.00	21.01.1998	01.09.2022	20,222,000.00	20,222,000.00	1,332,833.67	1,332,833.67
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	15.04.1998	15.11.2022	15,700,000.00	15,700,000.00	4,244,949.65	4,244,949.65
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	21.12.1998	01.08.2022	71,000,000.00	71,000,000.00	9,403,956.50	9,403,956.50
6ヶ月LIBOR	0.00	2.06	2.06	01.03.1999	01.10.2025	53,000,000.00	53,000,000.00	18,591,713.21	18,591,713.21
6ヶ月LIBOR	0.00	1.95	1.95	01.03.1999	01.12.2023	24,300,000.00	24,300,000.00	658,388.98	658,388.98
6ヶ月LIBOR	0.00	1.95	1.95	01.03.1999	15.12.2023	93,162,000.00	93,162,000.00	29,408,236.10	29,408,236.10
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	01.03.1999	15.08.2023	60,000,000.00	60,000,000.00	21,684,143.53	21,684,143.53
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	18.07.2000	15.08.2024	75,000,000.00	75,000,000.00	963,694.26	963,694.26
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	21.07.2000	15.02.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	36,819,561.30	36,819,561.30
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	16.11.2000	15.08.2025	25,000,000.00	25,000,000.00	10,642,656.86	10,642,656.86
6ヶ月LIBOR	0.60	1.41	2.01	22.10.2001	15.09.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	37,032,894.47	37,032,894.47
6ヶ月LIBOR	0.00	2.01	2.01	02.09.2003	15.08.2018	150,000,000.00	150,000,000.00	10,335,000.00	10,335,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	10.01.2005	15.11.2019	200,000,000.00	200,000,000.00	51,360,000.00	51,360,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	10.01.2005	15.11.2030	13,000,000.00	13,000,000.00	10,627,177.94	10,627,177.94
6ヶ月LIBOR	0.00	2.08	2.08	22.11.2005	15.10.2020	150,000,000.00	150,000,000.00	61,095,000.00	61,095,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	11.12.2006	15.11.2021	200,000,000.00	200,000,000.00	93,660,000.00	93,660,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	11.12.2006	15.11.2021	450,000,000.00	450,000,000.00	210,735,000.00	210,735,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	2.00	2.00	13.02.2007	01.01.2022	250,000,000.00	250,000,000.00	117,075,000.00	117,075,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.97	1.97	28.03.2007	15.11.2031	33,800,000.00	33,800,000.00	18,349,090.55	18,349,090.55
6ヶ月LIBOR	0.00	1.61	1.61	07.10.2008	15.09.2023	250,000,000.00	250,000,000.00	180,724,687.50	180,724,687.50
6ヶ月LIBOR	0.00	1.57	1.57	08.12.2008	15.11.2033	70,000,000.00	70,000,000.00	40,389,500.47	40,389,500.47
6ヶ月LIBOR	0.00	1.55	1.55	18.12.2008	15.12.2023	300,000,000.00	300,000,000.00	192,698,349.00	192,698,349.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.61	1.61	02.03.2009	15.08.2033	31,100,000.00	31,100,000.00	22,310,530.38	22,310,530.38
6ヶ月LIBOR	0.00	1.60	1.60	16.09.2009	01.09.2024	250,000,000.00	250,000,000.00	170,190,172.50	170,190,172.50
6ヶ月LIBOR	0.00	1.57	1.57	08.12.2009	15.11.2024	225,000,000.00	225,000,000.00	161,406,769.50	161,406,769.50
6ヶ月LIBOR	0.00	1.70	1.70	14.09.2010	01.09.2035	400,000,000.00	400,000,000.00	381,769,958.86	381,769,958.86
6ヶ月LIBOR	0.30	1.35	1.65	22.02.2011	01.12.2025	200,000,000.00	200,000,000.00	157,084,582.00	157,084,582.00
6ヶ月LIBOR	0.40	1.35	1.75	13.01.2012	01.12.2026	300,000,000.00	300,000,000.00	254,146,464.00	254,146,464.00
6ヶ月LIBOR	0.40	1.75	2.15	12.03.2012	01.12.2036	62,000,000.00	62,000,000.00	32,502,704.97	32,502,704.97
6ヶ月LIBOR	0.00	1.88	1.88	04.07.2012	15.04.2027	350,000,000.00	350,000,000.00	306,541,928.00	306,541,928.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.91	1.91	22.03.2013	15.08.2032	100,000,000.00	100,000,000.00	12,748,880.77	12,748,880.77
6ヶ月LIBOR	0.40	1.35	1.75	27.09.2013	01.12.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	1,574,146.65	1,574,146.65
6ヶ月LIBOR	0.40	1.55	1.95	23.12.2013	01.12.2045	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.40	1.75	2.15	26.03.2014	15.12.2045	372,103,895.00	372,103,895.00	354,079,520.95	354,079,520.95
6ヶ月LIBOR	0.40	1.41	1.81	14.02.2014	01.02.2029	250,000,000.00	250,000,000.00	247,081,465.00	247,081,465.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.35	1.85	12.02.2015	01.12.2029	350,000,000.00	350,000,000.00	350,000,000.00	350,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.35	1.85	10.02.2015	01.06.2040	300,000,000.00	300,000,000.00	175,350,000.00	175,350,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.41	1.91	07.12.2015	15.09.2030	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.41	1.91	07.12.2015	15.09.2030	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00

6ヶ月LIBOR	0.50	1.55	2.05	29.04.2016	01.12.2040	400,000,000.00	400,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.35	1.85	15.12.2016	01.12.2031	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	0.00	0.50	06.11.2017	15.05.2032	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.36	1.86	08.04.1998	15.06.2018	50,000,000.00	50,000,000.00	1,721,365.41	1,721,365.41
6ヶ月LIBOR	0.50	1.36	1.86	08.04.1998	15.06.2018	10,000,000.00	10,000,000.00	489,992.41	489,992.41
6ヶ月LIBOR	0.50	1.36	1.86	08.04.1998	15.06.2018	19,000,000.00	19,000,000.00	853,769.23	853,769.23
6ヶ月LIBOR	0.50	1.65	2.15	11.12.1998	15.09.2018	300,000,000.00	300,000,000.00	4,951,900.00	4,951,900.00
6ヶ月LIBOR	0.25	1.61	1.86	14.12.1999	15.12.2019	27,500,000.00	27,500,000.00	3,725,515.09	3,725,515.09
6ヶ月LIBOR	0.50	1.82	2.32	08.09.1999	15.05.2019	100,000,000.00	100,000,000.00	8,232,453.75	8,232,453.75
6ヶ月LIBOR	0.50	1.73	2.32	25.02.2000	15.04.2020	100,000,000.00	100,000,000.00	23,743,933.18	23,743,933.18
6ヶ月LIBOR	0.50	1.51	2.01	10.04.2000	15.02.2020	150,000,000.00	150,000,000.00	22,115,200.55	22,115,200.55
6ヶ月LIBOR	0.50	1.50	2.00	20.10.2000	01.09.2020	4,790,000.00	4,790,000.00	727,665.36	727,665.36
6ヶ月LIBOR	0.50	1.62	2.12	08.08.2001	01.05.2021	60,000,000.00	60,000,000.00	14,401,077.36	14,401,077.36
6ヶ月LIBOR	0.50	1.47	1.97	07.01.2010	01.10.2034	405,000,000.00	405,000,000.00	405,000,000.00	405,000,000.00
固定			5.79	23.01.2007	15.11.2026	250,000,000.00	250,000,000.00	187,450,000.00	187,450,000.00
									<u>39,574,884.66</u>
固定			4.91	29.08.2007	15.05.2027	50,000,000.00	50,000,000.00	1,978,750.00	1,978,750.00
固定			4.44	29.08.2007	15.05.2027			1,187,250.00	1,187,250.00
固定			3.73	29.08.2007	15.05.2027			791,500.00	791,500.00
固定			4.16	29.08.2007	15.05.2027			4,237,070.01	4,237,070.01
固定			4.10	29.08.2007	15.05.2027			1,984,089.26	1,984,089.26
固定			3.35	29.08.2007	15.05.2027			1,905,865.57	1,905,865.57
固定			3.60	29.08.2007	15.05.2027			3,955,153.53	3,955,153.53
固定			2.58	29.08.2007	15.11.2026			587,705.52	587,705.52
固定			2.35	29.08.2007	15.05.2027			3,364,640.31	3,364,640.31
固定			1.94	29.08.2007	15.05.2027			11,259,698.28	11,259,698.28
固定			2.28	29.08.2007	15.05.2027			5,918,255.21	5,918,255.21
固定			2.90	29.08.2007	15.05.2027			2,278,554.41	2,278,554.41
固定			2.75	29.08.2007	15.05.2027			126,352.56	126,352.56
6ヶ月LIBOR	0.50	1.42	1.92	16.12.2008	15.11.2033	200,000,000.00	200,000,000.00	200,000,000.00	200,000,000.00
									<u>186,437,391.30</u>
固定			3.67	24.10.2008	15.11.2032	232,000,000.00	232,000,000.00	580,000.00	580,000.00
固定			4.17	24.10.2008	15.11.2032			3,000,000.00	3,000,000.00
固定			4.14	24.10.2008	15.11.2032			36,406.99	36,406.99
固定			3.51	24.10.2008	15.11.2032			1,980,453.12	1,980,453.12
固定			3.73	24.10.2008	15.11.2032			6,835,053.26	6,835,053.26
固定			2.66	24.10.2008	15.11.2032			6,064,200.73	6,064,200.73
固定			2.47	24.10.2008	15.11.2032			9,302,312.53	9,302,312.53
固定			2.09	24.10.2008	15.11.2032			12,789,158.70	12,789,158.70
固定			2.53	24.10.2008	15.11.2032			23,324,685.08	23,324,685.08
固定			3.23	24.10.2008	15.11.2032			14,399,833.72	14,399,833.72
固定			2.98	24.10.2008	15.11.2032			17,725,249.30	17,725,249.30
固定			2.71	24.10.2008	15.11.2032			15,978,786.17	15,978,786.17
固定			2.52	24.10.2008	15.11.2032			12,003,794.53	12,003,794.53
固定			2.41	24.10.2008	15.11.2032			15,149,629.83	15,149,629.83
固定			1.88	24.10.2008	15.11.2032			13,543,808.57	13,543,808.57
6ヶ月LIBOR	0.50	1.79	2.29	24.10.2008	15.11.2032			15,110,483.19	15,110,483.19
固定			2.55	24.10.2008	15.05.2032			15,267,333.01	15,267,333.01
固定			2.60	24.10.2008	15.11.2032			3,346,202.57	3,346,202.57
6ヶ月LIBOR	0.50	2.41	2.91	12.05.2009	15.09.2033	10,000,000.00	10,000,000.00	8,965,553.15	8,965,553.15

[次へ](#)

							<u>6,740,635.91</u>
固定	5.81	30.06.2005	15.04.2025	16,000,000.00	16,000,000.00	237,386.00	237,386.00
固定	5.64	30.06.2005	15.04.2025			27,955.92	27,955.92
固定	5.60	30.06.2005	15.04.2025			3,691.78	3,691.78
固定	5.63	30.06.2005	15.04.2025			58,189.90	58,189.90
固定	4.48	30.06.2005	15.04.2025			133,647.92	133,647.92
固定	4.77	30.06.2005	15.04.2025			86,011.63	86,011.63
固定	3.59	30.06.2005	15.04.2025			248,661.11	248,661.11
固定	3.82	30.06.2005	15.04.2025			418,245.27	418,245.27
固定	4.13	30.06.2005	15.04.2025			232,308.38	232,308.38
固定	2.77	30.06.2005	15.04.2025			326,394.50	326,394.50
固定	3.68	30.06.2005	15.04.2025			926,499.03	926,499.03
固定	2.46	30.06.2005	15.04.2025			553,747.80	553,747.80
固定	2.27	30.06.2005	15.04.2025			1,087,007.33	1,087,007.33
固定	1.85	30.06.2005	15.04.2025			634,174.76	634,174.76
固定	1.94	30.06.2005	15.04.2025			382,853.83	382,853.83
固定	2.60	30.06.2005	15.04.2025			228,019.73	228,019.73
固定	2.54	30.06.2005	15.04.2025			1,155,841.02	1,155,841.02
							<u>2,163,627.20</u>
固定	5.56	26.01.2004	15.10.2023	5,000,000.00	5,000,000.00	24,980.00	24,980.00
固定	5.87	26.01.2004	15.10.2023			140,543.25	140,543.25
固定	5.83	26.01.2004	15.10.2023			109,352.11	109,352.11
固定	5.84	26.01.2004	15.10.2023			21,124.72	21,124.72
固定	4.62	26.01.2004	15.10.2023			251,418.05	251,418.05
固定	4.98	26.01.2004	15.10.2023			359,291.79	359,291.79
固定	3.74	26.01.2004	15.10.2023			230,390.24	230,390.24
固定	3.92	26.01.2004	15.10.2023			181,542.71	181,542.71
固定	3.92	26.01.2004	15.10.2023			226,171.53	226,171.53
固定	2.82	26.01.2004	15.10.2023			260,112.41	260,112.41
固定	3.46	26.01.2004	15.10.2023			258,939.09	258,939.09
固定	2.31	26.01.2004	15.10.2023			99,761.30	99,761.30
							<u>33,819,999.83</u>
固定	5.33	12.09.2002	15.04.2019	100,000,000.00	100,000,000.00	3,402,252.30	3,402,252.30
固定	5.52	12.09.2002	15.04.2019			4,911,319.21	4,911,319.21
固定	5.51	12.09.2002	15.04.2019			4,163,741.48	4,163,741.48
固定	5.29	12.09.2002	15.04.2019			3,983,324.31	3,983,324.31
固定	5.45	12.09.2002	15.04.2019			3,273,531.89	3,273,531.89
固定	5.57	12.09.2002	15.04.2019			4,454,714.05	4,454,714.05
固定	6.07	12.09.2002	15.04.2019			1,971,271.42	1,971,271.42
固定	5.90	12.09.2002	15.04.2019			5,295,897.78	5,295,897.78
固定	5.83	12.09.2002	15.04.2019			704,086.54	704,086.54
固定	5.84	12.09.2002	15.04.2019			1,659,860.85	1,659,860.85
							<u>5,026,143.26</u>
固定	5.38	30.03.2007	15.11.2026	11,000,000.00	11,000,000.00	74,980.00	74,980.00
固定	4.89	30.03.2007	15.11.2026			183,796.66	183,796.66
固定	4.43	30.03.2007	15.11.2026			38,380.79	38,380.79
固定	3.71	30.03.2007	15.11.2026			27,358.71	27,358.71
固定	4.12	30.03.2007	15.11.2026			87,437.31	87,437.31
固定	4.06	30.03.2007	15.11.2026			375,785.63	375,785.63
固定	3.29	30.03.2007	15.11.2026			474,612.58	474,612.58
固定	3.54	30.03.2007	15.11.2026			235,918.50	235,918.50
固定	2.53	30.03.2007	15.11.2026			855,490.60	855,490.60
固定	2.30	30.03.2007	15.11.2026			291,911.99	291,911.99
固定	1.89	30.03.2007	15.11.2026			827,390.80	827,390.80
固定	2.22	30.03.2007	15.11.2026			1,018,775.71	1,018,775.71
固定	2.82	30.03.2007	15.11.2026			534,303.98	534,303.98
							<u>59,717,728.87</u>
固定	5.38	03.05.2007	15.11.2026	83,752,000.00	83,752,000.00	374,900.00	374,900.00
固定	4.89	03.05.2007	15.11.2026			1,499,600.00	1,499,600.00
固定	4.43	03.05.2007	15.11.2026			262,430.00	262,430.00
固定	3.71	03.05.2007	15.11.2026			1,267,162.00	1,267,162.00
固定	4.12	03.05.2007	15.11.2026			2,151,530.91	2,151,530.91
固定	4.06	03.05.2007	15.11.2026			1,828,396.78	1,828,396.78
固定	3.29	03.05.2007	15.11.2026			1,568,851.56	1,568,851.56
固定	3.54	03.05.2007	15.11.2026			3,421,911.84	3,421,911.84
固定	2.53	03.05.2007	15.11.2026			3,453,066.11	3,453,066.11
固定	2.30	03.05.2007	15.11.2026			6,482,743.59	6,482,743.59
固定	1.89	03.05.2007	15.11.2026			6,995,050.32	6,995,050.32
固定	2.22	03.05.2007	15.11.2026			8,841,563.62	8,841,563.62
固定	2.82	03.05.2007	15.11.2026			7,102,918.05	7,102,918.05
固定	2.69	03.05.2007	15.11.2026			4,894,255.36	4,894,255.36
固定	2.53	03.05.2007	15.11.2026			5,159,904.88	5,159,904.88
固定	2.37	03.05.2007	15.11.2026			4,413,443.85	4,413,443.85

<u>36,675,780.12</u>							
固定	5.30	07.10.2002	15.04.2022	100,000,000.00	100,000,000.00	1,123,500.00	1,123,500.00
固定	5.50	07.10.2002	15.04.2022			556,190.85	556,190.85
固定	5.50	07.10.2002	15.04.2022			1,136,700.51	1,136,700.51
固定	5.27	07.10.2002	15.04.2022			1,786,995.09	1,786,995.09
固定	5.45	07.10.2002	15.04.2022			812,960.38	812,960.38
固定	5.57	07.10.2002	15.04.2022			2,298,348.87	2,298,348.87
固定	6.07	07.10.2002	15.04.2022			3,241,160.93	3,241,160.93
固定	5.90	07.10.2002	15.04.2022			1,876,553.51	1,876,553.51
固定	5.85	07.10.2002	15.04.2022			4,972,705.36	4,972,705.36
固定	5.85	07.10.2002	15.04.2022			2,299,963.28	2,299,963.28
固定	4.54	07.10.2002	15.04.2022			2,956,674.03	2,956,674.03
固定	4.97	07.10.2002	15.04.2022			2,962,563.08	2,962,563.08
固定	3.67	07.10.2002	15.04.2022			5,106,329.23	5,106,329.23
固定	3.81	07.10.2002	15.04.2022			2,708,113.63	2,708,113.63
固定	2.69	07.10.2002	15.04.2022			129,069.24	129,069.24
固定	3.57	07.10.2002	15.04.2022			1,609,038.85	1,609,038.85
固定	2.46	07.10.2002	15.04.2022			1,098,913.28	1,098,913.28
<u>20,718,717.32</u>							
固定	5.49	22.01.2003	15.10.2022	50,000,000.00	50,000,000.00	624,300.00	624,300.00
固定	5.49	22.01.2003	15.10.2022			108,960.50	108,960.50
固定	5.25	22.01.2003	15.10.2022			235,072.38	235,072.38
固定	5.42	22.01.2003	15.10.2022			1,063,836.60	1,063,836.60
固定	5.53	22.01.2003	15.10.2022			1,046,890.37	1,046,890.37
固定	6.03	22.01.2003	15.10.2022			1,363,517.10	1,363,517.10
固定	5.86	22.01.2003	15.10.2022			2,099,952.16	2,099,952.16
固定	5.81	22.01.2003	15.10.2022			3,474,204.91	3,474,204.91
固定	5.81	22.01.2003	15.10.2022			2,834,426.15	2,834,426.15
固定	4.53	22.01.2003	15.10.2022			2,647,430.36	2,647,430.36
固定	4.94	22.01.2003	15.10.2022			1,709,675.82	1,709,675.82
固定	3.66	22.01.2003	15.10.2022			1,834,732.76	1,834,732.76
固定	3.81	22.01.2003	15.10.2022			1,441,072.40	1,441,072.40
固定	4.04	22.01.2003	15.10.2022			166,671.80	166,671.80
固定	3.58	22.01.2003	15.10.2022			67,974.02	67,974.02
<u>13,167,130.20</u>							
固定	5.49	20.01.2003	15.10.2022	33,600,000.00	33,600,000.00	556,043.20	556,043.20
固定	5.49	20.01.2003	15.10.2022			312,222.16	312,222.16
固定	5.25	20.01.2003	15.10.2022			359,477.12	359,477.12
固定	5.42	20.01.2003	15.10.2022			376,311.87	376,311.87
固定	5.53	20.01.2003	15.10.2022			1,475,223.07	1,475,223.07
固定	6.03	20.01.2003	15.10.2022			1,575,638.28	1,575,638.28
固定	5.86	20.01.2003	15.10.2022			1,179,143.45	1,179,143.45
固定	5.81	20.01.2003	15.10.2022			2,915,589.80	2,915,589.80
固定	5.81	20.01.2003	15.10.2022			1,011,895.80	1,011,895.80
固定	4.53	20.01.2003	15.10.2022			1,431,114.88	1,431,114.88
固定	4.94	20.01.2003	15.10.2022			1,059,797.91	1,059,797.91
固定	3.66	20.01.2003	15.10.2022			682,783.23	682,783.23
固定	3.81	20.01.2003	15.10.2022			231,889.42	231,889.42
<u>9,666,873.65</u>							
固定	5.52	19.08.2003	15.04.2023	21,900,000.00	21,900,000.00	123,175.10	123,175.10
固定	5.28	19.08.2003	15.04.2023			193,298.66	193,298.66
固定	5.44	19.08.2003	15.04.2023			233,499.91	233,499.91
固定	5.54	19.08.2003	15.04.2023			76,278.49	76,278.49
固定	6.04	19.08.2003	15.04.2023			446,240.70	446,240.70
固定	5.87	19.08.2003	15.04.2023			625,089.71	625,089.71
固定	5.82	19.08.2003	15.04.2023			1,202,009.53	1,202,009.53
固定	5.83	19.08.2003	15.04.2023			886,196.17	886,196.17
固定	4.57	19.08.2003	15.04.2023			482,185.61	482,185.61
固定	4.96	19.08.2003	15.04.2023			135,109.01	135,109.01
固定	3.70	19.08.2003	15.04.2023			541,075.15	541,075.15
固定	3.86	19.08.2003	15.04.2023			328,018.28	328,018.28
固定	4.11	19.08.2003	15.04.2023			323,454.92	323,454.92
固定	2.76	19.08.2003	15.04.2023			58,688.57	58,688.57
固定	3.65	19.08.2003	15.04.2023			365,068.63	365,068.63
固定	2.51	19.08.2003	15.04.2023			1,042,454.60	1,042,454.60
固定	2.32	19.08.2003	15.04.2023			1,037,626.87	1,037,626.87
固定	1.89	19.08.2003	15.04.2023			1,391,235.33	1,391,235.33
固定	1.95	19.08.2003	15.04.2023			176,168.41	176,168.41

										<u>13,486,829.96</u>
固定		5.47	24.08.2004	15.04.2024	60,000,000.00	60,000,000.00	407,868.71	407,868.71		
固定		5.56	24.08.2004	15.04.2024			269,687.25	269,687.25		
固定		6.05	24.08.2004	15.04.2024			420,512.89	420,512.89		
固定		5.88	24.08.2004	15.04.2024			1,194,427.24	1,194,427.24		
固定		5.84	24.08.2004	15.04.2024			481,551.03	481,551.03		
固定		5.86	24.08.2004	15.04.2024			60,480.41	60,480.41		
固定		4.66	24.08.2004	15.04.2024			5,620,488.76	5,620,488.76		
固定		4.99	24.08.2004	15.04.2024			5,031,813.67	5,031,813.67		
										<u>8,919,205.23</u>
固定		5.43	11.10.2005	15.12.2024	18,995,000.00	18,995,000.00	55,370.40	55,370.40		
固定		5.84	11.10.2005	15.12.2024			437,250.00	437,250.00		
固定		5.35	11.10.2005	15.12.2024			213,686.49	213,686.49		
固定		6.16	11.10.2005	15.12.2024			272,897.19	272,897.19		
固定		5.14	11.10.2005	15.12.2024			559,710.54	559,710.54		
固定		5.18	11.10.2005	15.12.2024			647,801.20	647,801.20		
固定		3.22	11.10.2005	15.12.2024			552,080.01	552,080.01		
固定		4.64	11.10.2005	15.12.2024			804,686.43	804,686.43		
固定		4.00	11.10.2005	15.12.2024			1,164,615.83	1,164,615.83		
固定		3.64	11.10.2005	15.12.2024			943,430.71	943,430.71		
固定		3.52	11.10.2005	15.12.2024			1,748,981.09	1,748,981.09		
固定		3.09	11.10.2005	15.12.2024			978,724.63	978,724.63		
固定		2.32	11.10.2005	15.12.2024			462,354.97	462,354.97		
固定		1.98	11.10.2005	15.12.2024			77,615.74	77,615.74		
										<u>141,620,000.14</u>
固定		6.18	03.10.2006	15.06.2026	200,000,000.00	200,000,000.00	1,791,785.79	1,791,785.79		
固定		5.20	03.10.2006	15.06.2026			6,429,953.14	6,429,953.14		
固定		5.24	03.10.2006	15.06.2026			25,577,004.09	25,577,004.09		
固定		3.24	03.10.2006	15.06.2026			17,226,212.55	17,226,212.55		
固定		4.75	03.10.2006	15.06.2026			6,237,160.82	6,237,160.82		
固定		4.17	03.10.2006	15.06.2026			20,187,243.91	20,187,243.91		
固定		3.80	03.10.2006	15.06.2026			18,865,247.82	18,865,247.82		
固定		3.73	03.10.2006	15.12.2026			13,070,373.28	13,070,373.28		
固定		3.31	03.10.2006	15.06.2026			2,140,179.61	2,140,179.61		
固定		2.46	03.10.2006	15.06.2026			20,483,728.39	20,483,728.39		
固定		2.11	03.10.2006	15.06.2026			558,769.57	558,769.57		
固定		1.95	03.10.2006	15.06.2026			6,616,620.99	6,616,620.99		
固定		2.44	03.10.2006	15.06.2026			2,435,720.18	2,435,720.18		
										<u>74,150,819.72</u>
固定		6.18	03.10.2006	15.06.2026	110,000,000.00	110,000,000.00	194,727.50	194,727.50		
固定		5.20	03.10.2006	15.06.2026			4,538,682.82	4,538,682.82		
固定		3.24	03.10.2006	15.12.2026			8,240,595.84	8,240,595.84		
固定		4.17	03.10.2006	15.06.2026			13,915,839.03	13,915,839.03		
固定		3.73	03.10.2006	15.06.2026			274,152.76	274,152.76		
固定		3.31	03.10.2006	15.06.2026			22,529,359.18	22,529,359.18		
固定		2.11	03.10.2006	15.06.2026			21,891,946.34	21,891,946.34		
固定		1.95	03.10.2006	15.06.2026			2,565,516.25	2,565,516.25		
										<u>500,000,000.00</u>
6ヶ月LIBOR	0.50	1.58	2.08	28.06.2010	15.05.2035	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	
6ヶ月LIBOR	0.50	1.53	2.03	31.08.2010	01.05.2035	30,000,000.00	30,000,000.00	29,332,845.90	29,332,845.90	
6ヶ月LIBOR	0.50	2.27	2.77	07.08.2009	01.05.2034	70,360,000.00	70,360,000.00	56,953,649.98	56,953,649.98	
6ヶ月LIBOR	0.50	1.73	2.23	03.12.2010	01.05.2035	59,124,000.00	59,124,000.00	57,293,091.79	57,293,091.79	
6ヶ月LIBOR	0.50	1.60	2.10	12.05.2011	01.01.2036	10,000,000.00	10,000,000.00	2,472,674.50	2,472,674.50	
6ヶ月LIBOR	0.50	1.67	2.17	15.06.2011	01.10.2036	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	250,000,000.00	
										<u>500,000,000.00</u>
6ヶ月LIBOR	0.50	1.69	2.19	23.09.2011	15.04.2037	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00	
6ヶ月LIBOR	0.50	1.69	2.19	23.09.2011	15.04.2037			497,500,000.00	497,500,000.00	

6ヶ月LIBOR	0.50	1.61	2.11	30.01.2013	15.07.2037	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.61	2.11	02.04.2014	15.02.2039	479,000,000.00	479,000,000.00	392,738,163.98	392,738,163.98
6ヶ月LIBOR	0.50	1.78	2.28	20.04.2013	15.11.2037	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.56	2.06	23.12.2013	01.12.2038	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.61	2.11	10.04.2014	15.03.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	158,400,000.00	158,400,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.69	2.19	08.09.2014	15.04.2044	501,250,000.00	501,250,000.00	171,739,549.95	171,739,549.95
6ヶ月LIBOR	0.50	1.78	2.28	14.10.2014	15.05.2039	116,000,000.00	116,000,000.00	12,267,450.57	12,267,450.57
6ヶ月LIBOR	0.50	1.78	2.28	14.10.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.99	2.49	20.01.2016	15.10.2041	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	1.81	2.31	29.04.2016	15.01.2041	450,000,000.00	450,000,000.00	221,125,000.00	221,125,000.00
6ヶ月LIBOR	0.50	0.00	0.50	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	519,008.01	519,008.01
固定			3.00	24.12.1980	01.10.2021	5,700,000.00	5,700,000.00	915,968.19	915,968.19
固定			3.00	23.07.1982	15.04.2023	9,900,000.00	9,900,000.00	1,388,744.94	1,388,744.94
固定			3.00	03.04.1984	19.08.2021	3,200,000.00	3,200,000.00	7,019.91	7,019.91
固定			3.00	27.06.1977	27.04.2018	3,000,000.00	3,000,000.00	72,566.32	72,566.32
固定			3.00	13.01.1978	18.05.2019	5,000,000.00	5,000,000.00	270,728.37	270,728.37
固定			3.00	13.01.1978	09.11.2018	2,250,000.00	2,250,000.00	71,552.01	71,552.01
固定			3.00	18.08.1978	14.10.2018	750,000.00	750,000.00	34,855.82	34,855.82
固定			3.00	23.02.1979	08.04.2020	10,617,000.00	10,617,000.00	1,275,662.82	1,275,662.82
固定			3.00	28.03.1980	05.03.2021	6,383,000.00	6,383,000.00	911,153.21	911,153.21
固定			3.00	15.02.1979	28.04.2021	4,400,000.00	4,400,000.00	684,799.46	684,799.46
固定			3.00	16.07.1979	15.09.2020	5,000,000.00	5,000,000.00	436,330.88	436,330.88
固定			3.00	06.11.1981	06.11.2021	10,117,000.00	10,117,000.00	1,815,164.20	1,815,164.20
固定			3.00	28.05.1981	26.08.2022	1,000,000.00	1,000,000.00	190,462.29	190,462.29
固定			3.00	29.08.1980	01.06.2021	2,300,000.00	2,300,000.00	346,373.96	346,373.96
固定			3.00	04.12.1980	06.04.2021	2,700,000.00	2,700,000.00	390,188.30	390,188.30
固定			3.00	30.09.1981	17.08.2022	1,600,000.00	1,600,000.00	171,800.64	171,800.64
固定			3.00	31.08.1982	14.06.2023	4,500,000.00	4,500,000.00	205,979.61	205,979.61
固定			3.00	29.09.1982	28.04.2023	8,300,000.00	8,300,000.00	53,670.10	53,670.10
固定			3.00	23.05.1984	02.06.2023	7,000,000.00	7,000,000.00	10,913.72	10,913.72
固定			3.00	31.08.1983	16.11.2024	13,500,000.00	13,500,000.00	57,326.83	57,326.83
固定			3.00	24.08.1979	20.02.2021	2,500,000.00	2,500,000.00	150,066.14	150,066.14
固定			3.00	28.10.1980	16.12.2023	7,500,000.00	7,500,000.00	1,026,177.48	1,026,177.48
固定			3.00	04.12.1980	28.10.2023	9,200,000.00	9,200,000.00	141,559.53	141,559.53
固定			3.00	21.07.1982	12.09.2023	2,900,000.00	2,900,000.00	76,129.89	76,129.89
固定			3.00	30.07.1983	16.04.2025	7,800,000.00	7,800,000.00	330,142.39	330,142.39
固定			3.00	29.07.1983	01.10.2024	1,000,000.00	1,000,000.00	20,001.21	20,001.21
固定			3.00	26.03.1984	10.10.2024	2,300,000.00	2,300,000.00	111,696.19	111,696.19
固定			3.00	15.02.1979	22.11.2022	1,600,000.00	1,600,000.00	170,713.34	170,713.34
固定			3.00	30.06.1980	14.02.2023	3,300,000.00	3,300,000.00	532,659.95	532,659.95
固定			3.00	19.04.1988	03.07.2018	30,000,000.00	30,000,000.00	1,153,328.23	1,153,328.23
固定			3.00	31.07.1990	25.10.2020	21,000,000.00	21,000,000.00	2,423,003.24	2,423,003.24
固定			4.00	17.05.1991	01.10.2021	15,000,000.00	15,000,000.00	2,499,994.87	2,499,994.87
固定			4.00	03.02.1992	05.04.2022	20,000,000.00	20,000,000.00	4,166,547.85	4,166,547.85
固定			3.00	30.04.1993	26.11.2023	20,000,000.00	20,000,000.00	4,999,880.96	4,999,880.96
固定			3.00	01.06.1994	23.11.2019	15,000,000.00	15,000,000.00	1,425,845.15	1,425,845.15
固定			4.00	27.07.1998	05.11.2018	10,000,000.00	10,000,000.00	624,999.06	624,999.06
									<u>3,749,992.64</u>
固定			2.00	11.08.1999	30.12.2019	30,000,000.00	30,000,000.00	1,891,804.37	1,891,804.37
固定			2.00	11.08.1999	11.02.2020			1,858,188.27	1,858,188.27
									<u>7,499,945.44</u>
固定			2.00	12.07.2000	28.12.2020	40,000,000.00	40,000,000.00	4,379,050.91	4,379,050.91
固定			2.00	12.07.2000	19.01.2021			3,120,894.53	3,120,894.53
									<u>21,391,088.65</u>
固定			1.00	09.08.2001	31.12.2031	40,000,000.00	40,000,000.00	12,718,198.31	12,718,198.31
固定			1.00	09.08.2001	27.01.2032			8,672,890.34	8,672,890.34
									<u>11,528,750.37</u>
固定			1.00	11.07.2002	27.12.2032	20,000,000.00	20,000,000.00	8,394,939.64	8,394,939.64
固定			1.00	11.07.2002	13.02.2033			3,133,810.73	3,133,810.73
									<u>24,615,288.19</u>
固定			1.00	17.07.2003	31.12.2033	40,000,000.00	40,000,000.00	23,310,829.46	23,310,829.46
固定			1.00	17.07.2003	14.01.2034			1,304,458.73	1,304,458.73

									<u>13,073,795.81</u>
固定			1.00	09.08.2004	31.12.2034	20,000,000.00	20,000,000.00	4,321,780.56	4,321,780.56
固定			1.00	09.08.2004	03.03.2035			8,752,015.25	8,752,015.25
固定			1.00	10.08.2005	21.03.2036	20,000,000.00	20,000,000.00	13,448,044.36	13,448,044.36
									<u>15,306,389.95</u>
固定			1.00	14.07.2006	31.12.2037	20,000,000.00	20,000,000.00	7,318,078.93	7,318,078.93
固定			1.00	14.07.2006	14.01.2038			7,988,311.02	7,988,311.02
無利子				05.01.1973	01.09.2022	12,700,000.00	12,700,000.00	1,714,500.00	1,714,500.00
無利子				21.04.1978	15.12.2027	28,000,000.00	28,000,000.00	6,455,756.37	6,455,756.37
無利子				27.06.1979	01.06.2029	40,000,000.00	40,000,000.00	11,117,005.91	11,117,005.91
固定			0.75	11.10.2017	15.10.2035	10,333,000.00	10,333,000.00	6,000,000.00	6,000,000.00
固定			3.00	10.10.2001	15.04.2021	7,000,000.00	7,000,000.00	1,252,020.65	1,252,020.65
固定			4.00	17.12.2008	15.07.2028	30,000,000.00	30,000,000.00	2,099,529.94	2,099,529.94
固定			4.00	17.12.2008	15.07.2028	10,000,000.00	10,000,000.00	7,000,030.00	7,000,030.00
固定			4.20	20.07.2012	15.01.2032	30,000,000.00	30,000,000.00	22,249,438.05	22,249,438.05
6ヶ月LIBOR	0.00	1.47	1.47	05.02.1992	01.02.2022	20,000,000.00	20,000,000.00	4,000,000.00	4,000,000.00
									<u>4,875,000.00</u>
6ヶ月LIBOR	0.00	1.28	1.28	03.06.1994	01.06.2024	15,000,000.00	15,000,000.00	1,625,000.00	1,625,000.00
6ヶ月LIBOR	0.00	1.28	1.28	03.06.1994	01.06.2024			3,250,000.00	3,250,000.00
固定			1.50	05.07.1996	17.03.2027	25,753,878.00	25,753,878.00	11,306,580.72	11,306,580.72
									<u>27,001,075.72</u>
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022	62,750,000.00	62,750,000.00	7,196,690.54	7,196,690.54
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			2,949,907.65	2,949,907.65
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			1,076,681.19	1,076,681.19
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			1,542,311.03	1,542,311.03
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			1,074,344.07	1,074,344.07
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			1,309,352.83	1,309,352.83
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			433,786.69	433,786.69
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			434,917.75	434,917.75
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			721,909.80	721,909.80
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			276,597.97	276,597.97
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			3,858,736.28	3,858,736.28
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			817,477.59	817,477.59
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			229,648.38	229,648.38
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			1,521,111.27	1,521,111.27
6ヶ月LIBOR	2.00	1.43	3.43	28.12.2007	20.06.2022			3,557,602.68	3,557,602.68
固定			1.00	22.09.2000	26.02.2031	7,014,271.00	7,014,271.00	4,448,074.30	4,448,074.30
固定			0.30	28.05.2002	10.09.2032	4,398,146.88	4,398,146.88	3,110,884.44	3,110,884.44
固定			0.30	28.05.2002	10.09.2032	6,779,174.50	6,779,174.50	4,795,025.98	4,795,025.98
固定			0.30	28.05.2002	10.09.2032	18,558,684.00	18,558,684.00	13,126,874.16	13,126,874.16
固定			0.30	12.12.2002	10.03.2033	12,937,310.99	12,937,310.99	9,466,325.12	9,466,325.12
固定			0.20	31.05.2006	15.09.2042	13,495,424.00	13,495,424.00	13,225,515.52	13,225,515.52
固定			3.00	09.11.2009	21.01.2030	89,153,766.00	89,153,766.00	71,074,420.67	71,074,420.67
6ヶ月LIBOR	1.40	1.76	3.16	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	519,008.00	519,008.00
固定			3.00	15.02.1978	15.05.2021	5,000,000.00	5,000,000.00	660,326.84	660,326.84
固定			3.00	01.08.1979	11.01.2022	2,617,000.00	2,617,000.00	155,727.92	155,727.92
固定			3.00	01.08.1978	06.01.2024	883,000.00	883,000.00	119,432.22	119,432.22
固定			3.00	29.08.1980	13.10.2021	1,500,000.00	1,500,000.00	73,883.83	73,883.83
固定			3.00	25.09.1981	15.03.2022	7,100,000.00	7,100,000.00	571,332.64	571,332.64
固定				05.04.1974	15.04.2024	9,500,000.00	9,500,000.00	1,852,500.00	1,852,500.00

B. GOC / GFI に転貸したもの					1,265,678,305.74		515,188,905.51
ユーロ					16,388,277.23		9,598,721.68
	無利子	30.10.1992	31.12.2022	3,718,402.88	4,583,303.39	929,601.62	1,145,826.96
	無利子	11.03.1996	31.12.2025	3,264,014.04	4,023,223.71	1,315,570.92	1,621,572.72
	無利子	04.08.2004	31.12.2038	6,313,280.98	7,781,750.14	5,542,205.10	6,831,322.01
日本円					1,217,274,099.20		496,461,903.58
	固定	2.70	26.05.1989	20.05.2019	5,054,000,000.00	47,573,302.00	3,469,019.96
	固定	2.70	16.07.1991	20.06.2021	2,005,000,000.00	18,873,065.00	316,645,000.00
	固定	2.70	16.07.1991	20.06.2021	5,788,000,000.00	54,482,444.00	938,511,000.00
	固定	3.00	19.08.1993	20.08.2023	18,120,000,000.00	170,563,560.00	4,833,059,000.00
	固定	3.00	19.08.1993	20.08.2023	1,259,000,000.00	11,850,967.00	320,826,000.00
	固定	3.00	20.12.1994	20.12.2024	9,795,000,000.00	92,200,335.00	3,184,132,000.00
	固定	3.00	20.12.1994	20.12.2024	6,212,000,000.00	58,473,556.00	794,766,000.00
							107,888,624.41
	固定	2.70	18.03.1997	20.03.2027	26,344,000,000.00	247,976,072.00	11,287,278,000.00
	固定	2.30	18.03.1997	20.03.2027			174,384,000.00
							1,641,476.59
	固定	0.75	10.09.1998	20.09.2038	23,668,000,000.00	222,786,884.00	9,057,802,000.00
							85,261,090.23
	固定	1.00	07.04.2000	20.04.2040	22,262,000,000.00	209,552,206.00	13,800,915,000.00
	固定	0.75	07.04.2000	20.04.2040			1,351,710,000.00
							12,723,646.23
	固定	1.00	07.04.2000	20.04.2040	8,266,000,000.00	77,807,858.00	5,484,645,000.00
	固定	0.75	07.04.2000	20.04.2040			612,405,000.00
							57,391,531.65
	固定	3.00	16.08.1995	31.07.2025	545,400,000.00	5,133,850.20	216,541,848.00
							2,038,308.42
特別引出権（SDR）							1,584,643.88
	固定	1.00	04.06.1991	15.02.2019	8,589,056.31	12,487,285.41	1,089,956.31
							1,584,643.88
米国ドル					32,015,929.31		7,543,636.37
	無利子	03.04.1972	01.03.2022	10,015,929.31	10,015,929.31	1,201,913.43	1,201,913.43
	無利子	27.06.1979	15.02.2029	22,000,000.00	22,000,000.00	6,341,722.94	6,341,722.94
II. NG 発効済債務 有価証券					34,243,565,236.84		28,498,171,236.84
中国元					232,687,500.00		232,687,500.00
	固定	4.65	23.03.2018	23.03.2021	1,460,000,000.00	232,687,500.00	1,460,000,000.00
							232,687,500.00
日本円					941,300,000.00		941,300,000.00
	固定	2.32	23.02.2010	02.03.2020	100,000,000,000.00	941,300,000.00	100,000,000,000.00
							941,300,000.00
フィリピンペソ					2,481,894,736.84		2,481,894,736.84
	固定	4.95	17.09.2010	15.01.2021	44,109,000,000.00	844,191,387.56	44,109,000,000.00
	固定	6.25	14.01.2011	14.01.2036	54,770,000,000.00	1,048,229,665.07	54,770,000,000.00
	固定	3.90	26.11.2012	26.11.2022	30,800,000,000.00	589,473,684.21	30,800,000,000.00
							589,473,684.21
米国ドル					30,587,683,000.00		24,842,289,000.00
	固定	3.70	02.02.2017	02.02.2042	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
	固定	9.88	08.02.1999	15.01.2019	200,000,000.00	200,000,000.00	188,773,000.00
	固定	9.50	21.10.1999	21.10.2024	1,006,294,000.00	1,006,294,000.00	347,796,000.00
	固定	9.88	22.12.1999	15.01.2019	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
	固定	10.63	16.03.2000	16.03.2025	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	480,463,000.00
	固定	10.63	24.09.2003	16.03.2025	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
	固定	10.63	16.09.2004	16.03.2025	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00
	固定	9.50	02.02.2005	02.02.2030	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
	固定	9.50	16.05.2005	02.02.2030	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
	固定	7.75	11.01.2006	14.01.2031	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	859,940,000.00
	固定	7.75	14.07.2006	14.01.2031	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
	固定	7.75	25.09.2006	14.01.2031	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00
	固定	7.50	25.09.2006	25.09.2024	774,204,000.00	774,204,000.00	577,589,000.00
	固定	6.38	15.01.2007	15.01.2032	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	522,248,000.00
	固定	6.38	05.02.2008	15.01.2032	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
	固定	8.38	14.01.2009	17.06.2019	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	930,028,000.00
	固定	6.50	20.07.2009	20.01.2020	750,000,000.00	750,000,000.00	112,735,000.00
	固定	6.38	23.10.2009	23.10.2034	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	53,324,000.00
	固定	6.50	13.01.2010	20.01.2020	650,000,000.00	650,000,000.00	650,000,000.00

固定	6.38	13.01.2010	23.10.2034	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00
固定	4.00	06.10.2010	15.01.2021	2,075,872,000.00	2,075,872,000.00	1,607,443,000.00	1,607,443,000.00
固定	6.38	06.10.2010	23.10.2034	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00
固定	5.50	30.03.2011	30.03.2026	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,049,678,000.00	1,049,678,000.00
固定	6.38	23.10.2011	23.10.2034	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00
固定	5.00	13.01.2012	13.01.2037	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,330,959,000.00	1,330,959,000.00
固定	4.20	21.01.2014	21.01.2024	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	3.95	20.01.2015	20.01.2040	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.70	01.03.2016	01.03.2041	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.00	01.02.2018	01.02.2028	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00

(1) 原通貨は、2018年4月2日のBSP参照レートを使用して換算されている。

（ 7 ）【その他】

該当事項なし

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし

第三部【特別情報】

【債券及び利札の様式】

該当事項なし

振替外債の場合

本債券には振替法が適用される。

振替法第127条において準用する同法第69条第1項第7号に規定する通知事項

「第一部 証券情報」に記載の事項のうち下記イからチまでに該当する事項

イ 当該振替外債の総額

上記「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 2 募集要項」に記載する総額

ロ 当該振替外債の外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称
株式会社三井住友銀行（財務代理人）

ハ 各振替外債の金額

1億円

ニ 当該振替外債の利率

上記「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 2 募集要項」に記載する利率

ホ 当該振替外債償還の方法及び期限

上記「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 4 償還の方法」に記載する方法及び期限

ヘ 利息支払の方法及び期限

上記「第一部 証券情報 - 第1 募集債券に関する基本事項 - 3 利息支払の方法」に記載する方法及び期限

ト 発行者が合同して当該振替外債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

該当事項なし

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替外債に担保が付されている場合にあっては、当該担保に係る
信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証書の表示

該当事項なし